

令和元年10月18日

令和元年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

総務企画委員会記録

(第2号)

令和元年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月18日（金曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後3時40分
場所 第4委員会室

議 会 事 務 局 長 平 田 善 則 君
参 事 兼 総 務 課 長 知 念 弘 光 君

本日の委員会に付した事件

- 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会 の認定について（企画部、出納
認定第1号 事務局、監査委員事務局、人
事委員会事務局及び議会事務
局所管分）
- 決算調査報告書記載内容等について

○渡久地修委員長 ただいまから総務企画委員会を
開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第
5回議会認定第1号の調査及び決算調査報告書記載
内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監
査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務
局長の出席を求めています。

まず初めに、企画部長から企画部関係決算の概要
説明を求めます。

宮城力企画部長。

○宮城力企画部長 それでは、ただいま通知しまし
た企画部の平成30年度歳入歳出決算説明資料につい
て御説明いたします。

通知をタップし、資料をごらんください。右から
左に画面を2ページスクロールしていただき、資料
の1ページを表示ください。

企画部は一般会計のみとなっており、所管の歳入
決算総額は、(A) 欄予算現額374億1348万3280円に
対し、(B) 欄調定額327億1790万3885円、(C) 欄収
入済額327億1704万2785円、(D) 欄不納欠損額0円、
(E) 欄収入未済額86万1100円となっております。

款ごとに御説明申し上げます。

(款) 使用料及び手数料は、予算現額444万2000円、
調定額は170万943円で、同額収入済みであります。
これは、主に行政財産使用許可に係る使用料収入で
あります。

(款) 国庫支出金は、予算現額350億8040万3960円、
調定額297億1160万6732円で、同額収入済みでありま
す。これは、主に(項) 国庫補助金の沖縄振興特別
推進交付金や、(項) 委託金の統計調査総務費であり
ます。

(款) 財産収入は、予算現額1億8104万3000円、
調定額は2億6897万9457円で、同額収入済みであり
ます。

財産収入の主なものは、(項) 財産運用収入(目)
財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地等内土

出席委員

委員長 渡久地 修君
副委員長 新垣 光栄君
委員 花城 大輔君 又 吉 清 義君
中川 京貴君 仲 田 弘 毅君
宮城 一郎君 当 山 勝 利君
仲宗 根 悟君 玉 城 満君
比嘉 瑞 己君 上 原 章君
當 間 盛 夫君

説明のため出席した者の職、氏名

企 画 部 長 宮 城 力君
企 画 部 参 事 宮 平 尚君
企 画 調 整 課 長 喜 舎 場 健 太君
交 通 政 策 課 長 宮 城 優君
交 通 政 策 課 寺 本 美 幸さん
公 共 交 通 推 進 室 長
交 通 政 策 課 副 参 事 大 嶺 寛君
科 学 技 術 振 興 課 長 屋 比 久 義君
総 合 情 報 政 策 課 長 砂 川 健君
地 域 ・ 離 島 課 長 糸 数 勝君
市 町 村 課 長 高 江 洲 昌 幸君
市 町 村 課 副 参 事 金 城 康 司君
会 計 管 理 者 伊 川 秀 樹君
物 品 管 理 課 長 上 原 直 美さん
監 査 委 員 事 務 局 長 安 慶 名 均君
人 事 委 員 会 事 務 局 長 池 田 克 紀君

地貸付料であります。

資料2ページを表示ください。

(款) 寄附金は、予算現額100万円、調定額は65万3100円で、同額収入済みであります。これは知的・産業クラスター形成推進寄附金としての受け入れであります。

(款) 繰入金は、予算現額5億695万2000円、調定額4億9472万3535円で、同額収入済みであります。これは主に沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金からの繰り入れであります。

(款) 諸収入は、予算現額6億1974万2320円、調定額13億2404万118円、収入済額13億2317万9018円、収入未済額86万1100円となっております。

諸収入の主なものは、(目) 総務貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入で、本年度は(株)オリオンビールから一括繰上償還があったことから、収納額が予算現額を大きく上回りました。

また、収入未済は、(目) 雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取り消しに係る返還金であります。

(款) 県債は、予算現額10億1990万円、調定額9億1620万円で、同額収入済みであります。これは主に、地域総合整備資金貸付金事業であります。

資料3ページを表示ください。

平成30年度一般会計歳出決算について御説明申し上げます。

企画部の予算は(款) 総務費に計上されております。

歳出決算総額は、(A) 欄予算現額441億3330万4200円に対し、(B) 欄支出済額381億2044万3428円、(C) 欄翌年度繰越額47億6796万8390円、(A - B - C) の不用額12億4489万2382円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は86.4%、繰越額の割合である繰越率は10.8%であります。

翌年度繰越額について御説明申し上げます。

繰越額(C) 欄をごらんください。

(項) 企画費の繰越額3億5378万4390円のうち、(目) 企画総務費1359万3000円は、通信施設維持管理費の事業実施に伴う繰り越しであります。

(目) 計画調査費3億4019万1390円は、離島航路運航安定化支援事業、テレビ放送運営事業費に係る繰り越しであります。

(項) 市町村振興費の繰り越しは、(目) 沖縄振興特別推進交付金44億1418万4000円となっております。

不用額の主なものについて御説明申し上げます。

(項) 総務管理費の不用額1927万2702円は、主に

特定駐留軍用地内土地取得事業において、駐留軍用地内の土地取得が見込みより少なかったことに伴う公有財産購入費の執行残によるものであります。

(項) 企画費の不用額3億911万9050円のうち、(目) 企画総務費に係る主なものは、通信施設維持管理費における委託料の執行残によるものであります。

(目) 計画調査費に係る主なものは、石油製品輸送等補助事業費における石油輸送量の実績減に伴う補助金の執行残、離島空路確保対策事業費における補助対象事業者の欠損額減少に伴う運航費補助金の執行残によるものであります。

(項) 市町村振興費の不用額8億5175万4980円は、主に(目) 沖縄振興特別推進交付金において、市町村事業に係る入札残及び事業計画の変更等による交付金の執行残であります。

(項) 選挙費の不用額1378万1215円は、主に(目) 県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費の市町村に対する交付金及び公費負担経費の執行残であります。

(項) 統計調査費の不用額5096万4435円は、主に(目) 漁業センサス費の市町村に対する交付金の執行残であります。

以上で、企画部所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から出納事務局関係決算の概要説明を求めます。

伊川秀樹会計管理者。

○伊川秀樹会計管理者 おはようございます。

続きまして、出納事務局所管の平成30年度歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしております平成30年度歳入歳出決算説明資料出納事務局に基づきまして御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算現額(A) 欄は、(款) 使用料及び手数料、(款) 財産収入、(款) 諸収入の合計で2302万8000円となっております。

調定額(B) 欄は19億4752万5524円で、収入済額も同額となっております。

(款) 使用料及び手数料(項) 証紙収入については、各部局で予算を計上していることから予算現額は0円となっております。

証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局会計課で行っている証紙売りさばき分になります。

資料の2ページをごらんください。

次に、歳出について御説明いたします。

(款) 総務費(項) 総務管理費の(A) 欄予算現額 6億3504万7000円に対し、支出済額(B) 欄 6億665万7450円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は95.5%となっております。

翌年度繰越額(C) 欄は927万7200円で、予算現額に対する繰越率は1.5%となっております。

不用額は1911万2350円で、その主なものとして、職員手当等と役務費の執行残となっております。

以上で、出納事務局の平成30年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係決算の概要説明を求めます。

安慶名均監査委員事務局長。

○安慶名均監査委員事務局長 では、続きまして、監査委員事務局所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、サイドブックに掲載されております平成30年度歳入歳出決算説明資料により御説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知をいたしました平成30年度歳入歳出決算説明資料のタップをお願いいたします。表紙が表示されましたでしょうか。それでは、画面をスクロールしていただき、説明資料の1ページを御表示ください。

では、歳入の決算について御説明いたします。

監査委員事務局の歳入総額は、(款) 諸収入で、収入済額が5278円となっております。

その内容は、非常勤職員に係る雇用保険料となっております。なお、調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

画面をスクロールしていただき、説明資料の2ページを御表示ください。

では、歳出の決算について御説明いたします。

歳出の合計は(款) 総務費(項) 監査委員費の予算現額 1億8607万6000円にしまして、支出済額は1億7966万4917円で、執行率は96.6%となっております。

不用額は641万1083円で、その主なものは、職員費及び旅費等の執行残によるものであります。

以上で、監査委員事務局所管の決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係決算の概要説明を求めます。

池田克紀人事委員会事務局長。

○池田克紀人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、サイドブックに記載されております平成30年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明させていただきます。

ただいま、青いメッセージで通知しました平成30年度歳入歳出決算説明資料をタップしてください。表紙が表示されましたでしょうか。それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、説明資料の1ページを御表示ください。

歳入決算状況について御説明いたします。

人事委員会事務局の歳入総額は、(款) 諸収入の収入済額(C) 欄が170万4252円となっております。その内容につきましては、公平審査・苦情相談業務の受託経費、警察官採用共同試験の実施に係る経費、非常勤職員等に係る雇用保険料等でございます。なお、調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

画面をスクロールしていただき、説明資料の2ページを御表示ください。

歳出決算状況について御説明いたします。

(款) 総務費(項) 人事委員会費の歳出総額は、予算減額 1億7542万8000円に対し、支出済額 1億6729万4857円、不用額813万3143円、執行率が95.4%となっております。

不用額の主な内容は、職員費及び職員採用試験費の執行残等でございます。

以上で、人事委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算の概要説明を求めます。

平田善則議会事務局長。

○平田善則議会事務局長 それでは、議会事務局所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットへ通知いたしました平成30年度歳入歳出決算説明資料県議会事務局をタップしてごらんください。それでは、画面に表示されております表紙、目次をスクロールしていただき、1ページを表示ください。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

議会事務局の歳入総額は、調定額の246万9319円に対し、収入済額が246万9319円、収入済額の割合は100%となっております。

収入済額のうち、(款) 使用料及び手数料38万4790円は、議会棟1階ラウンジ等の建物使用料であります。

(款) 諸収入の208万4529円は、電気代等の雑入であります。

次に、2ページをお開きください。

歳出決算について御説明申し上げます。

議会事務局の歳出総額は、予算現額の14億3289万6000円に対し、支出済額が13億6410万2616円、不用額が6879万3384円で、執行率は95.2%となっております。

不用額の主な内容は、目別に御説明しますと、(目) 議会費の不用額4523万6224円は、旅費等の執行残となっております。

次に、(目) 事務局費の不用額2355万7160円は、職員費等の執行残となっております。

以上が、議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取り扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、質疑を行うようお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を

行います。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず最初は、企画部の部分からですね。主要施策の成果に関する報告書の23ページということで、今、通知いたします。

移住定住促進事業なんですけども、当初予算3763万2000円から4310万9000円。補正増額したと思われるんですけども、その内容を教えてください。

○糸数勝地域・離島課長 お答えします。

県ではですね、定住人口の安定に加えまして、県外からの移住者の増大を図りまして、離島過疎地域の人口の維持・増加を図るために、移住定住促進事業を実施しております。具体的にはですね、地域・離島課内に移住コーディネーターを1名配置しまして、そこで移住希望者が電話や、あるいは直接来館しまして移住の相談を行っております。また、県外でのですね、移住フェアというのを全国規模でやっている団体が主催するものにブースを出展したり、あるいは沖縄県単独で移住相談会をやっておりまして、そこでのブース出展でさまざまな移住相談を受けております。

以上です。

○宮城一郎委員 何が足りなくなったので、補正増額したんですか。

○糸数勝地域・離島課長 これについては、ワーキングホリデーという事業が新しく出まして、それで9月補正で840万円余りの予算措置をしております。

○宮城一郎委員 これは平成28年から29年、30年、3年間行われているものだと思うんですけど、実際にこの事業によって発生した移住者の実績等がわかれば教えてください。

○糸数勝地域・離島課長 実はですね、この事業は個別に、一人一人をサポートしているというわけではなくて、我々が移住に当たってのいろんな支援策とかを紹介して、それを移住者がそのような情報を総合的に判断して移住しているということで、それを一人一人追っかけてサポートしているということではないために、移住者の数というのは把握はできない状況にあります。

○宮城一郎委員 では事業目的は、移住を促進して地域・離島に活力を与えていくということだと思うんですけど、その目的の検証は今できない状態で、いわゆる、バットを振ったということに対してが目的みたいになっているということでしょうか。

○糸数勝地域・離島課長 一応ですね、相談に来た

数というのは把握できます。ウェブサイトも設けておきまして、そこでのアクセス数とかですね、そういった形では、一応把握はしております。

○宮城一郎委員 一方で、私はたびたび本会議で質問させていただいているんですけど、住民票を移さない移住者の問題がですね、非常に実態がつかめないということにおいて、県内で懸念になっていると思うんですけども。実際に沖縄県では、あるいは企画部さんでは住民票を移さない移住者の実態というのはつかめない状況ということで間違いないでしょうか。

○高江洲昌幸市町村課長 他の市町村から転入してくるものにつきましては、転入の届け出というものが申請主義ということになっておりますので、届け出をしない移住者の現状を市町村において把握することは現状では困難な状況にあります。ただ、県としましては、引っ越しに伴ってですね、住所を移動するものに対して正確な住所変更の届け出を促すように、市町村に対しまして周知を図っているというところでございます。

○宮城一郎委員 移住といいますか、人口の流入は地域に活力を与えるというところで、この移住促進事業のホームページ等も拝見したんですけども、活力というのは県も含めた市町村自治体の財源強化というところが行き着くところなのかなと、あるいは大きなバロメーターなのかなというふうに私自身は考えるところなんですけども。一方で、実態はつかめていない住民票を移さない移住者が少なからず存在するだろうと推測される中で、活力イコール財源にフィードバックする観点がこの事業からはちょっと抜け落ちているような感触が否めないんです。今後、この移住実態を調査する考えというのはないでしょうか。

○糸数勝地域・離島課長 委員御指摘のとおり、やはりそういった住民票を移さずに居住するという点に関してはさまざまな問題点が、そういった財源の問題を含めましてあるかと思えます。ただですね、うちの課でやっている移住相談というのは、まずは移住に踏み切れない人たちを後押しするという点で、それを情報提供してぜひ沖縄に来てくださいというのをまず優先して行っております。ですので、それに対してなかなか難しい面ありますけど、ただ、住民票を移すという大切さといいたいまいしょうか、本人の不利益にもなると思えますので、そこは情報提供をしていきたいというふうに考えております。市町村ともいろいろ意見交換しているんですけど、なかなか個人情報の問題でですね、移住で来たんですか

とかというようなことは確認はなかなかしづらいということで、この点はちょっと難しい面もあるのかなと思っております。

○宮城一郎委員 では、この決算の報告を受けて、平成30年度までの事業なんですけども、31年度といいますか令和元年度、この事業はどうなっているのか。予算規模ですとか、単年事業なのか、また、前回のよう複数年にわたってやっていく計画になっているのか教えてください。

○糸数勝地域・離島課長 お答えします。

令和元年度から3年度、地方創生の計画に基づいて行う予定であります。

○宮城一郎委員 元年度の予算は幾らですか。

○糸数勝地域・離島課長 6060万9000円です。

○宮城一郎委員 令和2年度、3年度はまだ策定していないということですか。それも同規模くらいで進んでいくんでしょうか。

○糸数勝地域・離島課長 まだ決まっております。

○宮城一郎委員 これは平成30年度が補正増したとはいえ、3700万円が当初予算で、令和元年からは6000万円ということですから、倍とは言わなくてもかなり大幅に拡大している事業だと思います。元年度予算がここまで大きくなっているという部分で、新たな取り組みがあれば教えてください。

○糸数勝地域・離島課長 新たなものは特にありません。

○宮城一郎委員 ありがとうございますと言っているかわからないんですけども。じゃあ移住定住促進事業についてはこれで終了します。

次は、出納事務局の一般会計、歳出決算状況というところの2ページですね。これから通知いたします。

ここに、平成30年度の出納事務局の歳出があらわれていますけども、この中でどの項目かというの私自身もわからないんですが、出納事務局さんのほうで業者選定している全庁の複合機の契約についてお尋ねさせてください。

全庁分の業者を選定して、そのコストというのは各部局の歳出に落とし込まれていると私が勝手に考えているんですけども、出納事務局として選定した、複合機に係る歳出の総額というのは、各部局に行ってしまうればそれまでが仕事なのかもしれませんけど、実際つかんでらっしゃるのかどうかというのわかりますでしょうか。

○上原直美物品管理課長 お答えいたします。

複合機の複写サービスにつきましては、事務の効率化と経費節減を図るためにですね、企業局とか病

院事業局及び県外事務所を除く県の機関を対象に平成20年度から一括契約を行っておりますが、うちのほうで一般競争入札をやっているんですけども、単価についての入札を行って単価決定して契約をするんですけども、各部局のコピー機の使用につきましては、部局それぞれの課で支払いを行っているところでございますので、総額でどれだけ使っているのにつきましては、ちょっとこちらのほうでは今のところ把握はしておりません。

○宮城一郎委員 ありがとうございます。

一般競争入札によって選定されているということなんですけども、この平成30年度の各部局に反映される業者選定について、平成30年度の方ですね、大体、いつ業者選定を行って、どのような業者さんが選定されたのか教えてください。ただ、もし特定の法人名の公表に差しさわりがあるようでしたら、その業者さんがメーカーさんなのか、あるいは販売会社さんなのかということの区別だけでも結構ですので、教えていただけたらと思います。

○上原直美物品管理課長 お答えいたします。

一般競争入札なので広く公告をして広く公募するという形ですので、ただ、資格の要件につきましては公告の中で定めておまして。例えばうちのほうの物品管理課でやっております物品の競争入札単価資格者名簿に登録されているものとか、あと、県内に事業所を有し保守及び消耗品供給等が速やかに対応できるものとか、障害が発生した場合に原則2時間以内に修理に着手できるものとか、ステープルとかそういった別途オプションの契約に対応できる業者ということをやっております。ちなみに、競争入札参加資格者名簿に登録されているものということで、その段階で3年に1回、登録審査などを行うんですが、その際に業者の経営状況とか従業員の数とかそういったもので判断して、資格あり、なしという判断をして登録をするという形をとっております。30年度の業者につきましては、応募のあった業者のほうで資格の確認をしたところ、これは落札の業者ですかね、県内業者が県内に本店のある業者が3社で、県内に事業所、本店は県外なんですけども、県内に事業所がある業者が1社で3地区をとっております。

よろしいでしょうか。

○宮城一郎委員 それがメーカーさんなのか、販売会社さんなのか。

○上原直美物品管理課長 県外に本店のある県内に事業者を持っている業者につきましては、メーカーさんになります。

○宮城一郎委員 落札業者さん、全社メーカーさんですか。

○上原直美物品管理課長 3地区が県内業者ですね。残り3地区が県外のメーカーになります。ただ、その3地区とも県外の一つのメーカーが落札しているということになります。

○宮城一郎委員 最初の3地区は県内業者と言いましたが、県内業者はメーカーではなくて販売会社ですか。

○上原直美物品管理課長 販売会社になっております。

○宮城一郎委員 一般的に同じ商品を扱う業者でメーカーさんと販売会社さんでは、メーカーさんのほうに、いわゆるアドバンテージというのがあるように私自身は考えているんですけども。その優位性を公平にする取り組みなどというのは、選定方法の中に考慮されていますでしょうか。例えば下限を設けるとかそういったところです。

○上原直美物品管理課長 今おっしゃった下限を設けるということは、最低制限価格の話になるかと思いますが、最低制限価格につきましては、地方自治法に基づきまして、工事、製造またはその他の請負に関して設けることができるということですので、複合機の契約につきましては役務の提供になりますので、どうしても地方自治法上最低制限価格を設けることができないということで考えております。

○宮城一郎委員 地方自治法上、最低制限価格を設定できない類いのサービスだというふうに思うんですけども。その中で、先ほど言ったメーカーと販社の間にある優位性、あるいは非優位性とかを解消する取り組みは、今現在選定方法の中には存在しないということでしょうか。

○上原直美物品管理課長 済みません。一つ言い忘れていましたが、土建部では取り抜け方式、こちらでは一抜け方式ということをやっております。1工区から3工区まで、6工区あるんですけども、1工区から3工区までにつきましては、先にとった業者は次の入札に参加できないという形で、広く受注の機会を与えるということで、その辺、地元業者に配慮した取り組みを行っているところでございます。

○宮城一郎委員 今、現状の選定環境というんですか、メーカーも販社も混在する中での選定方法なんですけども、一部の業者さんのほうからですね、このような環境であれば、いわゆる廉売競争に入って行かざるを得ないと。そういう中で、県の仕事にメリットを感じないという声も一部に届いております。大切な税金を使うのだから、安いにこしたことはな

いという考え方はもちろん当然だと思いますし、ただ一方で、事業者が利益を削ってまで苛烈な競争をするのも考えものだと思うんですね。しのぎ合いだと思うんですけども、このあたりのバランス感覚をどのようにお考えでしょうか。

○上原直美物品管理課長 廉売競争ということをおっしゃっていますが、発注者としてはですね、やはり適正な予定価格を設定するということが発注時点の実勢価格を調査したり、地区割に問題がないかどうかとか、その辺のさまざまな点を考慮してですね、発注をしているところでございます。ただ、メーカーさんが有利になるということで、排除したい気持ちはわかるんですけども、やはり何ていうんですかね、競争性の確保、地方公共団体は経済性、合理性を追求する責任があります。あと、県民に対しての説明責任もありますので、その辺は適正な方法でもって、今おっしゃるように廉売を避けるためには適正な予定価格を設定する、それに努めていきたいと思っております。それとですね、透明性、公平性を確保するためには、やはり公表というものが必要になりますので、その辺については今後、検討していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 排除したいという気持ちという私の心を代弁していただきましてありがとうございます。

今、課長のほうから理念みたいところで聞かせていただいたんですけども、実際にどうなんでしょう、県内のこの類いの選定方法に対して、業者さんから何か要望とか要請とか、そういったものというものは上がってないでしょうか。

○上原直美物品管理課長 平成27年から要請なども頻繁にありました。その辺で、十分説明した上で理解していただいているものと思っておりますが、ただ、現在ですね、複合機の契約につきましては3年の長期継続契約を行っているということで、期間につきましては業者さんからの要望などもありますので、その辺は今後、柔軟に検討していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 最後になりますけども、要望としてですね、2018年に沖縄県の契約に関する条例というものが制定されていると思っております。第3条の基本理念にその締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保されるということも大きくうたわれておりますので、ぜひ今後ですね、その辺のバランスをしっかりと捉えていただいて、もちろん税金は納税者からの預かり物ですので大変貴重ですが、県内事業者もや

はり同様に県税を納めながら、そして県の経済発展に努力している方々でありますので、その方々からして、県の仕事にメリットがないと言わしめるような現状というところには、少し心をとめていただきたいと要望します。

以上です。

○渡久地修委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは、質疑をさせていただきますが、成果報告書の20ページ、知的・産業クラスター形成についてお伺いします。

まずですね、平成29年度の予算額と平成30年度の予算額おわかりでしょうか、御答弁ください。

○屋比久義科学技術振興課長 お答えいたします。

平成29年度の予算額は、約16億3000万円でございます。平成30年度は9億8087万5000円でございます。

○当山勝利委員 約7億円減額になって、これは一括交付金が減らされた影響でこうなったということで、これも予算のときにもお伺いしましたけども、これだけ大幅に減らされて大丈夫ですかということは聞かせていただきました。その中で、委託料とか、それから補助金が大幅に減額されていたわけですよ。何とかそれはちょうどうまいぐあいにはできそうですという話はあったと思うんですが、そのときの話では、ですが、平成30年度これだけ減らされた中での影響についてお伺いします。

○屋比久義科学技術振興課長 平成29年度と30年度の予算の差についての主な要因といたしまして、平成29年度は研究の初年度となる新規事業が3件ございました。そのため、試験等を開始するための実証装置であったり研究環境の整備など、一定の初期投資が必要となると判断していたことから、予算額、決算額ともに増加しております。また、平成30年度は、事業の一部につきまして研究成果の実用化を促進するため大学発ベンチャー企業等の活動を促すということで、委託事業を補助事業に変更いたしました。補助事業に変更いたしますと経費の一部に企業負担が生じますので、全額県の負担ではなくて、県の負担プラス企業さんの負担という形で事業を執行してまいりました。こういう形で効率的、効果的な事業執行に努めてきたわけでございます。現年度においても、現状のところ、特段、研究に支障があるというような認識は持っておりません。

○当山勝利委員 わかりました。

ただ、皆様の感覚と多分、実際にやられている方々の感覚はちょっと違うかもしれないのでそこら辺はまた置いてですね。この事業においてですね、実

用化された技術、もしくは商品等がありますか。

○屋比久義科学技術振興課長 例えばですね、何度か説明させていただいているんですけど。経緯を説明させていただきますと、綿形状の人工骨技術を応用して、人工骨技術を持っているベンチャー企業さんと琉球大学医学部の先生の研究をマッチングしたところ、さまざまな再生医療に活用ができる幹細胞の抽出培養キットの製品化を目指す共同研究を支援しました。29年度にはこれに係る特許の申請を行いまして、30年度には具体的に商品開発という研究を進めまして、30年度内に研究用に限りませけれども、商品というか培養キットの販売にこぎつけることができしております。ちなみに、平成30年の12月から研究用の培養キットとして全国の研究機関に向けて販売を開始しております。今年度からは、再生医療現場において治療できる、要は人に応用できるような臨床用培養キットの開発に着手しているところでございます。

また、これも培養系の研究支援でございますが、再生治療に利用する脂肪幹細胞というのがございますが、その培養で生産される、培養の際に副産物として出てくるものを商業利用できないかという共同研究を支援したところ、平成30年2月に肌の保湿や弾力性の向上などに効果が期待できるということで化粧品の商品化に至りまして、インターネット上での販売等を行っておりまして、数年以内には4億円程度の売り上げを見込んでいるという話を聞いております。

また、そのほかの研究開発では、家畜感染症予防ワクチンの製品化に至っておりまして、これにつきましては、昨年9月に農林水産省へ製造販売承認申請を行い、本格販売に向けた取り組みが行われているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員 いろいろと成果が出て、今年度はまた新たにたんぱく質合成技術に関するようなものも開発されているようなことも資料でいただいております。大分、技術的にも進んで商品化も進んでいる、もしくは商品になるための技術がつけられているというのはよくわかりました。

ちょっと細かな一つ一つの事業についてお伺いしていきますけども、この中に成果報告書にはなかったと思うんですが、ハワイ東西センター事業というのがあると思うんですけども、これまで何人小学生を派遣し、どのようなことを学んでいるのかお伺いします。

○屋比久義科学技術振興課長 ハワイ東西センター

連携事業のことを委員御指摘だと思いますが、これはハワイ大学の大学院で学位取得を目指す最大2年間の留学を支援するプログラムと、もう一つ、ハワイの東西センターというのがございますが、ハワイ東西センターにおいて、アジア・太平洋地域リーダーシッププログラム、これは5カ月程度でございますが、この2つのプログラムへ派遣する事業でございます。これにつきましては、ハワイ東西センターと沖縄県が連携して留学の支援を行っているところでございます。具体的には、学費であったり寮費であったり学問に必要な書籍代だったり、また、滞在費の一部等々ですね、これについて沖縄県とハワイ東西センターのほうから支援を行っている。この事業につきましては、平成26年度の事業開始から今年度までに、沖縄県からハワイ大学の大学院へ6名留学生をお送りしております。また、東西センターへは3名、合わせまして9名の留学支援を行っているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

それで、この事業のですね、向こうに送って、当然沖縄に帰ってこられると思うんですが、そもそもこの事業の目的と沖縄に帰ってこられて実際にどのようなことに携わっているのかというのはわかりますでしょうか。

○屋比久義科学技術振興課長 この事業につきましては、グローバル社会化、多様複雑化する社会のニーズに対応できる、国際的な視点でもって対応できる人材を育成するため、アジア・太平洋諸国の人材育成という面で実績のあるハワイ東西センターと連携し、また、気候的、あるいは島という地理的な観点からも沖縄と同意性のあるハワイ大学の大学院へ人材を派遣し育成するというものでございます。ちなみに、これまで派遣した者の中にはですね、例えば国際的な観点から、理科教育をどうやってうまくできるかというような教育プログラムの習得に留学をしたり、あるいはハワイの看護学を学んでそれを沖縄のほうで生かしていきたいというような留学生がおられました。具体的にはそのような感じになっております。

○当山勝利委員 わかりました。

この事業は、グローバル社会とかアジア・太平洋諸国ネットワーク形成とか目的があるというふうに聞いています。そのアジア・太平洋諸国とのネットワーク形成というのはまた、そういう方々によってつくられようとしているのか、また、そういうことを県としてはサポートされているのかお伺いします。

○屋比久義科学技術振興課長 留学生同士の個別のネットワーク、これはハワイ東西センター側のネットワークを通じたネットワークというのはもちろんのこと、例えばWUBであったり、そういった方々の要人もハワイ東西センターの事業のほうにかかわっておりますので、そういった意味でのネットワークということは生かされているというふうに理解しております。

○当山勝利委員 わかりました。

そういう人と人とのつながりがですね、またよき理解、相互関係がよくなる、もしくは沖縄のいろんな環境、社会的な環境をよくする方向でやられている事業だと思っておりますのでぜひ頑張ってくださいと思います。

それと、これも成果報告書にないんですが、子供科学技術人材育成事業というのがあると思います。小中高の子供たちに科学教育プログラムをされているということですが、それぞれ、小中高校生、何名ずつ受けていらっしゃるのか、また、どういうプログラムを実施されているか伺います。

○屋比久義科学技術振興課長 子供科学技術人材育成事業につきましては、委員もおっしゃるとおり、子供たちの科学技術への好奇心、探求心を高めるために行っている事業でございます、これにつきましては琉球大学や沖縄高専等と連携して、小中高の各段階に応じた科学教育プログラムを実施しております。

例えば小学生でありますと、体験型科学教室を数多く実施したり、あるいは中学、高校になりますと、実際の科学実践講座というような形をとらせております。具体的には小学生を対象とした児童プロジェクトでは、離島一座間味村、渡嘉敷村、北大東村、多良間村、与那国町、伊江村、伊是名村、石垣市の離島を含む県内各地域の児童館等で科学工作や実験ショー、科学教室等の体験型科学教室を30年度は70回実施いたしまして、参加者は延べ人数で、保護者も含みますが5142名となっております。

また、中学生プロジェクトでは体験型の科学実践講座を本島北部、本島中南部、久米島町の3拠点で実施しております。沖縄本島北部では環境の分野、中南部では健康医療分野、久米島ではITロボット分野という分野に分かれまして実施をいたしまして、参加者数は合わせて48名でございました。

高校生プロジェクトにつきましては、4分野でございますが、動物科学、脳科学、遺伝子科学、情報科学の4つの分野の合宿型の科学実践講座、前半、後半の2泊3日の合わせて6日間になりますが、こ

れを実施いたしまして、参加者は46名でございました。

以上です。

○当山勝利委員 小学生が5142名と、大変多いかなと思っております。参加がですね。中学生が48名というのは、これは課題解決型という形でやられている関係なのか、そもそも中学生の応募が少ないのか、公募が少ないのか、もうちょっと多くてもいいと思ったりもするんですけど、どういう関係で48名なんですか。

○屋比久義科学技術振興課長 これは、例えば学校のほうにこういう講座の生徒さんを募集していますとかという形で周知、広報を行ってはいらるんですけども、委員も御承知のとおり、内容的に科学に興味のある生徒さんでないとなかなか応募しないのかなという感じがしております。私も昨年、参加した中学生のほうに参加の動機を聞いたところ、親に行けと言われたから来ましたとかいうのもかなりいて、ただ、つかみとしてはそれでいいのかもしれない。結果として最後の報告会するときには参加してとてもよかったという話をされておりましたので、我々としては、学校への周知ももちろんなんですが、御父兄、保護者の方への周知というのも大切で、力を入れて取り組んでいるところでございます。

○当山勝利委員 こういう形になって平成30年度から始まったことになるんですかね。継続的に前からやられているとは思いますが。ぜひ科学に興味を持ってもらうという努力も必要かと思ひますし、評判がまた評判を呼ぶと思ひますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。人材育成のほうですね。

あと、この事業というか、別の事業ですけど、大学院大学発展促進事業というのがあると思ひますけれども、これはOISTに関する事業だと思ひますが、まずこの事業について御説明ください。

○屋比久義科学技術振興課長 OISTの事業でございますが、これはOISTのほうで、OISTのリソース—資源を活用して、OISTで起業をしたいというような方を世界中から公募しまして、その中から選定をして、1年間、OISTの施設の中で研究開発を進めながら起業の準備をするという事業に補助をしております。それ以外に、OIST発展県民促進会議を通じて、当山委員から先ほど質問があったOISTがやっている人材育成等々への助成とかということをやっております。

○当山勝利委員 先日、総務企画委員会でOISTさんのほうへ視察させていただきまして、卒業した学生さんが全員、県外、国外に行かれています。今、

スタートアップ事業で企業を8社受け入れているけども、この8社の受け入れ、プログラムが終わった後に県内にとどまるかどうかというのは難しい問題であると。ぜひ県のほうとしても協力、国も含めて協力していただかなければならないものがあるというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、県としてその意見も聞かれたと思うんですね、前回、一緒に行ったと思います。それを聞いて、県としてできることとしては何があるのかというのはわかりませんか。

○屋比久義科学技術振興課長 OISTは世界的にも卓越した研究を実施している研究機関でございますし、そこを卒業した学生さん、あるいは先ほど御説明申し上げました起業するために沖縄に来ていただいた事業家の皆様方の成果を沖縄のほうでも広く波及させていただくことで、沖縄の産業振興に寄与するものだと思っております。こういった考えで、繰り返し説明にはなるかと思いますが、OISTが世界中から革新的な技術を公募し、事業化を目指す企業家育成プログラムを支援するなど、研究開発型企業の創出に向けて取り組んでいきたいと考えております。科学技術振興課といたしましては、これらの取り組みを通じて、知的・産業クラスター形成につなげていくこと目指していきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 企画部としてはなかなか、そういう環境づくりというのは難しいと思うんですね。ここら辺ははっきりおっしゃったと思うんですよ、向こうの副理事長さんでしたか、環境をつくってほしいと。沖縄に残る環境をつくらないと出て行きますよと。その環境づくりをしっかりとやっていかないといけないわけですから。技術的なフォローとか起業のフォローとかは皆さんできるかもしれないけども、実際には、例えばどこか施設を借りるとか、それから銀行の口座をつくるとか、もっと細かなことはいっぱいあるわけですね、起業するためには。そういう中であって、援助できる場所はしっかりと援助していかないと沖縄県になかなかとどまってもらえないというのがありますので、ぜひそこら辺はしっかりとやっていただきたいと思いますと思うんですけどもいかがでしょう。

○宮城力企画部長 銀行口座の開設のお話が今、委員からありましたけれども、銀行に確認するとマネーロンダリングやらテロの資金管理口座にならないかという視点で、世界中の銀行で口座開設に当たっての資格審査が非常に厳格になっていると聞いており

ます。そのため、外国人が起業する際の口座の開設、このあたりが非常に時間がかかる、あるいは難しいという声を聞いております。また、アパートの入居とかですね、そのあたりでもなかなか手続が煩雑ということを知っておりますので、このあたりの課題に対しては、関係機関と情報を共有した上で連携してなるべく円滑に進むような形で取り組んでいきたいと考えております。

○当山勝利委員 ぜひ、そこら辺の環境づくりを頑張ってもらいたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、成果報告書の32ページになります。大規模駐留軍用地跡地利用推進費について、事業の内容は書かれてはいるわけですが、これの進捗状況についてお伺いします。

○宮平尚企画部参事 大規模駐留軍用地推進費でございますが、これは今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の6施設ですね、これの跡地利用の円滑な利用を図るための跡地利用計画の策定に向けた調査検討を行っているものでございます。具体的にはですね、普天間飛行場を対象としました普天間飛行場跡地利用計画策定調査。それと6施設を対象としました中南部都市圏の軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査という2つの業務を実施しております。

普天間飛行場の策定調査につきましては、平成15年から宜野湾市と共同で調査検討を進めておまして、平成18年2月に跡地利用基本方針、それから平成25年3月に全体計画の中間取りまとめを策定しております。現在は跡地利用計画策定に向けまして、有識者検討会議などからの意見を踏まえながら、周辺市街地と連携した跡地利用の調査検討などを行っているところでございます。令和3年度までに跡地利用計画の素案を策定するというように予定をしております。

それから、中南部のほうでございますが、中南部のほうは嘉手納飛行場より南の6施設を対象としまして、平成22年から関係市町村と連携して、地主会、有識者等の協力のもと、広域的な観点から各施設が連携した跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想というのを平成25年1月に策定しております。現在はこの広域構想を踏まえた各市町村の跡地利用計画の策定状況や周辺開発動向について意見交換等を行い、課題整理を行っているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用の検討調査についてですけども、意見交換を行って

いるということなのですが、例えばキャンプ・キンザーにしる、SACOでいうと2024年度以降、もしくは2025年度以降には返還という明確な数字が出ていますよね。年限でいうとあと4年、5年になるんですけども、そこら辺に向けて、例えばこの事業を加速しなければいけないというのはないんですか。

○宮平尚企画部参事 先ほど申しましたように、普天間飛行場につきましては、宜野湾市と共同で県が策定業務を行っているんですが、ほかの施設につきましては、基本的には所在市町村、まちづくりの主体である所在市町村が跡地利用計画を策定することになっております。県は、広域構想で広域的な観点からの連携を図るということで広域構想を策定してございます。県は、広域構想を踏まえた跡地利用計画ができるようなサポートをしていくというような立場でございます。

○当山勝利委員 わかりました。

じゃあ次に移ります。離島航空路対策事業費、実は載っておりません、成果報告書には。平成30年度予算額が8600万円余ほどついていたと思いますが、まず、決算額をお伺いします。

○宮城優交通政策課長 平成30年度の決算額は5994万8000円でございます。

○当山勝利委員 約2600万円ぐらい不用になっているわけですよね。不用な主な要因はなんでしょうか。

○宮城優交通政策課長 不用が発生した主な理由は、運航費補助金の実績減でございまして、具体的には当初予定していた計画段階で、那覇ー与那国間は赤字になるという計画だったわけですが、これが運航後の路線収支が黒字となりまして補助が不用になったこと、それから那覇ー粟国路線に対する補助実績が当初見込みより減少したことによるものでございます。

○当山勝利委員 結局、那覇ー粟国間がうまくいってないので、その分が減っているということだとは思いますが。これは公共交通でもあったと思いません、いろいろ意見が出ていました。那覇ー粟国間だけじゃなくて、石垣ー多良間間とか、石垣ー波照間間もいろいろ要請を受けていらっしゃると思います。そこら辺含めて、いろいろ事業する人と調整しているというのは聞いてはいるんですけども、島民は訴えてはいるんですけども、そこら辺、何が事業者のネックになっているんですか。

○宮城優交通政策課長 協議会の中でもやっぱり採算の部分等々ではですね、支出をどれだけ減らせるかという部分も含めて、現在、離島航空路線を飛んでいる航空会社のアドバイスもありながら試算等を

行った結果、なかなか厳しい部分があるのかなというところではございます。現在、該当する航空路線に興味を示していらっしゃる企業のほうはですね、彼らはまた彼ら独自の目線で検討されていて、我々が内部で検討しているものとはまた視点が若干違っておまして、課題そのものというよりも、自分たちの事業者内でのさまざまな検討がまだ具体的に進んでいないという状況にあるかと考えております。

○当山勝利委員 今のお話だと、運営する側のほうがなかなか煮詰まってないから話が進んでいないような答弁に聞こえるんですけども、そういうことですか。

○宮城優交通政策課長 県ではこの航空会社等と意見交換を行う中で、やはり就航に向けての持続可能性について検討を行っているわけですが、やっぱり路線収支は厳しいものが想定されるということで、なかなか簡単には経営判断できるものではないということが考えられております。

○当山勝利委員 県側が出している条件では事業化が難しいですよという判断をされているということですか。

○宮城優交通政策課長 県側から条件提示等々を行っているわけではございませんで、事業者独自で航空路に対して当社の試算の活用等々も含めながら検討を行っているいらっしゃるという状況でございます。

○当山勝利委員 離島に住んでいる方々の足を確保するという必要で必要な航空路線ですよね。当然、先ほどの与那国の赤字が見込まれたからとありましたけど、結局、赤字であることは見込んだ上で県はこういう環境ですけども、こういう条件でどうですかという話はなさらないんですか。

○大嶺寛交通政策課副参事 お答えします。

今、協議会の中でですね、いろいろモデルケースを作成しまして、1日2往復とか就航率とか搭乗率、人員体制いろいろ検討させていただいているんですけども。小規模離島になりますので、ある程度の固定費が出てくる中で、それを上回る収入をどうやって確保していくかといったところを、今、地元の市町村も含めてですね、県と一緒にどうやって搭乗率、就航率を上げていくかといったところを検討させていただいているところでして、この辺がうまくバランスがとれて、補助金の額もある程度圧縮できるような状況に至れば、事業者としても経営の判断ができるのかなという状況でございます。

○当山勝利委員 離島の方の足を確保するという大事な航空路線ですし、また今、沖縄の観光を離島に持っていきこうという施策もあるわけじゃないですか。

そこら辺も踏まえて、きちんと就航に持っていくということは必要じゃないですか。

○大嶺寛交通政策課副参事 それも含めて、地元の市町村と一緒にですね、観光資源を含めまして検討させていただいているところです。

○当山勝利委員 ぜひ早く就航していただけますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○渡久地修委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 今、通知しました。

議会事務局のほうにお伺いいたします。なかなか答弁できないもんですから、機会がないもんですから質問させていただきます。

今お送りしました議会費の中でですね、事務局費があると思うんですけど、その中でですね、現年度の議会の維持管理メンテナンス等に関する内訳はどのようなになっているのかお伺いします。工事費だけでいいですよ。

○知念弘光参事兼総務課長 議会事務局の主な管理業務についての委託料についてですが、委託料の合計としまして、7987万806円となっております。

○新垣光栄委員 それでは、エレベーターの工事費用はどれくらいになっておりますか。

○知念弘光参事兼総務課長 エレベーターの工事費につきましては、5730万8000円。平成30年度は1号機、2号機を改修いたしまして、その費用の合計が5730万8000円となっております。

○新垣光栄委員 入札業者の選定はどのように行われましたか。

○知念弘光参事兼総務課長 入札業者の選定は一般競争入札で行いました。

○新垣光栄委員 参加社は何社ですか。

○知念弘光参事兼総務課長 1社となっております。

○新垣光栄委員 今、質疑したんですけども、このようにですね、今回もエレベーターの修繕で6000万円、もう新品を入れてもいいぐらいの金額が今かかっているわけです。このような中で、やはり今後老朽化した公共施設に対応する経費というのがますますふえてくると思います。これは県議会だけじゃなくて各公共施設がそのような状況になっていくと思います。その場合にですね、見積もりをとったとき、実施するときには期間の差があるわけですよ。今回のエレベーターを見ていただいても、本来であれば、各階にテレビモニター、防犯用のあったり、そういうふうなのが本来最新なはずなのに、中古みたいな感じのが6000万円。やっぱりタイムラグがあるわけですよ。そうすると、今後の公共工事のそう

いった維持メンテナンスに関しては、やはり職員の意識も今後持たないと、莫大な費用をかけながら費用効果が薄い。そうすると量から質への転換という行政の皆さんが言っている行政改革をしていく中でですね、大きな意識がないと本当に損失になると思うんですけども、どのようにお考えですか。

○平田善則議会事務局長 お答えいたします。

ただいま新垣光栄委員から御指摘もありましたけれども、基本的には既存の施設を有効活用することにより財政的には軽減が図られるものと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ全庁的にですね、企画のメンバーもいますから、これから公共工事のこういう維持メンテナンスに関してですね、そういった認識のもとにしっかり共通認識をもってですね、維持メンテナンスの計画を立てていただきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

20ページですね。これは今、発信いたしました知的・産業クラスター形成に向けた件についてお伺いいたします。

研究拠点の構築のために、人材の定着が必要だと思いますけども。先ほど当山委員からもありましたようにですね、この人材の定着、研究者、技術者の定着に向けた環境整備を県はどのようにお考えでしょうか。

○屋比久義科学技術振興課長 委員も御承知のとおり、沖縄県には特にバイオサイエンス系を中心として、さまざまなベンチャー系の企業が集積してきているわけですが、その中で科学者、技術者の確保というのも一つの大きな課題であると認識しております。それで、私どもでは沖縄科学技術振興センターを中心として、人材のマッチングをするような取り組みということも実施しております。また、例えばOIST等の海外からお見えになっている方々が沖縄で定住する、あるいはそこで何らかの起業をするといった際には、さまざまな日本国内での諸手続が必要でありまして、またこれが複雑、煩雑だということですね、沖縄で起業、生活するに当たり課題があるというようなこともOIST等々から聞いているところでございます。私どもといたしましては、課題解決に向けて、OISTがOIST組織として独自に取り組みをすることも大切で、それを促すとともに、起業に係る諸手続について関係機関と連携するなど環境整備に取り組んでいくこととしております。

○新垣光栄委員 先ほど当山委員からありましたように、本当に技術者の皆さんは沖縄が好きです

ね、本当は定住したいと。しかし、長期ビザの問題とか、アパートが借りられない、保証人がいないとか、銀行口座の件。本当に単純なことで沖縄に定住できないというのをこの前の視察で伺いました。本当に一生懸命、私たちが、沖縄県が本当に真剣に考えて連携していくことによってですね、本当にこの問題というのはすぐにも解決できそうな問題と思ったんですよ、私たちは。共通認識でそう思ったと思うんですけども。それはぜひ、沖縄県頑張りたいなと思っておりますけど、部長から答弁いただけないですか。

○宮城力企画部長 県が掲げるこの知的・産業クラスターの形成に向けてはですね、高度な研究開発を行う研究者の方々が沖縄に滞在して、関連する企業等にその成果が波及していくということがぜひとも必要ですので、いろいろ難しいところはあると聞いておりますけども、先ほど来申し上げているように、円滑に手続が進むような仕組み、どういう仕組みがとれるのかですね、このあたりを検討してまいりたいと思います。しっかり取り組んでいきたいと思えます。

○新垣光栄委員 ぜひお願いいたします。

次、今、送信しました鉄軌道についてお伺いします。この鉄軌道についてですね、今、費用便益の件で検討なさっていると思うんですけども、この工事費用に関して、一番費用的に重い—土地取得費とか、トンネルの工事とか、橋桁等々あると思うんですけど、工事費にはどれが一番費用がかさむ部分なのか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

鉄軌道の事業費に当たりましてはですね、やはり一番コストがかかるものとしましては、地下のトンネル工事になっております。地下トンネル工事、その次が高架橋、山岳トンネルということになりまして、高架橋が1とした場合には地下トンネルは1.4倍、山岳トンネルは0.7倍というような形の事業費の内訳になっております。

○新垣光栄委員 土地収用はそんなにかからないんですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

基本的にはですね、鉄軌道の構造を検討する際には、市街地部と郊外部に分けて検討させていただきました。市街地部につきましては、今の現状の中、土地を購入して鉄軌道を導入するのはなかなか厳しいということがございますので、市街地部については基本的に道路の利用を前提として、郊外部につい

ては土地を購入してできるだけ短絡的に結ぶというようなことで検討させていただきました。

道路の活用に当たってなんですが、高架とするか地下にするかという検討の際にですね、当然、高架のほうが安いので高架がいいんですが、道路に対して中央分離帯に入れ込んでいく形になります。中央分離帯そのものが、大体、鉄道の支柱を入れるためには4メートル程度の幅員が必要になりますけども、今現状の那覇—宜野湾間に関しましては、基本的には1メートルから2メートルぐらいの幅員しかないということで、そういったところについては地下という形で整理をさせていただいたということがございます。

○新垣光栄委員 それでは、ほとんど地下になるということで理解していいんですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

基本的には那覇からうるま市の区間につきましては、基本的に道路の利用ということで幅員がありませんので、土地を購入するという形ではなくて、地下に入れるという形なんですけども、ただ、北谷—宜野湾間に関しましては今、道路の8車線化が進められております。そこにつきましては、幅員が結構確保されておりますので、そこは高架ということで検討させていただいたというところがございます。

○新垣光栄委員 地下にすると便益性はどのようになりますか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 便益の場合のビー・バイ・シーをはじく際なんですけども、当然、便益が分子に来まして、分母がコストということになります。当然コストが安くなればなるほど、ビー・バイ・シーの結果はよくなるということになりますので、できるだけコストを削減していくということが今後の課題になるかと思っております。

○新垣光栄委員 利用者は地下にすると利用しにくくなると思うんですけども、まちづくりも障害が出てくると思うんですけども、その辺はどのように考えていますか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 地下にした場合と高架にした場合とで、まちづくりという観点からはそれほど大きな違いがあるわけではなくて、駅を中心とした開発計画をどういうふうを設定していくかということが重要でございます。ただ、地下にした場合ですね、せっかく沖縄に来られた観光客の皆様を含めまして、やっぱり沖縄の豊かな海とか自然を眺めることができないという意味では、少し残念なところがありますけども、やはり今の市街地

が形成された沖縄に鉄軌道を導入しようとした場合はですね、やはり今実際、確保されている空間内を活用しながら入れていくことが現実的だろうということで検討させていただいたというところでございます。

○新垣光栄委員 今、この事業の名称が新たな公共交通システムということで、新たな部分というのはどのように考えておりますか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 新たなという言葉につきましては、沖縄県の総合交通体系基本計画の中で整理させていただいているところでございますが、沖縄には今、モノレールのゆいレールと基本的にはバスが主体になっていますので、それ以外に鉄道、軌道というものを新たに入れていくということで、新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを推進するというところで取り組みをさせていただいているところでございます。

○新垣光栄委員 私はですね、新たにということちょっと勘違いしていたかもしれないんですけども。私はこれだけ費用がかかるのであればですね、一今、西側は58号が糸満から読谷まで整備されて8車線化になっていきます。先ほども言われたように8車線化することによって地上を通すことによってコストが抑えられるということで。私は思い切って西側の58号を活用して一8車線化にすると交通渋滞はないですよ。そうすると8車線化の土地を利用させていただいて58号を中心とした鉄軌道、そして、南部あたりはモノレールをループ化した交通形態、そして東側に対してはLRTというふうに、この3つの鉄軌道を構想してもですね、今の予算の範囲内で新たに発想するとおさまるのではないかなと思っているんですけども、そういう発想はないでしょうか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道の構想段階の検討の中ではですね、まず整備費に関しましては特例制度を想定しておりますので、イニシャルのコストにつきましては基本的には公共で整備すると。ただ、上物については民間事業者さんが車両を保有して、実際そこでランニングコストをペイしていくということで検討させていただきました。その際には、那覇から58号を通過して名護まで向かうルートとかですね、今現在、決定させていただきました北谷を経由して沖縄市等々、東海岸を通過してまた西海岸を通るようなルート、さまざま検討させていただきましたが、やはり一定の人口規模がないと採算がとれないと、ランニングコストがペイできないというところがございます。現在的那覇から北谷を経由しまして沖縄市、うるま市、恩納村を通過して名

護に行くというルートを決めさせていただいたところですので、そういった採算性の観点から今の検討がなされたというところでございます。

○新垣光栄委員 またこの問題は次にやりますけども、いろんな発想でぜひ実現してもらいたいと思います。よろしくお祈りします。

公共交通の利用環境改善についてお伺いいたします。

路線バスサービスの向上取り組み等についてですね、具体的にどのような強化策をとっていますか。

○宮城優交通政策課長 利用環境改善事業ということで、自家用車利用から公共交通への利用転換を図るため、那覇から沖縄市までの基幹区間に定時・速達性が高く、多頻度で運行する基幹バスの導入ということで、平成24年度からそれにあわせて公共交通利用環境改善事業を実施しているところです。具体的には、乗降性にすぐれたノンステップバスの導入、それからバスの速達性を向上させる急行バスの実証実験等を行ったこと。それから平成31年2月にはバスレーンの延長等を実施して、去る9月24日から基幹区間において速達性の高い基幹急行バスの運行を開始したところでございます。

○新垣光栄委員 それに関連してですね、バス路線の一次のページなんですけども。補助事業について、公共交通の維持確保が図られたというか、この事業を行うことによって図られるということで成果のほうを拝見されていますけども。減便されたことについてですね、維持確保ができたと言いながら、このバス路線が減便されたことについて県はどのように受けとめておりますか。

○宮城優交通政策課長 バス路線の補助事業における補助対象となっている一合計39系統ございますが、昨今の大幅な減便の対象とはなっておりませんので、本事業は生活バス路線の確保維持に寄与していると考えております。

○新垣光栄委員 それでは県としては、こういう事業を行うことによって、減便されてもこの事業はよかったですと、問題点はなかったと思っているのでしょうか。

○宮城優交通政策課長 基本的にですね、やはり赤字路線というところに対して、維持確保を図るために欠損額を国や市町村と共同で補助を行って維持をしているというところでございまして、現在、バス事業者が減便を行っているのは、基本的に路線数の多い区間の平日の昼間及び土日の減便を中心に行っている状況でございます。赤字のある路線というのはそれ以外の地方路線等々でございますので、基本

的にここからの減便はされていないというところ
でございます。

○新垣光栄委員 維持確保が求められ、確保できた
ということは、今、影響が出ている高校生が学校に
通うことができないというのも、影響がないと言っ
ているんですけども、私は大きな影響だと思ってい
るんですけども、どのように感じていますか。

○宮城優交通政策課長 減便そのものは確かに今年
度、ことしの3月以降、今の時点で我々が推計して
いる中でも週当たり400便ぐらい減便がなされてお
りますので、委員おっしゃったようにですね、学校の
生徒さんたちの帰宅等々にかなり影響が出ていると
いうことは非常に問題であると考えておりますので、
企画部としましてはまず、バス事業者の問題のベー
スとなっているのが運転手の不足であるというところ
で今回、補正予算を組ませていただいたところで
ございますので、今後もそのあたりしっかり対応し
てまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 今バス事業者に対して、人材不足
だから補正を組ませていただいたということであれ
ば、建設業界も人手不足なんですよ。そういうこと
からすると、建設業界にもそれじゃあ補正を組ん
でもらわないといけないと思うんですけども。それ
では整合性がとれないと思うんですよ、一部そう
いうやり方すると。それだからこそ、公共交通の役
割、公共性というのがあって皆さん県民は納得し
ていると思うんですけど、その辺はどういうふう
にお考えですか。

○宮城力企画部長 先ほど委員おっしゃったように、
バス路線は地域住民、それから障害者の方だったり、
高齢者の方だったり、いわゆる交通弱者ですね。こ
れらの一学生さんもそうなんですけれども、移動の
際の便利なツールとして公共交通が存在しているわ
けですから、運転手という要員不足の影響で、公共
交通の維持確保に支障が出るということは非常な
問題があるというふうに考えております。先ほどの
赤字路線の補助なんですけれども、これは赤字路線
の補助がないと路線そのものが廃止されるおそれ
がある。それを存続させるために市町村等と協調し
て補助をする。赤字路線を支えたという意味では、
意味があるものだというふうに考えておりますし、
公共交通そのものを支えるバスの運転手の確保、
これはバス事業者さんもバスの運転手の養成に
努めてはいるけれども、それだけでは絶対数が不
足しているし、今後さらに3年間でもっと不足す
る状況が起きますので、これについてはぜひ県と
して支援をしていかないといけないということで今
回、

予算を計上したところでございます。

○新垣光栄委員 今、部長おっしゃいましたけども、
地方に行くところです、私たち中城村も東陽バスが
廃止になって学校に行けない。そして、コミュニティー
バスを設置しようとしたときには、自分たちのバス
路線と競合するからということで制限があったり
ですね、運送法の中で制限があったり、許可する
ためにですね。どうしてもまたバス会社に委託し
ないといけない。バス会社に委託したいんだけど
人材確保ができないので、自分たちの自治会で
人材を確保できるんだったらやってあげるよっ
ていう感覚なんです。それでは本当に一その上
に各自治体は大きなこれからリスクを負って
いるわけですよ。本来、公共交通網が完備され
ていれば、財政に困っている自治会はそうい
う出費をしなくていいわけですよ。その辺を
もう一度、しっかり県が主導的な立場になっ
て考えていかなければならないと思ってお
りますし、事業検証が必要だと思うんです
けども、どのように考えておりますか。もう
一度、事業の検証が必要だと思うんです。

○宮城力企画部長 バスの要員不足については、先
ほど運転手の養成についての支援をしている
ことを申し上げました。

県がもう一つ進めている基幹バスシステム
ですね。この基幹バスシステム、支線も含
めた基幹バスシステムを構築することによ
って、効率的な運行が可能になるだろう
というふうに考えております。そのため、
重複する路線等を、これはバス事業者
さんとの調整、バス事業者さんの経営
判断にもよるんですけども、もう少し
効果的なバス路線の再編ができれば
そのあたりの要員もある程度確保
できるんじゃないかと考えてお
りますし、定年退職する分について
も順次支援が必要だと。バスの
路線を維持するという意味では、
赤字路線もそうなんですけれども、
バスの運転手不足による減便を
これ以上ふやさないと。この
視点でしっかり取り組んでい
きたいと思っております。

○新垣光栄委員 それで、そういう問題も含めて
ですね、沖縄県の抱える各種の課題に対する
企画部の姿勢について、私は企画部が県の
頭脳として各部を横断的にまとめ上げて
いくという役割が求められていると思
います。その点について、沖縄県の
企画部としてどのように考えて
いますか、お伺いいたします。

○宮城力企画部長 委員おっしゃるのは、部
局横断的な課題等がある、どうい
うふうに企画部がその中で
役割を果たしているかという趣
旨の御質問だと思います。

基本は、部局横断的な諸課題にあってはですね、やはりその課題に対して、あるいは関連する法令であったり制度であったり、それらを熟知する部がまず主導すべきだというふうに考えております。その関係部が取り組み方針等を策定して、関連する部局の役割分担を適切にした上で取り組みを推進していく、そのほうが効果的な体制ではないかなというふうに考えております。じゃあ企画部はどういう役割を果たすのかということになるかと思えますけれども、必要に応じて21世紀ビジョン基本計画だったり、実施計画、これに位置づけて体系化した上でですね、この取り組み自体を施策展開する。その体系化した施策については、沖縄県P D C Aで進捗していく、改善していく、取り組み状況を把握していく。そのあたりが企画部の役割だと思いますし、逆に企画部が主導として担う分野にあっては企画部が主導して関係部局を巻き込んでいく、そういうことになるのかと考えております。

○新垣光栄委員 今、部長の答弁のように、各部は主導的にやっていくのはわかるんですけども、各部を横断的に調整する役割、そういう行政運用、活用する能力というのはやはり企画部が持っていると思いますので、その辺はどうお考えですか。

○宮城力企画部長 部局横断的なものに全て企画部がコミットするというのは非常に難しいところがありますので、関係する役割分担を担うことがあれば、そのあたりを企画部としてもコミットしていきたいというふうに考えます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。
午前11時49分休憩
午後1時21分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。
午前に引き続き質疑を行います。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。
主要施策の成果に関する報告書から質問いたします。24ページの公共交通利用環境改善事業です。

この事業にOK I C Aの事業も含まれていると思います。最初に、このOK I C Aの発行状況はどうなっているか、普及は進んでいるか確認させてください。

○宮城優交通政策課長 I C乗車券OK I C Aにつきましては、平成27年の4月までに沖縄都市モノレール及び沖縄本島のバス4社において運用が開始されております。平成27年度末時点の発行枚数は約10万9000枚であり、令和元年6月時点の発行枚数は約35万4000枚ということで、当初の目標枚数が令和5年度

までに35万枚ということでしたので、これを前倒しで達成している状況でございます。沖縄I Cカード株式会社の推計によりますと、モノレールにおける利用率は約5割、バスにおいては約6割となるなど、県としては交通系I CカードとしてのOK I C Aの役割を果たしているものと考えております。

○比嘉瑞己委員 すばらしい実績だと思います。段々普及していつているのがわかりましたが、一方でバスの利用者自体は今どうなっているのか、ふえていきますか。

○宮城優交通政策課長 バスの利用者ですが、平成元年度の約6740万人から平成24年度には2420万人と約3分の1ということで、急激な減少傾向が続いていたところでございます。このため、公共交通利用環境改善事業等々を実施してですね、I C乗車券やノンステップバスの導入、バスレーンの延長等々をやってきたわけですが、これらの取り組みの推進によりまして、平成29年度の予想人員が事業開始当初の平成24年度と比較すると、140万人増の約2560万人となるなど路線バス利用者は下げどまり傾向にあると考えております。

○比嘉瑞己委員 下げどまりというところで、この間、徐々にふえてはきているけれども、まだふえているという状況にはならないってということがわかるかと思ひます。そういった意味でですね、このOK I C Aがもっともっと新しくバスを利用する人たちに使われていくことが大切じゃないかなというふうに思ひます。この間の沖縄の状況で、ゆいレールさんがOK I C Aだけでなく、全国共通の10カードの導入を決めているようです。一方で、バスではまだOK I C Aのみっていう状況なんですけれども、今後このOK I C Aが県民のためのカードとして普及していく、バス利用者がふえていくということが目標だと思いますが、この沖縄独自のカードとしてどのような取り組みをこれから求めていきますか。

○宮城優交通政策課長 OK I C Aが県民カードとしてさらに普及するためには、基幹バスシステムにおける乗り継ぎ割引の導入とか、OK I C A運営会社が主体的に取り組む商業展開などさらなる利便性向上が必要であると考えているところでありまして、我々も関係省と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 県が乗り継ぎ割引、この間ずっと質問していますが、同じ認識に立っていることはすごうれしいことです。毎年質問しておりますが、このバスの乗り継ぎ割引、バスだけでなく公共交通で乗り継ぎ割引が出るとですね、やはり利用者はふ

えると思うんですよ。毎年恒例ですけれども、この1年間このことについてバス事業者とはどういった話し合いがありましたか。

○宮城優交通政策課長 乗り継ぎ割引につきましては、我々はこれまでずっとバス事業者等々と取り組んできた基幹バスシステムの導入とリンクしての作業でございまして、今年度ようやく9月24日をもって基幹バスそのものが、まず急行の形からスタートをようやくしたという状況にあります。今後はコザなどの沖縄市内における交通結節点、つまり基幹区間と支線区間の結節点。それから、優先レーンをさらに北上させる等々の作業とともにですね、この乗り継ぎ割引の検討作業を加速させないといけないという状況でありまして、本格的にはこれからも再度、話し合いをしていこうという状況にございます。

○比嘉瑞己委員 ぜひスピード感を持って取り組んでほしいと思います。

先ほど少し触れました、これバスだけじゃなくて県内の公共交通同士で割引とかができるとさらにいいと思うんですけども。例えばモノレール社とか、あるいはタクシー会社とか、この乗り継ぎ割引について皆さんは意見交換等々していますか。

○宮城優交通政策課長 昨年度、平成30年度にですね、OKICAの利用範囲をタクシーや離島船舶に拡張する可能性調査を実施しまして、その調査の中で事業者ヒアリングを行いました。既にクレジットカード等のキャッシュレス化が進んでおりまして、新たな決済手段となるOKICAへの投資は厳しいというお話とか、それから導入コストが我々の試算で約7億円近くかかるということで、維持管理コストも含めてそれに見合った利用者増が見込めないのではないかとところが課題ということが鮮明になってきたところでありまして、現時点におきましては、タクシーとか離島船舶におけるニーズというのが低いのではないかとというふうに認識しております。ただ、既に公共交通のキャッシュレス化が進んでいることも踏まえつつ、今後引き続き、その機能拡張に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○比嘉瑞己委員 部長にお聞きしたいんですけども、ICカードを導入する際にいろんな議論があったと思うんですね。今、普及されている全国共通の10カードという意見もあった中で、やはり地域のカードとして、地域独立型のカードとしてOKICAでいこうというふうに県も応援してきたわけです。相当なお金も投入されてきました。ですがその後の見通しが、技術が相当進んできたというのものもあるかも

しれないんですけども、本当に全国の10カードとも負けないぐらいの地域のカードとしてやらないといけないなというふうに思うんですね。費用面では大変大きなお金ではありますけれども、これは県民カードとして本当に普及する思いがないとなかなか担当課としても進めるには大変だと思うんですよ。部長のお考えをお聞かせいただけますか。

○宮城力企画部長 OKICAカードにつきましては、バスの乗り降りそれからモノレール、乗降車で非常に利便性が高い、乗っていてよく思います。10カードとのすみ分けというのは、本土からの観光客が利用する10カードとですね、県内在住者が活用するOKICAカードということで、一定のすみ分けはまずはできるだろうというふうに考えています。

今後の拡充についてなんですけれども、先ほど答弁がありましたように、タクシー、船舶等はちょっと今厳しい状況にはある。ほかに使えるところがないか、このあたりは商業ベースで使える部分がないか、このあたりは研究していきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 それだと当初の目的じゃないと思うんですよ。公共交通利用環境改善事業として始まっている。やっぱりそういう、公共交通がつながることでバス会社もタクシー会社もモノレールも相乗的に効果が出ていくのが本来の目的だと思うんですよ。しっかりとタクシー会社も求めているわけですから、そこはもうちょっと踏み込んだ検証が必要だと思います。ちょっと角度を変えますが、このOKICAを発行している沖縄ICカード会社、この会社には県はどういった形で経営参画していますか。

○宮城優交通政策課長 県としては、特に出資等は行っておりませんので、経営そのものには関与しておりません。

○比嘉瑞己委員 これまで開発から導入、今後も、いろんな形でOKICAに対する事業の公費が投入されているのに、この各戦略に対しては県は何も言えない、そこに何か問題があると思うんですよ。これはバスへの事業についても言えることだと思うんですけど、運転手不足に県が応援するというのはすばらしいことなんでしょうけども、じゃあバス会社の経営状況がどうなっているのか、本当に公費を投入するほどそうなのかというようなところもつかまないうちで、お金だけ沖縄県が出て、だけど県の政策がなかなか反映されないというのはやっぱりおかしいと思います。こういったあり方も含めてですね、見直し、検証を行っていただきたいと思います。今回はとどめます。

次に、27ページの離島の住民交通コスト負担軽減事業、航空運賃の割引について質問いたします。

最初にこの事業の目的と昨年のこの実績について教えてください。

○宮城優交通政策課長 離島住民等交通コスト負担軽減事業は、離島の方々の交通コストを低減することにより離島の不利性を解消し、定住条件の整備を図ることを目的としており、航空運賃につきましては、新幹線並みの運賃を目指し約4割の低減を行っているところであります。また、定住条件がより厳しい小規模離島においては、本島在住の離島出身者を含めた交流人口に対しても航空運賃の3割低減を行っております。同事業を利用した延べ人数につきましては、平成24年度の83万4000人に対しまして、平成30年度は29万人増の112万5000人となっております。

○比嘉瑞己委員 この事業の目的である定住ですね、離島の定住は進んでいますか。

○糸数勝地域・離島課長 人口動向についてお伝えします。

沖縄県の離島市町村全体の人口はですね、平成元年9月時点で12万6325人となっております、平成24年3月時点の12万6744人と比較しまして419人、0.3%の減少となっております。増加している市町村が与那国町、竹富町、座間味村、石垣市、渡嘉敷村、宮古島市となっております、6市町村が増加、残り9市町村が減少ということで、特に減少率が大きいのが、15.2%減の粟国村、13%減の久米島町、11.2%減の伊江村となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 離島での定住を進めていくっていうのは、県政にとって大きな課題だと思います。こういったいろんな事業をやっているんですけども、特に交通コストの事業も短期間な視点で見ただけでなく、もうちょっと長期的な目で見たいかなと思います。私たち離島に行くときよく島の人から言われるのが、地元の割引が進んでありがたいけれども、だけど、本島にいる自分の家族たちがもっと気軽に帰れるようにしてほしいというのは、よく言われる話なんですね。この郷友会の割引をしてほしいっていう離島の声、皆さん聞いていると思いますが、それについてはどういった見解ですか。

○宮城優交通政策課長 当事業は、先ほども申し上げましたとおり離島の方々の定住条件整備を目的としております。島出身者や郷友会等へのさらなる割引につきましては、それぞれの離島の状況に応じて、離島市町村を中心に検討、実施されることが望まし

いと考えておまして、今後、必要に応じ市町村等と意見交換していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 部長、これをやはり先ほどもうちょっと大きな視点でということで、離島振興という枠組みで考えるとですね、やはりこの郷友会の皆さんが気軽に帰れる環境を整えていくということは、島に住む人たちのやっぱり幸せにつながると思うんですよ。人口減を長期的に見ていったらとめていく一つの方法になると思います。今は本島でお仕事されているけれども、定年退職した後、島で暮らそうというふうになる方がふえればですね、20年、30年っていう視点に立ってこの政策を進めるべきだと思います。よく聞くのが、どうやって郷友会の人か区別するのか難しいという話を職員から聞くんですけど、離島の人たちから言わせたら、本籍を確認してくれたらそれで済む話だ、あるいは郷友会に任せていただいて、郷友会の振興にもつなげていきたいっていう、こんないろんな意見があるんですよ。ぜひ郷友会、離島の外に暮らす人たちのその交通コストの利用負担軽減という視点を持っていただきたいんですが、部長はどのように受けとめますか。

○宮城優交通政策課長 郷友会等への割引につきましては、委員の御提案も含め、今後、必要に応じ市町村と意見交換していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 この問題の最後に、今皆さんこの事業の検証作業を進めているところだと聞きました。今はそういった今の目標でやっていると思うんですけど、今課長がおっしゃったように、そういった視点も含めて検証すべきだと思いますが、この事業の検証について、いま一度お聞かせください。

○宮城優交通政策課長 今年度、本事業の実施による経済効果等についての調査を予定しております、現在、委託業者の募集を行っているところであります。調査の主な内容は、離島住民及び交流人口の交通コストを低減することによる経済波及効果等を算出するとともに、本事業の効果等の分析及び課題整理を行うこととしております。本調査の結果は本事業の安定的、継続的な実施に向けて国に要望する際に、事業効果を定量的に示す等の活用を想定してのものでございます。

○比嘉瑞己委員 その中で、郷友会割引についてちゃんと検証していただきたいと要望にとどめておきたいと思います。

最後に29ページの離島航路運航安定化支援事業、船についての支援について伺いたいと思います。

最初に、昨年度の実績についてお願いします。

○宮城優交通政策課長 離島航路運航安定化支援事

業ということで、離島航路の船舶更新につきましては、国、県、関係市町村及び航路事業所で構成する離島航路確保維持改善協議会におきまして、離島航路船舶更新支援計画を策定の上、平成24年度から令和3年度までの更新対象を14航路15隻として実施してきておりまして、平成30年9月現在で9航路の船舶更新が完了したところでございます。また、本年度の新たな取り組みとして、渡名喜－久米島航路の2隻目のフェリーの支援を行うこととしておりまして、県としてはこれを含めた残り6航路をしっかりと実施していきたいという状況にございます。

○比嘉瑞己委員 この間、財源が一括交付金も使われているということなんですけれども、減額が続いております。この事業への影響はありますか。

○宮城優交通政策課長 現実として、これまでこの事業に関しては、必要な予算つけていただけてきた中で更新作業進めてこれたと考えておりまして、当然離島の住民の皆様にとりましては不可欠なライフラインでありますし、船舶の適切な更新を図ることが重要であると考えておりますので、今後とも引き続き予算の確保にしっかりと取り組みたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 重点施策として守っていただいていることを評価したいと思います。そうした中で、先ほど課長もおっしゃったように、今年度の話ですけれども、久米島－渡名喜航路で2隻目が出現した。当初は15隻の計画にはなかった船ですよ。予算も厳しい中で、久米島－渡名喜が2隻目できたというのは本当に大きな成果だと思います。これ計画になかったけれども、なぜ実現できたのか説明をお願いします。

○宮城優交通政策課長 これまでも地元の皆様からも要望がある中でですね、協議会の中でもかつて何度か議論してきた経緯がありますけれども、基本的には小規模離島の渡名喜島に就航する重要な生活路線であること、それから他の航路と比べて貨物量が多く、かつ航路距離が長いことから2隻のフェリーでの運航が必須という状況があるために、2隻目の支援の必要性が高いというふうに判断したところでありまして、その結果、協議会で認められたという経緯がございます。

○比嘉瑞己委員 しっかりと課題を訴えることで実現できたものだと思います。

一方で、ほかの離島からも要望がまだまだあって、特に渡嘉敷、座間味の両村からは高速船の支援をお願いしたいというふうにあります。この15隻の計画が終わらないという方針があるのはわかるんです

けれども、やはりこの一括交付金制度があるうちに、渡嘉敷、座間味の両村の要望に応えるべきだと私は思います。課長はどのようにお考えですか。

○宮城優交通政策課長 委員おっしゃるとおり、渡嘉敷村及び座間味村におきましては、航路が唯一の移動手段ということで、高速船についても離島住民の生活に不可欠な重要なものと認識しているところであります。先ほども申し上げましたけれども、今後、その更新予定の6航路をまずは着実に実施しつつですね、渡嘉敷－座間味航路の2隻目となる高速船の支援につきましても、今後の需要動向等を見ながら引き続き検討していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 最後に部長にこの問題についてお聞きしたいんですけれども、今、課長からも紹介があったように、座間味－渡嘉敷は船だけなんですよね、移動が。そういった意味では本当ライフラインだと思います。お聞きしますと、この高速船も十五、六年になっているそうなので、やっぱり急いでほしいという声が強いですよ。そうした中で久米島－渡名喜の経験を生かして、離島の声をしっかりと届ければちゃんと認められる事業だと思いますので、最後に部長の決意をお聞かせください。

○宮城力企画部長 先ほど答弁申し上げたとおり、座間味－渡嘉敷にあっては高速船も重要な移動手段だというふうに考えておりますので。しかし、一方で今、船舶更新の支援計画、まだ一巡しておりませんので、まずはこれ計画の俎上にのっている箇所からまずは取り組んで、今後の需要動向を見ながら、座間味－渡嘉敷についても検討していきたいというふうに考えております。前向きに検討していきたいと思っております。ただし、今後の需要動向も見きわめなければいけないというところでございます。

○比嘉瑞己委員 頑張ってください。終わります。

○渡久地修委員長 上原章委員。

○上原章委員 主要施策の成果に関する報告書を中心に確認したいと思います。

まずは、17ページ的那覇空港整備促進事業。

いよいよ来年3月、第2滑走路が完成して供用開始ということをお聞きしております。順調でいいということで確認させてください。

○大嶺寛交通政策課副参事 那覇空港におきましては、国において滑走路の工事を進めているということなんですけれども、順調に今年度の5月ごろに埋め立てが完了してありまして、今は滑走路の舗装工事、航空機照明灯火工事を進めているところと。順調にいけば来年3月末に供用開始を予定しているというふうに伺っております。

○上原章委員 皆さんこの促進事業の中に、那覇空港の機能拡張等の調査をして、次の展開につなげていくとは思いますが。調査内容、その後の展開をお聞かせください。

○大嶺寛交通政策課副参事 那覇空港におきましては、第2滑走路供用開始以降、さらなる航空需要の増加というの見込まれておりますので、県としましては平成29年度から需要予測を行っております。平成30年度はまた引き続き、滑走路の増設後の年間発着回数、そういったものを予測したり、民間委託に関する事例の調査、整理というのも行っております。具体的な需要予測についてはですね、旅客数、発着回数、このような国が調査している試算と別の視点を入れまして、需要予測を行っております。大きく3つのパターンに分かれるんですけども、これまでの実績を踏まえて、経年変化させたもので出しているパターンと、そのパターンに国際線のLCCが伸びていくだろうというふうな傾向を反映したパターン、3つ目に沖縄県の観光振興計画、その計画で掲げられた目標値を達成する場合のパターンというふうなところでいろいろ検討させていただきまして、その結果、一番高いところの予測では2030年度に旅客数が2838万人。2018年度は2154万人となっておりますので、700万人近くは増加するだろうと。発着回数につきましては22.7万回。現在が16.4万回ぐらいですので、予想を上回るというふうな結果等になってございます。そういったものも含めまして、今後は国につきましても、ことしの3月に今まで年間を通して安定的な運航の発着回数というのが18.5万回と申ししていたところを24万回というふうなことで見直しを凶っているということもございまして、今年度、国においても24万回に対応できるような施設の規模とか配置計画、そういったものをいろいろ今年度の調査で検討していくこととしております。県としても、短期的には国の計画に基づいて、今の滑走路の増設がそうなんですけども、スポットを国において増設していくと、駐機スポットですね。それから、CIQ、外国人の方がふえるということでCIQ施設も拡張していく。周辺の道路につきましても拡張したり延長したりというふうなところで、短期的には対応していきたいと。中長期的にも今年度、調査を入れていきますので、その辺の施設の規模というのがいろいろ今後出てくると思うんですけども、県としましては中長期を含めて今、検討させていただいているところでして、本格的に第2滑走路供用開始すると24時間空港というふうなところにもなっていくと思いますので、どのような施設が必

要になってくるかというのを今現在、各業界の方とか、各方面の方とも意見交換させていただきながら、国の計画に反映させていただけるように、今後、国に対して要望していきたいと考えています。

○上原章委員 今の非常に細かい内容ありがとうございます。

部長、今、第2滑走路が完成してですね、いろいろ業界、いろんな経済界の皆さんからも新ターミナルが将来的に必要なんじゃないかという声もあるんですけども、県がその辺どういうふう認識されているのか、今後どういうふうに対応されるのか、もしお考えがあれば聞かせてもらえますか。

○宮城力企画部長 去年の10月にですね、新沖縄発展戦略というものを定めて、今後の新たな沖縄振興のあり方の中で重要と思われるものを17ですかね、位置づけました。十数項目。その中の一番トップバッテリーにあるのが、世界水準の那覇空港ということは今、上げております。新たな沖縄振興計画の中にあっても那覇空港の整備というのは一番先に来るものだと考えておまして、今、現行の沖縄振興計画の検証作業を進めております。その検証も踏まえた上で、新沖縄発展戦略も絡めて骨子案の中に盛り込んでいきたいと思っております。その後は、関係各界の皆さんの御意見も賜りながら、計画の中に落とし込んでいくことを今、予定しております。

○上原章委員 今、国際ターミナルが本当に充実しながら、今後どのような需要が沖縄一本に県民も期待しているわけですけど、実は国土交通省も、いろんな業界からも陳情を受ける中でですね、将来的に新ターミナルが必要じゃないかなと。それに伴うようなインフラがまた必要になるわけですけども、県がどういう考えされているのかというのは、なかなか新ターミナル建設について見えないところがあるという声もあるんですよ。その辺はどうですかね。

○宮城力企画部長 今、第2滑走路がまだ整備されておられませんので、3月に整備された後にですね、今後の那覇空港をどうしていくのか、地元としてどういうふう考えるのか、県としてどういうふう考えていくのか、これを今まとめているところですので、その時期的には次年度以降に県内を巻き込んだ議論をしていきたいというふう考えているところです。

○上原章委員 わかりました。よろしくお願ひします。

次に22ページ、小さな拠点づくり推進事業についてなんですけど、この事業、私は今後ますます必要になるのかなと思っているんですけど、内容と効果を教

えていただけますか。

○**糸数勝地域・離島課長** お答えします。

内容としましては、この事業は地方創生交付金を活用しまして、離島や過疎地域においてですね、住民が住みなれた地域に住み続けられるように生活圏内での機能、サービスを集約した小さな拠点づくりや周辺集落間をつなぐネットワークコミュニティーの構築を図ることを目的としている事業です。具体的に言いますと、市町村の補助事業としまして、高齢化が進み、買い物環境が厳しくなった集落への移動販売車の導入、あるいは地域の食材を使ったカフェや特産品を販売する拠点整備などを支援しております。効果としましては、買い物環境の改善や地産地消の推進、地域住民の交流拠点の形成となっております。

以上であります。

○**上原章委員** この30年度、皆さん2000万円、当初予算1700万円、決算予算ということですが、具体的に何カ所、どこの地域にそういった事業として推進したのか教えてもらえますか。

○**糸数勝地域・離島課長** 石垣市北部地区に移動販売車の購入と、あと同じ地区に北部特産品販売所の拠点を整備した、これが1点ですね。2点目が名護市久志地域に移動販売車の購入をしたということです。

以上です。

○**上原章委員** これは地元市町村にも予算配分があるんですか。役割があるんですか。

○**糸数勝地域・離島課長** 市町村に対して交付金は出しておりますけど、市町村の負担はありません。

○**上原章委員** わかりました。

本当に今、過疎地域とか島々で買い物がなかなかできない。高齢化もそうですけど、当然コンビニやスーパーもないということで、移動販売で来てくれると非常に定住政策にもつながりますのでしっかり頑張っていたきたいですけれども、現31年度にこれが半分に予算が落ちているんですよね、1000万円以下に。この辺は需要がないということですか。

○**糸数勝地域・離島課長** 需要がないということではないんですけど。まず、今スキームを見直しまして、1年目はその地域でどういったことをしたいのか、どういった機能を持ちたいのかということで住民を含めて議論をし、その方向性を見つけ出すと。2年目に、じゃあその機能を維持するためにどういった支援、機能が必要なのか、それに対する一例え移動販売車であったり拠点の整備であったりという形で、そういうスキームを違えているところはあり

ます。

○**上原章委員** さっきの話にちょっと戻りますけど、例えば名護市の東海岸二見以北、そこに先ほど移動販売車をということでお話がありました。これは継続して続いていくということですか。

○**糸数勝地域・離島課長** この地区は移動販売車で活性化するというので終了となっております。この地区はこれで終了です。

○**上原章委員** これは地元でもう必要ないということで終了になったんですか。それとも、継続する考えはないんですか。

○**糸数勝地域・離島課長** 購入はしております、既に。購入して終了しているということです。

○**宮城力企画部長** 久志地域において冷蔵機能を持った移動販売車が必要だと、この地区で。この購入に対する支援を行ったと、その販売車を二見以北の振興会が運営主体となって移動販売を行うというところで、この車両の支援、整備に係る支援を行ったというところでございます。

○**上原章委員** 継続しているってことで認識していいですか。

○**宮城力企画部長** 事業自体は運営主体であるところの振興会がですね、この移動販売車を活用しているということです。

○**上原章委員** 理解できました。

ぜひ離島も、そういった地域が相当私はあると思いますので、今後ますますこの小さな拠点、そういった支援というのは必要だと思いますので、コミュニティーも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に28ページ、離島航路補助事業。

これは当初予算3億2200万円余りですけど、決算額が8200万円と。皆さんの実績を見ると離島航路補助事業の一まずちょっと内容教えていただけますか、事業の内容を。

○**宮城優交通政策課長** 離島航路補助事業は離島住民のライフラインである航路を確保維持するため、航路事業者の欠損額に対し、国、市町村と協調して補助するものでありまして、昭和47年から実施しております。具体的には離島航路の運営により生じた欠損額をおおむね国が6分の3、県が6分の2、市町村が6分の1を補助するスキームとなっております。

○**上原章委員** この平成30年度の皆さん取り組み、当初予算3億2000万円、離島14航路の欠損額に対する補助をします。決算が8000万円余りで5航路に補助したと。この14から5になった背景を教えてください。

○宮城優交通政策課長 今回、前年度の後半に減額補正もしたということもあって、決算額等々がかなり違う状況にあります。その理由としましては、燃料単価の減によりまして、各航路の収支が当初計画していたものよりも非常に改善したという状況でございます。ですので、その対象航路がかなり減って、かつその14航路計画していたうち10航路が赤字で、そのうちの5航路は国の補助のみで欠損を埋めることができました。結局、県と市町村で補助を行うことになったら5航路まで減ったというような形で、各航路の経営がかなり改善したというのが最大の理由でございます。

○上原章委員 ということは、これ新年度またスタートして今、31年度、同じようなそういうケースが起こり得るということですか。平成31年度、約3億5000万円を皆さん予算組んでいますけど、今後の見通しはどうなっていますか。

○宮城優交通政策課長 確かに、基本的には計画段階ではそのような形でまずは赤字の可能性があるということではあります。やっぱり航路に関しての収支が一番影響するのは燃料費でございます。この辺の上がり下がりぐあいによってかなり影響を受けます。ですので、今後どのような形で収支が出てくるのかというのは、現時点ではまだ不透明と考えております。

○上原章委員 わかりました。その点もよろしくお願ひします。

もう一点、この報告書にはないんですけど、これ私が本会議で質問したんですが、離島食品・日用品輸送費等補助事業。今決算、平成30年度で終了ということで、7年間皆さん頑張っていたんですけど、この事業の内容と成果をお聞かせ願えますか。

○糸数勝地域・離島課長 これは、離島における運送費を補助することによって、日用品、食料品の価格を低く抑えるというような事業で、輸送事業者、あるいは商店の皆さんにそこを補助しているという事業です。効果としましてはですね、平成30年度に沖縄本島の価格を100とした場合、平成24年度から対象となっております5島については事業開始前が142ポイントであったものが事業開始後は124ポイント、約18ポイント減少しております。また、平成28年度からは8島に拡大しておりますが、それにつきましては131ポイントであったのが、117ポイントということで14ポイント程度改善しているということです。

以上です。

○上原章委員 今、説明あったように、例えば100円

の本島での品物が、島では130円、ちょっとわかりやすく話すとですね。それがこの事業で120円、約10円ぐらい落としたと。私は離島に行くたびに確かに物価が高い中で皆さん頑張っているんですけど、特に日用品、食料、水、こういったのがどうしても地理的不利性でですね、輸送コストがやっぱり高い分、それぞれの物価に影響するんですけど。この事業は、私は本当に島々にとっては重要だと思っておるんですけども。今回、平成30年度で終わったということですね、この夏に南北大東に行く機会がありまして、やっぱり南大東、県の支援事業はなくなったけど、自分で今、予算組んでやっている。こういったのが3カ所あるらしいんですけども、打ち切った理由を教えてくださいませんか。

○糸数勝地域・離島課長 離島食品・日用品輸送費等補助事業なんですけど、これは市町村の2分の1、県2分の1でやっている事業です。その中で、事業を運営する中で有識者の検討委員会を設けております。その結果は、各離島によって買い物環境や住民の価格に対する実感度に差が見られると。2点目が、市町村の中には実感度が低いところもあるので、本事業をやめてほかの事業に充てたいという要望もあります。そういうことですね、市町村によってニーズが違うということで、各市町村が主体となって事業実施するほうが望ましいという委員会の提言もありまして、事業を終了したところです。

以上です。

○上原章委員 本会議でもいろいろ質問、答弁ありましたが、皆さん県民意識調査でこの物価に対する住民の皆さんの思いというのいろいろ確認されたと思うんですけど、その辺どうですかね。

○糸数勝地域・離島課長 この調査というのはちょっと事前には把握していなかったんですけど、最も重点的に取り組むべき項目で、それがトップになったということは非常に我々も真摯に受けとめざるを得ないというふうに考えております。

○上原章委員 私は今回、この問題を取り上げる中ですね、支援を受けていた島のある村長さんと連絡を取り合ったんですけど、今、別の事業にかかっていると。その背景を少し聞くと、県と市町村で一緒にやって取り組んでいる中で、例えば今の有識者会議で出た価格低減効果を適切に把握する必要があるとか、この価格調査の方法、いろんな工夫をしてこれが本当に効果があるとか、有識者等の会議でそれが出て、多分、県の担当と各島々の役所とのいろいろなやりとりでそういう調査があったと思うんですけど、正直言って大事な価格低減効果を適切に把

握することもそうだし、また、住民の価格調査の方法、工夫するのも大事なんですけど、事務的に調査をする中の煩雑さがとても各島々の行政にとっては負担がちょっと大きかったみたいで、そういった実は背景もあるというのもありました。私はもう少しこの事業自体は、もっと重要な事業、今後も島の人たちの暮らしを守ることにっては、物価は本島並みにいかにしても、100円でも下がることは大きな意味があると思うんで、もう少し住民の意識調査も丁寧に拾いながら、あと、役所の担当とも、物価を下げるためにはどうしたらいいかっていうのを率直に私は共有すべきではないかなと思っているので、この辺ぜひ取り組みを強化していただけないですかね。

○糸数勝地域・離島課長 ありがとうございます。

事務の繁雑さというのは確かに当初、最初やり始めたころは、膨大なシートを一枚一枚カウントするという御苦勞をかけました。ただ、なれてくると何とかなったという話もあります。また、価格の調査については、今年度、他県調査も含めてですね、さらにこういった物価の低減効果があるような取り組みがないか調査して、この調査結果を踏まえて県としてどういったことができるか検討していきたいと思います。

○上原章委員 ぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○渡久地修委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、決算書の振興特別推進交付金の部分での不用額の件について説明していただければと思うんですが。

8億3800万円余り不用額が出ているということで、きのうも総務のほうで、トータル、一括交付金で12億円が県分含めてあるというところがあるんですけど。まず、この8億3800万円、市町村分の不用額の要因的なものをちょっと教えてください。

○金城康司市町村課副参事 まず、30年度の市町村の事業において生じた市町村交付金の要因なんですけれども、まず入札残ですとか、あと事業積算の見直し、工法の変更、事業箇所縮小による事業計画の変更などによるものであります。具体的な事例を挙げますと、例えばある市町村施設で競争入札により契約差額が生じたことから不用が生じたものですか、また離島市町村において、例えば船舶の運賃の負担軽減事由があるんですけども、実際予算をはじく前には、前年度の実績をもとに予算を計上しておるんですが、想定よりも船舶の利用者が少なかったですとか、あとは例えば学校等における学習支援、

それから特別支援の職員の方が年度途中で急にやめたというふうなことがあって、その後、補充に至らなかったというふうなもろもろの原因で不用が生じております。

以上でございます。

○當間盛夫委員 実に残念ではあるんですよ。本来、使い切るというのがあってしかりと。一方で、国保の部分で充当できないかということが町村のほうからいろいろと上がってくるんですが、なかなかそういう部分での補完的なものがないという国のものがある中で、今度、内閣府が一部そのものを自主財源で使っているやつをソフト一括交付金に充当していいですよというような回答を出してきているんですが、その辺はどう皆さんのところで認識をしているのか、内閣府からどのような形できているのか、もしおわかりでしたら。

○金城康司市町村課副参事 今の件ですが、新聞報道でも我々も拝見しているんですけども、その前に以前、実は内閣府のほうから市町村を支援したいというお話がありまして、具体的な内容を聞いておりますと、財政の厳しい市町村において、例えば次年度の予算編成において財源の確保が難しいというふうな市町村があればですね、仮に、今の一般財源で行っている事業について、例えば事業のスキームを変えとか、目的をいろいろ工夫して一括交付金を活用できるような事業に持っていきたいというふうな相談があれば応じたいということで、内閣府のほうは次年度、予算編成までの間、市町村の相談業務を行いたいというふうに聞いております。

○當間盛夫委員 これは皆さん次年度という認識なの。今年度でそういうことができるという認識でもあるんですか、どうなんです。今年度の事業で、一般財源で使っているやつをソフト交付金に切りかえられるのは切りかえをして、県を経由して内閣府がどういうふうな判断をするのかを含めてできると。今年度からできるという認識なんですけど、その辺はどうなんです。

○金城康司市町村課副参事 新聞報道にありましたのは、内閣府のほうは次年度予算の編成に当たって、そういった予算編成に苦勞している市町村においては、予算編成過程までの間の中で、実際一括交付金を活用できるような事業等があれば相談に応じたいということであるんですけども。実際には我々もこの件については常々内閣府のほうと意見交換しておりまして、内閣府のほうでも既に今年度ある市町村においては一部、一般財源で行った事業を一括交付金に、要するに、交付金対象可能な事業に衣がえ

というか、そういった目的を変更したりとかしてですね、一括交付金として事業を申請して交付決定をしたという事例はあります。

○當間盛夫委員 このまま今年度からできるとこれね、南風原町がそれを進めてきているんです、このことは。先ほどあったように、国保のこの赤字補填の分が一般財源でしかやっていないわけだから、一般財源がこのことでソフト事業、認められてもないものがソフト事業であるということであれば、この分が浮くでしょうということ、そのものをどうぞ国保の赤字補填に可能だというような形の流れでしようから。ぜひ皆さんその辺はしっかりと見分けながら、町村の分、しっかりお願いがないから町村から始めているというところもあるみたいですから、しっかりと対応方よろしくをお願いをしたいと思っております。

次、主要な成果の部分で、先ほどもありましたけど那覇空港整備促進事業に関してなんですが、来年3月でいろいろと経済界からも出ています。先ほど、部長の答弁のほうもそれに合うようなものをつくっていかないといけないというところがあるんですけど、皆さん来年3月になったときに、このターミナルの現状ってどうなるんですか。どれだけどうふえてというような試算は出ているんですか。

○大嶺寛交通政策課副参事 滑走路完成後の状況につきましては、航空会社ともいろいろやりとりはあるんですけども、航空会社におきましては機材の再配置とかですね、ダイヤの改正とかそういった需要動向も見きわめるという必要もあるということで、急に増便とかというのは、今は検討されていないようですので、段階的に飛行機がふえていくだろうというふうなところで予測しております。

○當間盛夫委員 ということは、急激に来年3月から主要な便がふえるということでもなく、ただ2本の滑走路を今ある17万回ぐらい、これをただ振り分けると、この2本の滑走路に。というようなことで2本の滑走路をやるということなんですか。

○大嶺寛交通政策課副参事 国に確認したところ、現在2本の滑走路を、1本を着陸の専用の滑走路にして、もう1本を離陸専用の滑走路にして当面は運用していくと。ですので一気に便数がふえるわけではないんですが、地上走行の混雑は当面は解消されるだろうというふうなことでございます。

○當間盛夫委員 県として、今、空港の既存の渋滞というかな、それを緩和するというだけで2本の滑走路をつくったんですか。

○大嶺寛交通政策課副参事 そういうことではなく

て、需要予測はしております、10年後にはそれなりの旅客数がふえていくということですので、このような施設の処理容量がそれなりに制約を受けていくだろうというふうなところがございますので、今そこに向けて今後、どういうふうな施設が必要なのか、拡張のエリア、用地の確保も含めまして今、調査・研究しているところでございます。

○當間盛夫委員 部長、調査・研究って何、10年ぐらい続ける話なの。これだけ需要が出てくるだろうと、だから2本の滑走路をつくりましたと。2本の滑走路をつくるのであれば、いろんな航空会社も各社、増便の、皆さん計画になるとなってくると、3年後には今の現国内のターミナルにしても、国際線のターミナルにしてもこういう状況になると、需要予測というのはある程度皆さん出せるはずなんです。そうやってきたときに、この施設のあり方はこういう形で5年後はやらないといけないんだとか、3年後はやらないといけないんだとかというものが僕はあってしかりだというふうに思います。だって、2本の滑走路をやったのはもう7年前ですね。早くそのことでやることでのもので2本の滑走路を、工事を進めてきたわけですから。この間に、皆さんはこれができる後には、ターミナル含めたものはどうやっていくんだという計画があつてしかりだと思うんですけど、今ごろからこの計画の話じゃないでしょう、もうある程度練っているでしょう。

○大嶺寛交通政策課副参事 委員おっしゃるとおり、計画を今、進めているところですので、今年度中にその辺の考え方をまとめていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 今年度中って言ったらよくわかるんだよ。だから、さっきバスのお話もあつたんですけど、結構、海外の観光客の皆さんが沖縄にいらしてもらっています。その皆さんは免許証を持ってないということであれば、やっぱり公共交通を使いたいわけですよね。モノレール乗られる皆さんも結構いらっしゃる。那覇市内に来て、バス停で外国人がバスのそのものを見たりしているところもあるわけ。大分ずれはするんだけど、空港も今そういう、空港周辺の駐車場を含めたその公共交通のあり方等々も皆さん早期に整備する必要があるんじゃないですか、その辺はどう考えていますか。

○大嶺寛交通政策課副参事 おっしゃるとおりですので、今年度から県のほうでは、県と観光部局など土建部、あと空港ビルディング株式会社、国の機関等々いろいろ交えて意見交換の場を設けていまして、その中でいろいろ課題を解決していこうと。その中

には2次交通の話もございますので、そういった中で、意見交換していきながら対応していきたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員 ぜひ空港のほうは頑張られてください。

次、鉄軌道。私、一般質問でも皆さんにお聞きしたんですが、県がやっている調査検討の7年間の調査費だけでも皆さんからいただいたもので、約4億円使っているわけよね。国の事業でも皆さんからいただいたもので12億円、調査、そういう部分で費やしているという中で、皆さんは那覇から名護までと言う。国が出しているものは糸満から名護までのビー・バイ・シーのものが0.69というものが出されてきているんだけど、これはどう捉えればいいのか。皆さんは那覇から名護—それはどう整合性をとればいいのか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

国のほうでは、平成22年度から糸満と名護を結ぶ複数のモデルケースを設定して、コスト縮減等の諸課題について検討を行ってきているというところがございます。一方、県のほうなんですが、県のほうは沖縄の将来の姿の実現等の観点から求められる圏域間連携の強化、那覇—名護が1時間ということですね、そういった公共交通の役割、あと事業効率性、採算性確保の観点から検討を行ってまいりました。その中で、しっかり利用者が多くて便益が最も高い、また、かつ事業の実施の目安となる開業後30年から40年以内に特例制度適用した場合ですけれども、累積資金収支の黒字転換が可能なものという形で、那覇、名護を結ぶルートを決めたところがございます。今後は国に対してこういう、県民と合意形成を図りながら、我々としては事業効率性の高いルートを決めてきましたので、この辺についてはしっかり国に対して説明をしていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 皆さんの説明でとれるの、この鉄軌道。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 まずは我々もこのルートを検討するに当たりまして、さまざまな観点から、県民の皆様の意見もいただきながら合意形成を図り、情報共有を図りながら検討してきたところがございます。そういった点については、しっかり国に説明をしてまいりたいと考えております。また、国からは費用便益分析、やはりそれが課題であるということで、国もまだ引き続き調査をしているというところがございます。そこについて前に進めるためにも、まずは国から示された費用便益

分析についてしっかり県のほうでも対応した上で、早急に年内に、我々の検討結果も取りまとめた上で、国と調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○當間盛夫委員 最後にビー・バイ・シーの利用のもので、今いろいろと新聞のほうでヤンバルでテーマパークをとということで、今、地域説明会をやっているという事業的なものはこのビー・バイ・シーの乗車のものには勘案されているんですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 新聞報道等でもございました名護のほうへのテーマパークの建設が予定されているということも、当然、我々は承知しております。また、本部港におきましては官民連携による国際クルーズ拠点の形成ということで、20万トン級の岸壁整備等が今、進められているところがございます。こういった計画が実現すれば、現在でも北部のほうには海洋博公園等を含めて多くの方が訪れています。そういった新たな計画も実現することによりまして、北部地域の誘客が促進され、今以上に多くの観光客が北部地域に訪れるようになると期待されます。そういったものも当然のことながら、鉄軌道の需要予測に反映していくものと考えておりまして、今、事業者さんにもいろいろ情報提供いただきながら、ビー・バイ・シーの検討に反映させているところでございます。

○當間盛夫委員 頑張ってください。

次に、離島力の向上で離島の交通コストの負担軽減。まず、栗国の航空、空路の部分は今現状どうなっていますか。

○大嶺寛交通政策課副参事 栗国航路につきましては、現在、就航に関心を示している航空会社の方々といろいろ意見交換させていただきながら、この就航に向けての持続可能性、そういったところで検討させていただいているという状況でございます。第一航空さんとは、6月に訴状が届けられましたので、8月に訴状に対する答弁ということをお返答させていただいているんですけども、そのときに訴訟の内容について具体的に反論するということで、補助金のことについての説明とか、あとは訴状内容に対する認否、そういうふうな県の主張も交えてその準備書としてそのお返答させていただいて、次はこの10月に開催されるというふうな状況で継続しているところがございます。

○當間盛夫委員 これは裁判にどれぐらいかかる予定ですか。

○大嶺寛交通政策課副参事 具体的にいつまでというのは現時点では示されていないんですが、大体一

般的な訴訟になってくると、第2回、3回までの口頭弁論があるというふうなところでございますので、今、第1回が終わったところですので早ければ年度内ということですのでけれども、年度をまたがって次年度にいくというふうなところのスケジュール感というふうなところでございます。

○**當間盛夫委員** その間、皆さん冒頭にほかの航空会社というお話があったんですけど、この裁判の決着がないとほかの航空会社と話し合うということはなかなか難しいんじゃないですか。

○**大嶺寛交通政策課副参事** それについては訴訟と、新たな就航会社とのいろいろな意見交換というのは同時に進められるというふうなところで、今、同時並行して進めているところでございます。

○**當間盛夫委員** 僕がわからないのは、第一航空さんは、県の補助で機体の補助をやったわけよね、この2機の。それは今、所有はどこなんですか。

○**大嶺寛交通政策課副参事** 所有は第一航空さんのほうになっております。

○**當間盛夫委員** この2体のものは第一航空さんに、今、所有があって、皆さん次ある航空会社は自分で飛行機を持ってくるような形のことをやるんですか、また買ってあげるんですか。

○**大嶺寛交通政策課副参事** 機材につきましては補助金で調達しました貴重な財産、資源ですので、それを譲渡するとか、リースするとかという、そういうふうな手法も含めまして、新たな航空会社のほうといろいろな意見交換させていただいているというふうなところでございます。

○**渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から第一航空と裁判中なのに結果が出ない前に資材をリースできるのかと確認があった。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

大嶺寛交通政策課副参事。

○**大嶺寛交通政策課副参事** おっしゃるとおりで、できるだけ県としましては、補助金で購入させていただいている機材ですので、ぜひこれを有効活用させていただきたいと考えていますけれども、必ずしもこの機材でなくて、この機材を活用しないと新たな航空会社ができないということではないということです。並行して進めさせていただいている。

○**當間盛夫委員** 今裁判していますよね、第一航空さんと裁判している。それが決まらない中で、白黒がどうということがない中で、皆さんはほかのところを例えば入れているということになってくると、例えば第一航空さんが勝ったらどうするの、裁判で。

補助金を皆さんが払うということになったら、就航するっていうことになってくるんじゃないですか。

○**大嶺寛交通政策課副参事** 裁判で争点になっているのは、彼らは撤退するというふうな話をしたときに、県から要請があって、それで継続を決めている。進めてきたんですけども、県が途中で補助金を返還する方向にということで損害賠償、その間に使った経費に対する損害賠償を請求するという訴えになっていまして、補助金の金額について、今、議論されているわけではないという。裁判と今回の新たな航空会社との意見交換等もあり、新たな路線の誘致については並行してですね、別々でできるというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** 栗国は今、船の就航もあるということで、港湾の整備もやっております。なかなかやはり気象の部分で、港湾の状況もよくないということもあるのですから、やっぱり一日でも早く、部長、この栗国路線というのは、どう就航できるのかということなので。また、ヘリの分もあるはずでしょうから、そのヘリのものも今、全部重なってしまったなかなか栗国だけのという、定期のものもあるんですけど、厳しい状況というものもあるはずでしょうから、再開までに県がどのような形で栗国路線に対してのものをできるかということをもう少し栗国村ともしっかりと協議をしてもらえればと思っていますので、これは提言として終わりたいと思います。

以上です。

○**渡久地修委員長** 花城大輔委員。

○**花城大輔委員** よろしくお祈りします。

企画部の歳入歳出決算説明資料の中から伺いたいことがあります。午前中に説明がありまして、これは午前中に聞いて感じたことなんで、職員の方へお伝えはしてないんですけども、簡単な質問だと思えますのでよろしくお祈りします。

2ページですね、貸付金元利収入。これはオリオンビルから一括で元利返済があったからこういう結果になったというふうにありましたけども、これはいつごろ借入れを起こして、このような事業が始まったのか説明をお願いします。

○**糸数勝地域・離島課長** 貸し付け年度は平成26年度10月29日となっております。

○**花城大輔委員** これですね、通常であれば経労が管轄するものにならないのかなということ非常に疑問に思ったわけですけども、これ借入条件、特に上限額とか返済期限とか利息とか、特に経労ではできないような、そんな内容があったのかどうかお願いします。

○糸数勝地域・離島課長 この地方総合整備資金貸付元利収入という制度で、これは一般財団法人地域総合整備財団、ふるさと財団というところで連携してやっている事業で、部局にかかわらず企画部のほうで地域・離島課のほうで担当しております。

○花城大輔委員 このようなケースは今までも何社かあったんでしょうか。

○糸数勝地域・離島課長 たくさんございます。

○花城大輔委員 わかりました。

続いて、同じく2ページの雑入の部分なんですけど、この雑入の主なものを紹介してください。

○喜舎場健太企画調整課長 雑入の主なものにつきましては、超高速ブロードバンド環境整備促進事業負担金、テレビ放送運営事業費、あと沖縄振興特別推進交付金事業返還金などが主な事業となっております。

○花城大輔委員 これも質問しようと思ったのはですね、3億円というふうに金額は低いんですけども、7100万円の補正を行って、それで収入未済額が出ているんですよね。この収入未済額というのは、雑入の中に固定されている収入というものがあったんでしょうか。

○砂川健総合情報政策課長 本件収入未済額についてお答えします。

本件収入未済額につきましては、平成21年から23年度にかけて、従来のアナログ放送からデジタル放送への移行を図るため、市町村非課税世帯を対象にデジタルチューナーなどの受信機の購入費用の支援を行ったものでございます。その後、平成23年度までに2万1619件、2億5641万8000円の交付決定を行いましたけれども、平成26年8月4日の会計検査におきまして、総務省が当時、同じような目的でデジタル放送普及のためのデジタルチューナー普及配布事業というのを行ってございまして、そことの重複世帯があるということで、一部の補助金交付が不当との指摘を受けました。それで、事業所管しております総務省や会計検査院と調整を行いましたところ、その重複世帯等と対象外と認定された世帯につきまして、交付決定の取り消しを行いました。その交付決定の取り消しを受けて、一部、補助金を交付した世帯から返還を受けているところなんですけれども、取り消した部分でまだ返還を受けていない部分が残っております。その件が77件、86万1000円となっております。

○花城大輔委員 ありがとうございます。

次に3ページです、市町村振興費の中の沖縄振興特別推進交付金。これは毎年予算が減っていく

中で市町村分は何とか240億円以上は確保しようという、そのような流れがあったというふうに思いますけど。それにあわせてですね、今回この予算の流れを見て、244億円は確保しました、8億円補正で上に乗せました、前年度までの繰越金が49億円ありました、そして、トータルは301億円です。そうであれば、市町村分は301億円で執行できたということになるかと思えますけれども、見解はいかがなんでしょうか。

○金城康司市町村課副参事 平成30年度の予算におきましてはまず、当初予算で244億7000万円あったんですけども、補正予算で8億円ってあるんですけども、これは何かといいますと、一括交付金で市町村分ではなくて県分の余剰分がありましたので、これを市町村分で有効活用する観点から、補正で8億円プラスしております。

それから、49億円を次年度の繰り越しということで計上してございまして、トータルで既に301億9400万円となっております。失礼しました。今のお話は、301億9000万円使いますかというふうなことですが、そのとおりでございます。

○花城大輔委員 当初、市町村の首長さんに対して、新年度も240億円は確保しましたと、これで割り振ってやっていきたいと思いますというふうに説明をして、納得をいただいていることになるかと思えますけども、そのときに前年度の繰り越しは49億円あるということの説明をされていたんですか。

○金城康司市町村課副参事 今のお話は、恐らく市町村と県分、配分。それから市町村間の配分額を決めるまでの、恐らく市町村協議会の場なのかなと思います。この協議会というのが各首長さん出席しております場なんですけど、その場においては特に繰越事業については説明してございません。

○花城大輔委員 先ほど答弁あったとおり、301億円使えるわけなんですよね。でしたら、市町村の首長さんに対しても240億円を確保しましたではなくて、301億円ありますという説明のほうが正しいんじゃないでしょうか。

○金城康司市町村課副参事 この繰越費用というのは、前年度からの繰越事業ですので、あくまでも次年度に用途が決まっている繰越事業ということで、繰越事業については各市町村において、翌年度に幾ら繰り越すと、具体的にどういった事業に使うというのが決まっておりますので、これをその場で301億円使えるというふうに説明するのは適当でないのかなと考えています。

○花城大輔委員 よく理解できました。前もって隣の人に聞いておけばよかったです。

それと、先ほど當間委員からもあったんですけども、内閣府のほうからですね、一括交付金の市町村にとって有利な使い方ができるというようなのを新聞報道で知りましたというふうにありましたけども。もし、これがうまくはまれば不用額を発生せずに100%に近い執行率を目指せることになるかと思うんですね。今、どの程度まで話し合いは進んでいますか。

○金城康司市町村課副参事 今、内閣府から聞いておりますのは、あくまでも一先ほど私が説明したのは、一般財源、単独事業で行った事業をですね、一括交付金を活用する際には、あくまでも市町村の枠で、さらに一括交付金を充てた余剰があるというのが条件になりますので、その枠の余剰分がないと単独事業で行った事業を交付金で用いることが、新たな財源として生まれてこないというのがあります。

○花城大輔委員 これ、新聞報道で知りましたという答弁が先ほど2回あったんで非常に気になったんですけども。もし不用額がこれくらい出る可能性があったという場合に、この事業とこの事業ははめられるんだよねということで、実際に調整が進んでいるような形が望ましいんじゃないかと思って今の質問をしましたので、ぜひ内閣府との調整もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○金城康司市町村課副参事 先ほど私、新聞報道で知りましたってあるんですけども、事前に内閣府のほうからですね、こういうことをしたいという話を聞いておまして、これについては、例えば一括交付金を活用した事業に変更とか、交付申請を上げることになります。要するに県を通して来ますので、県のほうも一緒に御協力して一緒に取り組んでいきましょうという話はしてございます。

以上です。

○花城大輔委員 次に、主要施策の成果に関する報告書の中の18ページ、鉄軌道なんですけど、これも當間委員が質問してくれたんで聞くことが一つもないんですけど、少しだけ確認をしたいというふうに思っております。

これは先月、省庁を回っていろいろと職員の方とヒアリングも行ってきたんですけど、非常にこれは実現が厳しいような感じがしました。例えば0.69と言われているビー・バイ・シーは那覇から名護で出した数字なのか、糸満から名護で出した数字なのか、どっちなんですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えします。

今、委員がおっしゃられた0.69は国の調査だと思

います。国の調査の場合は糸満から名護という形で試算されております。

○花城大輔委員 県はこれについてどのような数値をはじき出していますか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 県は構想段階の検討におきまして、今、決定しましたルート案につきまして、大体0.44から0.59という形ですね、那覇・名護間を結んだ場合のビー・バイ・シーという形で出させていただいているところでございます。

○花城大輔委員 0.69で非常に厳しい反応だったんですよ。それで今、0.59という数字を聞いてさらにびっくりしたんですけども。これは今後どうしていくんですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

費用便益分析、これ国交省のほうで、鉄道局のほうからマニュアルが示されているんですけど、鉄道を導入した場合の効果というのはかなり広範囲にわたって効果があるということがマニュアルでも示されています。ただ、計測に当たっての手法がまだ確立していない状況の項目もございまして、そういったところも含めて幅広く今、国のほうでもやっただけでございますけども、県のほうでも改めて昨年度からビー・バイ・シー向上に向けた検討をさせていただいているところでございます。この検討結果については年内に取りまとめて、早急に国と調整を行っていきたくて考えております。

○花城大輔委員 非常に困難な課題と思いますけども、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

続いて、市町村課のほうにお尋ねしますけれども、県のたばこ税が18億円ということでありますけれども、市町村分についてはどれくらいになっていますでしょうか。

○高江洲昌幸市町村課長 市町村たばこ税につきましては、平成30年度速報値でございますが109億4800万円程度となっております。

○花城大輔委員 これは人口割ですね、この109億円が分配されるというふうに聞いておりますけれども、上位3市の金額と市名を教えてください。

○高江洲昌幸市町村課長 平成30年度速報値の市町村たばこ税の収入額の多い市町村上位1位が那覇市で約33億6000万円、2位が浦添市で22億円、3位が宜野湾市で7億5000万円となっております。

○花城大輔委員 ちなみに、沖縄市は幾らになっていますか。

○高江洲昌幸市町村課長 沖縄市は4位で6億

4700万円というふうになっています。

○花城大輔委員 これ、過去はたばこが売れた地域に税金が主に落ちるといふ仕組みだったといふふう聞いていて、ただ、それだと事業者がない地域が不公平になるから住民割にしたといふ背景があるといふふう聞いていたんですね。しかしながら、県下第2の都市の沖縄市が6億4000万円ということで、浦添市の4分の1程度なんですよ。この今の状態というのは平等になっているんですかね。

○高江洲昌幸市町村課長 委員おっしゃるとおり、日本たばこ産業株式会社、いわゆるJTのたばこに関しては人口割で配分されているんですが、輸入物のたばこに関しては、人口割ではなくて卸売りから小売りに販売する時点で課税されるという制度になっておりますので、その差異で、この卸がある市町村、浦添に大手の輸入のたばこの卸業者がおりますので、その影響で浦添市のほうが沖縄市より収入額が高いという状況になっております。

○花城大輔委員 ちなみに、たばこ業者の多い市町村を3つ挙げるとすればどこどこになりますでしょうか。

○高江洲昌幸市町村課長 特定小売業者につきましては那覇市が12社で一番多いという状況になります。

○花城大輔委員 それで、たばこ税は一般財源に組み込まれるということで、以前、ゴルフ税もスポーツに関連する使われ方じゃなくて一般財源に組み込まれるのは違うんじゃないかという意見も聞いたことがありますけれども、これも年々、たばこを吸う人が少なくなっていくって、たばこをつくっている人たちもこれから先の未来が見通せなくなって。そんな中で、税収を担保する方法を私やらないといけないんじゃないかなんかと思っている一人なんですよ。なので、県内に入った市町村と県を合わせて120億円余る財源から、税収から何らかの税収を担保する方法をとるべきじゃないかと思っていますけれどもいかがですか。

○高江洲昌幸市町村課長 委員おっしゃるとおりですね、たばこの売上本数というものは、直近の3カ年で見ますと、平成30年度が20億本、平成29年度が21億本、平成28年度が22億本と、直近3年間につきましては減少傾向でございます。ただ、たばこの値段自体が値上がりをしていると。市町村たばこ税の税率も段階的に上昇しているということで、税収に関しましてはこの5年ほどで110億円程度で安定的に推移している状況でございます。

○花城大輔委員 私が言っているのはですね、たばこを吸う人は減りましたが値段を上げているか

ら大丈夫ですということではなくて、これからたばこ吸う人はどんどん減っていくことは予想されますね、大体の人が。実際、たばこを吸う場所も少なくなっているわけですから。それに対して、120億円近くの税収を担保する方法をとるべきじゃないですかということを知っているんです。

○宮城力企画部長 たばこ税については、市町村にとっては住民税、固定資産税、それに次ぐ第3位の貴重な財源となっております。市町村たばこ税の今後のあり方等については、これは立法措置が必要になりますので市長会、町村会も交えた意見を確認しながらですね、当たり前の話ですけれども、存続等については働きかけていく必要があるのかなと考えます。

○花城大輔委員 終わります。

○渡久地修委員長 又吉清義委員。

○又吉清義委員 歳入歳出決算書の議会事務局のほうから先に行きたいと思っております。よろしいでしょうか。

先ほどの説明で、1ページのほうにあります下から2番目の違約金というものがあるものですから、議会事務局で違約金というのはどのようなものが発生したのか、それについて御説明お願いいたします。

○平田善則議会事務局長 ただいまの違約金の件についてですけれども、この違約金は出前講座の実施に係る違約金であります。当初、同事業の実施を委託した事業者が契約期間の途中で事業を停止する事態となったため、契約を解除したことに伴い発生したものでございます。

○又吉清義委員 わかりました。

契約の解除ということなんですが、5万9958円、その根拠というのは例えば、なぜ5万9958円なのか、そこまでもう少し説明いただけませんか。

○平田善則議会事務局長 これは契約金額が59万9583円でございます。その契約金額の10分の1、契約書16条にそういう規定をしまして、10分の1の5万9958円が違約金という金額でございます。

○又吉清義委員 わかりました。

あと1つ、雑入についてなんですが、県議会棟そのものを私は議会事務局がいろんなこういった管理までしているとわからなかったものですから。その中で、1階のほうに自動販売機がございますよね。その自動販売機の収入についてあるかと思うんですが、それはどのように管理運営されているか御説明していただけますか。

○平田善則議会事務局長 議会事務局に設置しております自動販売機につきましては、平成8年から沖

縄県母子寡婦福祉連合会に許可をいたしまして、まず1台を設置し、そして19年からあと1台を追加し、合計2台設置しております。その使用料として、平成30年の自動販売機の使用料として2台合計で8877円、電気料が9万6734円となっております。

以上でございます。

○又吉清義委員 わかりました。

こういうふうには設置をして、使用料、電気料も払う中で支援をする。私は非常にいいことかなと思ったものですから、てっきりまた、これが皆さんの収入に入っているのかなと思ったものですから。

そこで、企画部のほうにもお伺いしますが、県庁、本庁ビルにもある、そして、いろんな県の施設にもある自動販売機等については、皆さんどのようになっているか御存じでしょうか。本庁内にもありますよね、自動販売機。その辺、御存じでしょうかということを知っているわけです。

○宮城力企画部長 庁舎内の自動販売機については管財課が、総務部が所管しております。

○又吉清義委員 管轄外でわかりませんか。わかるようでしたらと思って、部長クラスでしたらわかるのかなと思って。

一例ですけど、以前こういうものがあったものですから。ある市町村で自動販売機、設置は全て食堂のほうで行いまして、電気料、修理代は庁舎の維持管理で払う。収入はそういった食堂等がやるものですから、これはおかしいんじゃないかということで、ちゃんとやるからにはやはり電気料も支払う、そして使用料も払う、そういったのをやるべきじゃないんですかとあったものですから、県庁内もどのようになっているか、ぜひまた次回聞いてみたいと思っているので、部長、せめて部長ぐらいは知っていてもいいかと思っております。莫大な金額なんです、沖縄県内にある自動販売機は半端な売上収入じゃないですよ。びっくり仰天いたしますよ。そういった意味で、ぜひ困っている家庭、寡婦世帯であれ、父子世帯であれ、交通遺児であれ、教育関係にそういう予算も回していただいたら非常にいい収入になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次は、成果報告書で33ページにあります特定駐留軍用地等内土地取得事業についてお伺いしますが、まず、この特定駐留軍用地等内土地取得事業についてなんですが、購入予定面積が幾らで、今現在、執行率は何パーセントになっているのか、まずこの御説明からお願いいたします。

○宮平尚企画部参事 沖縄県の分の先行取得の目標の面積でございますが、道路用地として17.15ヘク

タール。30年度までの購入実績でございますが、10.3ヘクタール、約60%というような状況でございます。

○又吉清義委員 かなりのピッチで進んでいるかなと思いますけど、そこでお伺いしますが、この事業が令和3年までの事業になっているんですが、あと2年間で残りの面積を買い上げることが可能であるか、ないかということがまず1点目。

○宮平尚企画部参事 今は目標として17.15ヘクタールについては、鋭意努力してございまして、努力をして全て執行する予定で取り組んでいるところでございます。

○又吉清義委員 非常に大事なことで、非常に懸念しているのは、今、県内の地価、軍用地、信じられないくらい値上がりしております。ですから、皆さん大丈夫ですかと、1点目ですね。皆さんの上昇率を見た場合の、この計算している上昇率と民間での上昇率はとてもじゃないけど差があり過ぎると。そういう中で買うのはかなり厳しいかと思いますが、まず、それについてあと2年間努力する気持ちはよくわかりますが、万が一できない場合、もちろんこれ事業継続していただきたいということで、あえてそれを聞きたくて申し上げますが、これはこれで打ち切りじゃなくて、継続ということで十分皆さん考えているかどうかですが。

○宮平尚企画部参事 先行取得制度でございますが、令和3年度までは時限法で、跡地利用推進法で規定された制度ということでございまして、令和3年度までというふうになってございますが、しかしながら、嘉手納飛行場以南の返還が示されている軍用地につきましては令和4年度からの返還が主な施設になってございます。ですから当然、この事業の継続は不可欠だというふうには認識してございまして、今後、跡地利用推進法の延長も含めまして、この取得事業の継続につきましても今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○又吉清義委員 この事業について再度お伺いしますが、やはり取得事業する目的を最後にもう一度確認いたします。取得事業の目的です。

○宮平尚企画部参事 目的はですね、駐留軍用地の円滑な跡地利用の推進に必要な公有地を確保するということが基金を財源としまして、跡地利用推進法に基づく土地の先行取得を実施しているものです。

○又吉清義委員 ぜひですね、返還跡地の一日も早いちゃんとしつかりと跡地利用促進する、計画を立てる、非常にこの重要なポイントが、皆様方が土地取得事業ができるかできないか大きな課題だと思

ますので、ぜひこれは継続して努力をよろしく願いたいということであえて申し述べておきます。

次、同じく成果報告書の20ページについてなんですが、成長分野リーディングプロジェクト創出事業というのがございますが、具体的にこれも平成29年度から33年度まで行われておりますが、この中身です、今2カ年間行われておりますが、どのような事業が行われどのような報告があるか、まずこれから御説明をお願いします。

○屋比久義科学技術振興課長 お答えいたします。

この事業は沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げております健康医療、環境エネルギーの成長分野を柱に、OIST、琉球大学等を核とした共同研究に取り組んでいるものでございます。具体的な例を申し上げますと、例えば琉球大学と北里大学による沖縄生物資源由来創薬リード化合物探索の研究、非常に難しいですけど、沖縄県内の在来に由来する微生物から創薬につながるような化合物を探索していく研究でございます。

もう一つ御紹介いたしますと、OISTを中心といたしまして県の畜産研究センターも連携しながら養豚排水処理の技術の研究開発。これも具体的には排水に含まれている窒素、リンを除去する機能を持つ県産微生物群による浄化というものの研究開発を進めているものでございます。

以上です。

○又吉清義委員 今、そうするとこの報告書については皆さんのほうに毎年、報告されているということで理解してよろしいですか。ネットで見ても探し切れないものですか。

○屋比久義科学技術振興課長 毎年度、事業評価委員会というものをそれぞれ開催しております、その中での報告。あと、それも踏まえた上で研究事業者様のほうから報告書というものが提出されております。

○又吉清義委員 いろいろこういった研究をして、私もかなりこれいい効果が出てもらいたいなと気持ちがある中で、ぜひですね、環境エネルギー、北里大学であれ、琉球大学であれ、こういう事業行っております。今、我が沖縄県で急務だろうと思うのが環境エネルギー、この中に畜産の排水処理技術等のものも入っています、皆さんの目標にですね。今、観光立県を目指す沖縄として、やはりあちらこちら、畜産農家であれ、におい等でかなり私は弊害が出ているのではないのかなと。それについてももっと皆さんもっと取り組んで早目に整備をしていただきたい。その辺を、どうも微生物をやる中でちょっと

これとはかけ離れているという感じがするんですが、その辺等とも県として予算を出すからには将来的展望として、その辺のリクエストは厳しいんですか。

○屋比久義科学技術振興課長 今の養豚排水の処理に関して申し上げますと、先ほども少し申し上げましたが、養豚排水の中に窒素、あるいはリンというものが含まれておりまして、この沖縄県由来の微生物を活用することで、有害物質を除去するとともに、リンそのものも抽出するという研究に取り組んでおります。そのリンを抽出することで、委員も御承知のとおりリンは肥料にもなりますので、肥料としても使えるのではないかなということで今、研究を進めておりまして、それにつきましては、研究室レベルでは有効性が確認されておりまして、昨年度から今年度にかけて、これを畜産研究試験センターのほうで、小規模ではありますが、実証レベルに近いような研究を進めているところでございます。

○又吉清義委員 ぜひ努力していただきたいなど。養鶏場であれ、牛舎であれ、豚舎であれ、こういったあらゆるところが正直言って、現場ではかなり苦勞しております。そして、それをいかに周りに迷惑かけないようにするかということで、農家も大分苦勞しております。ですから、これは循環型エネルギーということで最終的にはなるかと思いますが、それができるようにぜひ早目にもっと努力していただきたいなということをあえてお願いしておきます。

次はですね、平成30年度の歳出予算事項別内訳書なんですが、こういう事業がございまして。情報管理運営費ですね。電子県庁構築のため、情報化施策の推進及び職員の情報関連技能の向上に係る経費ということで、ページは13ページですけど。また、15ページの電子自治体推進事業ということで、電子自治体であれ情報であれこういうのをこれからまとめて将来に備えてもろもろの事業、技術向上に尽くすということが目的かと思うんですが、非常にそこに気になるのが、これのセキュリティー関係について県はどのように把握をしておられるかということをお尋ねいたします。

○砂川健総合情報政策課長 お答えします。

沖縄県におきましては、県庁内のネットワークの構成を抜本的に見直しまして、従来、業務システムとインターネット回線が接続しておりましたけれども、業務システムのネットワークからインターネット回線を切り離しまして、インターネット回線の接続ポイントを1カ所に集約しまして、そこにつきまして、専門技術員を置きまして、監視や分析等を行っております。

○又吉清義委員 努力をなさっていることは非常にいいことだと思いますので。非常に気になるのはこのセキュリティーで、きのうもありましたが、ハッカーであれ、いろんなもろもろのハッカーがあつて情報が盗まれた場合、被害をこうむった方々というのは管理をしているところが、これは責任があると。そういったことを考えた場合ですね、やはりこのセキュリティーについて管理を強化しないといけないなということで、非常に気になるのが、今、私たちが使っているセキュリティーであれ、そして、スーパーコンピュータで、これからこの2年以内に全く違う時代に入ると。そうなったときに、この業者、今、皆さんが予定しているものに関して、そういったレベルで対応できるのかできないのか、また、厳しいようであればさらに強化する必要があるかと思いますが、やはりこれは現時点での対応策なのか、例えばこれから来る2年後に備えての対応策なのか、そこまでいろいろ計画しておられるかということですが。

○砂川健総合情報政策課長 委員おっしゃるお話というのは、新聞報道等にありました国が量子暗号と呼ばれる次世代技術の研究開発を加速して、2025年、令和7年に実用化を目指すという部分だというふうに承知しておりますが、ここにつきましては、このようなセキュリティー状況は常に変化しており、新たな脅威に対して継続的に職員の意識を高めていく必要があると県では考えております。また、情報セキュリティー対策の取り組み全般につきまして、新たな技術の進歩等を踏まえて、常時、見直しを含めながら情報資産等のリスクに備える必要があると認識しております。

○又吉清義委員 ぜひ、今、目まぐるしいぐらい、インターネットであれ、情報産業、SNSが進んでいるものですから、本当に今、対策をしたからこれでよしという考えは、私はよしていただきたいなと。常に日進月歩していることを頭に入れる中で、やはり皆さんが努力をしていただけないと。例えば県庁に入っているいろんな情報が全て盗まれてしまう、これは大変なことになるし、やはり県庁はみずからそういったセキュリティーについて常に敏感であることにより、民間企業であれ、また、民間の方々も皆様方からいろんな発信、対策が私はできるかと思うんですよ。そういった意味では、今、これに向けて対策を練っているのは非常にいいことで感謝申し上げますが、ぜひこれでよしとするんじゃなくて、いろんな情報を絶えず集めてその努力を目指していただきたいなということ、あえて伺いますがいかが

がでしょうか。

○砂川健総合情報政策課長 委員御指摘のとおり、情報通信分野におきましては、日々、日進月歩で技術の革新とか、それから新たなセキュリティーに対する脅威とかがいろんな形で出てくるかと思えます。我々としましても、そのような新たな脅威に対しまして、常に業務取り組み等を見直しながら、情報資産のリスクに備えていきたいと考えております。

○又吉清義委員 ありがとうございます。

○渡久地修委員長 質問者の取り下げの申し出がありましたので、質問順番を繰り上げます。

次、仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 お疲れさまです。

最後になりますので、ぜひ気を落とさないでみんな頑張っていきたいと思えます。

まずは、主要施策の成果に関する報告書の中からのきのうと同様に質問を行いますけども、まずは17ページ、最初に那覇空港整備についてであります。これは上原委員も含めてほとんど質問項目が一緒に、その中で答弁の中になかったものだけ、2点だけお答えをお願いしたいと思います。その中で、拡張整備促進連盟というのがありますが、その活動支援として行ったというふうにありますけれども、どの程度、どういった形で行われたのか。

○大嶺寛交通政策課副参事 那覇空港拡張整備促進連盟の活動の支援につきましては、平成30年度はですね、促進連盟のほうで埋め立て後の施設の拡張についていろいろセミナーとか勉強会とか、そういったものを実施したりとか、政府、国会等に対する要請活動も行っていると。そういうふうな形でいろいろ活動していて、県としましては、促進連盟のほうに負担金として70万円支出している状況でございます。

○仲田弘毅委員 この連盟はどういうふうな組織、よろしければ、どういった方々が代表しているのか、わかれば。

○大嶺寛交通政策課副参事 促進連盟の会長は、沖縄県商工会議所連合会の会長石嶺伝一郎様と、副会長は数名おまして、沖縄県の副知事も副会長を務めてございます。事務局のほうは沖縄県商工会議所連合会ということで、団体数は36団体加盟されている状況でございます。

○仲田弘毅委員 こういうふうな連盟で、事業の進捗が順調にしているということで、あと裏づけられるということになると思えます。

あと1点はですね、那覇市の船だまりに対する補助というのがありますが、これはいかがでしょうか。

○大嶺寛交通政策課副参事 那覇市の船だまりに対する補助につきましては、今、那覇市が事業主体となっているいろいろな行っているんですけども、平成30年9月から実施設計に着手しております、平成30年度分の出来高分について補助金を交付しているというような状況でございます。

○仲田弘毅委員 船だまりというのは港ということで理解していいですか。

○大嶺寛交通政策課副参事 船だまりは港というほど大きい港湾施設というものではございませんが、泊地ですね。船が海に浮かぶ泊地と護岸と船揚げ場といたしましうか、そういうふうなもので構成されています。

○仲田弘毅委員 次に19ページ、奄美との交流事業について。

奄美との交流事業、具体的な支援の内容についてお聞かせください。

○糸数勝地域・離島課長 支援の内容はですね、奄美ー沖縄間の航空路線と航路について一部補助して、交流人口等の拡大に努めているところです。

○仲田弘毅委員 今6航路ということで、説明書のほうで決算額は8100万円で、航空路4路線、航路一船のほうで8路線とあるんですが。

○糸数勝地域・離島課長 航路については、那覇ー奄美、那覇ー与論、那覇ー沖永良部、那覇ー徳之島、本部ー奄美、本部ー与論、本部ー沖永良部、本部ー徳之島です。航空路については那覇ー奄美、那覇ー与論、那覇ー沖永良部、那覇ー沖永良部經由徳之島というふうになっております。

○仲田弘毅委員 飛行機と船の軽減の差はあると思うんですが、軽減は飛行機で例えば那覇ー奄美で幾ら、那覇ー奄美の船の軽減は幾ら。

○糸数勝地域・離島課長 航空路については2つのパターンがあります。1つは特便割引。これは搭乗日の前日まで購入可能ということで、例えば那覇ー奄美便ですと、通常は往復割引2万3750円になりますが、軽減額が4100円で割引率としては17.2%となります。あと先得割引Aというのがございまして、これは28日までに購入が必要であります、通常ですと1万8900円が3200円、これ奄美ー那覇ですね。割引率は16.9%ということになっています。航路については、那覇ー奄美間は2000円の割引で、割引率は20.7%というふうになっております。

○仲田弘毅委員 成果のほうですね、平成27年度と比較して2万6251人が増加していると、これが実績になるかと思うんですが。しかし、当初予算で1億1000万円余りの予算を出して、最終予算額は9100万

円。そして、調整して決算が8100万円になっているわけですが、不用額が990万円出ているんですよね。その内訳はどういうふうになっていますか。

○糸数勝地域・離島課長 これは去年は非常に台風が多くて、欠航が多かったということです。

○仲田弘毅委員 この事業は令和3年度で終わるんですよね。

○糸数勝地域・離島課長 そのあたりはまだ検討しておりません。

○仲田弘毅委員 一応、資料では平成28年度から令和3年度で事業は組まれている。これは、内容から見ますと奄美と沖縄の世界遺産の人的交流を促進していくというふうに捉えるんですが、それまでに世界遺産登録が終わって令和3年で事業が終わるという意味なんですか。

○糸数勝地域・離島課長 世界遺産登録を最終目標としていることではなくてですね、沖縄ー奄美間の住民を含めた交流人口の拡大。さらに、自然遺産登録を契機に周遊の観光がさらに進むということで考えておりますので、それ以降もやることも可能性としてあると考えております。

○仲田弘毅委員 私たち総務企画委員会も8月には奄美と交流やってまいりました。その恩典も受けてまいりました。

続いて、23ページ、移住定住促進事業について、これはほかの委員からもありましたけれども、ちょっと視点を変えて質問したいと思いますが、よろしいですか。まず、その事業内容、よろしくお願ひします。

○糸数勝地域・離島課長 移住定住促進事業は県内の定住人口の安定に加えまして、県外からの移住者の増加を図り、離島過疎地域の人口の維持・増加を図るということで実施しております、地域・離島課内に移住コーディネーターを置いております。そのコーディネーターで電話での移住相談、あるいは来課に伴うお客さんへの対応。それと、県外において移住フェアというのを開催しております、そのブース出展、あるいは沖縄独自で移住相談会も設けております。また、体験移住ということですね、沖縄に興味のある方、関心のある方を体験的に沖縄に来てもらって、一部負担がありますけど。そういった方でお試し体験という形の事業もしております。

○仲田弘毅委員 大きな目的としては、やはり均衡ある発展を目指す沖縄県は、離島も本島にいてもちゃんとしっかりとした生活基盤が築ける、それが大きな目標だと思うんですよね。その中で、先ほど答弁の中で離島も含めて6市町が、人口がふえたという

報告もありましたけど、ある意味では成功事例かもしれないませんが、そうでない離島を含めた過疎地域が、今現在、大きな課題になっているわけですから、その人口減は当該市町村と県がしっかり連携をして取り組む必要があると思いますが、これは企画部長、いかがでしょうか。

○宮城力企画部長 過疎市町村にあつては過疎の特措法、この適用も受けられますし、さまざまな財源措置が果たされます。今回、6市町村ですかね、人口がふえている、前回の要件に当てはめると過疎の要件から外れてしまうということが今、懸念されているわけです。何万人の人口があつて、これがふえるということではなくて、1000人、2000人の小規模離島で何百人かふえたとして、果たしてこれが過疎地でなくなったと言えるのであろうかということとは常々、私は疑問に思っておりまして、引き続き過疎特措法の適用が受けられるように働きかけていきたいと考えているところです。こうやって過疎でないところであっても、石垣市が離島で過疎地に当たらないんですけども、離島の振興は県政の重要な柱ですので、定住条件の整備等に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えます。

○仲田弘毅委員 先ほど、ほかの委員からも話がありましたけれども、この事業が平成30年度で終わるわけですよ。移住定住促進事業も平成28年度から平成30年度、これ終わっているわけですよ。ということは、今年度はこの事業はないということですか。

○糸数勝地域・離島課長 後継事業をやっております。

○仲田弘毅委員 6市町村が人口もふえているという報告の中に、与那国がふえている、そういった報告もありましたけれども、御存じのように島嶼県である沖縄県は47都道府県で唯一の離島県で、島嶼県の中のまた離島が国境を接しているというのは皆さん御存じだと思うんですが、その離島で定住ができなくなると、日本という国の国境が狭まってくる。そのためにも、やはり行政と議会が一緒になって頑張る必要がありますし、これは、各部局とも横断的に努力することをしっかりやらなくちゃいけない。農業もしかり、産業もしかり。農業でいえばサトウキビが大きな国策の中で基幹作物として波照間、与那国でつくられることによってそこで定住ができる。そこで子育てができる。ひいては子育てに必要なものは教育ですから、教育もここでできる、その島でできる。上の最高学府の教育はできないにしても、子育てから義務教育課程まではそこでできる。その

大きな根幹はサトウキビであり、換金作物としても大きな役割を果たしていると思う。それはやはり行政が各市町村と一緒に頑張ってないと、離島の定住、移住も促進もできませんし、ましてや国境を守ることもできない、こういうふうにつながってくるんだと思います。そういった意味合いにおいても、企画の離島振興に関するバックアップ体制は大きな糧になりますので、今後とも頑張っていただきたい、このように思います。

以上です。

○渡久地修委員長 以上で、企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。事務局より特記事項に関する説明があつた。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項については昨日及び本日の質疑答弁において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告いたします。

次に、特記事項について御提案がありましたら挙手のうえ御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 提案なしと認めます。

以上で、特記事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月24日 木曜日 午前9時までに決算特別委員に配付されることになっております。

また、決算特別委員が調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、24日 木曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修

令和元年10月18日

令和元年 第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

経済労働委員会記録

(第 2 号)

令和元年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月18日（金曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後5時12分
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会の認定について（商工労働部及
認定第1号 び文化観光スポーツ部所管分）
- 令和元年 平成30年度沖縄県小規模企業者
第5回議会等設備導入資金特別会計決算の
認定第3号 認定について
- 令和元年 平成30年度沖縄県中小企業振興
第5回議会資金特別会計決算の認定につ
認定第4号 て
- 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第12号 別会計決算の認定について
- 令和元年 平成30年度沖縄県国際物流拠点
第5回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第14号 決算の認定について
- 令和元年 平成30年度沖縄県産業振興基金
第5回議会 特別会計決算の認定について
認定第15号
- 7 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	瑞慶覧	功君		
副委員長	瀬長	美佐雄君		
委員	大浜	一郎君	西銘	啓史郎君
	山川	典二君	島袋	大君
	大城	一馬君	新里	米吉君
	親川	敬君	嘉陽	宗儀君
	金城	勉君	大城	憲幸君

説明のため出席した者の職、氏名

商工労働部長	嘉数	登君
産業政策課長	平田	正志君
アジア経済戦略課長	仲榮眞	均君
ものづくり振興課長	古波蔵	寿勝君

中小企業支援課長	友利	公子さん
企業立地推進課長	久保田	圭君
雇用政策課長	島尻	和美さん
労働政策課長	下地	康斗君
文化観光スポーツ部長	新垣	健一君
観光政策課長	平敷	達也君
観光振興課長	雉鼻	章郎君
MICE推進課長	加賀谷	陽平君
文化振興課長	新垣	雅寛君
空手振興課長	山川	哲男君
スポーツ振興課長	金村	禎和君
交流推進課長	伊田	幸司君
県立博物館・美術館 参事兼博物館副館長	金城	健君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第5回議会認定第1号、同認定第3号、同認定第4号、同認定第12号、同認定第14号及び同認定第15号の決算6件の調査並びに決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、商工労働部長から商工労働部関係決算の概要説明を求めます。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 おはようございます。

商工労働部所管の平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

商工労働部において平成30年度は、沖縄21世紀ビジョンやアジア経済戦略構想の実現に向け、情報通信関連産業の立地促進、国際物流拠点の形成及び先端医療・健康・バイオ関連産業の創出等により新たな産業の柱を構築するとともに、県内既存産業の着実な成長を図るため、国内外への販路拡大やブランド力の強化など、企業の競争力強化や高度化等を推進してまいりました。

また、これらの産業振興施策による雇用機会の拡

大とあわせて、正規雇用化や非正規労働者の処遇改善等に取り組んできたところであります。

これらの取り組みにより、平成30年度における情報通信関連産業の雇用者数は約4万5000人、売上高は約4300億円となり着実に増加しております。

また、平成30年の完全失業率は3.4%、前年の3.8%と比べ0.4ポイント低下し、8年連続の改善となるなど、雇用情勢についても着実に改善してきております。

平成30年10月末には那覇空港内で整備を進めてきた航空機整備施設（MR O施設）が完成しましたので、今後は同施設も含め航空機整備事業を起点とした航空関連産業クラスターの形成促進を図ることとしております。

今後これら成果を踏まえ、本県の一層の発展につながるよう各種施策に全力で取り組んでまいります。

それでは歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております資料1の平成30年度歳入歳出決算説明資料により、御説明申し上げます。

ただいま通知いたしました1ページをごらんください。

こちらは一般会計及び特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。

また、通知しました2ページをごらんください。

こちらは同じく歳出決算状況の総括表となっております。

それぞれの詳細については、通知しました3ページ以降で御説明いたします。

まず初めに、一般会計の歳入決算につきましては、予算現額合計が322億4824万9500円、調定額が316億7459万3463円、収入済額が315億8178万5757円、不納欠損額が0円、収入未済額が9280万7706円で、調定額に対する収入済額の割合は99.7%となっております。

（目）ごとの明細についての説明は割愛させていただきます。

通知しました5ページをごらんください。

一般会計の歳出決算につきましては、予算現額合計が396億8592万7800円、支出済額が384億9530万3160円、翌年度繰越額が2億5928万7760円、不用額が9億3133万6880円で、執行率は97.0%となっております。

翌年度繰越額の主なものは、工業技術センター改修工事において、外壁タイル及び空調機の納期がおくれたことから、1億8073万3000円の繰り越しとなっております。

次に、不用額の主なものについて、（項）別に御説明いたします。

（項）労政費の不用額1億4434万5496円の主なものは、正社員雇用拡大助成金事業の事業開始のおくれに伴う補助金の執行残によるものでございます。

（項）職業訓練費の不用額2億3725万8077円の主なものは、緊急委託訓練事業の訓練コースの閉講等に伴う委託料の執行残によるものでございます。

（項）商業費の不用額2億227万1291円の主なものは、国際物流関連ビジネスモデル創出事業において、予定の事業採択件数が確保できなかったことによる執行残でございます。

（項）工鉦業費の不用額3億4746万2016円の主なものは、グローバル産業人材育成事業において、補助金の活用企業が当初見込みを下回ったことによる執行残等でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

通知いたしました7ページをごらんください。

まず最初に、小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が6億2128万8000円、調定額が53億1959万354円、収入済額が23億6989万2837円、収入未済額が29億4969万7517円で、調定額に対する収入済額の割合は、44.6%となっております。

収入未済額は、貸付先企業・組合等の業績不振や倒産などにより、設備近代化資金及び高度化資金の貸付金返済が遅延していることによるものであります。

通知しました8ページをごらんください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が6億2128万8000円、支出済額が6億803万1516円、不用額が1325万6484円で、執行率は97.9%となっております。

不用額の主なものは、公債費であります。これは資金貸付先から県に対する償還額を、当該公債費として独立行政法人中小企業基盤整備機構宛てに償還するものとなっております。貸付先からの償還金延滞に伴い、県から同機構への償還分が減少していることによるものであります。

次に、通知しました9ページをごらんください。

中小企業振興資金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が9億16万

3000円、調定額及び収入済額が14億6913万6487円となっております。

次に、通知しました10ページをごらんください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が9億16万3000円、支出済額が6億7058万760円、不用額が2億2958万2240円で、執行率は74.5%となっております。

不用額は、機械類貸与資金貸付金の執行残によるものであります。

通知しました11ページをごらんください。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が35億4266万4000円、調定額及び収入済額が40億570万4243円となっております。

通知しました13ページをごらんください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が35億4266万4000円、支出済額が35億3569万3251円、不用額が697万749円で、執行率は99.8%というふうになっております。

不用額は、主に工事請負費における執行残でございます。

通知しました14ページをごらんください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が4億5766万4000円、調定額が7億3311万2959円、収入済額が6億7676万507円、収入未済額が5635万2452円で、調定額に対する収入済額の割合は92.3%となっております。

収入未済額は、主に経営破綻した企業の光熱費等の滞納によるものでございます。

通知しました15ページをごらんください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が4億5766万4000円、支出済額が3億9737万6931円、不用額が6028万7069円で、執行率は86.8%というふうになっております。

不用額は、主に入居企業の光熱水費の実績減等によるものでございます。

通知しました16ページをごらんください。

産業振興基金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が4億9357万円、調定額及び収入済額が5億2390万8470円であります。

通知しました17ページをごらんください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が4億9357万円、支出済額が4億2309万9023円、不用額が7047万977円で、執行率は85.7%となっております。

不用額は、主に産業振興基金事業費において、補助事業の事業実績減等による執行残でございます。

以上で、商工労働部所管の平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係決算の概要説明を求めます。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 ハイサイ、チュウウガナビラ。

それでは、文化観光スポーツ部所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

文化観光スポーツ部において平成30年度は、戦略的な観光誘客と沖縄観光ブランドの発信強化を行うとともに、外国人観光客の受け入れ対策に係る事業などを展開してまいりました。

また、しまくとぅばの普及や伝統文化の継承・発展、沖縄空手振興ビジョンロードマップの策定や沖縄空手国際大会の開催、スポーツコンベンションの推進や県出身スポーツ選手の育成・強化、ウチナーネットワークの継承・発展・強化に係る国内・海外との各種交流事業などについても展開してまいりました。

その成果として、平成30年度の入域観光客数は999万9000人、観光収入は7335億円といずれも過去最高を記録しました。

また、県外・海外の空手関係の来訪者数の増加や、プロ野球、サッカー春季キャンプの経済効果の向上等が見られました。

今後も、観光・文化・スポーツ・交流の各分野におけるさまざまな課題に対する施策を展開し、さらなる成果を上げるために取り組んでまいり所存でございます。

それでは、平成30年度一般会計の歳入歳出決算額について、平成30年度歳入歳出決算説明資料（一般会計）により、御説明申し上げます。

それでは、ただいま通知しました、表紙をめくっていただきまして1ページをお開きください。

1ページは、(款)ごとの歳入決算状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄をごらんください。

平成30年度の歳入決算として、予算現額の合計（A

欄) 39億8593万8000円に対し、調定額 (B欄) 38億2684万6924円、収入済額 (C欄) 38億2430万1874円で、調定額 (B欄) に対する収入済額 (C欄) の割合は、99.9%となっております。

なお、不納欠損額 (D欄) はございません。収入未済額 (E欄) は、254万5050円となっております。

次に、(款) ごとに御説明いたします。

収入済額 (C欄) をごらんください。

(款) 使用料及び手数料は3億3752万392円で、その主な内容は、県立芸術大学の授業料及び入学料等であります。

なお、収入未済額 (E欄) は254万5050円で、県立芸術大学の授業料の未収分であります。

次に、(款) 国庫支出金の収入済額 (C欄) をごらんください。国庫支出金は32億293万5256円で、その主な内容は、沖縄振興特別推進交付金 (ソフト交付金) であります。

予算現額と収入済額の差額は、事業実績に基づく減額によるものであります。

それでは右から左にスクロールしていただきまして、2ページをお開きください。

次に、(款) 財産収入ですが、収入済額 (C欄) は8923万8211円で、その主な内容は、土地・建物貸付料であります。

次に、(款) 諸収入の収入済額 (C欄) は1億6810万8015円で、その主な内容は、平成22年度に国庫補助事業を活用して設立した投資ファンドが解散したことに伴うファンド財産の清算による分配金の受け入れ等であります。

次に、(款) 県債の収入済額 (C欄) は2650万円で、その主な内容は旭橋再開発地区観光支援施設設置事業等に係るものであります。

予算現額 (A欄) と収入済額 (C欄) の差額は、事業実績の確定による減額分であります。

以上が、一般会計歳入決算の概要となります。

引き続き、スクロールしていただきまして、3ページをお開きください。

3ページは、(款) ごとの歳出決算状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄をごらんください。

平成30年度の歳出決算は、予算現額の合計 (A欄) 92億9142万5570円に対し、支出済額 (B欄) 89億4089万5426円、執行率96.2%、翌年度繰越額 (C欄) 9220万3797円、不用額2億5832万6347円となっております。

翌年度繰越額 (C欄) の主な内容は、沖縄コンベンションセンター保全修繕事業の照明改修工事にお

いて、近年の建設需要の増加により受注生産品である機器の納入に不測の時間を要したことが判明したことによるものなどであります。

次に、不用額の主な内容について、(款) ごとに御説明いたします。

不用額欄をごらんください。

(款) 総務費の不用額は3109万3303円で、その主な内容は、外国青年招致事業の旅費や多文化共生推進調査事業の執行残等によるものであります。

次に、(款) 商工費の不用額は1億4307万7767円で、その主な内容は、事業実績の確定に伴う委託料の執行残等であります。

続きまして、スクロールしていただき、4ページをお開きください。

(款) 教育費の不用額は8237万1597円で、その主な内容は、県立芸術大学における人件費の執行残等によるものであります。

最後に、(款) 災害復旧費の不用額は178万3680円で、社会体育施設等災害復旧事業費に係る執行残となっております。

以上で、文化観光スポーツ部所管の一般会計の歳入歳出決算の概要について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項」に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取り扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、当該ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願

いたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 おはようございます。

施策の成果に関する報告書の中の231ページ、その中で、事業名が国際物流拠点産業集積推進事業とあります。これはうるま市、沖縄市の立地になっておりますけれども、この物流拠点産業集積地域に立地する企業は現在何社でしょうか。

○久保田圭企業立地推進課長 平成30年度末現在ですけれども、国際物流拠点産業集積地域、うるま地区では71社の企業が立地しているところでございます。

○大城一馬委員 いろんな企業が立地されて、71社も立地しているという説明ですけれども、やはりその辺の経済効果というのは出ていると思うんですね。経済効果の中でも雇用数、あるいは搬出額、ちょっとその実績、成果を説明してください。

○久保田圭企業立地推進課長 平成30年度末現在で、先ほど71社立地しているとお答えいたしましたけれども、そのうち平成31年1月現在でこれらの企業に雇用されている雇用者数が930名、また、平成30年の年間の搬出額につきましては約178億円となっております。

○大城一馬委員 それなりの経済効果が出ているということで、期待をしております。実は、16日に私この地域を視察しまして、琉球海運さんの物流倉庫として、県内最大級ということで見させてもらいました。非常にすばらしいシステムを導入して、雇用創出もそれなりのが生まれるということもあって、県内最大級の物流倉庫が今後いかに成果をあらわすか期待をしておりますけれども、部長、その辺のところはどうでしょうか。

○嘉数登商工労働部長 我々としても、琉球海運の当該地域の進出というのは非常に期待をしております。

○大城一馬委員 部長は視察したんですか、この間。

○嘉数登商工労働部長 これから行こうと思っていたところです。

○大城一馬委員 ぜひ行かれてください。私も零下25度、初めて体験いたしました。そこで実はそのときに、いろんな琉海さんのほうから要請事項がありました。これは単に琉海さんの一会社の要望だけじゃなくて、集積地全体の要望だというふうに理解しておりますけれども、その中で商工労働部は直接関連はないと、所管が違うということもあって、とりあえ

ず要望だけ言うておきましょうね。まず、周辺環境の整備ということで、やはり草刈りの問題、そしてまた道路の除草作業、そしてまたオートバイ等によるドリフト、これも頻繁にあるみたいですね。その解消・改善ですね。もう一つは、指定港以外でも動物検疫許可が得られるようにということもあります。そしてまた、国際物流以外でも使用用途を柔軟に対応してやりたいということもあります。そういった要望事項をぜひ関係部局と連携をとりながらしっかりとやってほしいというふうに要望をして、この件は終わります。

同じく、成果に関する報告書302ページ。大型MICE受入環境整備事業の件ですけれども、現在、この大型MICE施設整備について、どういう進捗になっていますか。

○加賀谷陽平MICE推進課長 大型MICEの受入環境整備のほうでございますが、現在、県では大型MICE施設の整備に向けて、課題となります整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行い、今後の進め方を整理することとしております。現在、民間資金を活用する官民連携の手法について、国内外の事例調査など各種情報の収集に努めるとともに、今後専門家委員会を立ち上げ、議論を深めていくこととしております。県としましては、沖縄の成長可能性を引き出す大型MICE施設の早期整備に向けて、引き続き関係機関と連携して取り組んでいく、そういった考えでございます。

○大城一馬委員 いわゆる導入可能性調査業務、これも2社と契約して、それなりの調査は一どの程度進んでいるんですか。

○加賀谷陽平MICE推進課長 現在、国内外の事例調査を進めているところでございます。また、今後専門家の意見をいただくような場を早々に立ち上げて、その中で議論を深めていくというふうに今進んでいるところでございます。

○大城一馬委員 まずお聞きしておきたいのは、一括交付金の利活用が極めて厳しいということで、民間資金を導入するというような方針を持ってこの調査等も入っていると思っておりますけれども、この大型MICE施設、平成20年というのが供用開始と最初のころはありましたね。22年でしたね—2022年、これはもう全く間に合わないということで、順延の形になるかと思っておりますけれども、これは何か聞くところによると、復帰50周年、いわゆる25年をめぐるといようなこともあったようですが、それはどうですか、部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 私どもとしては、

県経済に大きな影響を与えるこの大型MICE施設、東海岸の振興を図る上でも重要だということで施策を進めているところです。できるだけ早期にというふうに考えております。一方、復帰50周年記念につきましては、今後庁内で十分に議論をして進めていくということがございますので、今現在、必ずしも50周年記念にこれを位置づけてというところではございません。

○大城一馬委員 この大型MICE施設、経済界からも相当な期待がありました。そして、地元初め、東海岸地域からも自治体からも相当な期待がありましたけれども、先ほど申し上げましたように残念ながら一括交付金の全面的な活用ができなくなったということですね。その間、この大型MICE建設がなかなか、初期のころよりは地元の町民も非常にこの関心度が薄くなっていると私は捉えているんですよ。やっぱり当時は初期のころは、結構町民の間からもこのMICEの話が出てくるんですけども、一時はMICEどうなるかと、なかなか進まないということも、そういった話題もあったんですけども、今日、全くそういう話が出てこない。一番これが怖いんですよ。いわゆる関心の薄れというのが現実にあるんですよ。これは地元の首長、町長なんかと同じような捉え方をしているんですね。その点について、県としてはどう捉えていますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 大型MICE施設を整備する、それによってMICEの振興を図る、それから東海岸地域の振興を図って、西側とはもう1本別に、東側にそういった機軸を設けるという県のスタンスに変わりはありません。そういったことから、今年度改めて財源確保を中心として、調整事業・検討事業を進めているところでございます。あわせて、地元一与那原町、西原町、それから中城、北中城のいわゆるサンライズ推進協議会の皆様との意見交換、情報交換は引き続き進めております。近々、またこの4つの市町村も交えまして、うちのほうで協議もしながら、県内部、関係部局あわせて、地元市町村との意見交換等を進めていきたいというふうに考えています。

○大城一馬委員 8月13日にサンライズ協議会から要請書が出されていますね。その中で、こういう指摘もあるんですよ。この協議会が一いわゆる大型MICEエリア振興に関する協議会、これが平成29年2月に設置されて、その間1年半以上も協議会が開催されていないという現実、実態。そういったことも含めて、やはり先ほど申しましたように、関心度がだんだん薄くなっているというのは現実なんです

ね。ですから、地元の町村もサンライズ協議会も、これは早期に解決すべきじゃないかという要請書が出たわけですね。ですから、いろいろと県庁内部では実現に向けて作業はやっていると私は認識しておりますが、いかんせん地元に対する説明が全くないわけですね。やっぱり地元としては、早期に住民説明会を開催してもらって、進捗状況、これをしっかり伝えておくと、もちろんこれは県の施設ですから、県の事業ですから、県のほうがしっかり主導権をとって、住民説明会でなぜおけているのか、今後どうするのか、今どういう作業をやっていますということも含めて、私はやはり……、これ地元の要望なんですよ、住民説明会はね、早期にやっていただきたいと。そうせんとこの事業はなかなか町民の理解が得られない状況に陥っていくのではないかと心配しているわけですよ。そういうことも含めて、部長どうですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 今、大城委員御指摘のように、協議会自体は平成29年に開催して以来行われておりません。ただ、平成30年度につきましては、いわゆる地元の市町村含め、私どものほうから何度か4つの各町村長を初めあるいはそれぞれの地区での説明会などを実施して、大型MICE施設の早期整備について地元の理解をいただきたいということで、平成30年度は各地区に足を運ばせていただきました。今年度、財源を含めて整理する必要があるということでやっております。そういったところで、先ほどありましたように8月に要請を受けたところからございまして、現在、協議会に向けてその下の幹事会を複数回開催して、今協議会の準備をしているところです。また、繰り返しになりますが、地元の市町村の皆様にはぜひ御理解をいただくということが必要になりますので、近々に協議会を開き、その後どういった対応ができるかというのを、お互い意見交換をしていきたいなというふうに考えています。

○大城一馬委員 確かに地元の行政との報告・連携・協議というのは必要でしょう。ただ、要するに地元から要望があって、私も言いたいのは住民説明会をやってくれんかと、これ強い要望なんですよ。県のほうでしっかり段取りして。人を集めるのは地元でやりますよ。そういったところの計画性はどうか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 現在、財源を中心に、いわゆるどういった手法が可能かという整理をまさにやっているところです。これまでの計画をベースにいろんな調査、検討を進めているところで

ございます。住民の皆様にも、現在我々がやっていることの説明は可能ですが、それはある程度やっぱり調査結果が出てから、いろんな県なりの考えを一つ整理する必要があるかなということもございますので、時期も含めて、地元の町村の皆さんと意見交換を進めていければなというふうに考えています。

○大城一馬委員 最後になります、やはりどうしてもこの大型MICE、当然県の経済振興にも大きく寄与します。21世紀ビジョンにも盛り込まれております。そして、東海岸市町村も相当な期待があります。ぜひ早期に、いろんな作業をやりながらも、しっかりと地域の住民に説明するというのをぜひやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

終わりです。

○瑞慶覧功委員長 親川敬委員。

○親川敬委員 主要施策成果に関する報告書からいきたいと思います。

213ページお願いします。

全国特産品流通拠点化推進事業、まずここで教えてほしい、幾つかあるんですけども。まず1点目は、この航空コンテナを借り上げて、事業者が利用するまでのフローをお教えいただけますか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 今おっしゃったフローについては、まず利用者が初回利用の際に、県に利用申し込みを行います。そして県の承認を得た上で、実際に利用する都度、スペース確保申請書を委託事業者へ提出して、これは搭載日の2日前までに提出するというふうになっています。そして貨物の搬入、これは前日の15時までに搬入することとなります。その後、この航空会社は午前2時前後に貨物を飛行機に搭載して、那覇空港を午前5時前後に出発、そしてアジア各国に午前7時前後に到着して搬出するという流れでございます。

○親川敬委員 その際、利用者からの申し出とかが当然あると思いますが、これは1つのコンテナに対して複数事業者が一例えば、どれぐらいの大きさかはよくわかりませんが、あきがあるという場合は、複数の事業者が1つのコンテナに物をおさめることもできるんですか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 おっしゃるように、複数事業者が混載することが可能でございます。全体での最大積載量はちなみに1トンになります。

○親川敬委員 その際のこの物流支援での予算の使われ方というんですかね、これはどういう内訳になっているんですか。2億9000万円か。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 昨年度、平成30年

度当初予算ベースで、総額は1億4762万1000円、このうちコンテナスペース確保に係る予算は当初3320万円、これは平成29年度の当初予算と同額でありますけど、その後シンガポール、ここで日本の大型小売店舗が2店舗オープンしました。これによってこの輸出の量が当初予算を大幅に上回って、年度途中で流用とか議会の皆さんの御協力、御理解をいただいて増額補正を行った結果、最終的にはこのコンテナ事業は1億9975万7000円の予算となっております。なお、決算額はそのうち1億9614万6000円となって、執行率は98.2%でございます。

○親川敬委員 次行きます。

232ページお願いします。

航空機整備基地整備事業ですけども、これも皆さんから御案内いただいて、オープンのときにも見学をさせていただきましたけども、これ当初から私、関心を持っていて、その技術者は常に採用されていて、県外で研修を受けていますよという報告もいただきましたけども、その後どんなでしょうか、予定どおりに技術者が集まっているのかです。まず、この点から。

○久保田圭企業立地推進課長 航空機整備施設につきましては、平成30年11月1日に供用を開始しまして、入居企業であるMRO Japan株式会社が平成31年1月より操業を始めております。雇用状況につきましては、令和元年9月末現在で265名が在籍しております。今後の雇用計画としましては、令和7年までに300名から400名程度の雇用を見込んでいるというふうに聞いております。

○親川敬委員 265名ということは、当初から大体その数、予定どおりの数なんですか。

○久保田圭企業立地推進課長 おおむね当初の計画どおりというふうに聞いております。

○親川敬委員 この皆さんの成果説明書の中にも書いてありますけども、今後のさらなるニーズに対応をするためにということで、展開用地の検討も必要だというふうに記述がされていますけども、その検討状況はどんな状況ですか。

○久保田圭企業立地推進課長 県では、航空機の機体整備を中心としまして、装備品やタイヤ、パーツの保管、整備、修理などを行う新たな企業の誘致を行いまして、航空関連産業クラスターの形成に向けて取り組んでいるところになっております。その機体整備との隣接ですとか、沖縄の国際物流ハブの強みを生かした産業集積を推進させるためには、将来的には空港近隣に産業用地を確保するということが望まれております。現在、県では市町村との意見交

換ですとか、産業振興や産業用地の需給状況等、現状と課題、今後の方向性について調査を実施しております。また、利用可能な展開用地の把握に取り組んでおります。また、企業のニーズを把握する中で、必要な用地の規模についても情報収集を行っております。関係省庁及び関係する市町村と産業用地確保に向けた協議を行ってまいりたいというふうを考えております。

○親川敬委員 そういう検討が大体おおむねで、まとまる時期というのはいつぐらいを皆さんめにされていますか。全部じゃなくてもいいですし、部分的に検討が始まるんでしょうけども、いつまでに、第一次というのかね、それはめどをつけようと考えていらっしゃるんですか。

○久保田圭企業立地推進課長 まずは、今年度もう既に市町村を対象としたアンケートは実施しております。そのアンケートの結果とかを踏まえまして、年度中に2回程度、圏域別にその市町村の方々にお集まりいただきまして、意見交換を開催したいというふうを考えております。それを踏まえまして、次年度以降、産業用地の確保に向けたどのようなあり方、市町村と県との役割分担とかも含めまして、あり方を検討したいというふうを考えております。

○親川敬委員 256ページ行きます。

ここのお伺いしたいのは、雇用機会の創出、ミスマッチの解消というタイトルになっていますけども、まず今回、決算は平成29年度なんですけども、まず地域巡回マッチングプログラムというところの平成29年度、30年度の比較を少し示してもらえますか。

○島尻和美雇用政策課長 平成29年度の事業につきましては、地域巡回型の5圏域を回る説明会が5回、正社員特化型が2回、業界特化型が3回の合計10回を開催しております。続きまして、平成30年度ですが、こちらは地域巡回型が5回、正社員特化型が2回の実績となっております。就職件数ですが、平成29年度は参加求職者数が1036人、平成30年度は512人、参加企業数は平成29年度が310社、平成30年度は189社、新規就職者数が平成29年度は81人、平成30年度が47人となっております。

○親川敬委員 この中にある世代間のペア就労の業種とその助成金の内容を教えてもらうことはできますか。どういう業種がペアの就労になっているのか。

○島尻和美雇用政策課長 生涯現役スキル活用型雇用推進事業のほうですが、実際、業種といたしましては、平成30年度の事業といたしまして建設業が12、製造業が10社、医療福祉のほうが5社でペアスキル

の事業を実施しております。続きまして助成金の内容でございますが、55歳以上の高年齢従業員と、15歳から30歳までの新規で正規雇用した若年者従業員が、3カ月間ペアを組んで同じ業務に携わるペア就労を行う取り組みに対して、ペア就労1組につき28万円の助成金を支給している事業でございます。

○親川敬委員 この28万円の行き先は企業ですか。

○島尻和美雇用政策課長 企業のほうに支給しております。

○親川敬委員 次、272ページに行きたいと思います。技能五輪の件ですけども、大会、私たちも招待を受けて行きましたけども、この28年大会での沖縄県の技能者の状況、どういう成果を上げたのかですね。

○下地康斗労働政策課長 昨年の沖縄県大会では、沖縄県から技能五輪に30職種、110名、アビリンピックに19職種、29名、合わせまして139名という過去最多の選手が出場しております。その結果、技能五輪では金賞2名を含む7職種、18名、アビリンピックでは金賞2名を含む8種目、9名、合計27名の選手が入賞を果たし、いずれも過去最多の入賞者数となっております。また、沖縄県選手団として初めて全国技能士会連合会会長賞及び未来への挑戦賞の2つの団体賞を受賞しております。

○親川敬委員 この金賞の職種はどのような職種ですか、技能者ですか。

○下地康斗労働政策課長 レストランサービスで1名、日本料理で1名、またアビリンピックにつきましては、フラワーアレンジメントで1名、建築CADで1名となっています。

○親川敬委員 記念的な大会以外にも、県内で行われている技能検定試験というのがあるようですが、この技能検定試験の沖縄県の実施状況を教えてもらえますか。

○下地康斗労働政策課長 沖縄県では、左官、機械加工、とび、フラワー装飾などの、例年約55職種程度で技能検定を実施しております。平成30年度につきましては、53職種で試験を実施し、合格者は1011名となっております。

○親川敬委員 この53職種というのは、全体の競技のうち53というと何パーセントぐらいを占めているんですか。

○下地康斗労働政策課長 国全体での技能検定の実施職種自体は130職種ありますが、例年、大体沖縄県では55から59程度、約5割弱ぐらいの職種で試験を実施しております。

○親川敬委員 沖縄県、そういう意味では、製造業が弱いと言われている中で、やっぱりこういう技術

者というのをどんどん育てて、そういう育成をする必要があると思うんですけども、このあたり、この53職種、前回応募しているようですけども、大体毎回53ですか、それとも特徴的にふえているのかもあるんですか。

○下地康斗労働政策課長 大体五十八、九職種を予定はしているんですけど、実際応募者がいなかったというふうなものもございまして、大体53職種から55職種にはなっておりますが、その中でも職種によっては中に等級等がございまして、特級あるいは1級、2級、3級というふうなものがございまして、ちなみに、昨年の合格者の中で特級ではパン製造業、1級では金属塗装、2級では同じようなパン製造業、3級では造園工事あるいは機械検査等の合格者が出ておりまして、例年、各等級それなりに合格者が誕生して、技能士のほうは数としてはふえている状況でございます。

○親川敬委員 次、文化観光スポーツ行きたいと思えます。

281ページの国内需要安定化事業、お伺いします。ここの年齢層ごとの沖縄観光リピーターというのは状況を把握していますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 平成29年度における調査の年齢層ごとのリピーター率でございますけれども、まず10代が56.9%、20代が79.7%、30代で81.9%、40代86.5%、50代87.8、60代86、70代86.2、80代以上で92.9という数字が出ております。

○親川敬委員 20代以降はほとんどが80%台ということで、この間、観光客伸びてきたじゃないですか。そのリピーターの皆さんが割合的にはふえているという、その辺の把握はしていますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 入域観光客数という数字は把握しておりますけれども、その内訳、初めておいでになったのか、それとも何回目なのかということまではちょっと把握はしておりません。

○親川敬委員 次行きますね。

313ページ行きたいと思えます。2020年の東京オリンピックの件ですけども、まず最初にお尋ねしたいのは、県内の聖火リレーのルート把握していらっしゃるんですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 沖縄県内の聖火リレーにつきましては、ことしの6月に組織委員会のほうから公表されておりました、14の市町村で実施をするということになっております。具体的な市町村名を申し上げますと、5月2日の1日目が那覇市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、石垣市、それから本部町、名護市となっております。5月3日が豊見城

市、浦添市、北谷町、座間味村、宮古島市、南城市、糸満市となっております。

○親川敬委員 その中で5月2日の名護のルートの話なんですけども、ここは前のオリンピックのときにはここは聖火が宿泊したという記念碑も建っていますけども、今回この名護の関係機関との連携というのかな、迎えたいということで、歓迎しようということで相当地域では盛り上がっておりますけども、それはその辺との連携はどの程度進んでいますか。

○金村禎和スポーツ振興課長 実施市町村につきましては、自治体とそれから消防本部とか、あと警察・消防も含めて調整をさせていただいているところでございまして、嘉陽区につきましては特別にそういった委員がおっしゃった事情もありますので、特殊区間というところに入れております。そういったことも含めて、関係者と調整をさせていただいているというところです。

○親川敬委員 やっぱりそれぐらいの思いを持って、いろんな取り組みが始まっているようですから、しっかりと連携をして期待に応えられるような聖火リレーにしてほしいと思えます。

318ページ行きます。

沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業とありますけども、よくわからないので教えてほしいんですけど、環境形成といたらどういうことをされようとしているのか。

○新垣雅寛文化振興課長 この沖縄芸術文化を支える環境形成推進事業とは、県内の文化関係団体が行う取り組みに対して支援を行っているというところなんですけども、この支援の内容を3つのカテゴリーに分類いたしまして、1つ目が文化芸術活動の自立・持続化に向けた運営上の課題解決の取り組みに対する支援を行うものであるとか、2つ目がこの文化関係団体が行う文化芸術の普及及び魅力発信の取り組みに対して支援を行うもの、3つ目が文化芸術資源を活用して、地域の諸課題の解決を図る取り組みに対して支援、補助を行う内容となっております。

○親川敬委員 これで採択された活動を幾つか紹介していただけますか。

○新垣雅寛文化振興課長 平成30年度に採択された事業は、合計で19件となっております。19件の事業内容の内訳といたしましては、1つ目の文化芸術活動の自立・持続化に向けた運営上の課題解決の取り組みに対しては8件の支援を行っております。2つ目の文化芸術の普及及び魅力発信を行う取り組みに対しては5件の支援を行っております。3つ目に文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を図る取

り組みに対する支援を6件行いまして、合計で19件となっているところでございます。

○親川敬委員 1例でいいですから紹介してほしいんですけども、地域の取り組みの中で。

○新垣雅寛文化振興課長 それぞれの3つの採択された代表的な事業内容を御説明したいと思います。1つ目が、文化関係団体が行う自立・持続化に向けた運営上の課題解決の取り組みの内容といたしましては、事業名が次世代を担う八重山芸能後継者育成支援事業ということで、八重山芸能というのは、沖縄県内でも芸能が一番盛んな地域ではありますけども、やはりその地域でも後継者育成というのが課題というふうになっておりまして、その課題解決を行うために、例えば小・中・高生を対象にした琉球芸能体験ワークショップを実施したりとか、あと、子供たちと実演者が共演する琉球芸能鑑賞会の開催を行うような取り組みの内容となっております。

2つ目に、文化芸術の普及及び魅力発信を行う取り組みの具体的な事例といたしましては、三線文化の普及連携事業というのがございまして、これは三線文化を広く普及するための取り組みといたしまして、県外を含む三線コンクールであるとか、あと演奏会やイベント等の機会を捉えて、三線の専門家が実際に出向きまして、そこでいろんな相談を受けたり三線のメンテナンス等を実際に行うでありますとか、三線の歴史でありますとか無料体験、ワークショップ等を実施するというような内容となっております。

3つ目に、文化芸術資源を活用した地域の諸課題を解決する取り組みの具体的な内容といたしましては、ジュニアジャズオーケストラによる子供の居場所づくりということで、児童を対象に学校を終えてからの夕方の居場所づくりというのが社会的な課題として今挙げられていますので、そういった音楽に興味を持つ児童を対象にして、プロのジャズオーケストラが実際に児童・生徒に音楽を教えて、ジャズのオーケストラの練習を通じた居場所づくりを行って、その成果を地域のほうに文化祭等で発表するという内容というふうになっているところでございます。

○親川敬委員 最後、321ページ行きたいと思います。

琉球王国文化遺産集積・再興事業というタイトルがついていますけども、この中で復元された文化遺産を紹介していただけますか。

○金城健沖縄県立博物館・美術館副館長 琉球王国文化遺産集積・再興事業で、今制作されている美術品についての御質問だと思います。これは、平成27年

度から令和3年度までの7年計画でつくっております。これ、模造復元という言葉なんですけど、ちょっと説明をさせてください。模造復元といいますのは、当時の原材料、当時のわざを使って現代によみがえらせると。その反対にレプリカというのがあるんですけども、レプリカというのは見た目ではそれらしく見えるんですけども、中身はプラスチックであるということなんですけども、この事業で行っておりますのは模造復元ということで、その中で、基本的には琉球王国時代の文化財、戦争等で壊滅的な打撃を受けたものを、現代の伝統的なわざを使って現代によみがえらせようと。首里城や中城御殿、円覚寺に存在した文化財等を今制作しております。具体的には、聞得大君御殿雲竜黄金簪とか、玉陵の石獅子、玉陵碑、それから千代金丸、三線の富盛開鐘等々65件を予定しております。

○親川敬委員 これから65件ということですか、それとももう既に完成というか復元したのがあるのですか。

○金城健沖縄県立博物館・美術館副館長 平成29年度に11件、平成30年度18件、令和一ことしですけども24件で、今まで60件はもうできる予定です。そして最終年度は5件、合わせて65件。

○親川敬委員 大変御苦労されていると思いますけども、この材料というのはどういうふうなルートなのか、常に周辺にあるもんなんですか。

○金城健沖縄県立博物館・美術館副館長 それはまたその製品にもよりますけども、例えば織物ですと現在残っている顔料からこれを科学的に分析したりとか、あと金工ですとこれはまたCTスキャンしたりとか、木工も一部しか残っていないものもありますので、これもCTスキャンとか科学的な手法で研究して当時のものに近づけていくというふうな方法をとっております。

○親川敬委員 これは県民が見ることができるのですか。観光客も見ることができるのですか。

○金城健沖縄県立博物館・美術館副館長 今後の予定ですけども、今年度の2月4日から3月15日まで、県立博物館・美術館で今までの成果の展示会を行う予定にしております。そして、令和2年度については、首里城それから久米島、宮古、八重山の巡回展、それと令和3年には県外での巡回展を計画しております。

○親川敬委員 以上で終わります。

ありがとうございました。

○瑞慶覧功委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 おはようございます。

商工労働部関係から行きます。

好調な県経済という中で、課題はやっぱり県民所得の向上、そして正規雇用化の拡大、同時に失業率の改善ということですが、前年度の到達を踏まえた今日的な到達の状況を、まず経済指標的な観点からどうなっているのか伺います。

○島尻和美雇用政策課長 完全失業率の現状でございますが、県経済の拡大や観光客数の増加等により、沖縄県の平成30年の完全失業率は3.4%で、前年3.8%と比べて0.4ポイント低下し、8年連続で改善しております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、所得あるいは正規雇用化も拡大しているということなのか、確認です。

○島尻和美雇用政策課長 労働力調査によりますと、平成30年は沖縄県の非正規雇用者の割合は38.6%となっており、全国の37.8%に比べ0.8ポイント高い状況になってございます。正規雇用化の拡大については、沖縄21世紀ビジョン後期実施計画の中で、平成33年度までに正規雇用割合を全国並みの62.5%とする目標値を設定しておりますが、平成30年度現在の沖縄県の正規雇用率61.4%となっております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、今後の経済の動向はどういう見通しなのか伺います。

○嘉数登商工労働部長 観光需要に牽引されまして、県経済は好調に推移してきているというふうに思っております。ただ、リスクが全くないわけではなくて、対中貿易の問題ですとか日韓関係もありますので、そこは注意深く見ていく必要があるのかなというふうに思っております。一方、1人当たりの県民所得という点では、先日発表されまして、平成29年度で227万円というところで伸びてきているところがございますし、それから雇用環境も非常に改善されてきておりますので、ここを確実に伸ばしていくというふうな努力は必要かなというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 事業に移りますが266ページ、成果の報告書ですね。雇用改善という点で、事業の効果について伺いたいと思います。

○島尻和美雇用政策課長 雇用環境の改善といたしまして、平成30年度は沖縄県人材育成認証企業7社認定、経営者や人事責任者等を対象といたしました人材育成推進者養成講座76名が修了し、平成30年度末の認証企業は40社、講座修了者は453名となっております。認証審査時には、働きがいの基準に関する15項目について従業員アンケート等を実施し、8項目以上で75%以上が達成していると回答することが求められるなど、厳しい基準が設定されております。

認証取得によるメリットとして、自社の現状把握や社員の会社に対する経営参画意識の芽生え、テレビ出演や認証ロゴマーク活用による新卒採用等におけるブランド力が向上したなどとして、人材育成に積極的な企業として認知がなされたことで過去最多12名の新卒生入社が決定したとの御報告もございました。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、267ページ、正規雇用の促進に係る事業が3点ほどありますが、それぞれの事業の概要と成果について確認します。

○島尻和美雇用政策課長 正規雇用の促進については、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援に加え、若年者の正社員雇用と定着に対して助成をする実証事業を実施しているところでございます。平成30年度の実績といたしましては、正規雇用化サポート事業といたしまして83人が正規雇用化されております。次に、正規雇用化企業応援事業で57人、正社員雇用拡大助成金事業では6人、合計164人の正規雇用の拡大が図られております。

○瀬長美佐雄委員 正規雇用拡大助成金事業、これ2億円ほどの当初予算だったのかなというのが、実体的には今言う6名。この意味するものがどういうことでこういう結果になっているのか確認します。

○島尻和美雇用政策課長 平成30年度の助成件数6件と伸び悩んだ主な理由といたしましては、国との調整に時間を要し、事業開始が10月1日となり、事前の周知期間を十分にとれなかったことが要因として考えられております。今年度は従来の事業説明会やセミナー等での周知に加えて、ハローワーク発行の紹介状にチラシを添付することや、人手不足が顕著な業界等を所管する庁内関係部局との連携を図りながら、事業周知依頼を行うことと、周知広報を強化しております。

○瀬長美佐雄委員 結果はまだ出ないと思いますが、今年度の取り組み、応募状況あるいは見通し、どういう状況になっているか。

○島尻和美雇用政策課長 9月末時点でございますが、正社員雇用拡大助成金事業につきましては40社、50人が交付申請を行っているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 続きまして272ページ、56番。

公契約条例に至る取り組み、課題として掲げているところ等々で、条例の趣旨を生かしてその目的に照らして対応が、課題として求められているということ踏まえて、現状はどういう取り組みになっているのか伺います。

○下地康斗労働政策課長 平成31年3月に沖縄県の契約に関する取組方針を策定し、公表したところで

ありますが、この取り組み方針につきまして、県内5地区、宮古・八重山も含めて説明会を開催したところでありまして、今後は各部局等における取り組みの実施状況でありますとか、新たな取り組みの検討状況等について調査を実施して、その状況について沖縄県契約審議会のほうに報告をし、意見聴取を行うこととしております。県としましては、先行的な取り組みを部局等と情報共有して広げていくとともに、審議会の意見を踏まえて、取り組みの改善や充実等を行って条例の実効性を高めていきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 運用上の中で、当然、公契約にかかわった中小企業が下請等々のかかわりでも泣かされないように。あとは実際、労働者の賃金として公契約上認められている金額ということが、実際に労働者の賃金に反映させて上昇するという点では、観点としては大事なので、そこを踏まえて対応をどのように臨んでいくのか確認します。

○下地康斗労働政策課長 契約に係る賃金等につきましては、事業者等へのアンケート調査とかを行って、労働者の賃金の状況、当然最低賃金以上というふうな賃金を確保しているかどうかとか、社会保険加入等の状況について調査をしまして、把握をしながら、関係部局とも連携しながらしっかり公契約の趣旨に沿った運用等がなされるような形で進めたいと考えています。

○瀬長美佐雄委員 次に、274ページ、沖縄工芸産業振興拠点整備ということで、第8次の沖縄県の伝統工芸産業振興計画を読ませていただきました。そういう意味では、沖縄県の伝統工芸産業をめぐる状況としては厳しさが強調されていますし、これを打開するための拠点が重要だというふうなことで準備されてきたかなと思います。その準備に当たっての議論で今回施設整備に入りますが、ここまで至った中で求められる施設整備にしっかりと踏まえた準備がされてきたのかどうか、伺います。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 まず、計画を進める前に検討、調査を行っております。それに関しては、産地組合や市町村にアンケートをとりまして、支援ニーズなどの把握に努めております。基本計画の策定段階では、産地組合の要望、意見などを参考にするために、工芸関係者が委員となる会議を開きまして策定の参考にしております。それから、平成27年度には毎年、年度初めに中北部、宮古、八重山と県の事業説明を行う場があるんですけども、その中で組合、事業者、市町村の工芸担当者に施設の概要説明などを実施しております。平成29年には産

地組合へ基本設計の概要説明、それから工芸事業者が利用しやすい施設とするため、実施設計の参考として要望の聴取も行っております。平成30年度も説明会を北部から石垣、与那国、中南部まで行ってあります。

○瀬長美佐雄委員 伝統工芸品の次のページにありますが、要するに伝統工芸等の感性型ものづくり産業も振興するという事業について、この内容そして効果について伺います。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 この感性型ものづくり産業の振興は2つの事業がございます。まず1つが、工芸・ファッション産業宣伝普及事業ということになります。この事業の概要は、東京にあります銀座わしたショップの地下1階、こちらに工芸品の常設展示場を設置しました。やちむんや琉球ガラスなどの制作実演、それから制作体験できる企画展を10回ほど開催して、工芸品の販売、誘客に役立てたということになります。それから2つ目、アクティブラーニング型工芸事業力養成事業。こちらは消費者ニーズに対応する工芸事業者の育成を目的に実施しております。まず製品開発力の向上を目的に工芸事業企画コースというのを設けてあります。それからもう一つ、工芸素材をほかの革製品とかそういうものと組み合わせる商品価値を上げる、また技術を上げるといった、技術を身につけるコースも実施しております。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、障害者雇用に係る事業ですが、277ページの障害者の就労の拡大。これ、執行率が60%と。この要因、これらの事業を通しての成果について確認します。

○島尻和美雇用政策課長 平成30年の県内企業における障害者実雇用率は2.73%となり、全国1位となっております。雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しております。平成30年度におけるハローワークを通じた障害者の就職件数1912件のうち、約半数が企業規模49人以下となっており、法定雇用義務が生じない中小企業等においても障害者雇用が進んでいるのが沖縄県の現状でございます。不用額でございますが、平成30年4月の法定雇用率の引き上げにより、職場適応訓練において企業側が障害者の雇用を優先する傾向があったことで、訓練実施者が見込みよりも減少したことにより、訓練手当や訓練委託料において不用が生じ執行率が減少しております。

○瀬長美佐雄委員 先ほど技能五輪・アビリンピックについて質疑がありましたので、実際、そこにその取り組みを通して特に参加された皆さん、今後の

技術力向上とか、意欲等々について効果があったのかどうか、現状の取り組みといますか、毎年行われていると思いますか、その状況を伺います。

○**下地康斗労働政策課長** 沖縄大会の成果としまして、大会出場を目指してみずからの技能の研さんに努める若者や、人材育成に取り組む企業の裾野が広がったほか、技能尊重機運も高まったと考えています。また、障害者雇用への理解も深まったものと考えております。県としましては、引き続き技能向上の推進であるとか人材育成の強化、また、技能尊重機運をさらに高めていくため、今年度から技能向上人材育成事業を実施しております、メダリストによる出前講座や合同公開練習会、また、各種訓練経費の助成等に取り組んでいるところでございます。

○**瀬長美佐雄委員** 事業ということではないんですが、観光客がふえ続けている中でいうと、リーディング産業にかかわる観光関連産業に勤める皆さんの諸待遇というか、それはなかなか厳しいものがあるというふうな状況が聞かれますが、その面についての皆さんの取り組み、そういった関連業界として挙げて、雇用状況の改善、処遇改善、中には特にホテル業界の方はボーナスないんですよというのが結構大きい声としても聞かれます。ここら辺の改善の努力方法とか取り組み状況を伺いたいと思います。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 沖縄県の観光に関する県民意識の調査によりますと、観光産業への就業意向が16.4%ということで、今お話にありましたとおり、観光産業は休みがとりにくいか、それから労働時間が長そうであるというようなマイナスイメージが非常に多いという結果が報告されております。県としましては、観光産業における労働環境の改善を行っていく必要があるというふうに考えておまして、平成30年度の観光人材育成・確保促進事業におきまして、業務効率や職場環境の改善を図るために、現場管理や組織運営を担っていく中核人材を育成する集合型研修を実施しております。平成30年度の実績で申し上げますと、参加事業者が69社、受講者数は延べ人数でございますが345人といた、このような取り組みを平成30年度は行ったところでございます。

○**瀬長美佐雄委員** 外国人客がふえているとともに、受け皿になる県内でも外国人の労働者がふえていくという中でいうと、その外国人の労働環境がどうなのかと。あるいは相談する、困っている、言語もそうでしょうか、それに対する相談するセンター的な窓口等々についても、国の機関もあろうかと思いますが、県内でそういう準備というか対応、どんな対応をされているのかお願いします。

○**島尻和美雇用政策課長** 外国人を雇用する事業者には、雇い入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについてハローワークへ届け出ることが義務づけられております。その届け出に基づき、国において外国人雇用管理アドバイザーによる雇用管理の実態及び問題点を把握・分析、的確で効果的な改善案の指示など、雇用管理に係る助言や指導等を行うこととなっております。

○**瀬長美佐雄委員** 文化観光スポーツに係る質問に移りますが、観光客のここの目標、推移、見込み、どうなっているか伺います。

○**平敷達也観光政策課長** 平成30年度の入城観光客数は、目標値の1000万人に対して対前年度比4.4%増の999万9000人となりました。内訳といたしましては、国内客が1.6%増の699万8200人、外国客が11.5%増の300万800人となっております。そして、今年度の目標値については、国内客が706万人、外国客は324万人、合計で3%増の1030万人と設定しており、日韓情勢の影響が顕在化しているものの、今年8月までの累計では対前年度比3.3%増とおおむね堅調に推移しているところでございます。今後の見通しでございますが、韓国市場の落ち込みや今後のインバウンド動向に関し、先行きが不透明な面はありますが、目標達成に向けては韓国市場の対応はもとより、引き続き好調な国内市場や海外他地域における誘客プロモーション等に取り組んでおります。

○**瀬長美佐雄委員** 事業を見ていきたいと思いますが、288ページ、クルーズ船のプロモーション事業とありますが、これにかかわってもそうでしょうか、東洋のカリブ構想とかも打ち出していますし、昨年度どういう到達があったのか、現年度どうなっているのか伺います。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 東洋のカリブ構想につきましても、平成30年3月に発表いたしましたので、この構想に基づいてクルーズ船の誘致を進めているところであります。昨年度も誘致を進めて、今年度も引き続き行っているところであります。今年度につきましても、本日からなんですがフライ&クルーズという沖縄に飛行機でお見えになって、それで那覇からクルーズ船に乗って台湾を含む離島一宮古、石垣を回って那覇に戻るといったような取り組みが、外国の船社なんですが始まったところであり、一定の成果は得ているというふうに考えております。

○**瀬長美佐雄委員** ビジットおきなわ計画を読ませていただきましたが、やっぱり受け入れ環境の整備も課題という点で、バス、あるいは分散化、その

取り組みの状況はどうなっていますか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 例えば今、那覇港におきましては、新しいクルーズ船用バースの計画が進んでいるところであります。あと、分散化という意味では、現在も中城湾港でありますとか、石垣、宮古、あのあたりにもクルーズ船は参っておりますし、今本部港のほうでもクルーズ船の岸壁の計画が進んでいるところでありますので、今申し上げたような港での分散化というようなところは進んでいるというふうに考えております。

○**瀬長美佐雄委員** 次は、戦略的MICE誘致促進事業、この取り組みについて、どういう取り組みで、成果がどう見られたのか伺います。

○**加賀谷陽平MICE推進課長** 戦略的MICE誘致促進事業におきましては、国内外の新たなMICE需要を取り込み、本県のMICE関連産業の発展につなげることを目的に、効果的かつ質の高いプロモーションなどの誘致広報活動、それからコンベンション等の開催経費の支援や芸能団派遣等を行う開催支援、また、MICEプレイヤーを育成する研修の実施などの受け入れ体制整備といったような、一連の取り組みのほうを実施しております。このような取り組みを継続的に、県内の民間事業者ですとか大学、また各種団体や国等とも連携しながら実施をしていくことによりまして、沖縄の地域特性を生かしました国際会議や、魅力ある観光リゾート資源を生かしたインセンティブ旅行が着実に増加してきております。平成30年の沖縄でのMICE開催実績は1238件となっております、一定の評価を得ているというふうに考えております。

○**瀬長美佐雄委員** 大型施設としてのMICEの必要性というか、今行われている事業を通して、やはり大型施設が必要なんだと、それにまた対応する需要見込み等々もあるんだということなのか。そこら辺の感触と見通しを伺います。

○**加賀谷陽平MICE推進課長** 先ほど、平成30年の開催実績1238件という数字のほうを申し上げました。このうちの現状6割が100人以下の規模のMICEというふうになっております。その中でも1000人以上のMICEについても8%程度の実績があるんですが、その件数はなかなか伸び悩んでいるというところがございます。その要因が何かというふうに申しますと、現状ある県内の施設規模の制約、そういったこともありまして、大型の案件をなかなかふやしていけないというそういった実態のほうもありまして、我々としては大きな施設が必要であるというふうには考えているところでございます。

○**瀬長美佐雄委員** 次に、沖縄空手振興事業についてですが、空手会館は開設されていますし、その取り組んでいる中身、会館利用状況等々を伺います。

○**山川哲男空手振興課長** 沖縄空手会館は平成29年3月にオープンいたしまして3年目に入っているとところなんですけれども、沖縄空手の発祥の地として国内外への発信、それから受け入れ体制の構築といった事業を展開しております。会館の実施状況ですけれども、まず稼働率といたしましては、平成30年度の目標値25%に対して46.1%ということで、約20ポイント以上の好調な推移となっております、一方、展示施設に関しましては、平成30年度の目標値2万2000人に対して1万3980人ということで、かなり開きがある状況でございます。これらのことを踏まえまして、企画展示のほうに力を入れながら、展示資料室への利用者数の増加を図ってきたいというふうに考えております。

○**瀬長美佐雄委員** ちなみに外国空手マンも結構いらっしゃっていると、利用者もふえていると。それについての状況はどうなんでしょう。

○**山川哲男空手振興課長** 道場施設等に関しまして、精緻な数字というのは今持ち合わせていないんですけれども、展示施設に関しましては受付窓口のほうでカウントができるという部分がございます、今年度の数字で申し上げますと、4月から8月までの累計で展示施設内に4725人、入館いたしまして、そのうちの1815人が海外の方となっております。

○**瀬長美佐雄委員** ありがとうございます。

次、322ページにあります、デジタルミュージアム推進事業、歴史と誇りある伝統文化の継承・発展をという項目ですが、これに対する事業の内容と成果について伺います。

○**金城健沖縄県立博物館・美術館副館長** デジタルミュージアム推進事業ですけれども、これは沖縄の伝承、民話を電子紙芝居として制作して、沖縄の各地の文化の保存でありますとか、しまくとぅばの普及等々を目的としております。これの大きな特徴ですけれども、まず実際に話された方のテープの音声と、それから方言のうまい方の話者、再話者の音声、それから日本語の字幕、それから方言の学術表記—例えばワーという言葉がありますけれども、これの沖縄の表記、これもちゃんとして楽しみながら学べると。そして、各地の文化を学べるというふうなつくりになっておりまして、まず3万3000の中から80話を選定いたしました。選定方針といたしましては、北部、中部、南部、宮古、八重山、各地域をバランスよく選定しております。そして、その中身的にも

歴史であるとか—例えば民族の由来であったりとか、トーカーの由来であったりとか、そういうもの等を選定しております。これにつきましては、既に6話はできていまして、博物館・美術館のホームページから見る事が可能です。そして、1月には去年つくりました24話についても、もっと簡単に見やすい形で県民、それと離れたところ、もちろん世界中から見られるようにする予定です。

○瀬長美佐雄委員 最後に326ページ、世界のウチナーネットワーク強化推進事業の取り組み状況ですね、伺います。

○伊田幸司交流推進課長 本事業につきましては、平成28年度に開催された第6回世界のウチナーンチュ大会で10月30日が世界のウチナーンチュの日として制定されたことを踏まえ、県内市町村や海外県人会等、ウチナーネットワークを構成する方々と連携して、同記念日の定着化に向けた取り組みを促進、推進することで、ウチナーネットワークの継承発展、強化を図る事業でございます。具体的に、平成30年度はウェブやラジオ、新聞等による広告活動に加えまして、県系移民の歴史等を紹介する舞台公演、あるいは県内の移民の歴史を学べる施設や名所をめぐるツアー及び交流イベントを開催しております。また、県内小中学校等を対象に、移民の歴史や海外のウチナーンチュの生活について学ぶ出前講座等を実施しております。これらの県の取り組み実施とあわせて、市町村や海外の県人会に対しまして、この世界のウチナーンチュの日にちなんだ取り組みの実施を呼びかけておりまして、平成30年度は8市町村、海外22県人会が独自の取り組みを実施しておりまして、県内・国外でも一定程度の広がりのある展開となっているというふうに考えております。世界のウチナーンチュの日をきっかけといたしまして、県内市町村や団体等において、その日に関連する催しが多く開催されておりまして、世界のウチナーネットワークを強固にする気運が年々高まっているというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 県系子弟が沖縄に来て、取り組みとしてはジュニアスタディーツアー、とても意義あるものと思いますが、その取り組みはどうだったのか、あるいは今取り組んでいる状況を伺います。

○伊田幸司交流推進課長 ウチナージュニアスタディでございますが、平成30年度は7月29日から8月4日の7日間の日程で実施しております。今年度の実施はもう終わっておりまして、7月28日から8月3日の7日間、本プログラムを終了しているところでございます。この事業の効果といたしましては、

プログラムでの学習及び体験を通して、海外移住者子弟の母県である沖縄への理解ときずなを深めるとともに、県内の子供たちの国際理解を進め、世界のウチナーネットワークを担う子供たちの育成に寄与しておりまして、高い事業効果を得ているというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 この世界のウチナーンチュネットワークを束ねるセンターが機能としても必要だということで、ぜひウチナーンチュセンターつくってほしいと。今そういった意味での協議が進められているとは思っていますが、どういう到達にあるのか、必要性等々への認識を含めて伺います。

○伊田幸司交流推進課長 平成30年8月に国際交流団体等で構成される世界のウチナーンチュセンター設置要請書がこの国際交流団体等から提出されておりまして、県では現在内容の詳細について、要請団体等と意見交換を行っているところでございます。現在、その要請内容の中から特に緊急性が高いと思われる、例えば移民資料の収集、整理等に関する事等について、現在関係者と個別に意見交換を行っているところでございます。

○瑞慶覧功委員長 嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 文化観光スポーツ部の件で、この資料を見ると321ページかな。沖縄の伝統文化遺産、琉球王朝のがあると思うんですけど、それで私は前にもちょっと聞きましたけども、沖縄の文化で琉球王朝のつくった首里城、これは第一尚氏がつくったのか、第二尚氏がつくったのか、どっちがつくったか調べましたかね。

○金城健沖縄県立博物館・美術館副館長 昨年、たしか首里城は誰がつくったかという御質問だったと思うんですけども、私がお答えしてよろしいでしょうか。首里城については、本当は博物館・美術館、歴史家のほうが詳細に述べるべきだと思うんですけど、ただ、資料を見た限りの範囲で、私の知っている限りで申し上げますと、つくったそのものははっきりとしないということが書かれております。ただ、第二尚氏の尚円王がまたいろいろと整備をしたりとかして、例えば竜潭の池であったりとか、その辺を整備したという記録はございます。ですから、最初につくったのは、按司の時代に基礎はできていたというふうに文献にはありました。

○嘉陽宗儀委員 こういう答弁も何度かいただきますけれども、本当に沖縄の歴史を調べて、あちこち調査をして、誰がつくったかというのはやっぱり明らかにすべきじゃないですか。第一尚氏だったか第二尚氏だったかまだ不明ですでは、ちょっと格好悪

いよね、どうですか。

○金城健沖縄県立博物館・美術館副館長 博物館・美術館でお答えしてよろしいのか、ちょっとあれですけれども。確かに博物館・美術館ではいろんな資料を収集したり、調査研究したりして、わかったものについてまた県民とかに公表しているということをしておりますけれども、実際に今も研究者のほうで、例えば中国の文献だったり、台湾の歴代宝案の写し等がありますので、その辺はうちの田名館長も歴史家なんですけれども、今も調査を継続しているというふうに私も認識していきまして、まだ調査研究は継続している段階なのかなというふうに考えております。

○嘉陽宗儀委員 現実についてはそうだと思うんですけれども、沖縄の琉球王朝のお城は誰がつくったかって、これがまだ確定していないというのは僕は相当おくらしているんじゃないかと思うんですけれど、心を痛めているんですけれど、どう思いますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 嘉陽委員おっしゃるように、沖縄の誇るべき歴史・文化、いろんな研究をされている先生方が研究をする中で、自然に明らかになっていくことはあると思います。それを解明する必要があるのではないかということについてはおっしゃるとおりだと思います。教育委員会の文化財課でもいろんな調査がなされています。我々、文化を継承・発展する意味で、文化観光スポーツ部がそういった文化の分野を担っているわけですが、そういった研究機関などとも連携をしながら、そういったことが自然に明らかになるに従って、そういったものをどう県民の皆様にお知らせするか、それをまた保存していくかというのは、各機関と連携しながら進めていく必要があろうかというふうに思います。

○嘉陽宗儀委員 ぜひ、難しいんでしょうけれども頑張ってください。

それで私、皆さん方の文化財課、課長か誰か、イーシングシクの発掘調査をして、向こうの骨を出して、これは誰のものかということで現場調査してもらいましたけれども、誰かいますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 きょうは済みません、文化財課は来ておりませんので。きょうは文化財課の出席は求めておりませんので。

○嘉陽宗儀委員 あれは調べたらやはり阿麻和利の話から、知花の鬼大城からいろいろ貴重なのがたくさん出てきているんですよ。皆さん方の努力でうるま市との関係もあって、保存するのがかなり進んできていますから、それはそれとしてぜひ大事にして進めさせてください。

それから、最近こういうのを手に入れたのですけれど、見たことありますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 これは去年の、たしか何かの委員会のときに。

○嘉陽宗儀委員 何回も見させられた。なかなかいい本じゃないですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 私、まだ中身は読んでおりませんで、大変恐縮ですがこの件については不勉強でございます。

○嘉陽宗儀委員 中身を読んでないんだったら質問できないけど、これを見たらね、例えば沖縄の空手の方も今見えていますけど、この件についてもかなり解明されていたりして、ムトゥブザールーとか、沖縄空手の使い手の皆さん方についても歴史がかなり書いているんですよ。ただ表面的な歴史ではなくて、やはり本当に沖縄県民が毎日の努力の中で、圧政のもとでどういう文化を築いてきたかというのはやっぱり貴重ですから、ぜひ皆さん方なりに手に入れて、解釈して、分析してください。いいですか。

○山川哲男空手振興課長 以前にも委員からは御質問をいただいて、それから少しだけ勉強をさせていただきました。江洲按司の第一尚氏王統の時代なんですけれども、尚泰久王の五男の尚武という方がおりまして、彼が按司を務めていたことがあります。その後、時代はどんどん進んでいって、泊手中興の祖と言われている松茂良興作さんという先生がいらっしゃるんですけれども、その方がこの尚武の系統の空手家となっております。

○嘉陽宗儀委員 この関係者からいろんな話を聞きますけれども、沖縄の従来までの空手というのはやっぱりいろんな流派があって、なかなか統一して振興に当たれないという悩みがあったんですよ。ところが、これを皆さん方の努力で各流派代表が集まって、どうしようかということここでここまで来ているわけですから、宜野湾の市民会館かな、向こうで統一演武大会みたいなのがあって、私もそれには参加していたんですけれども、長い間の歴史に培われた誇りみたいなのがありますよね。みんなプロだから。こっちのほう为正統派とか、いやこちらのほうが琉球空手の正統派だといういろいろあって、沖縄のこれは統一するのは難しいなと思っていきますけど、しかし皆さん方の努力で、あれよあれよという間に会館までできちゃったもんだから、すばらしいなと。きょうはもうこのぐらいにしておきますけど、沖縄の伝統空手でも、チャンミーグラーとかムトゥブザールーとか、これに誰がやっていたかとかみんな載っているからね、すばらしい先輩たちがいますよ。そ

ういう意味で、沖縄の本当の意味での伝統文化って今やっているような中身だけじゃないですから、その深さをぜひ皆さん方に、また集大成して、また広げる努力をしてほしいということをお願い申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時21分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

金城勉委員。

○金城勉委員 御苦労さんです。

では、まず、商工労働部関係から質問をさせていただきます。マスコミでも報道をされ、また本会議でも質問のあった件ですけれども、この沖縄ITイノベーション戦略センターの人事の件でいろいろ報道がなされましたけれども、この件についてその背景と現状と御説明いただけますか。

○嘉数登商工労働部長 ISCO前理事長の解職についてですけれども、これは任期途中の理事長の常勤化、それから報酬増額を理事長が一方的に事務局に要求したことを初めとする幾つかの事由があったということで、事務局に混乱が生じていたため、9月18日に開催された理事会において解職が提案されて、慎重な審議の結果、意思表明をした理事の全員が賛成し、提案が可決されたというふうに聞いております。

○金城勉委員 鳴り物入りというか、玉城県政の看板政策の一つでもあるし、本当に日本のIT産業を牽引して、アジアのグローバル拠点化を目指すということで非常に大きな目標を掲げてスタートして、その初年度でこういう事態に至ったというのは、極めて大きな不祥事という印象を受けるんですけれども、この代表である理事長がいきなり解職という、極めて厳しい判断になったんですけれども、これはそれほどまでの強力な、そういう事由があったんですか。

○嘉数登商工労働部長 解職するかどうかについては、理事会のほうで審議されるべき事項ですし、その解職の理由についても、これは我々のほうにも開示されておられません。と言いますのも、個人の名誉にかかわることということで、幾つかの事由があったということは聞いておりますけれども、個々具体的なその事由については示されておられません。ただ、2時間にわたる慎重な審議があったということと、双方の抗弁というんですかね、それもあったという中での理事職解職ということですので、理事会にお

いてはやっぱり事務局の混乱を早期に収束して、ISCOの事業運営を正常化させたいというような考えが働いたものというふうに理解しております。

○金城勉委員 それで、理事会で全会一致でそれが承認されたということのようですねけれども、その影響、今後の事業展開における影響というのはどうですか。

○嘉数登商工労働部長 理事長、それから専務につきましても、ITに詳しい方、精通した方ということで全国に公募して選定をしております。ISCOの業務についてどうかということだと思んですけども、通常の業務については専務が取り仕切っておりますので、運営については特に支障はないものというふうに聞いております。

○金城勉委員 皆さんが目指すこの日本のIT産業を牽引し、アジアのグローバル拠点化を目指すというそういう高い目標を掲げている、このことについての影響というのは、それほどないという自信を持っておりますか。

○嘉数登商工労働部長 100%どうかといいますと、そこはなかなかありますけれども、ただ目前に迫っている来年2月5日、6日にResorTechの国際IT見本市というものを予定しております、そこには民間の企業の協賛金ですとか、参加企業というものの、関係企業、それからISCO事務局が連携しながら取り組んでおります。その協賛金の集まりぐあい、それから参加企業の参加意向等を確認しますと、理事会で可決された予算を上回るような協賛金の規模、それから参加企業というものがある程度見えてきておりますので、差し当たっての運営というところについては、影響はないものというふうに思っております。

○金城勉委員 それだけにやっぱり理事長の選任の仕方、人員の見きわめ方というのは非常に重要だと思うんですけれども、今回の件から反省を踏まえて、今後のそういう人選のあり方についてはどのように考えますか。

○嘉数登商工労働部長 次期理事長の選考につきましては、当然ISCOの理事会でいろいろ選考方法とか検討されるかというふうに思っておりますけれども、やはり組織のトップですので、そこはITの知識といいますか、知見を専ら求めるのか、組織の運営を求めるのかというようなことが非常に大事になってくるのかなというふうに思っております、私としましてはやはり常勤で事務局を担う、あるいはITの業界を牽引していくという意味では、専務が常勤でいるわけですので、一方の理事長職という

のは組織をきちんとマネジメントする、方向性をきちんと定めていくというような役割分担をしながら、役員の任命あるいは選任というものはされるべきであろうというふうに考えております。

○金城勉委員 ぜひこれが、今後こういう不祥事が尾を引かないように、ぜひまた引き締めて運営をお願いしたいと思います。

次に、雇用の問題についてお聞きをしたいと思うんですけども、今般、最低賃金が改正されて賃金上昇も徐々に進められてきておりますけれども、一方で、沖縄の労働生産性という意味では非常に厳しい、全国との比較の面においても厳しい状況ということを知っているんですけども、これについての見解をお聞かせください。

○平田正志産業政策課長 沖縄県の労働生産性については、内閣府沖縄総合事務局が、総務省の経済センサス活動調査事業所等に関する集計—これは2016年度版になりますけども—により作成した資料によると、労働生産性を従業員1人当たりの付加価値ベースで集計したところ379万8000円と、全国最下位となっているところでございます。全国平均を100として比較すると70.8%、約7割の水準にとどまっているということで、評価としてはやはり低い状況にあるかと考えております。

○金城勉委員 そういう現状に対して、商工労働部として今後の対応の件についてはどうですか。

○平田正志産業政策課長 県では中小企業支援計画を毎年度作成しまして、経営革新の促進であるとか経営基盤の強化、それから資金調達の円滑化などの、中小企業向けの生産性の向上を図るための各種施策を総合的に推進しているところでございます。また、IT技術の各産業への活用、それから半導体製造業等の誘致やバイオ医薬との高付加価値な産業の創出によって、県内企業への波及等を及ぼすことに加えて、県内企業の産業高度化・事業革新促進地域制度等の沖縄における特区地域制度の活用等により、県内企業の高付加価値化に向けたさまざまな取り組みを推進しているところでございます。

○金城勉委員 きょうのマスコミ報道にもあるんですけども、地域経済の循環率という意味ではワースト4位ということで、きょうの新聞でも報道されているんですけども。以前から沖縄の経済はザル経済と厳しい指摘もあるように、その県内でとどまるそういう利益の循環の割合が極めて厳しい、そういう指摘もタイムリーに報道されているんですね。ですから、これは最近に限ったことじゃなくて、もう従来そういう沖縄の産業構造、経済の体質として

指摘されている状況、テーマですからね。これは民間の皆さんとも、やっぱり一緒になってやらなきゃいけないんでしょうけれども、県としてリーダーシップを発揮する、そういう視点というのはどうですか。

○嘉数登商工労働部長 まず、沖縄が比較的優位にある産業、これは観光ですとか情報通信関連産業を引き続き育成していくという視点に加えて、農林水産業、それから製造業などのウチナー産業の活性化、そういったものを図りまして、今委員御指摘のとおり、域外から獲得した資本が域内に投下されて地域経済全体が安定的に発展する経済の好循環、こういったものを意識しながら事業、政策を推進していく必要があるというふうに思っておりますし、先ほど労働生産性の低さをどうするかというお話がありましたけども、これはやはり農林水産部、それから文化観光スポーツ部、商工労働部、これが連携をして、企業の稼ぐ力というものをしっかりと伸ばしていくことが必要だというふうに考えております。

○金城勉委員 この件は非常に重要なポイントだと思いますので、これは本当に県を挙げて取り組みが必要、また、それが功を奏するような形になると、非常に飛躍的な発展を遂げる要素というものを沖縄は持っているというふうに思いますので、ぜひそういう問題意識を常に持ちながら対応をしていただきたいなと思っております。

それで、文化観光スポーツ部のほうにお聞きしますけれども、今、沖縄観光が絶好調であると。もう1000万人目前であるという状況に至っておりますけれども、一方で、今の考え方からして、地域内の循環率、経済の循環率という意味で、観光業はどうですか。どういうふうに捉えていますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 金城委員御指摘のとおり、いわゆる入域観光客数、おかげさまで好調に推移しております。まさにきょうの新聞報道でもございましたように、一部県外に流れるというのがございます。そういったことにつきましては、先ほど商工部長からもございましたように、域内でどれだけお金を落とさせていただくかということが非常に大事になりますので、農林や商工との連携が非常に大事だと思います。報道のように、今回クルーズのほうで、例えば那覇発着のクルーズが出て離島を周遊するということがあります。これは、飛行機で来ていただいた方に、那覇から乗っていただいて離島を周遊すると。そうすると県内の滞在期間がふえますので、それだけ地元へ落ちるお金も多いでしょうし、行く行くは、きょうの報道にあったクルーズ社につきましては、例えば船内での地産地消、食材

の提供であるとかということもあるということがあります。そういったことを一つずつ重ねていくことで、地元にお金が落ちて、経済が回っていくということが非常に大事ななというふうに考えております。

○金城勉委員 観光産業は沖縄のリーディング産業という位置づけで頑張ってもらっておりますけれども、いまいち観光産業に対する若い人たちの魅力、そういうものがなかなか追いついていかないという指摘を聞いておりますけれども、そこはどうですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 県民意識の調査によりますと、観光産業の就業意向が16.4%ということになっておりまして、観光産業へのイメージは休みがとりにくい、労働時間が長そうなど、マイナスイメージが多い結果が報告されております。観光産業における労働環境の改善というのは絶対必要であるというふうに考えておりまして、県としても観光人材育成・確保促進事業など取り組んでいるところであります。

○金城勉委員 せっかくリーディング産業としての大きな役割を果たしているし、これだけ発展を遂げて、あるいは遂げつつある、そういう観光産業ですから、若い人たちが本当に競争してその分野で活躍したいと、力を発揮したいという魅力をもっともっと発信できるような産業に育てていかなきゃいけないと思うんですね。ただ、今の現状としてはなかなか、今課長がおっしゃったように厳しい評価になっているということですから、だからそこをどう改善していくのか、ここは非常に大きなテーマだと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それで、今皆さんとしては行く行くは1200万人、1兆円ということを目標にしながらやっているんですけども、その中身においてはよくハワイとの比較で指摘されるんですけども、1人当たりの消費額からすると、やがて3倍近い差がある。そこをどう縮めていくのか。これまでのように数を追いかける、そして数から質への転換、そういう指摘もなされていますけれども、そこはどうですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員御指摘のとおり、ハワイと1日当たりの1人当たりの消費額はそんなに差はないんですけども、やはりハワイとそれだけ差が出ているというのは、いわゆる滞在日数の差が大きく影響しているものというふうに見ております。ですので、私ども1200万人ということ、数が今順調には伸びてきておりますが、やはり1人当たりの消費額、あるいは滞在日数の延伸が非常に大きな課題だというふうに認識しています。ですので、1日当たりの消費額あるいは滞在日数の延伸を

やるために、本島から離島への周遊を促すとか、あるいは新たなコンテンツの開発などをやって長くとどまっただかく、あるいはそういうことによって県内に落とす消費額を広げるといような取り組みを、ますます積極的にしていく必要があるだろうなというふうに考えています。

○金城勉委員 数の問題は1000万人を目標にしているんですけども、まずその数については今年度の見通しはどうですか。

○平敷達也観光政策課長 まず、平成30年度の実績と我々が目標とする令和3年度の目標値を比較した場合、入域観光客数は目標の1200万人に対して現在のところ999万9000人で、達成率は83.3%。そして観光収入については目標の1.1兆円に対して7335億円で、達成率は66.7%ということになっております。そして、あとそういったところを今部長おっしゃいましたように、消費額向上に向けた取り組み、さらには消費額向上に密接に関連する滞在日数の延伸に向けた取り組みも積極的に展開する必要があるということは認識しております。そして、今年度に関する目標なんですが、今のところは日韓の問題とか、それからまた今回の台風での被害とか、そういった形で消費のマインドというんですかね、観光のマインドがちょっと悩む部分がございますが、今のところは数値的には順調に進んでおりまして、まだ達成の可能性というのは予断があるんですが、おおむね順調というふうに判断しているところでございます。

○金城勉委員 そういう日韓の問題があって影響が出てきているんですけども、そこはまず置いておくとして、順調に伸びる数の問題に対して、いろんな課題が出てきていますね。オーバーツーリズムの話というものがちょくちょく聞かれるようになりました。その数字の推移と、そういう過剰な負担を県民に与えるようないろんな課題についての考え方はどうですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 オーバーツーリズムに関しましては、住んでよし、訪れてよし、受け入れてよしという観光地を目指しておりまして、観光客、観光事業者、そして県民、それぞれの満足度を高めることが不可欠というふうに考えております。県民生活や自然環境に悪影響が生じるオーバーツーリズム、レンタカーによる混雑やごみ捨てなどが報告されておりまして、そういった部分に県ではオープンデータを活用したレンタカーからの公共交通の利用促進、それから外国人観光客向けマナー啓発ブックなどの配布などに取り組んできたところです。観光資源の適切な活用と保全の両立を目指しまして、今

後とも地元と連携しながら情報を収集・整理して、引き続き対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○**金城勉委員** そのオーバーツーリズムというものとこれから目標として1000万人、そして1200万人という目標を掲げているんですけど、その数字の見直しということは念頭にはないですか。

○**新垣健一文化観光スポーツ部長** 第5次観光振興基本計画、21世紀ビジョンの期間と一緒にではあるんですが、その中で中間見直しによって1200万人という数字を修正して掲げました。あと残りわずかですが、その間はしっかり目標達成に向けて努力していきたいというふうに考えています。

○**金城勉委員** そういうプラス・マイナス両面ありますので、この期間内でもっと検討を加えて、よりよい沖縄観光のあり方というものをぜひ追求していただきたいなと思っております。

それともう一つ、沖縄観光を振興するために沖縄の観光資源というか景観、特にいつもみんなから指摘されている道路の雑草、余りにも目につき過ぎるんでね。これは土建部が管轄するんですけども、ただ、これは観光に影響を与える大きな要素でもありますから、そこは皆さんの部署としても連携してやる必要があると思うんですけど、その取り組みはどうですか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 景観というか観光客の皆様をお迎えする、そういう景観の取り組みにつきましては、1月から5月に花のカーニバルの一環として、空の玄関口である空港ですとか、それから御協力いただいているホテルなどが、玄関、ロビーなどに花の装飾を行うウェルカムフラワーというのを実施しております。沖縄花のカーニバルは県民一丸となって観光客を受け入れるために、官民で構成しておりますめんそーれ沖縄県民運動推進協議会というのが主体になっておりまして、冬でも暖かく花いっぱいフラワーアイランド沖縄のアピール、観光客を花でおもてなしする機運の醸成などを図っているところであります。

○**金城勉委員** 次に、キャッシュレスの問題ですね。今、消費税アップによる国のキャッシュレスの方針で、非常に強力に進められているんですけども、この観光における県内での現金の消費額とキャッシュレスの消費額、これはデータとしてありますか。

○**瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質疑の内容を確認したところ、金城委員から購買力についての質疑であるとの説明があった。)

○**瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○**新垣健一文化観光スポーツ部長** まず、うちのほうで平成29年度に外国人観光客受入実態調査というのをやりました。そのときの実態調査では、店の中で現金以外の決済手段を取り入れていると回答した事業者は約6割です。地域別では一番那覇市が高く82.7%あるんですね。その他の離島というのが一番低くて17.0%になっていて、かなり地域差があるということになっています。ですので、外国人がキャッシュレスを使うに当たっては、そういった地域差がありますねということがある。あと、全体で見ると、ちょっとうちの調査ではないんですけど、沖縄県の小売業におけるクレジット販売の額の割合が、全国は13.9%なんですけど、それを下回って10.9%ということで、全国よりもかなり全国平均を下回ってはいるんですが、ただ、都道府県別の中で見ると、47都道府県のうち27番目ということで、中位に位置しているというような状況でございます。

○**金城勉委員** 現金とキャッシュレスの購買力の違いというのは、やはりキャッシュレスのほうはるかに大きいんですね。この消費額が高まってくると。ですから、そういうことからすると、もっともってこのキャッシュレスの受け皿を広げて、そしてどんどん、どういうお客さんでもキャッシュレスでどうぞというぐらいにすると、もっともって売上高に影響してくるし、そういうところをもっと沖縄県内としても一せつかくみんな訪れてくる観光客が、現金というよりもキャッシュレスで、世界標準でできるような観光のあり方というものをぜひ追求してもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○**新垣健一文化観光スポーツ部長** おっしゃるとおり、キャッシュレスのほう消費額が大きいというデータがございます。そのために、我々は民間事業者にキャッシュレスの普及を目指したセミナーを実施しております。これは那覇だけではなくて、北部、中部、宮古、八重山を含めて、毎年そういったセミナーをやって、徐々に意識啓発という意味でやっていますし、実はキャッシュレスといってもカードもあれば電子マネーもありますし、いろんな手段がございます。電子マネーでもいろんな種類がありますので、その店、店に応じた、業種、業種に応じたものを取り入れていただく必要があるだろうなということで、昨年度はそのマッチングも企画して、いろんな業者に来ていただいて、いろんな参加者にいろいろと紹介するという取り組みなどを行っています。そういういったところを含めまして、やっぱり

そういった環境を整えていくことが今後の消費額拡大につながるだろうと思いますので、そういった施策もまた積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○金城勉委員 今、国もそういう方向で強力に進めていますから、絶好のチャンスだと思いますので頑張ってください。

○嘉数登商工労働部長 先ほど私がResortech—IT国際見本市の件で協賛金の件ですとか、参加企業ということで順調に集まっているというお話をしまして、そこを理事会にて計画したというお話をしましたが、これは正確には実行委員会ですと計画したということですので、修正しておわびいたします。

○瑞慶覧功委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。

商工からお願いします。

成果報告書の211ページ。国際物流ハブ活用推進事業ですけれども、この効果のところ、事業前に比べたら約40トン、100倍になりましたよということがありますが、報道等でもあるようにANAの減便等あって、なかなか現状としては厳しいような話もありますけれども、30年の取り組みを簡単に現状のところをまず説明をお願いします。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 今、最近の伸び悩みのお話をされていると思うんですけど、御承知のように那覇空港の貨物取り扱いを、平成21年の今のお話のように大幅に増加しているんですけども、今回の路線の再編、これに影響されて、平成29年度以降伸び悩んでございます。加えて、また今現在、我が国の国際航空貨物全体が米中貿易摩擦、このような影響等によって厳しい状況にございます。沖縄ハブも現在のところ例外ではございません。ただ、明るい兆しというかいい面としては、このような中でも今お話もありましたように、コンテナ借り上げ事業による那覇空港からの県産品、そして全国特産品、これは再編以降も着実に増加をしているところです。

○大城憲幸委員 ANAハブと呼ぶぐらい、今まではもう全日空さんに頑張ってもらっていたんですけども、その辺についてはほかの社の参入なども今取り組んでいるという認識でいいんですか。その状況はどうですか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 ANAカーゴは確かに重要なプレーヤーの一人でございます。ただ、おっしゃるように再編等もあって、1人、ANAカーゴだけではなくて、今年の新規事業でLCCターミナル

跡地がございますので、そのスペース等を利用して新たな国内外のキャリア、これと呼び込むというふうな取り組みもしてございます。加えて、今少しお話ししましたコンテナ事業、これも拡充してございます。今まで全国特産品は農産物とか食料を中心としてアジアに送るというふうなものでしたけど、新たに今年度からこの対象品目に半導体等の高付加価値なもの、これも加えてさらに内地から沖縄への、今までは沖縄からアジアへのルートだったんですけど、これ半導体等については内地から沖縄まで、これも追加して対象を広げてございます。ただ、沖縄を通過するだけでは経済効果が波及しませんので、この半導体については、梱包とか検品とか、沖縄で雇用効果、作業による経済効果が出るようなものを条件として進めているところでございます。

○大城憲幸委員 その流れでそのまま聞きますけれども、231ページの国際物流拠点産業集積推進事業ですね、お願いします。ずっと言われている産業集積をして、沖縄のすばらしい製造業をつくって、それを沖縄の立地を生かしたハブ事業につなぐというのが我々の流れなんですけれども、中城もありますけれども、まずは那覇のほう、那覇地区の入居企業の直近の実績を少し教えていただけますか。平成30年度。

○久保田圭企業立地推進課長 国際物流拠点産業集積地域那覇地区に立地している企業の平成30年におけます搬出額につきましては、49億6200万円というふうになっております。

○大城憲幸委員 ロジスティックセンターというのかな、4号棟が一番大きくて新しい部分があるんですけども、これまでもうちの當間盛夫議員も一般質問で議論したりはしていたと思うんですけどもね、やっぱり今49億6200万円あると。その内訳で、なかなか県外、国外、外に出すものがなかなか伸び切れていないという議論もこれまでさせてもらったし、今お話があった49億6200万円、そのうちの国外、県外の分というのはどれぐらいですか。

○久保田圭企業立地推進課長 平成30年度の実績のうちですけども、県内が39億9600万円、県外が8億6200万円、海外が4億400万円というふうになっております。

○大城憲幸委員 割合をお願いします。

○久保田圭企業立地推進課長 30年度の実績ですけども、県内のほうが約75%、県外が17%、国外が8%というふうになっております。

○大城憲幸委員 先ほどのハブ空港の部分も含めて、やはり特に国外のほうに力を入れていくということ

でずっと頑張ってきたと思うんですけども、なかなか、まだ8%という状況についてはどのように考えていますか。

○久保田圭企業立地推進課長 確かに数字上は構成比としては下がってはおります。この主な要因といたしましては、県内のほうのインバウンドに伴います県内需要のほうが非常に伸び率が高いものですから、構成比としては下がってきてはいるんですけども、金額といたしましては、参考までに申し上げますと、平成29年度が県外が6億2000万円から30年度が8億6000万円、国外が2億5800万円から30年度は4億400万円という形で、数字の上では伸びているといった状況でございます。

○大城憲幸委員 クロネコがやる4号棟を一つとっても、たしか40億円以上のお金を入れて整備をしておいているわけですよ。それで4億円になりましたよと言っても、なかなか説得力がないんですよ。やっぱりこの部分は、沖縄の製造業を育てる、外に物を出すんだ、それでハブ空港にするんだという流れでやっていますから、やっぱりここはしっかりと力を入れていかないといけないと思うし、これまでの改めないといけないところは反省もして前に進めていかないといけないと思うんですけども、その辺について再度お願いします、考え方を。

○久保田圭企業立地推進課長 委員おっしゃるとおり、現在あちらの地区には物流業者とかも入っておりますけれども、そういった企業の集積によりまして、同地区はアジア向けの精密機器のパーツセンターですとか、セントラルキッチンを活用し航空機内食等を供給する食品製造業等が立地し、本県とアジアをつなぐ物流拠点としての機能を現在発揮しているところになっております。県としましては、これらの企業をさらに発展させるために、立地企業には県が行う企業誘致セミナーにおいて相談ブースを設置するなど、ビジネスマッチングの支援を行っているところでございます。今後もセミナーですとか、あらゆる機会を通じて、県外・国外への販路開拓を支援していきたいというふうに考えております。また、立地企業につきましても、航空コンテナスペース確保事業を活用することで、アジアへの製品輸送費の支援を受けることも可能になっておりまして、これらの支援制度の活用を促すことによって、県外・国外への搬出量の増加を促進したいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 これまでの取り組みもわかるんですけども、ただ、今私が聞きたいのは、やっぱり今までの取り組みでは反省すべきところもあるん

じゃないんですかというところなんです。部長どうですか、その辺をちょっと、考え方。

○嘉数登商工労働部長 確かに委員御指摘のとおり、そういった部分も考えていかないといけないんですけども、周辺環境の変化ということも考えていかないといけないというふうに思っております。来年3月には第2滑走路が供用開始されまして、航空機の離発着数が格段に伸びると。まだ発表はされていませんけれども、24万回まではオーケーじゃないかということがありますので、この那覇地区というのはやはり空港に近いという地の利がございますので、そういった環境の変化ということですかね、そういったところも捉まえながら、この地の利を一番利用できる業種、業態というのは何かということをしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○大城憲幸委員 やっぱり製造業を育てるといのは難しいというのわかっています、大前提だと思います。そんな中でさまざまな経済も変化しますので、今の状況に合わせながらいろいろ変えていかないといけないとも思っています。ただ、今あったようにいい材料もたくさんあるわけですから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

同じ話ですけども、今度は中城のうるま・沖縄地区のほうですけども、このほうはもう最初に入居したところは大分たって、施設の維持補修なんかもかかってくるのかなと思います。午前もあったとおり、立地企業は71社になって上等ですよという話もありますけれども、今後老朽化したそういう維持管理含めて、この地域の状況と今後の考え方についてお願いします。

○久保田圭企業立地推進課長 現在、中城湾港新興地区の賃貸工場につきましては、一般の賃貸工場が40棟、素形材産業賃貸工場が3棟、高度技術製造業賃貸工場3棟の計46棟を整備しているところになっております。これらの賃貸工場の維持管理につきましては、棟数の増加ですとか、経年劣化などにより、直近5年間では約2300万円から約3000万円で推移しており、必要な予算を確保して維持管理に当たっているといた状況でございます。賃貸工場の修繕につきましては随時必要な対応を行っているほか、平成29年度から順次計画的に大規模修繕を行っております。また、賃貸工場の維持管理につきましては、平成30年度から指定管理者制度を導入しておりまして、1件当たり50万円未満の小規模な修繕は指定管理者が行うこととなっております。県との情報共有後、速やかに修繕が実施されているという状況に

ございます。また、周辺の環境整備につきましては、商工労働部においては未分譲用地の伐採ですとか除草等を行うほか、道路の環境整備や街灯については道路の管理者である県土木建築部、市道につきましては管理者であるうるま市が行うなど、それぞれの管理者で実施しているといったところがございます。年に1度はこれらの管理者等と連絡会議を開催しておりまして、引き続き連携して周辺環境の維持管理に努めていきたいというふうを考えているところでございます。

○大城憲幸委員 ちょっと施設の老朽化もあるようですし、道路の管理も含めて課題もあるようですので、取り組みをお願いします。

それで、これは一定程度の役割はわかりますけれども、ずっと県が持ち続けるんですか。今後、売却も考えるんですか。どうですか。

○嘉数登商工労働部長 県としましては、賃貸工場の事業経営が軌道に乗り、さらなる生産拡大を図るため、分譲地の購入をしていただくことを想定、当初はそういった想定をしておりました。入居企業は工場内に設備投資もかなり行っておりまして、賃貸工場の購入を希望する企業も、我々がやったアンケート、聞き取りでは14社ぐらいが買い取ってもいいんじゃないかというような反応もございます。ですので、その売却の手続方法等について、現在検討をやっているというような状況でございます。

○大城憲幸委員 もう売却も考えていいんじゃないかなと思いますので、ぜひお願いします。

それで、この次に移りますけれども、資料がちょっと飛びます。きょう朝、説明があった決算資料の中の11ページ、中城湾港の特別会計からお願いします。去年出された県の財政見通しの中で、今後の財政運営に当たって留意すべき事項の中で、中城湾港の多額の償還が残っているという部分が指摘をされていますけれども、この特別会計の状況を簡単に、まず説明願えますか。

○久保田圭企業立地推進課長 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の状況ですが、平成30年度末におけます本特別会計の起債の状況につきましては、起債総額が536億4110万円、償還済額が512億8991万円、差し引きしますと起債残高が23億5119万円となっております。本特別会計では、計画どおり償還するためには毎年約1.5ヘクタールずつを売却していくこととしておりまして、建設債償還の終了年度である令和9年度までには土地売却を完了して清算したいというふう考えております。

○大城憲幸委員 その辺は財政課のほうの危惧もあ

るようですから、心配かけないようにまた取り組みのほうをよろしくをお願いします。

では、次に進みます。また成果報告書に戻らせてください。成果報告書の泡盛のほう、243ページ。

30年度から新規で泡盛の取り組みをしていますけれども、読めばわかりますから、簡単に取り組みの説明をまずお願いします。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 この事業は大きく分けてプロモーションと、それから酒造会社の経営基盤の強化ということになります。プロモーションは2つありまして、酒造組合が行う泡盛全体のプロモーション、それから補助事業になりますけれども、各酒造所が発案する販路拡大のプロモーションなり新商品開発への補助。それから、先ほど申し上げましたけれども、経営基盤強化のための補助事業とハンズオン支援ということをやっております。

○大城憲幸委員 これまでも泡盛についてはさまざまな議論もあったと思うんですけども、私はなぜこれを入れたかということ、古酒の郷、あの構想がもったいないというか、やっぱり最終的に泡盛はここにありのようにマーケティングも必要だし、消費者の多様化もいろいろあると思うんですよ。ただ、やっぱり泡盛は最終的には古酒でというようなイメージであれも取り組んだと思うんですよ。だから、あれがその後全然聞こえてこないもんですからね、その辺の取り組み現状というのはどうなっていますか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 委員おっしゃるとおり、泡盛の中でも古酒というのは日本酒などと違って長期保存、熟成させていくと、これも泡盛の文化であるという認識もございます。それから、それを今後また業界の中でもブランド化していくという動きは出てきております。一方で、また安定して在庫といいますか、供給を図っていくということも重要ですので、その点で古酒の郷というのは、その一翼を担うということと認識しております。古酒の郷については、当初計画を達成するまでにはなかなか厳しい状況にあるということで聞いておりますけれども、御存じだと思っておりますが、25年度から貯蔵されている原酒が昨年初めて発売されたところですよ。

○大城憲幸委員 お酒が集まらないとかいろいろあったようですが、やっぱり物が少しだぶついたときには買い支えとか、あるいは何よりも泡盛はもう古酒で勝負するから100年古酒を目指していくんだとか、やっぱり次の世代に引き継ぐためにも、組合として全沖縄の酒造組合で協力し合ってあのコンセプトというのは、私はすばらしいと思うし、そ

のままなくすにはもったいないと思うんですよ。さまざまな課題が現状にあるのはわかりますけれども、ただ、あれはもう一度ちょっと議論があってもいいのかなと、組合の皆さんともう一度話してもいいのかなと思うんですけれども、県としてはその辺の考えどう思っていますか。

○嘉数登商工労働部長 確かに古酒の郷についてはいろんな経営上の問題ですとか、課題ですとかいろいろございます。ぜひ酒造組合も含めて、古酒の郷の皆さんも含めて検討の場を持って、今後どのような展開ができるかということについては議論してみたいというふうに思っております。

○大城憲幸委員 ぜひちょっと何とか動かせるようお願いします。

ちょっと時間なくなりまして、観光のほうに行きます。284ページ、修学・教育旅行です。

これは何度もやっていますけれども、推進強化事業を、とりあえず新たな形でやっているんでしょうけれども30年度で一度閉まります。そういう意味で、少し総括的な部分を簡単にお願いします。

○雉鼻章郎観光振興課長 本県における修学旅行でございますけれども、入り込み状況が校数、人数ともに2年連続で減少しております。これにつきましては、少子化による全国の学校数、在学者数の減少とか、国内他地域の競合、外部環境が厳しさを増す中においては、おおむねその規模は維持しているのではないかとこのように考えております。引き続き厳しい環境は続くんですが、今後、安全・安心で、学習効果や満足度の高いコンテンツの提供及びプロモーション、昨今ではキャリア教育など学校のニーズに即した新たなコンテンツの造成、受け入れ体制の整備などに官民一体となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 大体2500校の40万人から45万人というように、平成17年以降推移してきているわけですが、これは沖縄県としても今後、この2年は減っているけれども、ずっと減っていくようなイメージで取り組んでいくんですか。その辺どうですか。ふやす計画つくるの。

○雉鼻章郎観光振興課長 決して急激にふえることはないと思うんですが、減っていくということではなしに、例えばまだまだ道はこれから半ばなんですけれども、海外からの修学旅行みたいな話もありますので、現状規模を維持していくようなイメージでは考えております。

○大城憲幸委員 そのためにキャリア教育の話もありましたけれども、民泊はこの前も議論しましたけ

ど、あれは今、大体このうちの何割ぐらいが民泊利用をしているという数字はありましたか。その辺どうですか。把握していますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 平成29年度の数字になるんですけれども、沖縄修学旅行で民泊を実施した学校数は1137校で、全体のおよそ46%というふうな調査結果はございます。

○大城憲幸委員 これは徐々にふえてきている、今後もふえていくと考えるんですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 一般の旅館とかホテルに比べて、民泊の経験というものが非常に重要視されてきておりますので、急激ではないにしろ、増加傾向であろうというふうには考えております。

○大城憲幸委員 ちょっと民家の数も一糸満から陳情が出て議論はしましたけれども少し頭打ちというか、逆に厳しいような話も聞いています。だから、やっぱり県としても民泊をまだまだ推進するのであれば推進するで、事業者とのもうちょっと密な関係とか、180日規定はありますけれども、5月、11、12この辺にもうほとんど修学旅行が集中するわけですから、やっぱりオーバーにならないように、民家の皆さんが、その辺の周知徹底というのは、民泊の質の向上というのは必要だと思いますので、その辺の取り組みはしっかりお願いしたいなと思っておりますがどうですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 前にもお話ししました教育旅行民泊分科会ですとか、それから教育旅行民泊のコーディネーターなどを通じて、今御指摘のあったようなことは進めていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 次は、286ページのビッグバン事業お願いします。

韓国の件、先ほどもちらっと出ましたけれども、また、全国では6割近く減っているというような数値もありましたけれども、直近の状況、韓国から年間55万人来ていますけれども、今年度の減りぐあいというのはどのように把握しているんですか。

○平敷達也観光政策課長 今、現時点での入域観光客数ですが、本年4月から8月までの累計では、対前年同期比で2万8300人、率にして12.6%マイナスの19万6000人となっております。

○大城憲幸委員 直近の状況はわかりませんか。

○平敷達也観光政策課長 8月の時点ということで、対前年で比較すると、マイナス44%という形になっております。

○大城憲幸委員 便数でいっても、週に72便だったのがもう32便まで減っているということは、もうまさに5割、6割普通に減って当たり前の数字になっ

ているわけですね。だから、これについて沖縄独自の取り組みもすべきということで我々も申し上げてはいるんですけども、やっぱり沖縄だからできること、沖縄だからやらないといけないこともあるんじゃないかなと思うんですけども、最後にその辺の思いをちょっとお願いしたい。よろしくお願ひします。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員おっしゃるように、韓国は便数が半分になっていますので、10月までの状況は非常に厳しいということは想定されます。11月以降の便についてはまだわかりませんので、その辺は非常に注視していかないといけないというところです。9月6日には知事メッセージを發して、国と国の関係は置いておいて、民間交流あるいは文化、スポーツそういった観光の交流を引き続きやっていきたいと思います、我々もウトウイムチの心でお迎えしますよというようなメッセージを發信しました。その後、9月の下旬には向こうへ行って商談会を開催しまして、最近では沖縄も少しランクの高いホテルができたり、あるいは下地島空港が国際線もついていますよということで、新しい沖縄の魅力も發信しながら、向こうの方々とも意見交換をさせていただいています。その後、また向こうの著名な方をファムツアーで呼んで、沖縄を見せるというようなことも今やっています。今後もまた韓国に行つて、いろんな意見交換なり、あるいはセールスも含めてやりたいなというふうに思っています。これまでも、那覇空港での外国人のおもてなしを含めてやってきたところです。どんなことが今後できるかというところにつきましては、また引き続き検討していきたいなというふうに思っています。

○瑞慶覧功委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 よろしくお願ひします。

商工労働部の関連からお願ひをしたいと思います。質問しますよと言っていた207と208ページは、一回取り下げます。

211ページですけども、沖縄国際物流ハブ活用推進事業ですけど、非常にうまくいっているような数字が出ております。具体的な輸出先、主でもいいんですけど、主な輸出先がどこで県産品の種類は何か、少し教えてください。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 このハブ事業でございますけど、平成30年度の活用実績として最も多いのは、輸出先として香港、これが約284トン、そしてシンガポール約122トン。主な県産品なんですけど、豚肉、牛肉などの畜産物が約140トン、次いで野菜、果物などの青果これが約100トンとなつてございま

す。

○大浜一郎委員 この事業に関しては、コンテナの借り上げの効果という物流支援が非常に功を奏したのかもわかりませんが、今後これは自走化に向けて具体的なこともしていけないといけないんですが、その辺の見通しのポイントというのはどういうものがありますか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 この自走環境の今の御質疑、見通しということなんですけど、昨年度、本事業を活用している事業者にはですけど、アンケートを実施してございます。これをちょっと御紹介しますと、質問の中に一本事業が終了した後の海外展開についてはという御質問の中で、75%の事業者が一拡大が25%、そして現状維持が50%、合わせて75%との回答がございまして。こういうことも踏まえて、物流支援後の自走環境の見通しとしては、これまでのとおり県が物流、商流両面から今支援してございまして、これによって取引の増大、そして定期的な輸出が実現しているんじゃないかと。ある一定程度、自走化の環境が整いつつあるのかという認識でございまして、我々としては本事業終了後も、この事業者の皆様が引き続き海外展開が行えるように御意見を伺いながら事業に取り組んでいきたいと考えております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

213ページも多分これもコンテナ借り上げの効果がよかったんだろうと思つていますが、882トンというふうに非常に業績いいです。荷の内容は、これに半導体が混載されているんですか。これ違いますよね。特産品物流拠点化推進事業、これもコンテナの借り上げの効果の物流支援が大きいと思つているんですが、この荷の内容はどのようなものがありますか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 荷物の中身、つまり主な品目ですね。一番多いのが野菜、果物などの青果、これが約606トンです。次いで肉類以外の加工食品、これが約139トンとなつてございまして。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

215ページでございまして、国際物流関連ビジネスモデル創出事業、成功事例としては中古車販売があるということになっておりますが、総台数は何台で、中古部品等々の輸出状況はどうでしょうか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 名前は中古車事業の実証実験になってございまして、等と書いてですね。実際は29年度、これで実証実験、中古車本体は終了してございまして。昨年度は実証も終わっているものですから、ハンズオン支援等の側面的な支援を県では行つているところなんです。それでも民間

主導で中古車を輸出してございますが、実績としては平成27年、年間18台でございました。これが民間主体に昨年度やって721台。約3年間で40倍程度大幅に増加してございます。

次に、今実証をやってございます中古車本体ではなく、部品のほうでございますが、この実績については、昨年度から開始してございますけど、主に中古車のエンジン、これを40フィートコンテナの2台分ですね。具体的に申しますとエンジン110個、それからハーフカットされた車体8台分、マレーシアのほうに実証実験として輸出してございます。

○大浜一郎委員 中国向けに対して、台湾との商流の連携を図った、構築したということでありませうけれども、この見通しはどうですか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から中古車の実証実験の質疑かと確認したところ、大浜委員から中国への輸出拡大に資するビジネスモデル調査の質疑であるとの説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

仲榮眞均アジア経済戦略課長。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 実は、これは4つの細事業がございまして、この左上の台湾と連携した中国に輸出拡大、これは細事業の中のアジア経済特区活用ビジネス構築事業という細事業がございまして、おっしゃるように、中国市場の輸出拡大に向けて、台湾の経済特区、それから福建省の経済特区、これを活用して輸出を拡大する可能性がないかということで調査する事業でございまして、昨年度は実現可能性の高いビジネスモデルを整理したところです。おおよそ3つございまして、沖縄から台湾へ、メイドイン沖縄の商品を台湾の特区を通じて福建省に出すモデル。そしてもう一つは、台湾の企業等に沖縄から原材料を送って、そこでつくって、原料は沖縄のものですけど、メイドイン台湾のものとして、また中国のほうに送る、こういうモデル等々を可能性調査したという意味です。

○大浜一郎委員 どうですか、その見通しは。うまくいきそうですか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 今、可能性を調査したものですから、この想定される可能性のあるモデルについて、実際今年度やってみようということで今取り組んでいる最中でございます。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

それと、沖縄を経由する必然性を備えた実現可能なビジネスモデルの取り組み、具体的な可能性の事例とか、例えばどのようなものが見えてきまし

たか。この必然性を備えたという意味においては。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 これは、同じようにこの事業の細事業の一つに、沖縄活用型商流・物流拡充ビジネスモデル実証事業という名の細事業がございまして、この細事業の目的なんですけど、今、外国人観光客がたくさん訪れて、沖縄はテストマーケティングの場としての活用、それから先ほど来お話のある沖縄ハブ。ハブ機能を活用したスピード輸送が可能な環境でもありますので、県内を初めとして、インバウンド客、それからアジア向け、複数の市場に商品を提供することが可能な環境にあると、この認識から始まって、幾つか実証事業をやってございますけど。可能性のあるモデルとしては、農林水産等生鮮品、そして乳製品等の保存期間の短い商品を那覇空港の貨物ハブの物流機能を活用して、アジアへ輸出している事例があります。具体的には、先ほど来お話ししているシンガポールですね。これ向けの今実証実験をやっているところです。

○大浜一郎委員 これはやはり沖縄を経由しなければならないという必然性を備えている事業というふうに捉えて、今後も例えばどのような可能性があると思いますか。もっともこの必然性を生かすために、何かもっと可能性があるものは芽生えていますか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 沖縄を経由する必然性、これもやっぱり実証実験なものですから、この実証実験に入る前に7つほどモデルを想定して、例えば今のように、先ほど御説明した事例はタイムパフォーマンスモデルといって、沖縄物流ハブのスピード、迅速性を生かしたモデルということで、タイムパフォーマンスモデル。そのほかにも地方空港ハブモデル。各地に地方空港ございまして、そこら辺も大きい空港と勝負してございます。それでこの地方空港関連、ここと連携してアジアに向けて輸出をふやすというモデルが地方空港ハブモデル。そして、次のモデルとしては、県内に地域商社ございまして。この間、7つほど協議会をつくった団体もありますけど、一括依頼モデルということで、県内、県外、どちらでも生産者、メーカーから一括して輸入手続とかこのような輸出業務を代行して、その際、物流として沖縄を経由すると、そういうモデルがございまして。このように7つほどビジネスモデルを想定して、その中で幾つか今実証が進んでいるというところです。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

それでは、変えます。217ページでありますけど、アジア・ビジネス・ネットワーク事業でありますけ

れど、このビジネス・コンシェルジュ業務、また、連携構築業務で得た情報においては、今後においては早目に民間への移行を視野に、情報支援等の業務に転換して、やはりワンストップサービスとして自走化への促進を図るべきではないかなと思ったりもしますが、どうですか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 今御質疑のものは、具体的にアジア構想の中に幾つか重点戦略に資するための推進機能に対応した業務ということで今進めていますけど、連携構築業務は県内企業が海外展開をするときに支援するもの。コンシェルジュ事業、これは外国の企業等が沖縄に立地したり、投資したりするときの御案内窓口ということでやってございますけど、今、県では、これ28年度から始めていますけど、海外からのこの投資の取り組み、それから海外企業の立地や県内企業の海外展開については、検討の初期段階、これにおける情報提供を今しているのが現状でございます。それでまだ緒についたばかりでございますので、引き続き当面は関係機関と連携して積極的に支援していきたいと考えてございますが、民間の意向、やはりこれは重要でございます。海外からの投資相談の状況とか、県外企業のニーズ、これを踏まえて自走化できる部分、これについては検討をしてみたいと考えております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

219ページです。県産品拡大展開総合支援事業でありますけれども、課題の部分において、分析が毎年、去年も一緒だったんですよ。何が変わって、何を改善したかがさっぱりわからないものですから、これについてストーリー立ててお答えいただけませんか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 課題に書いてございますのは、すぐ解決すればよろしいんですけど、この課題、引き続き取り組みが必要だということで、結果的に同じ内容になってございますが、毎年度、具体的に改善というか、取り組みを進めてございまして、例えばマーケティングがここに書いてございます。マーケティング力が脆弱な企業が多いという課題。これについては、昨年度より小売業と経営戦略に精通した外部専門家を招聘して商品開発支援の強化を図ったということがございます。さらに開発後の営業活動、これも充実させる必要があるという御意見がございましたので、これを踏まえて、営業強化に向けたハンズオン支援を初めて実施したところ。課題、もう一つございますけど、県産品の定番化にはさらなるPRが必要であるというこの課題については、具体的には県外の日常の食卓に県産品を取り入れてもらうようにプロモーションが必要

であるという意見がございます。これを踏まえて、県外量販店、スーパー等で沖縄料理教室を開催してみたり、レシピを配布するというような、この県産品の食べ方を提案して実施してございます。最後に書いてある県内企業と県外量販店のマッチング促進については、国内最大級の食品展示商談会スーパーマーケット・トレードショーという展示会、商談会でございますけど、ここに沖縄県のブース、装飾を強化して実施したところです。

○大浜一郎委員 いっぱい改善点をやっているんですから、こういう書き方じゃなくて別の書き方にしたほうがいいと思いますよ。

それでは、226ページです。グローバル産業人材育成事業ですけど、この事業の最終的な目的というのは、これアウトプット人材だと思うんですよ。基本的にグローバルな産業人をつくるために支援をするんだけど、どういう人材が必要かと。どういう人材になってほしいかというところを、僕は重視すべきなのがこの事業の最終的なアウトプットだと思うんですよ。その辺を県はどう考えていますか。

○平田正志産業政策課長 グローバル産業人材育成事業、この事業は海外展開に積極的な県内企業等に対して、その企業の人材が海外展開を牽引する国際性、専門性を有する人材に育成していただくということで推進している事業でございます。そのため、海外企業へ直接実践的な派遣を行って、OJT研修のための経費とか、それから補助支援などを実施しているところでございます。最終的にどういった人材かということ、やはり海外展開、積極的な企業から御提案をいただいて、企業のニーズに合った研修をしていただくということですので、企業の海外展開につながるような人材を輩出していくというようなことを目的としているところです。

○大浜一郎委員 できるだけそういった人材が地元の企業に来て、そして海外展開をする一つの大きなきっかけになったとかというようなところまでちょっと見据えた事業にさせていただきたいなというふうに思いますので、その点はどうですか。

○平田正志産業政策課長 実際、研修事業を実施した企業では、例えば運輸業の企業では、台湾等に研修に行きまして、国際物流業務の研修をしまして、それに基づいて台湾の輸出入貨物の見積もりであるとか、輸送の手配とか、そういったところを実際に研修しまして、その結果として台湾向け混載サービスの運用を開始している企業等ございます。また、観光関連の企業では、セブ島での海外拠点の開設に向けた人材育成ということで、そのセブ島での商習

慣とか、異文化コミュニケーション、それから輸出入の手続、そういったところを研修しまして、現状として現地法人を設立して営業許可を取得して、現在の営業を開始するというような取り組みを進めている企業がございます。また、情報通信関連産業では、北米での新しいビジネスモデルを構築することで人材育成をしまして、北米での取引開始に向けた受注の手続のフロー等とか、それから入札や提案の方法等の商習慣といいますか、そういった研修に努めまして、そして今、北米サービス部ではウェブページの作成に着手しているということで、実業に落とし込んでいく取り組みが今、進みつつあるというふうに認識しております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

では、文化観光スポーツ部関連お願いいたします。281ページです。観光リポート率が高いというのは先ほどお聞かせいただきましたけれども、新規開拓に際して、特に重要ポイントというのは何でしょうか。

○雉鼻章郎観光振興課長 国内で新たに獲得を目指す市場としましては、沖縄旅行未経験者の方々とか、富裕層などをターゲットとして位置づけております。沖縄旅行未経験者層につきましては、沖縄旅行へのモチベーションを喚起するということが重要なポイントだと考えておまして、今年度は各本土の地域別に沖縄の歴史・自然・文化・食といったそれぞれのテーマを設定し、未経験者層、沖縄にまだおいでになったことのない方々の誘客などを展開しているところであります。

○大浜一郎委員 F I T対策について、ブラッシュアップすべきポイントは何と捉えていますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 今、委員おっしゃられましたF I Tツアーなどの団体手配ではなくて、個人で旅行を手配するの方々については、情報発信というのが非常に重要であろうというふうに考えております。具体的にはウェブサイトやSNS、メディアを通じて沖縄旅行に関する情報の発信をしていくということになります。歴史・文化・食・スポーツなど、テーマごとに沖縄が持つ魅力を発掘して、いろんな種類の媒体で発信をしていくことが重要ではないかというふうに考えております。

○大浜一郎委員 B e . O k i n a w a の内容についての、沖縄ブランドの周知で改善すべき今後のポイントというのは何がありますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 沖縄観光ブランドのB e . O k i n a w a でございますけれども、平成24年度に戦略的誘客活動推進事業、外国人観光客誘致強化戦略策定事業並びに沖縄観光イメージ浸透促進事業

を実施して、世界15カ国17地域におけるマーケティング調査をもとに策定したものであります。平成29年度からも国内に適用をいたしまして、ロゴの活用や国内向けのビジュアル動画の作成などを実施して、海外・国内において統一したブランドの取り組みを実施しております。国内におきましては、適用から3年目を迎えて、認知度も上昇しつつありますが、引き続きB e . O k i n a w a の世界観を伝える多様な取り組みを積極的に進める必要があると考えております。それらの取り組みによって、沖縄観光のデスティネーション・ブランディングを構築して、新たな客層の誘客につなげていきたいと考えております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

283ページの観光誘致対策事業に移りますが、国内マーケットの60%が沖縄旅行未経験ということでありまして、どのような調査で導き出された数字ですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 未経験の国内マーケット60%というお話でございますけれども、これは平成30年度に国内需要安定化事業の中で、沖縄旅行実態調査というのを実施しまして、その中で沖縄旅行未経験と回答をした割合が約6割ということでありまして、

○大浜一郎委員 それが根拠になっているわけですね。

○雉鼻章郎観光振興課長 その調査を根拠に、そのように記載をしております。

○大浜一郎委員 わかりました。

それでは286ページの2、沖縄観光国際化ビッグバン事業についてお伺いしますが、これは金城委員からも御質問ありましたが、課題の中では量と質、長期滞在型と1人当たりの消費額の増加の対策への見通しと、具体的なポイントは何があるかということなんですが、基本的にはマーケティングの進化が必要ではないかなと思ったりもするんですね。新しいマーケティング、従来どおりじゃないマーケティングが必要だというふうに思いますが、その辺の取り組みは今後どうしていきますか。消費額を上げて、量から質ということに展開していくに当たって。

○雉鼻章郎観光振興課長 今お話にありました新しいマーケティングということにつきましては、やはりウェブですとか、先ほどから申し上げていますようにSNSといったところをうまく使って進めていくことになるかなと思います。もう一つございました量と質一質の向上という話でございますけれども、やはり滞在の長期化というところで、観光消費

額の向上というところを図っていきたいというふう
に考えております。具体的にはアイランドホッピング
—離島周遊などですとか、あとは先ほども申し上げ
ました富裕層の誘致、それからウェディングなども
消費単価を上げる一つのコンテンツになるかなとい
うふうに考えているところで、そういったような
取り組みを、今、進めていきたいというふうに考
えております。

○大浜一郎委員 これはね、今後ともこの問題は
ついてきますしね、そしてこれが一番重要なんです
よ。ですので、これは本当にたたいてたたいて、ど
ういうのがいいかというのは本当に政策としてや
っていくべきだというふうに思いますが、どうで
すか。

○雉鼻章郎観光振興課長 委員御指摘のとおり
で、今後ともいろいろな各方面で情報を集めて進
めてまいりたいと思います。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

それでは、288ページ、クルーズ船プロモーション
事業についてお伺いします。これは、課題がクル
ーズ船の分散化ということになっておりますが、石
垣とか宮古で受け入れについては解決すべきはな
いかなど。課題の中でですね。

○雉鼻章郎観光振興課長 石垣島、宮古島でのクル
ーズ船の受け入れにおいては、本島に比べて広く
ない島に短時間に多数の乗客が下船することなど
による課題があるとは認識しております。私ども
が聞き及びますに、クルーズ船の受け入れに関し
て、石垣港では新港埠頭に、今、クルーズ船用バ
ースが整備されつつあって、ターミナルビルの建
設計画もございまして、大型バスやタクシーなど
への円滑な乗り継ぎができるよう、ハード整備が
進められていると聞いております。また、ソフト
面では、石垣市が事務局を担うクルーズ促進協
議会がバス、タクシー事業者を含めた関係者が
連携し、受け入れ対応を行っていると同様に、
宮古、平良港におきましては大型バスやタクシ
ーの不足に備えて、クルーズ客が港から徒歩で
市街地に移動できる町づくりを計画しつつある
など、市の関係部署が連携して受け入れ対応を
行っていると伺っております。県としましては、
引き続き受け入れ実務を行う地元市町村と情報
を共有して、関係機関との連絡調整を行ってま
いりたいと考えております。

○大浜一郎委員 これ直接関係ないと思いますが、
でもプロモーションをうまく生かせるために、実
はC I Qの問題があります。石垣港のC I Qの
問題、進捗状況はどうですか。わかりますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 今はバースのほうも延ば

す工事をしているところで、これからターミナル
のほうをつくっていくという話で伺っています。C
I Qは当然そのターミナルの中に入ってくる話
になると思いますので、それについては引き続き
—特に今、具体的に石垣市のほうから何かとい
うことは私どもは承ってはいないんですけども、
当然連携をとりながら進めてまいりたいとい
うふうには考えております。

○大浜一郎委員 これ、今、県と打ち合せを
しているはずですよ。ちょっと確認してくださ
い。

289ページですけれども、離島観光活性化促進
事業であります。これは一括交付金の減額が予
想されている中で非常に心配しているところなん
ですが、この次期振計についての位置づけを、
この辺はどのように方針として持っていらっしゃ
いますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 離島観光については、
今後重要であるというふうに考えておりますの
で、次期振計においても注力して引き続き位置づ
けてまいりたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 自然遺産とか、例えば今後F
I Tの方々かふえているのは、離島のほうには
相当ふえているんですよね。ですので、離島の
役割が沖縄の魅力を増すととっても、私は過言
ではない時代も来ると思っています。ですので、
この辺の取り組みはしっかり次の方針の中にも
入れておいてほしいというふうに思います。

続いて、293ページです。

沖縄観光コンテンツ開発支援事業であります
けれども、この事業で2万7262名という、国
内外の観光客誘致につながったとしていますが、
その成果の中身がちょっとよくわからないので
御説明いただきたいと思っております。

○雉鼻章郎観光振興課長 沖縄観光コンテンツ
開発支援事業でございますけれども、平成30年
度の採択事業の補助期間における県外及び国外
からの観光客数が2万7262名ということにな
ってございまして、県内からの観光客を含め
ますと、この事業においては7万2858人が
おいでになったということになっております。
成果といたしましては、短期的には当該年度
内でのブラッシュアップ支援などを通したコ
ン텐츠開発、そのコンテンツを活用した観光
誘客などです。また、中長期的には補助事業
終了後の自走化、そして定着ということによ
って、観光客1人当たりの消費額向上や滞在
日数の延長というのが成果というふうに考
えております。

○大浜一郎委員 それでは最後になります
けど、ページ300と302と一括して質問を
しますが、このM I C

Eの事業に関しては国の強力な支援体制が不可欠な事業だというのは言うまでもありませんが、見通しが極めて短い状況にある中で、火種まで消えてしまったらもう終わりなんです。火種まで消えたらもう終わり。だから火種を残すために、どのようなポイントでもって、この事業の継続を、火種を残していくかという、そういう方針を聞かせほしいんですよ。

○加賀谷陽平MICE推進課長 大型MICE施設の整備のほうでございませけれども、今年度この整備に向けて課題となっております整備財源の確保策のほうを中心にしまして、事業のあり方について再検討を行い、今後の進め方を整理していく、そういうふうに関、進めているところでございます。現在、民間資金を活用します官民連携の手法について、国内外の事例調査など各種情報の収集に努めているところでございまして、今後その調査の一環として、専門家委員会を立ち上げ議論を深めていく、そういった進め方を今、行おうとしております。県としましては、大型MICE施設の早期整備に向けて、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでいきたい、そのように考えております。

○大浜一郎委員 建設用地の無断使用を防ぐためにフェンスを設置したとお聞きしておりますが、これはそのまま置いておくんですか。活用方法はないんですか。

○加賀谷陽平MICE推進課長 取得しております建設用地のほうでございませけれども、こちらのほうは大型MICE整備の運営事業の公募の際に先立って用地を確保する必要があったということで、平成28年度に取得をしております。現在、大型MICE施設の整備に向けて進め方の整理をしているところでございませけれども、建設場所としてその用地に建設するという考え方に、今、変わりはございませぬので、いかにしてそこを整備していくか、その調査を今、しっかりと進めていきたいというふうに関、考えています。

○大浜一郎委員 多額のお金で、あれは70億円ぐらいかけて土地を買って、億単位の調査費を入れて、結局今になっているという中において、これはなかなか難しいですよ。どういうふうにしてこれを再利用するかという、もう一つのアンテナも持っておかないといけないなと僕は思いますけど、どうなんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 先ほど来答弁させていただいていますように、我々は大型MICE施設が本県の経済にとって非常に重要であると。また、東海岸地域において大型MICE施設を核とし

て、にぎわいをつくるという基本的な方針が変わりはございませぬ。ですので、整備するに当たって課題となっている財源を含めて、今年度、調査・検討を進めているものでございませぬ、今、委員から御提案のある違う用途も含めてということでは、今のところ検討していないというところに関、ございませぬ。

○大浜一郎委員 民間資本の当てということでありませけれども、今後これをやっていくというんだけれども、これももしかして中国企業が入ってくるということも想定されているんですか。民間企業であるとか。

○加賀谷陽平MICE推進課長 現時点で民間事業者、どういった制約をかける、かけないという議論はまだ何も決まっていませぬという状況ではございませぬ。ただ、今年度、その民間資金の活用という議論を調査し整理していく中で、そういった議論を深めていきたいなというふうに関、考えています。

○大浜一郎委員 終わります。

○瑞慶覧功委員長 西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくお願ひします。

まず、両部に共通して確認したいのですが、私も毎回いろんな主要施策の一覧表をリクエストして、大分見やすくはなっただけだけれども、まだちょっと不十分なところがあるのでこれは両部にお願ひしたいんだけれども、事業によって大項目1があつて(1)がありますけれども、明細ですよ。例えば文化観光スポーツ部でいえば、最初の281ページだと、もう1があつて、この1しかないですけど、(1)、(2)が、明細がわかるじゃないですか、かかった費用が。それが入っていない事業が多々ありますので、商工労働部も一緒です。これについてはぜひこれを入れていただくと、幾ら使っているというのがわかりやすいので、質疑もそのように時間を割かなくて済むのでお願ひしたいと思います。

それともう一つ、両部に質問しまして、これも中身を見ればわかるんですけど、例えば文化観光スポーツ部、今回35事業ありますが、一括交付金を活用した事業がほとんどだと思っただけだけれども、活用していない事業は何番か教えてください。

○平敷達也観光政策課長 まず、各ページの備考欄に白抜きの星印が入っているものが一括交付金一沖縄振興特別推進交付金ということになっております。それに関、しますと、まず、委員のおっしゃった目次の番号でいきましょう。一括交付金でない事業というのが、(2)、飛んで(22)、(23)、(24)、飛んで(28)、(29)、(35)。

以上でございませぬ。

○西銘啓史郎委員 商工労働部お願ひします。

○平田正志産業政策課長 商工労働部は、主要施策事業として83事業の掲載をしておりますけれども、一括交付金事業以外で、括弧の番号を読み上げてまいります。(1)、(2)、(18)、(31)、(36)、(37)、(40)、(41)、(42)、(43)、(46)、(47)、(49)、(53)、(56)、(57)、(60)、(61)。済みません、ちょっと財源違いでまた1の頭のほうから戻ってしまいますが、(9)、(10)、(11)、(12)、(22)、(44)、それと(50)、(60)。

○西銘啓史郎委員 今のは一括交付金じゃないやつですか。

○平田正志産業政策課長 じゃないやつです。

○西銘啓史郎委員 わかりました。ありがとうございます。

では、最初に商工労働からいきたいんですけども、質問の中に入れていなかったんですが、きょうの新聞の一金城委員からもありましたが、RESAS(地域経済分析システム)、2013年度の数字をもとに琉大教授が発表しているんですけど、これは県としてこのシステムを活用しているかどうかお聞かせください。

○平田正志産業政策課長 商工労働部のほうでもこのシステムは入っている、情報を取得できる形になっています。

○西銘啓史郎委員 ちなみに直近で、これ分析した場合にどのようになるか、何かお持ちですか。例えば2013年で77.8とか地域経済循環率が出ていますけど、直近で商工労働部として持っているかどうか。

○平田正志産業政策課長 システムとして活用することは認識しておりますけれども、少しこういうふうな分析として、今データとしては持ってありません。

○西銘啓史郎委員 私も初めてこの単語と数字を見たんですけども、6年前なのかな、2013年ですか。6年でどう変わっているかもぜひ見たいので、県として分析した結果を何か公表するような仕組みがあるのか。または、なければ分、私だけでもいいですからもらえれば。または経済労働委員会に提出してもらえませんか。

○平田正志産業政策課長 現時点でデータは持ってありませんが、少しこの手法等を確認して、検討してみたいと思います。

○西銘啓史郎委員 ぜひお願いをしたいのは、この数字だけがひとり歩きしないように、数字が変わっているのか、または変わらないのかも含めてですけど、やはり大学の教授の調査だけではなく県として、または経産省、内閣府の仕組みらしいんですけども、しっかり数字を、私たちにもわかるように見せていただければと思います。

続いて、それにちょっと関連しますけれども247ページ、貸し付けのほうですけども、県単融資事業、これは私、昨年も質問をいたしました。ことしは154億円の決算額ですけれども、参考までに業種別、融資している中身、細かい会社名じゃなくても建設業とか何とか業みたいな名称で、件数がもしわかれば、1355件の大枠の内訳を教えてください。よろしくをお願いします。

○友利公子中小企業支援課長 平成30年度の業種別の貸付実績なんですけれども、件数の多いほうからいきますと、建設業が409件、サービス業が342件、卸売・小売業が211件、以下運輸・通信業が62件、製造業60件、工業、ガス供給業がそれぞれ1件というふうになっております。

○西銘啓史郎委員 大体平均の融資額というのはわかりますか。単純に割ればいいのではないと思うんですけど、大体どのぐらいの融資がメインになっていますか。

○友利公子中小企業支援課長 申しわけないですが、業種別で平均は出しておりませんが、資金ごとということを出しているんですけれども。短期運転資金ですか。例えば短期運転資金ですと、平成30年度の平均融資額が1299万4000円、また、経営振興資金も同じように1190万9000円となっています。大きいところで言いますと、ベンチャー支援資金が2077万円ですね。それからあとは、雇用創出促進資金というのがございますが、そちらが2148万8000円というふうな形で、合計で見ますと1257万8000円という状況となっております。

○西銘啓史郎委員 これはもう昭和47年度から始まっている事業であり、また、直近の3年ぐらいでいいんですけど、貸付実績と貸付総額、累計でもいいですから、単年度ずつでもいいんですけど、お持ちでしたら教えてください。

○友利公子中小企業支援課長 金額でお答えいたします。平成28年度が114億7438万5000円、平成29年度が141億1946万5000円、平成30年度が170億4321万9000円となっております。

○西銘啓史郎委員 件数はわかりますか。28年、29年。

○友利公子中小企業支援課長 平成28年度が945件、平成29年度が1137件、平成30年度が1355件となっております。

○西銘啓史郎委員 また、再度確認ですけど、申請をして、審査をしてはじかれるケースというのがこの今1355件は貸し付けの実績ですよ。申し込み件数というのはわかりますか。要は3000件来て1355な

のか、その辺がわかれば。

○友利公子中小企業支援課長 済みません、申請件数についてはこちらのほうでは把握をしております。

○西銘啓史郎委員 大体でいいですけど、100%できているのか、半分ぐらいなのか、審査ではじかれるのかとかはどんな感じですか。窓口はこれ、中小企業支援課ですか。

○友利公子中小企業支援課長 こちらは金融機関が貸し付けをするものなので、うちのほうで直接窓口になっているわけではないんですけども、恐らくですけども、100%ということはないと思います。ただ、半分よりは上だというふうに感じておりますので、8割、9割ではないだろうかとというふうに推測します。

○西銘啓史郎委員 これは大事なことなので、もちろん民間金融機関に委託するのはいいけど、この150億円、170億円近くの金を融資を受ける側がいるわけですよ。県として把握すべきことは、私が思うのは、どれだけの中企業が本当にお願いをして借りられているのか。最近聞くと民間、地銀よりも公庫のほうの融資率が低くて、ある意味、民業圧迫ということも聞こえてはくるんですけども、そういうことじゃなくて、本当に利用したい人が利用しているのかどうか、私は知りたいんですね。ですから、皆さんとしては、申し込み件数とこのあれがどうなっているのかというのを把握すべきだと思います。ぜひこれは来年以降、数字を把握して説明していただければと思います。それと、なぜこのことを聞くのかというと、先ほどのRESASじゃないですけども、経済の自立という意味では、やはり地元の企業が成長をしたり、我々の所得がふえることが一番ですから、そういう意味で本当にこの県単融資の事業が復帰後ずっと続いていて、皆さんから感謝されていると私は思うんですけども、利用しにくいという声があるのであれば、その辺の声もやっぱり課としては把握すべきだと思うので、それについてはぜひよろしくをお願いします。

続いては、ちょっとページ戻りますけれども、223ページのほうですが、これはベンチャー企業のすぐれた研究成果の事業化なんですけども、これも2億円を使っている割には実績とかがすごい淡泊なような気がしまして。継続採択4件、新規5件、計9件というんですけど、継続採択4件の金額と、新規5件の金額をちょっと教えてください。

○平田正志産業政策課長 継続事業の4件で9791万7000円、新規事業の5件で1億5991万1000円。

○西銘啓史郎委員 これは26年度からの継続事業になっていますけども、5年間の総件数と総決算額を教えてくださいいいですか。

○平田正志産業政策課長 この事業、1社で2カ年というような補助等がありまして、延べ件数が今ちょっと手元にはないんですが、企業の数としては29社です。

○西銘啓史郎委員 今まで支援した金額の累計もわかりますか、5年間の。

○平田正志産業政策課長 済みません、今ちょっと手元では累計は出しておりません。申しわけありません。

○西銘啓史郎委員 29社で、今も継続して残っている企業がほとんどというふうに理解していいですか。

○平田正志産業政策課長 先ほど言いました企業数というのは29社を支援して、1社廃業になっておりますがその他の28社については継続しているということです。

○西銘啓史郎委員 何が言いたかったかというのと、ベンチャーで育てることも大事ですけども、その後いろんな理由があつて継続できないこととなると非常に残念ですので、そこら辺はしっかりウォッチ、フォローしていただければと思います。

琉球王国文化遺産のこの事業、本年度1億200万円ですけども、この有識者の会議16回、復元を行ったおのおの金額を教えてください。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より細かな数字が手元にないため、後日、資料を提供することとしたいとの申し出があり、了承された。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 要は何が言いたいかというと、昨今いろんな委員の費用で2万7000円だったり、いろいろあるものですから、それも含めて参考にしたいいので、ぜひ資料の提出をお願いします。

326ページ、ウチナーネットワークの強化推進事業、決算額は少ないですけども、これは小まめに開催されて、表の中でこの(1)、(2)、(3)の額は入っていませんけども、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、これは全て額は出せるのでしょうか。

○伊田幸司交流推進課長 恐れ入ります、この括弧ごとの額につきましては、ちょっと計算する必要がありますので、後日提出したいと思います。

○西銘啓史郎委員 これは事業はどこかに委託した事業ですか。

○伊田幸司交流推進課長 これは事業ごとに委託し

ております。

○西銘啓史郎委員 これは後で委託事業の一覧みたいなものをもらえますか。

○伊田幸司交流推進課長 承知しました。

○西銘啓史郎委員 それと文化観光スポーツの全体に戻ります。さっきの目次で、沖縄観光コンベンションビューローに委託している事業を、1から番号で何番というのを教えてください。

○平敷達也観光政策課長 平成30年において、沖縄観光コンベンションビューローに委託している事業は、目次の番号順に言えば1、2、3、5、6、7、8、9、12、14、15、17、20。以上、13事業になっております。

○西銘啓史郎委員 これは昨年度と比べて数は同じですか。

○平敷達也観光政策課長 前年度と同じということです。

○西銘啓史郎委員 あと、もし、この決算には直接関係ないかもしれませんが、委託事業がこれだけあるので、コンベンションの決算、30年度というのは把握されていますか。コンベンションビューローの。

○平敷達也観光政策課長 沖縄観光コンベンションビューローは、30年度の決算ですが、収支合計が約34億767万3000円から費用合計約34億102万9000円を差し引いた収支差額が約664万4000円となっております。

○西銘啓史郎委員 ありがとうございます。

今いろいろ事業、本当は詳細をもっと聞きたいんですけども、非常に気になるのが一括交付金への委託の事業の比率も一多分もう一緒かもしれませんが、依存が多くなる中で、一括交付金がどんどん減っていくと、どうしても事業の年度が延びたり、または施策が減少すると思います、業務上。ですから、もちろん次年度予算も一括交付金確保に我々も努力しますし、皆さんも一生懸命努力するとは思いますが、今後その一括交付金に依存している事業が総額減った場合の各部局の予算の取り合いだったり、優先度によってはもうやめたいとなるかもしれませんが、この辺はまず、今年度の決算を踏まえて、今年度もそうですけど、次年度以降の考え方はちょっとどのようになるかを教えていただけますか、両部長。

○嘉数登商工労働部長 事業の種類によっては、引き続き研究の要素を含んでいる事業もありますので継続するということもありますし、それから3年ぐらい事業をやってきているのである程度の成果が

見えた分については一先ほど大浜委員のときにも出ましたが、自走化というようなところも意識しながら事業の整理をやっていく必要があるというふうに考えております。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 一括交付金につきましては、これまでも3年前に比べると現状自体が約半分近くになっているわけです。その中におきましても、やっぱり事業の費用対効果というのを捉まえて、整理すべきものは整理する必要がございますし、これまでの成果とこの現状の課題を踏まえまして、より今後伸ばすべきところなどをしっかり踏まえながら、そういった予算の配分は行ってきたいというふうに考えています。

○西銘啓史郎委員 両部にお伺いしますけども、今回の予算とはちょっとあれですが、昨今パルコシティがオープンしたり、それからライカム、また旭橋再開発、オーパですね、いろんなテナントが入って、最近の新聞によるとオーパは何社かが撤退したりだとか、何とかコーヒーですか、詳しくは知りませんが経営者がかわったりとか。もちろん商工労働部としてはいろんな企業の誘致であったり、または文化観光スポーツ部としては観光のメインの位置づけとか、そういった活用もあるわけですから、ライカム、パルコシティ、旭橋のオーパ含めて、今両部として、もちろん全て経営にかかわっているわけじゃないですけども、旭橋のほうは県のほうの出資があつて、社長も県から行っていますよね。その辺の観点で、観光という観点と商工労働部の立場で、今の現状と課題、どのように感じているか教えてください。

○嘉数登商工労働部長 まず、観光がこれだけ好調に来ていましたので、それに引っ張られて県内の経済が非常に好調であったということと、それから雇用も非常にいい数字が出ているということでもありますけれども、ただ一方で、1人当たりの県民所得というのは、午前中も答弁しましたが227万円ということで、まだ道半ばというふうな状況もあるかというふうに思っております。それから、西銘委員がおっしゃっていたように、オーパでもそういった状況になっているということで、それは詳細に分析結果を聞いておりませんので、原因がどこかというところは定かではないんですけども、ただ、県内には人材不足一人手不足ということがありますので、そこはしっかりと各分野で対応していかなければいけないというふうに思っておりますし、その人材不足についても、すぐ提供できるというようなことはないと思っておりますので、私は産業振興をやっていく

上では、産業人材の育成という観点は今までもやってきておりますけれども、これからも継続してじっくりとやっていく必要があるというふうに考えております。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 大型のショッピングセンターというところで、そういった誘客の効果もあるというふうには思います。一方で、当然、それだけが沖縄観光の魅力ではありません。それぞれ地域において地域に根差した、いわゆるマチヤグワであったり食堂であったりというところも、広く育成する必要があるだろうなと思います。そういった意味で、幅広く観光客に満足いただけるということを考えますと、それぞれそういった大型の便利なショッピングセンターももちろんですが、いろんなところで誘客ができるような取り組みが必要かなというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 最後に文化観光スポーツ部長、旭橋の中に観光施設、案内所をつくっていますよね。今の利用状況を教えてください。

○雉鼻章郎観光振興課長 平成30年の10月にオープンしておりますので、平成30年度の半年分で来訪者人数が6万1884人というふうになっております。

○西銘啓史郎委員 これは想定内、以上、以下、どんな感じですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 申しわけありません、半年分の目標数値というのは持っていないんですけども、例えば那覇空港内にあります国内線の出たところのJAL側の出たところの平成30年度の利用者数が5万8994人ですので、それに比べて多いということを考えれば、それなりの来場者においでいただけているというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 最後に僕の個人的な意見も含めてですけど、向こうは本来はバスターミナルでバスで来て、モノレール、パーク・アンド・ライドじゃないけど、非常に機動的ですよ。だからあそこに航空会社のチェックインをつくれれば、そのままターミナルまで行けると、手ぶらで。というような仕組みが本来あっても一当初の計画であればよかったと思うんですけど、今から改善は難しいかもしれませんが、どこか頭の中にシティーターミナルのようなものも含めて、観光スポーツも含めて検討していただければと思います。

以上です。

○平田正志産業政策課長 先ほど新産業研究開発支援事業の事業費について問い合わせがあった件で、総額と途中集計に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。まず、平成30年度実

績の継続分4件の金額は9791万7000円、これは先ほどと同じ数字でございます。新規事業分が5件ですが6199万4000円で、合計で30年度実績が1億5991万1000円。平成26年度から平成29年度までの実績が、29社に対して補助金が9億4951万5000円という形になります。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後4時5分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

山川典二委員。

○山川典二委員 どうぞよろしくお願ひします。

午前中、そして午後もありましたけれども、13ページ、これは聞かなくていいんですけどね、中城湾港の臨海部土地造成事業について、確認の意味もありましてお聞きしたいと思います。まず、非常にいい感じで展開はされているという話なんですけれども、178億円の製造品の搬出額なんですけども、これは県外が82億円で県内が58億円、海外では約36億円、これは間違いありませんか。

○久保田圭企業立地推進課長 国際物流拠点産業集積地域うるま地区の平成30年の搬出額ですけれども、県内が58億8800万円、県外が82億4200万円、海外が36億6200万円、合計で177億9200万円となっております。

○山川典二委員 特にこの海外への製品搬出の中身は主にどういうものですか。

○久保田圭企業立地推進課長 製品ごとの内訳というのは集計していないんですけども、大きく出荷している企業につきましては、主に半導体関連を製造されている企業の出荷額が多いという状況になっております。

○山川典二委員 後ほどでいいですから、71社が今就業されていて、その内訳を、資料をいただけますかね。県外、県内、海外、それぞれで。後刻でいいですから、資料出せますかね、簡単な一覧表みたいなものありますか。あれば下さい。

○久保田圭企業立地推進課長 立地企業としましては71社になりまして、あと、この搬出額というのは平成30年、暦年の実績になるんですけども、71社の立地というのが、例えば賃貸工場ですと使用許可を出した時点、分譲地だと土地を契約した時点ということで、操業していないという企業もあるものですから、実際は71社ではなくて、五十数社の実績になります。ただ、それぞれの県外、海外、県内の搬

出額の合計というはお出しすることはできます。

○山川典二委員 済みませんがお願いします。

それと先ほど部長も、あと、令和9年ぐらいではある程度処理ができるという話がありましたけれども、現在全体の分譲の平米数、賃貸も含めて、今、これは報道によるとまだ六十数%ですか、残りまだあるようですけれども、全体を整理の意味で教えてください。

○久保田圭企業立地推進課長 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業の中で、工業用地として分譲対象面積が192.6ヘクタールございます。これの令和元年6月末現在の土地の利用面積としましては164.3ヘクタール、利用率が85.3%、未利用面積につきましては28.4ヘクタールという内訳になっております。

○山川典二委員 これは、確認ですが、分譲の面積ですか。賃貸は別にして。

○久保田圭企業立地推進課長 大変失礼しました。利用済みが164.3ヘクタールですけれども、そのうち分譲済みが156.3ヘクタール、貸し付けが8ヘクタールとなっております。

○山川典二委員 そうしますと、全体から何パーセントになりますか。分譲の部分だけでいいんですけれども。

○久保田圭企業立地推進課長 分譲だけで申し上げますと、81.1%になります。

○山川典二委員 ありがとうございます。

それと、今度、いろいろ関連するかもしれませんが、ページ211、そして215、231、これも午前中から議論がありますが、沖縄国際物流ハブ活用推進事業、そして国際物流関連技術モデル推進事業、国際物流拠点産業集積推進事業、関連していますのでまとめて聞きますが、特に聞きたいのは、那覇空港の貨物の、全日空の貨物便がかなり減便になっている状況がありますが、現状はどういうふうになっているのか、御説明をお願いします。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 現状では、御存じのように羽田空港の国際化、それから平成25年度以降の全国的なインバウンド需要の増加に伴った、羽田を初めとする各空港、この空港からの旅客便のペリー輸送との競争が激しくなり厳しくなってきた結果、ANAカーゴのほうで事業環境の変化ということで、事業の効率化、基盤を強化するという意味合いで、平成29年から30年にかけて週120便から週70便になったということがございます。これに伴って、那覇空港の国際貨物取扱量なんですけど、平成30年度には約12万トンとなって、今、対策が求められているというところがございます。

○山川典二委員 その対策について皆さんはどういうふうな対応をなさっていますか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 もともと国のアジアゲートウェイ構想から県の国際物流構想があって、それに呼応して、沖縄ハブ事業、ANAさんが提案をして協力をしてやっているところなんですけど、この沖縄ハブはハブアンドスポーク方式のネットワークでございまして、就航都市間の貨物を空港で積みかえて、御存じのようにトランジット貨物が中心ということで、やはり課題としてはネットワーク拡充、そしてさきの委員からも質疑がありましたけど、沖縄を経由する物流モデルの拡大、これが肝要だというふうに考えてございまして、その対策として県では、先ほど御説明しましたけども、那覇空港の貨物上屋、ピーチが移動した跡にLCCターミナル跡、これスペースがございまして。このスペースを活用して、国内外の新たな航空会社、キャリアと呼ばれる航空会社の貨物路線の誘致とか、国際物流機能を生かした事業を行うフォワードとか、高付加価値な製造業とか、そのような事業を行っている企業の新規参入を促す、今、取り組みを進めているところです。これによって何を目指しているかというと、今カーゴさんがやっていたらいてる貨物ハブを最大限活用しながら、国際貨物量の増加に向けて、新たなビジネスを創出することで拠点化を推進したいと、このように考えています。

○山川典二委員 先ほど課長から豚肉、牛肉140トン、野菜・青果が100トン、香港、シンガポール、都市に輸出をしているという話がございましたけれども、航空貨物の便はどこを使っていますか。全日空ですか、それとも県内の産品をアジアに輸出する場合の航空貨物便は全日空さんを使っているんですか。それとも、それ以外のところがあるんですか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 先ほどお答えしたのは、当方で実施しているコンテナスペース事業、県産品と全国特産品と事業は違うんですけど、コンテナスペース事業をやっております。これの実績ということで御紹介したものです。

○山川典二委員 ですから、これは航空貨物便を使っているわけですね。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 ANAカーゴの貨物便を使っているということです。

○山川典二委員 先ほど、るるありましたけれども、ANA以外のキャリアのセールスというのは、誘致作業というのはなさっているんですか、具体的に。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 減便の部分が台北便とソウル便なんです。それで、我々としてはこ

のコンテナ事業というのは今、頑張っていたいでいるANAカーゴさんの向こう側にいる生産者とかメーカーを支援しているんですね。それで、特に台北行き、ANAカーゴさんの便がなくなったので、これについて我々、他のキャリアそして旅客便一今ふえていますけど、価格競争の原因になった。逆にこれを一ベリ一便を活用して、これに対する支援を今、始めてございます。年度中にこの使い勝手をさらにバージョンアップして、翌年度に向けても事業者さんのニーズを踏まえながら拡充していきたいと考えております。

○山川典二委員 全日空の場合は全国各地から沖縄がトランジットでアジア各地に、これだったんですよ。だから、例えば台湾であるとか、韓国のアラインが仮に来たとしても、国内への搬出がなかなかネットワーク難しいですよ。その辺の課題があると思うんですよ。その辺については、どういうふうに今、見解を持っていますか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 先ほど申し上げたとおり、今この事業者様が困っているのは、国内から沖縄というよりも、沖縄から減便になったアジアの都市、これが今一番の課題となっておりまして、それで、沖縄からアジアに向けた物流を今、支援しているところです。

○山川典二委員 ですから、その物流も含めて、やっぱりこれは足ですから、ルートをしっかりとして、これはもう部長を初め、皆さんできちっとセールスをすべきだというふうに思いますよ。いかがですか、部長。

○嘉数登商工労働部長 その点は事業者任せにするのではなくて、我々もしっかりと協力してまいりたいというふうに考えています。

○山川典二委員 それこそ国策でもアジアのゲートウェイという形で位置づけてこれから進めるという事業ですから、ぜひその辺はお願いします。

それから243ページ、琉球泡盛再興プロジェクト支援事業なんですけど、県内の泡盛業者数、それから出荷量、そして総売上額、まずこの3点から説明をお願いします。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 泡盛製造業の事業者数は45の酒造所と2つの協同組合からなっています。そのうち45酒造所の平成29年の売り上げは145億8700万円となっております。

○山川典二委員 総出荷量はわかりますか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 総出荷量は合計で、平成29年は1万8229キログラムになります。

○山川典二委員 この45業者のうち、中小零細の酒

造所もいっぱいあるんですけども、45社のうち、健全経営といえますか、黒字の会社は何社ですか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 28社になります。平成29年の数字です。

○山川典二委員 ちょうど、きのうかおととい、県内の若手の酒造業者の12社の皆さんが集まって、尚円王ですかね、尚家の尚という酒をつくったということは非常にいい取り組みですが、これについては県も補助か何かをなさっていますか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 この取り組みについては、民間事業者の自主的な取り組みになっておりまして、私どもからの支援は入っておりません。

○山川典二委員 これ非常にいい取り組みで、そしてこれまで1回蒸留、たまに2回蒸留があったようなんですが、3回蒸留をするという非常におもしろい取り組みで、今月25日からの産業まつりで販売をするということなんですけど、非常におもしろいと思っております。この泡盛、600年の伝統がありますが、泡盛ってどういう酒ですかと、海外も含めて紹介をするときに、どういうふうに説明すればいいですかね。どなたでもいいですよ。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 泡盛ですね、委員おっしゃったとおり、琉球王朝から600年引き継がれているお酒であるということで、特徴としては黒こうじを使っている。それから沖縄県内で製造、つくられた泡盛というお酒ですという説明になるかと思えます。

○山川典二委員 世界にこんな酒ないんですよ。世界に類のない酒なんですよ。どういうことかという、蒸留酒であり保存ができる。極端に言えば、何百年もできる酒はないんですよ、世界に。それはぜひ皆さん、もう一度再考していただいて、この泡盛の支援をしっかりとやっていただきたいんですが、前沖縄担当大臣の宮腰大臣とちょうど任期終了日に、私ども自民党県議団でお疲れさん会をやりました。大臣も泡盛を毎日飲んでいるようでございまして、それが高じたといいますか、肝いりで、伊平屋島で長粒米のメード・イン・沖縄の米を使った泡盛をこれからつくっていかうという、これは今後、将来注目していかなければいけないし支援もしていかなければいけないと思いますが、いずれにいたしましても、若手のこういう新しい意欲的な皆さんが出てきた、そういう意味ではぜひ支援体制を、状況を見ながらではありますけど、できるだけやっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 今、御質疑いただいている泡盛再興プロジェクトという事業もござ

いますし、そういった事業を活用していただきながら、また、泡盛業界だけではなくて観光業界とかホテル業界を含めた協議会がございます。例えば航空会社で泡盛の自主的な宣伝をやっていただいておりますので、そういった業界全体で支援していく体制を協力を得ながら進めていきたいと思っております。

○嘉数登商工労働部長 若手によるこういった自主的な取り組みというのは、我々としても非常に歓迎するところでありますので、県としても最大限バックアップしていきたいというふうに思っております。

○山川典二委員 もう一度聞きますけども、部長、この酒は世界に売れると思いませんか。

○嘉数登商工労働部長 売っていききたいです。

○山川典二委員 私もささやかな経験なんですけど、メキシコに行ったときにテキーラを飲みながらですけど、泡盛を持っていったら、泡盛がはるかにおいしいと言っていましたね。それから、ソ連邦時代なんですけど、1975年に2カ月、ソビエトを回ったときに、一升瓶5本ぐらい持って行って、向こうでウォッカをやりながら、飲み比べしましたら、はるかにおいしい、こんな酒があるのかと。10年ぐらい前ですけど、イタリアのバッサノ・デル・グラッパというグラッパ酒の産地なんですけど、そこに泡盛を持っていったんですよ。グラッパ酒よりはるかに、こんなおいしい酒があると。ささやかですけど、自分の経験だけでも、これは世界で本当に売れる酒だと思っておりますし、あとはマーケティングであるとか、その辺のことじゃないかなというふうに思っています。

時間がなくなりましたので、次に行きます。文化観光スポーツです。285ページ、ラグジュアリートラベル・ビジネス調査構築事業につきまして報告書を拝見しましたけれども、本当にこの報告書で、皆さんはラグジュアリーな富裕層を沖縄に誘致できると考えていますか。御意見をお願いします。

○雉鼻章郎観光振興課長 昨年度、平成30年度は調査をさせていただきまして、今年度から具体的な誘致活動に入っているところでございます。できるかどうかという御質問についてはなかなかお答えはしづらいんですけども、こういった調査をベースに私どもは誘致を進めていきたいというふうに考えております。

○山川典二委員 これはどなたが報告書をつくられましたか。

○雉鼻章郎観光振興課長 委託事業でございまして、受託事業者でありますJTB沖縄とJTBコミュニケーションデザイン共同企業体ということになっ

ております。

○山川典二委員 これに予算はどれぐらいかかりましたか、3年間の予算で。平成30年度は1000万円余りありますが、平成28年、29年、30年。

○雉鼻章郎観光振興課長 平成30年度は1067万8000円です。

○山川典二委員 ですからその前から、平成28年、29年ありますよね。トータルで。

いいです。言いたいことは、これで富裕層は来ませんよ、はっきり言いますけど。この内容では。やはりもう少し真剣に、やっぱり富裕層を沖縄に誘致するのであれば、私はむしろこのラグジュアリー層というか、富裕層誘致プロジェクトチームというものをつくるべきだと思いますよ、本気で誘致したいというのであれば。全くこれ話になりませんよ、作文です、これ。これは指摘しておきますが。本当にそれはちょっと考えていただきたいです。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 世界中にいわゆる富裕層—ラグジュアリー層がいて、それを取り込むことが非常に重要だということがあります。一方、例えば国内外に実際にはどれぐらいの方が富裕層であるとか、そういったところが少しはっきりしないということもあって、平成28年度に国内外の富裕層の旅行市場の実態調査を行いました。それでもやっぱり、アラブであるとかそういったところで、かなりの富裕層というところもありますけど、我々が受け入れるにはどういう形があるかということも含めまして、平成29年度には県内における受け入れ実態の把握と課題の抽出をした次第です。平成30年度は平成29年度までの調査を踏まえまして、実際に県内でこういった受け入れができるかということでテストマーケティングを実施して、今、委員に御提供した報告書という形で—テストマーケティングをした結果になっています。

今後も引き続き、ただ、それによって課題もやっぱりかなり見えてきています。実際には受け入れの宿泊施設のみならず、それ以外の一例えば観光施設である、あるいは食である、あるいはお土産、工芸品とかも含めたお土産品である、あるいは受け入れ人材である、あるいは全体的な呼び込むためのつながりであるとか、そういったところもやっぱり課題として見えてきていますので、今その課題をやはり一個一個解決していく必要があるだろうなというふうに思っています。我々としては、富裕層の獲得、呼び込みによって、沖縄としてのリゾート地としての地位の向上もございまして、地元になるだけお金を落とすということもございまして。そういったと

ころも課題はございますが、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えています。

○山川典二委員 だから、プロジェクトチームをつくるぐらいの本気度がないとだめですけど、それはいかがですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 ラグジュアリートラベルにつきましては、今申し上げている課題が非常に大きいところがございます。委員の御提案については、提案として受けとめさせていただきたいと思っております。

○山川典二委員 309ページ、サッカーキャンプ誘致戦略推進事業について伺いますが、J1サッカースタジアム、奥武山運動公園の現状を説明してください。

○金村禎和スポーツ振興課長 スタジアムの整備につきましてはこれまで、平成23年度に基礎調査、それから平成24年度に基本構想の策定を行っております。また、平成28年から29年度にかけて基本計画を策定しております、平成30年度はその基本計画を踏まえて複合機能の導入可能性や、整備手法等に関する調査・検討を行っております。今年度は財源確保等の課題もありますから、民間資金の活用等も含めて調査・検討を行っております、その調査・検討を踏まえながら、今後の進め方を整理していきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山川委員からスタジアムのオープン時期の確認があり、執行部から財源を含めて調査中との回答があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

山川典二委員。

○山川典二委員 当初、2023年という話もありましたよね、オープンとか、以前はね。大幅にこういうふうになっている原因は何ですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 2023年度という計画は、平成28年度に基本計画を策定したときに示したものです。その後、基本計画の中でいろんな課題が出てきております。複合機能につきましても整備をするということで、基本計画の中で位置づけをされておりますが、その絞り込みもまだできていない状況です。そういったところも含めて、平成30年度調査を入れて検討をしたと。

一方で、一括交付金が活用できない、厳しいというところがありますので、財源確保に向けて、民間資金の活用も含めて今年度調査を行っているというところでございます。

○山川典二委員 それこそ今、ラグビーが非常に盛

り上がってしまっていて、初のベスト8、今年20日ですか、ベスト8の南アフリカとの対戦があります。ラグビーもできる、それからコンサートもできる。2万人収容の計画がございますね。そういう意味では、沖縄の若い人なんかはスポーツ、芸能分野で頑張っているんじゃないかと、ある意味、文化観光スポーツ部ですから、この辺はひとつ大きな今後の目玉事業として、財源の問題はあるにせよ、しっかりと進めていただきたいと思います。きのう、例えばドラフト会議で興南高校の宮城投手がオリックス1位指名、極貧生活の少年時代を何かテレビ番組でやっていましたけども、本当に涙が出てきますよ。そういう意味では野球もそうですし、それからラグビーも本当にあれだけ大きな外国の選手に向かってタックルをして、潰されてもまた立ち上がっていくって、大変元気をもらえるわけでありますから、そういう意味では私は沖縄の青少年—大人も含めて、やはり大きな元気をもらえる、そういうスポーツ等の文化も含めての殿堂をしっかりとつくるというぐらいの気持ちでやっていただきたいと思いますし、その決意表明は部長、ぜひやってください。それでみんな何か明るいやつを着て、にこにこしてやってくださいよ、文化スポーツですから。最後決意を聞いて終わります。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 私もこの議会中にラグビーを見たり、ワールドカップバレーを見たり、世界体操を見たり、非常にスポーツに元気づけられている一人でございます。まさにそれが文化、スポーツが持つパワーだというふうに思います。まさにスポーツの振興、それから青少年の健全育成のためには非常に大事なことだというふうに思っています。我々が今計画しております奥武山での2万人規模のスタジアムでございますが、確かに財源が課題となっておりますが、先ほど来、我々としては必要性があると思っておりますので、その実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、かりゆしウエアはいろんな柄があろうかと思いますが、私も少し、文化観光スポーツ部長になりまして、派手目の柄のものを着るようにはしております。きょうは少しおとなし目にしようと思っております。いろんなところで、いろんな形でかりゆしウエアの普及に我々も貢献できればなと思っております。

以上でございます。

○瑞慶覧功委員長 島袋大委員。

○島袋大委員 わかっています。もうほぼ最後は、みんな質問していますから、重複したことはやらないようにしたいと思っております。金曜日ですから、

ノー残業デーをするためにも早く締めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

221ページです。

アジア経済戦略課の海外事務所の件ですけど、実際、事務所の件数を含めて説明をお願いします。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 県のほうでは産業振興公社を通して、北京、上海などの6都市で海外事務所を設置してございます。そして、タイとかマレーシアに7都市ございますけど、委託駐在員を配置して、海外におけるビジネス拠点の拡充・強化に努めています。

○島袋大委員 この課題を見てもそうですけど、実際、今ある海外事務所を含めて各経済交流もいろいろやっていると思うんですけど、その辺で海外事務所から県に対してこういった要請・要望、課題とか、そういった話とかは、メールか連絡で来るんですか。定期的に沖縄に来て会議を持つとか、逆に我々、県庁の本庁から足を運んで議論しているのか、その辺を説明していただきたいと思います。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 年に一、二回、来週も各海外事務所長、それから場合によっては委託駐在員も集まって会議、報告会を開いてございます。

○島袋大委員 県から出ている職員もいるはずですけども、海外事務所にもね。その後、各民間の皆さん方も職員としているはずですけど、大体、期間としては何年めどですか、海外事務所。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 今の御質問は県職員の赴任期間の御質問だと思いますけど、基本的に3年でございます。

○島袋大委員 委託の駐在員、現地の方々を擁している事務所もあると思いますけれども、そこもいろんな面で課題があって、経済交流とかして、この方々が汗かいて頑張っているかもしれないけれども、そこをまた県の職員が行って、職員として海外事務所所長として位置づけるという地域もありますか。そういう会議とか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 今年度、ソウル事務所を新たに設置したところでございますが、今現在、委託駐在員のいるところを海外事務所に格上げするというような予定はございません。ただ今後、県内企業の海外展開支援という任務もございまして、その辺のニーズとか、対象国の経済状況、所得向上をして県産品が一物産とか観光誘客ができるのかどうなのか等々を検討して、スクラップ・アンド・ビルドで海外事務所の設置というのは考えられると思います。

○島袋大委員 我々も海外のほうに研修・視察に行

く場合には、沖縄県の海外事務所の力を借りて意見交換させてもらっていますけども、やっぱり職員があれだけすばらしく、沖縄の県の職員としてプライドを持って、いろんな形でこの各経済界の販路拡大のために頑張っていると、非常に感銘を持ってすばらしいなと思っています。任期3年ですから、ずっと言い続けているのは、こういった自分で仕事を終わった後も語学を学んで取得をしたりという職員の方々も過去にいるわけですよ。その方々が本庁に戻ってきた場合、これは人事含めてですけども、そういう専門部署—文化観光なら文化観光、商工労働は商工労働、こんな言ったら失礼かもしれんけど、全然違う、畑違いと言ったら失礼かもしれないけれども、そういった、いろんな面で語学を学んできて努力をしてきた職員がそういう意向—できるような部署にちゃんと行っているかなというのが毎年いつも感じるんですけど、どうですか。

○仲榮眞均アジア経済戦略課長 おっしゃるようにせっかく海外事務所のでその実情とかを見てきたわけですので、本庁に戻ってきたらアジア課が今、海外事務所を所管してございますけど、やはり戻ってくるのは、商工部、それから文化観光スポーツ部、そして、海外展開をやっているということで農林水産部、この辺に我々としてはぜひ配置していただきたいなと思っていますし、現在のところ11名中9名戻ってきた職員が一平成24年度以降11名いるんですけど、9名がこの3部に今、配置されてございまして、割合は82%となっております。

○島袋大委員 ぜひとも本人の意向も大事かもしれませんが、嫌だという職員がいるかないかわかりませんが、やっぱり率を上げて100%に近い形にすれば、この職員たちがもっとスキルを上げていろんな形で汗かいていただけるかなと期待していますのでひとつよろしくおしいたいと思っています。

次です。泡盛やりましたね。では飛ばして、274ページ、工芸の杜。これも用地選定のときから汗かいて現場を一緒になって議論してやってきましたけれども、今ここまで順調に来ていると理解していますけれども、このスケジューリング工程を見てもそうですけれども、実際この建設、完成した後、これは指定管理に投げるということでもいいですか。どうですか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 委員おっしゃるとおり、指定管理者による管理運営を予定しております。

○島袋大委員 これは公募をかけていろいろやるかもしれませんが、やっぱり今、空手会館ができて、空手会館、コンベンションビューローが多分

指定管理を受けていると思うんだけど、当初、城址公園を開発するに当たって、空手会館と連動して、文化の発祥地ということで人材も発掘しようということで工芸の杜を誘致決定したわけですよ。イコール後ろ側の豊見城市側もやるべきことも含めて、いろんな形で協議をしてきているわけですけども、豊見城市が今どう考えているかわかりませんが、なかなか思うように進んでいないのが今の市政運営みたいですけど、やっぱり県がやるべきところはしっかりと連携してやるべきなんですけど、その辺は建設するに当たってそういう流れを考えれば、空手会館がある部署との連携とかもたまにやっていますか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 土地の道路をつくるとか、そういったやりとりはしていますが、今具体的にどう連携しようという話はやっておりません。ただ、今後やってまいります。

○島袋大委員 ぜひとも非常にすばらしい形になるわけですから、また連携できるところはやっていただきたいなと思っています。建物つくりますけど、周辺整備も含めてだけれども、きょう質問通告していないけど空手会館でも今いろんな外国人とかたくさん来ていますけれども、まだ外国語の表示とかもろもろが目立つところが少ないんじゃないかなという思いもあるんですけども、この工芸の杜も含めて、英語版とかこの標識とかそういうのも設計含めて入っていますか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 展示も含めて多言語化を検討しております。

○島袋大委員 ぜひともよろしくをお願いします。

あと、今、現状にある南風原の工芸センターでしたか、あそこが老朽化しているから新たにつくろうということでこの事業スタートしたと理解しているんですけども、あの場所はその後どういうふうに、活用策とか検討会議とかでいろいろ議論しているんですか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 跡地については、今、地主との話し合いというところになっておりまして、今後どう活用するかというのはこれからになります。

○島袋大委員 理解しました。ぜひとも頑張っていたきたいなと思っております。

次です。291ページ、フィルムオフィス、文化観光ですか。概要の説明をお願いします。

○雉鼻章郎観光振興課長 フィルムツーリズム推進事業でございますけれども、国内・海外の一般消費者における沖縄観光の認知度向上を図るため、沖縄県の実施する映画やドラマの誘致や制作支援、受け

入れ体制の強化に係る取り組みを行っております。また、あわせて本県観光の閑散期とされている4月に行われます沖縄国際映画祭や、国内外でのプロモーションを通して、映画祭や吉本興業のエンターテインメントのノウハウを活用して沖縄の魅力発信を行うことによって、国内外からの誘客拡大を目指すといった事業でございます。

○島袋大委員 これは経労で、今回の陳情が出た団体があったんですけども、この方々が言っている事業とこれは合致しているところがあるんですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 経済労働委員会で陳情が出ていた部分は、以前に行っていた制作費支援というところであったと思うんですけども、以前はこの事業、もしくはこの前の事業でその制作費支援を行っていたというところですよ。

○島袋大委員 これは映画制作のときの幾らか補助しますよというのと違うのか。

○雉鼻章郎観光振興課長 平成30年度にはもうそれは、平成29年度で終了しておりますので、その制作支援分は入っておりません。

○島袋大委員 これはCMとかじゃなくてロケ地とかそういったのだけですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 映画のロケだけではなくてドラマとか、それからCM、それからたしかアーティストの方のミュージックビデオみたいなものもあったと思います。

○島袋大委員 映画だった場合、要するにフィルムオフィスが関連したら、その地域とか、最後のほうのテロップで載るかもしれないけれども、前回、委員会の中でも言ったんですけども、CMに関しては、沖縄県もいろんな面で助成金が出るのであれば、CMをする場合のロケ地の名前入り、うちは豊見城、瀬長島であいうふうに通称CMを撮ったら、ロケ地は豊見城、瀬長島とか。これは企業努力がいろいろ出てくるかもしれないんですけども、ここは一部、県として公金が入る事業が出てくるのであれば、その辺は要請としてもやったほうが僕はいいかんと思うんですけども、これは課長が大変ですけど、部長はどう思いますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 これまでにうちの支援で、県の支援でのCM作成の実績はないそうです。あと、島袋委員御提案の内容ですけども、我々、法的な問題でクリアすべきものかどうかというのが少し今、我々理解できていませんので、その辺をしっかりと確認をしながら対応したいなと思います。

○島袋大委員 ただ、ぱくぱく言っておりませんから、僕は。この間言ったように、美らSUNビーチ

のニイニイの丘を掃除してきましたよ、僕は。人に言うだけ言って、おまえは何やっているかと言われるのは嫌ですから。観光客が来てもいいように、現地を見ながら何名かで草刈りもしましたけどね。だから、こういう観光客を誘致するんだったらそういう名所とか、そういうところで感動して出てくる人たちもいますから、それはまた御尽力いただきたいなと思っています。

締めますけど、この間フィリピンに行きましたけれども、副知事がフィリピン航空との直行便の意見交換をしてきましたけれども、あれから副知事から文化観光とかに話がおきて、そういった形で交渉ラインとかの意見交換を深くやろうとかの話は上がっていますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 副知事のほうから、フィリピンに行かれた後に我々のほうにそういう話をしたということではございました。前回、本会議で申し上げたんですかね、フィリピンにつきましてはクルーズ船が寄港するようになっておりまして、いわゆるデスティネーションとしての沖縄の認知度が向上しつつあるというふうに思っています。ですので、そういったところを踏まえまして、相手方からの誘客がどれぐらい望めるかとか、そういったところを勘案しながら、最初はチャーター便ということもあるかもしれません。そういったところで進めていければと考えております。

○島袋大委員 あと1点、ダバオ市との姉妹都市、あそこは市かもしれないけれども、留学とか人材交流が非常にダバオ市は高いから、いろんな面でやりましょうということの話まで出ていました。その辺はおっていますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 実際、ダバオに行かれて、現地でそういう話が出たというところは聞いております。

ただ、これも本会議で申し上げたとおり、姉妹都市につきましては、これまでの交流の歴史であるとか、実際に現地で受け皿となるようなところがあるか、あるいは相手方の一行政同士の姉妹都市になりますので、相手方がどう考えているかとか、いろんなところを踏まえながら調整する必要がございますので、そういった意味では今すぐというわけではなくて、どんな状況にあるかというところを踏まえながら、我々のほうで検討をしていきたいというところですよ。

○島袋大委員 ぜひともミンダナオ国際大学も含めて、あそこに留学している沖縄の子たちもかなりいると。周辺にいろいろお世話になっている方も一現

地の副市長でしたかね、説明してはいましたけれども、やっぱり入り口のほうがスタートして、我々のナンバー2の副知事が行ってその話をしていますから、これを閉ざすことなく、ここが入り口になるはずだから、そこはまた大変かもしれませんが、その辺は副知事も調整しながら、いいような形であれだけ慰霊祭がなくなるのであれば、こういった交流事業をすることによって、これと一緒に乗っかって、継続をみんなで、県民ができるような形の事業のあり方も必要なと思っていますので、ひとつまた御尽力いただきたいなと思っています。これは要望ですので、頑張りますだけ言っていただければ、きょうはもう締めたいと思います。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 貴重な御意見ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、現地に行かれた副知事のほうからもそういったふうに我々は聞いておりますので、現地との一どんところで進めていけるかどうかを含めて検討させていただきたいと思います。

○島袋大委員 以上です。

○嘉数登商工労働部長 頑張ります。

○瑞慶覧功委員長 以上で、商工労働部及び文化観光スポーツ部関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容について御協議をお願いします。

まず初めに、要調査事項については、昨日及び本日の質疑、答弁において提起する委員はおりませんでしたので念のため御報告いたします。

次に、特記事項について提案がありましたら、挙手の上御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 提案なしと認めます。

以上で、特記事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月24日 木曜日 午前9時までに決算特別委員に配付されることになって
います。

また、決算特別委員が調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、24日 木曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっており
ます。

休憩いたします。

(休憩中に、泡盛乾杯条例を議員提案で制定するか協議した結果、条例制定に向けて山川典二委員、大城一馬委員、瀬長美佐雄委員及び大城憲幸委員の4人で条例素案を検討することで、意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功

令和元年10月18日

令和元年 第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録

(第 2 号)

令和元年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月18日（金曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後4時59分
場所 第7委員会室

衛生薬務課薬務室長 池間博則君
衛生薬務課班長 平良勝也君
病院事業局長 我那覇仁君
病院事業統括監 金城聡君
病院事業総務課長 大城清二君
病院事業総務課監 田中斉君
医療企画監 前田純子さん
病院事業総務課監 前田純子さん
病院事業経営課長 古堅圭一君
北部病院長 久貝忠男君
中部病院長 本竹秀光君
南部医療センター・
こども医療センター副院長 和氣亨君
精和病院長 親富祖勝己君
宮古病院長 本永英治君
八重山病院長 篠崎裕子さん

本日の委員会に付した事件

- 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会の認定について（保健医療部所
認定第1号 管分）
- 令和元年 平成30年度沖縄県国民健康保険
第5回議会の認定について
認定第21号 事業特別会計決算の認定につい
て
- 令和元年 平成30年度沖縄県病院事業会計
第5回議会の認定について
認定第22号 決算の認定について
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 狩俣信子さん
委員 新垣新君 末松文信君
照屋守之君 次呂久成崇君
亀濱玲子さん 比嘉京子さん
平良昭一君 金城泰邦君

欠席委員

西銘純恵さん

※決算議案の審査等に関する基本的事項4
（6）に基づき、監査委員である西銘純恵
さんは調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

保健医療部長 砂川靖君
医療企画統括監 大城博君
保健医療総務課長 金城清光君
保健医療総務課
看護専門監 知念寿子さん
医療政策課長 諸見里真君
健康長寿課長 宮里治君
地域保健課長 山川宗貞君
衛生薬務課長 新城光雄君

○狩俣信子委員長 ただいまから、文教厚生委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第
5回議会認定第1号、同認定第21号及び同認定第22号
までの決算3件の調査並びに決算調査報告書記載内
容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、保健医療部長、病院事業局
長及び各県立病院長の出席を求めています。

まず初めに、保健医療部長から保健医療部関係決
算の概要説明を求めます。

砂川靖保健医療部長。

○砂川靖保健医療部長 おはようございます。

それでは、保健医療部所管の平成30年度の決算概
要について御説明申し上げます。

通知しました歳入歳出決算説明資料をタップし、
資料をごらんください。

資料の1ページでございますが、表の右端の欄に
は平成30年度沖縄県歳入歳出決算書のページを記載
しておりますので、御参照ください。

それでは、一般会計歳入決算の状況について御説
明いたします。

表の一番上、保健医療部計の欄であります。予

算現額の計（A）欄ですが129億5705万8000円に対し、調定額（B）欄は123億2723万8265円、そのうち収入済額（C）欄が123億929万9017円、不納欠損額（D）欄は672万6301円、収入未済額（E）欄は1121万2947円、収入比率99.9%となっております。

次に、歳入決算について、款ごとに主な内容を御説明いたします。

欄外に通し番号を振っておりますので、通し番号に沿って御説明いたします。

まず、通し番号4（款）使用料及び手数料の収入済額（C）欄2億2117万253円は、看護大学の授業料収入などとなっております。

2ページをごらんください。

次に、通し番号13（款）国庫支出金の収入済額（C）欄96億4159万3089円は、精神疾患を有するもの及び難病患者の扶助費に充てるために交付された負担金並びに医療施設整備に対する補助金などとなっております。

通し番号20（款）財産収入の収入済額（C）欄932万3046円は、健康づくり財団等への土地貸付料などとなっております。

次に、通し番号26（款）繰入金の収入済額（C）欄14億5516万1043円は、離島や北部地域の医師確保、医療体制整備等に要する経費に充当するため、保健医療部で設置した各基金からの繰り入れとなっております。

3ページをごらんください。

通し番号29（款）諸収入の収入済額（C）欄9億8205万1586円は、病院事業会計への貸付金の元利収入などとなっております。

次に、収入未済額について御説明します。

恐縮ですが、1ページにお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から3列目、収入未済額（E）欄1121万2947円について、その主なものを御説明いたします。

3ページをごらんください。

通し番号35（目）衛生貸付金元利収入の（E）欄収入未済額783万1200円は、看護師等修学資金返還金に係る収入未済額となっております。同資金は、看護師免許を取得後、県内の指定施設に一定期間勤務した場合には返還を免除しておりますが、県外への就職、あるいは看護師を離職した場合などには返還しなければならないところ、この返還が滞り収入未済となっているものであります。

次に、一般会計歳出決算の状況について御説明いたします。

4ページをごらんください。

表の一番上、保健医療部計の欄であります。予算現額の計（A）欄ですが669億4365万8000円に対し、支出済額（B）欄は652億1942万8212円、翌年度繰越額（C）欄は3億7727万1000円、不用額（D）欄は13億4695万8788円、執行率は97.4%となっております。

次に、歳出決算の主な内容について御説明いたします。

まず、通し番号1（款）民生費の支出済額（B）欄324億874万9496円は、主に後期高齢者医療広域連合に対する負担金などに要した経費となっております。

次に、通し番号6（款）衛生費の支出済額（B）欄320億297万9745円は、感染症予防、ハンセン病や結核対策、精神保健、母子保健、健康増進の推進、難病対策、衛生環境研究所及び保健所の運営、食品衛生、医務・薬務及び病院事業会計への繰出金に要した経費となっております。

5ページをごらんください。

通し番号34（款）教育費の支出済額（B）欄8億769万8971円は、看護大学の管理運営等に要した経費となっております。

次に、翌年度繰越額について御説明いたします。

恐縮ですが、4ページへお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から4列目、翌年度繰越額（C）欄3億7727万1000円について御説明いたします。

通し番号13（目）母子保健衛生費の中の周産期保健医療体制強化支援事業において、中部病院への補助を行う事業であります。設計調整による遅延や、一般競争入札が不調になったことにより、工期延長が生じたこと。

5ページのほうをごらんください。

通し番号18（目）衛生研究所費において南城市大里の旧衛生環境研究所解体工事を行う事業であります。設計調査及び土壌調査に時間を要し工事着工がおくれたことから繰り越したものであります。

次に、不用額について御説明いたします。

恐縮でございますが、4ページへお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から2列目、不用額（D）欄13億4695万8788円について、その主なものを御説明いたします。

まず、通し番号1（款）民生費の不用額1億7535万9504円ですが、主なものを申し上げますと、通し番号5（目）国民健康保険指導費においては、高額医療費負担金の実績が見込みを下回ったことにより不用が生じたものであります。

次に、通し番号6（款）衛生費の不用額10億6526万

7255円ではありますが、その主なものは通し番号12（目）精神衛生費の中の精神障害者自立支援医療費において医療費の助成実績が見込みを下回ったこと及び通し番号13（目）母子保健衛生費において、こども医療費助成事業における市町村の補助実績が見込みを下回ったこと及び5ページをごらんください。通し番号28（目）医務費の中の医師派遣等推進事業において補助実績の減少により不用が生じたものであります。

通し番号34（款）教育費の不用額1億633万2029円については、通し番号36（目）看護大学費で、教員等の欠員による人件費及び旅費等について不用が生じたものであります。

6ページをごらんください。

次に、沖縄県国民健康保険事業特別会計の決算について御説明します。

国民健康保険事業特別会計は、平成30年度から新設された特別会計であります。

まず、歳入ですが、予算現額の計（A）欄ですが1570億9821万3000円に対し、調定額（B）欄は1580億2989万6136円、そのうち収入済額（C）欄が1580億2989万6136円、収入比率100%となっております。

6ページ及び7ページは特別会計の歳入決算状況を示しておりますが、不納欠損額（D）欄及び収入未済額（E）欄ともに0円、収入比率100%となっておりますので、目別の説明は割愛させていただきます。

8ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございますが、予算現額の計（A）欄ですが1570億9821万3000円に対し、支出済額（B）欄は1567億1890万5817円、不用額（D）欄は3億7930万7183円、執行率は99.8%となっております。

（D）欄の不用額3億7930万7183円は、主に通し番号5（目）後期高齢者支援金の中の後期高齢者支援金等事業において、見込みを下回ったことにより不用が生じたものであります。

なお、特別会計においては、収入済額と支出済額に差額が生じた場合、平成30年度の場合は13億1099万319円になりますが、決算剰余金として翌年度に繰り越しすることとなります。

以上で、保健医療部所管の平成30年度歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○狩俣信子委員長 保健医療部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から病院事業局関係決算の概

要説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 おはようございます。

それでは、病院事業局の平成30年度決算の概要について、サイドブックに掲載されております平成30年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明申し上げます。

決算書の15ページをごらんください。

初めに、事業概要から御説明いたします。

事業報告書の1、概況の（1）総括事項について、ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院を初め、6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営し、イ、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。

エ、業務状況については、入院患者延べ数が64万6516人、外来患者延べ数が76万8199人で、総利用患者延べ数は141万4715人となり、前年度と比べて1万4250人の減少となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。

恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の（1）収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、合計590億6941万9000円に対して、決算額は560億8628万5225円で、差額は29億8313万3775円となっております。その主な要因は、第1項の医業収益において29億1468万8503円の差額が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款病院事業費用は、当初予算額に流用額等を加えた合計582億9751万9400円に対して、決算額は557億6491万8376円で、不用額は25億3260万1024円となっております。その主な要因は、第1項の医業費用において24億2799万645円の不用が生じたことによるものであります。

2ページをごらんください。

（2）資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、当初予算額に補正予算額等を加えた合計110億439万4000円に対して、決算額は91億9401万9180円で、差額は18億1037万4820円となっております。その主な要因は、第1項の企業債において15億8574万7000円の差額が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、当初予算額に補正予算額等を加えた合計128億5233万1828円に対して、決算額は111億7646万7498円で、翌年度への繰越額が4億4946万6880円で、不用額が12億2639万7450円となっております。その主な要因は、第1項の建設

改良費において12億2336万4373円の不用が生じたことによるものであります。

3ページをごらんください。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの損益計算書について、1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した480億6047万7563円で、2の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した541億4438万8552円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は、60億8391万989円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で76億9552万9640円となっております。

4ページをごらんください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した20億7080万4736円で、医業外収益から医業外費用を差し引きますと、56億2472万4904円の利益を計上しているものの、経常損失は4億5918万6085円となっております。

5の特別利益は2億1699万8863円で、6の特別損失は2億3605万7238円であり、差し引き1905万8375円の損失を計上しており、当年度純損失は4億7824万4460円となっております。当年度未処理欠損金は93億2617万9271円で、これは前年度繰越欠損金88億4804万2499円から、利益剰余金変動額10万7688円を差し引き、当年度純損失を加えた額となっております。

5ページをお開きください。

剰余金計算書について、表の右の欄、資本合計をごらんください。

前年度末残高マイナス5億9527万7560円に対し、前年度処分額が0円、当年度変動額はマイナス4億7824万4460円で、当年度末残高はマイナス10億7352万2020円となっております。

下の欠損金処理計算書について、1行目、当年度末残高の未処理欠損金は93億2617万9271円で、これにつきましては全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページをごらんください。

平成31年3月31日現在における貸借対照表について、まず資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で461億7684万9238円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で144億4202万7583円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計

は、606億1887万6821円となっております。

8ページをごらんください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で370億9885万4909円となっております。

4の流動負債は、(2)の企業債、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた合計で92億4281万8970円となっております。

5の繰延収益で、(1)の長期前受金から(2)の収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は153億5072万4962円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は616億9239万8841円となっております。

9ページをごらんください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円となっております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計でマイナス29億5210万6752円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計はマイナス10億7352万2020円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は606億1887万6821円となっております。

以上で、認定第22号平成30年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○狩俣信子委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願ひします。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取り扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、質疑を行うようお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 おはようございます。

それでは早速、こちらの意見書のほうから行きたいと思います。

5ページお願いいたします。

こちらのほう、中ほどにあります会計処理等についてですが、この予算執行伺、支出負担行為等の決裁等の手続がなされず、組織的意思決定を欠いた不適正な会計処理が行われていた。さらに、管理職員等において内部統制が機能しなかったため、国庫補助金の受け入れがなされないまま県補助金の支出命令を行っていたということですが、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○砂川靖保健医療部長 この記述にある事案というのは2つございます。2つの補助金が該当するというので、1つは、感染症指定医療機関運営費補助金というのがございます。これは厚生労働省の本省が所管している補助金です。この補助金は、感染症の予防及び蔓延の防止並びに医療体制の整備を図るため、患者の治療を行う第1種、第2種感染症指定医療機関の運営費を補助するものでございます。

当該補助金は、厚生労働省からの交付決定後に、全額概算払い請求を行うと。これが通常の補助金と違うところですね。全額概算払い請求を行いまして、実績報告書を提出、額の確定通知をもって一連の手続が終了するというものでございますが、担当者の事務の不手際によりまして、平成30年度は、国に対する請求期限3月末までに概算払い請求を行わなかったということで、国庫補助金676万4000円の受け入れができなかったという事案でございます。

もう一方の事案は、感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金。これは九州厚生局が所管する補助金でございます。この補助金は高病原性の新型インフルエンザの発生に備え、感染拡大や感染症の重症化を防止するために、保健衛生施設等の施設設備費、防護服とか空気清浄機、こういったものを補助するものでございます。この補助金は事業完了後に実績報告書を提出し、額の確定通知をもって精算払い請求を行って、国庫補助金の受け入れが完了するというものでございますが、担当者において、1補

助事業者の購入物品、これは防護服でございますが、これが年度内に納入されないと判断し、当該補助事業者分を実績報告書から除外したため、当該補助事業者分の国庫補助金52万6000円の受け入れができなかったというものでございます。

以上でございます。

○次呂久成崇委員 この事業担当者というのは、同じなのか。

それと、この予算執行伺、そして負担行為書等の手続で、管理職の決裁なんですけれども、班長から課長というふうに行くのかなと思うんですけれども、最終的なこの決裁権者というのはどなたになるのか。

○砂川靖保健医療部長 担当者は、同じ担当者でございます。

専決権者は誰かという話でございますけど、専決権者は金額によって異なってきますけれども、最初の感染症指定医療機関運営費補助金については、これは500万円以上でございますので、統括監が専決者になると。

それと、感染症外来協力医療機関補助金については、交付決定等については専決者は課長になりますけれど、ただ、支出負担行為とか交付決定確定通知、事案によって専決者が変わることがあるということでございます。

この専決者が誰かというより、管理職がなぜこの問題を指摘されないといけないかということでございますけれども、これは部長以下、管理監督の地位にある職員、これが業務管理、危機管理の意識が低いということで、これまでこういう事案が起こったことはありませんでした。担当者においては、みんなちゃんとやるだろうという、そういう前提で管理監督業務をやっているわけですね。ところがそうではないんだと。そういうことも考えて、管理監督者というのは、歳入整理表とか、それから予算及び支出負担行為整理簿、こういうものを日ごろから確認しながら、この進捗管理がどうなっているかというのを把握する必要があると。そういう進捗管理が全く行われていなかったというのが、発生原因の一番大きい要因だろうというふうに分析しているということで、審査意見書にある指摘は免れないというふうに考えているというところでございます。

○次呂久成崇委員 しっかり、ここは指摘されているところ、また、報告、調査のほうもしっかりやって、このようなことが二度と起きないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続いて、県立病院医師派遣事業について伺いたいと思います。

こちら、主要施策の成果に関する報告書、129ページになるんですかね。こちらなんですけど、この事業の課題として、この離島・僻地の中核病院の医師確保は厳しい状況にあるということなんですけど、現状を伺いたいと思います。まず、八重山病院附属西表西部診療所の常勤医師が急病で今、不在となっています。今週14日から診療体制を見直した件について、まず、経緯と現在の状況等について伺いたいと思います。

○我那覇仁病院事業局長 今回の西表診療所の運営の問題について、先日10月16日に八重山病院のほうから西表西部の住民の方に説明会がありました。西部診療所の常勤医師の急な体調不良により、しばらくの間、休養が必要であるとの診断書が出されています。説明会では、八重山病院から当面の診療体制について説明がありましたが、本日、八重山病院のほうから篠崎院長が出席していますので、委員長のご許可を得まして当面の診療体制について話したいと思います。

よろしいでしょうか。

○篠崎裕子八重山病院長 今回、急な西部診療所の医師の診断書による病休が発覚しました。そのために、急にその診療をどうするかということで、八重山病院の医師全員が考える機会があり、その中で、どうにか診療をとめずにやることも考えています。その中で、インフルエンザの予防接種とか、定期予防接種、あと、西部診療所に関しては、そちらにある特別養護老人ホームの嘱託医という仕事も担っていて、あと、巡回診療で鳩間島、船浮という地区に関しても、そういうふうな巡回診療のことをやっていたいていました。そういうふうな全体を見ただ中で、過重労働があったかというのは、こちらのほうとしても反省はしております。その中で、医師が1人で頑張っていたということがありましたけども、やはりそれを継続するのが難しかったかなというふうに思っています。それで、その医師が夏休みに入ってすぐに診断書が出されましたので、10月の第2週の連休ということもありまして、それで急遽、医局で相談した上で、代診医を送ってそこをカバーしようということになっております。当面の間は、今の代診医に対しての応援で、今後どういうふうな形をとっていくかというのは、またこちらのほうで考えていって、絶えず、住民には説明責任がありますので、そちらのほうは竹富町と協力して、公報なり、あと、当院のホームページなりに載せるような形は早目、早目の案内はかけていきたいと思っています。

以上です。

○次呂久成崇委員 この代診医なんですけども、これは八重山病院附属診療所なので、八重山病院から派遣するということになるんでしょうか。

○篠崎裕子八重山病院長 お答えします。

現在のところ、八重山病院の医師も全て外来を持っている先生たちとか、余分などいいますか、人数はいませんので、その医師をみんなで、行けるときには行けるような形で、現在は八重山病院の医師だけで代診を行っております。

○次呂久成崇委員 その場合、やはり県立病院も実際に診療をやっているわけですよね。そうなったときに、やはりそこから、その定数があって、そこから医師が派遣されるといった場合、やはり診療制限とかそういうのが出てくるんじゃないですか。いかがですか。

○篠崎裕子八重山病院長 お答えします。

西部診療所のある地域が上原港から行くんですけど、上原が冬の時期、船が欠航します。船が欠航するために、当院の代診医は大原から入って、そこから50分ぐらいかけて診療所に行くんですけども、そういうふうな時間的制限もあって、どうにか、でも今、みんなでやらなきゃいけない、やっぱり仲間が1人潰れてしまいましたので、その辺のカバーはみんな意識を持って今やっていっております。でも、それがちょっと継続する場合には、やはり先生たちの負担も考えて、当院の親病院のほうも少し診療制限をしなくてはいけないというような可能性は今後、出てくることもあると思います。

○次呂久成崇委員 現在、県立病院附属の診療所は、県内にたしか16カ所あると思うんですが、その常勤医の配置状況、そして、1日の平均診療件数とか、夜間の時間外件数とか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○田仲斉病院事業総務課医療企画監 今現在、16診療所ありまして、1カ所、津堅のほうに人員が配置できなくて、ただ、そこはもう中部病院の医局のメンバーが、休診にならないように、代診ではありますけど、1人の管理者をきちんと当てて、ドクターをもって、時々行って、副院長でありますけど、おります。ここは不在ができないように、医局が非常に頑張っていて、代診医というか、かわりの診療を務めております。それ以外のところは、今の西部のこういう事例は除きますが、全員配置されております。

以上でございます。

○次呂久成崇委員 今、県内で16カ所なんですけども、県内41市町村あって、その中で、独自でこの診療所を設置して運営をしているというところもある

と思うんですが、それについて運営形態等も含めて、把握している範囲でお願いしたいと思います。

○大城博医療企画統括監 県内の離島町村での診療所の設置状況ですけれども、4カ所設置されております。

内訳は、竹富町が竹富島と黒島に診療所を置いています。それから、与那国町、北部の伊江村に診療所がございます。以上4カ所、離島、町村立の診療所がございます。

○次呂久成崇委員 私は1次医療というのは、一義的にやっぱり自治体が担う責務があるというふうに思っているんですけれども。今、この41自治体の中で、今実際におっしゃったように、4つの自治体がやっていて、残りは、離島・僻地についてはこの県立病院の診療所。考えたときに、私はとても、自分たちでしっかりやっているとやっていないところというところで、不公平感があると思うんですよ。これについて、物すごく自治体が県立病院におんぶにだっこの状態じゃないかなと。それがやはり、県立病院の負担になって、その負担というのが医師確保に本当に今、大きな影響を与えているんじゃないかなというふうに思うんですけれども。まず、そういう自治体がある、ないということについて、ちょっと県の見解を伺いたいと思います。

○砂川靖保健医療部長 これは、相当な歴史的な経緯があるというふうに考えております。私も、この文書残っていませんので本当のところはわかりませんが、昔、昭和59年ぐらいに聞いた話では、市町村立の診療所と県立の診療所があるわけですが、どうも人口で区分したような経緯がある。人口、何人以上いるところは県立の診療所を持ちましょうねと、人口何人以下のところは市町村で持つ。復帰以前というのは、ほとんど琉球政府立の診療所だったわけですよ。復帰以降はそういうふうにえり分けされて、なおかつ、与那国なんかは民間の診療所があったんですよ、久米島も。そういうところは市町村も県も入らなかったわけですね。そういった、もろもろの経緯があって、今の4カ所の離島町村は、市町村立で診療所を持っていると、残りは県立で持っているというような状況が生まれたわけです。離島じゃない本島の市町村でも、診療所を持っているところもあるわけですよ。国頭は2カ所持っていますし、名護も2カ所持っている、東、大宜見も持っている。それと、かつては今帰仁や恩納村も持っている、今、指定管理みたいなことをしているわけです。これをじゃあ公平、一つの基準をつくってぱつとやるというのは、今の時点では難しいだろうと。

1次医療は市町村の役割といっても、民間医療機関が存在することによって十分その提供がなされているところもあるわけです。市町村によってばらばらです、状況はですね。そういうものを踏まえながら、市町村と協力できるものは協力するというような形でいって、1次医療だから全て市町村がやりなさいという形での整理の仕方はちょっと厳しいのかなというふうに考えております。ただ、住んでいる住民に良質な医療を提供するというのが、市町村を含め、公立、県の役割ですので、絶えずそのためにはどういう医療提供体制がいいのかということを考えながら検討していくべきだろうというふうに思っております。

○次呂久成崇委員 今、やはり県内観光客も増加していて、離島・僻地においては、地元に住んでいる住民だけではなくて、やはり観光客の相手もしないといけない、もう土日、祝日、そして夜間もずっとやらないといけないというところで、そういうところは、やはり医師にとっても大きな負担になっていると思うんですね。私が思うに、その医療体制というのも、やはり今、各離島においては消防団に頼って、思い切って頼っているんですね。ですから、その医療体制等も含めて、私はこの歴史的経緯というものもわかるんですけども、今、こういう全国的にもやはり医師確保が難しい。この課題というのは、沖縄県はずっと抱えているわけですから、今こそ意識というのを変えないといけないんじゃないかと。自治体も含めてというふうに思うんですよ。この1次医療とか2次医療、私は、やっぱり県立病院は2次医療を担うべきだというふうに思っていますので、そういったときの線引きもしっかりやらないといけない。この搬送体制も含めて、もっと県のほうから自治体に、1次医療をもっと担うべきだという自治体の責務というのを、認識とか、もっと責務というのを強く求めていいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○砂川靖保健医療部長 1次医療、2次医療と線引きすることなく、市町村の置かれている状況によってみんな違うわけですよ。そこで良質な医療を提供する。もちろん経済性もありますけれど、安全面も考えないといけない。医療の安全ですね。そういうことも含めて、どういう提供体制を構築していったほうがいいのかということは、絶えず検討していく必要があるということでございます。

○次呂久成崇委員 やっぱり医師確保のために、私はその情報共有も含めて、自治体との連携というのは本当に今、大事だと思いますので、部長がおつ

しゃったようにぜひ今後、これは検討課題として取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次、151ページ。ちょっとお願いしたいと思います。

妊娠期からのつながるしくみ調査検討事業なんですけれども、こちらの事業の目的、内容等について具体的に説明をお願いしたいと思います。

○山川宗貞地域保健課長 お答えいたします。

妊娠期からのつながるしくみ調査検討事業についてですが、沖縄県は母子健康包括支援センターの設置を促進することを目的として、平成28年度からこの事業を実施しております。当該事業は当初、那覇市、沖縄市、うるま市の3市をモデル市として検討委員会を開催し、先進地の視察や保健医療、福祉の各分野の職員を対象に基礎的な研修会や意見交換などを行って、母子保健や子供の貧困、子育て支援、児童虐待防止にわたる沖縄県の現状を把握し、沖縄県の抱える課題を明確にしてきたところがございます。これに基づいて、引き続き、まだ設置をしていない市町村がございますので、全市町村に設置できるよう研修会の開催や個別、具体的な助言を行っていきたいというふうに考えています。

○次呂久成崇委員 この設置した5市町村がどこなのか、そして、ほかの市町村、これからどこが設置しようとしているのかわかりますか。

○山川宗貞地域保健課長 こちらのほうは、平成28年度に今帰仁村に最初に設置をしまして、平成30年7月までには南風原町、那覇市、沖縄市、うるま市の5市町村が設置しております。今年度の4月1日には本部町が設置したため、現在は6市町村が設置をしているということになります。8月に国が行った調査によりますと、令和2年度には17市町村が設置をする予定というふうになっております。

○次呂久成崇委員 この母子健康包括支援センターなんですけれども、具体的な役割と、あと、どのような専門職員が配置されるのか、そして、その支援対象者というのとはどなたになるのか、お願いします。

○山川宗貞地域保健課長 役割としましては、妊娠から出産、子育てにわたる切れ目のない支援というのを行うことが一番大事だということで、調整とか、会議、そういうものが主になるかというふうに考えております。あと、対象としましては、全部の母子というのが対象になるかと思ひます。

○次呂久成崇委員 この母子保健法の改正によって、このセンターは市町村に設置することが努力義務となっているんですよね。それが、たしか令和元年、2年でしたっけ、それまでに全国に展開をしていく

ということなんですけども。それが、今、設置した市町村、件数、そしてまた今後予定しているところを聞いても、ちょっと取り組みが遅いんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山川宗貞地域保健課長 この母子健康包括支援センターは、母子保健法の第22条に、努めなければいけないということで、市町村が設置することとなっておりますが、やはりこちらのほうで行ったアンケートのほうでも実際には同じことを市町村ができていくというふうに答えられているところもあるので、なかなか難しいところなんです。

沖縄県としては、来年度、令和2年度末までには全市町村につくってもらえるように向けて、こういう会議ですとか研修会を開いていきたいというふうに考えております。

○次呂久成崇委員 今、子ども生活福祉部と、また、県内41市町村で子ども・子育て支援新制度の第2期の事業計画を策定していると思うのですが、そこで、このセンターの設置とこの事業計画との連携とかというのはどのようになっているんですか。事業計画の中に、この新制度の中にも、乳幼児検診から一緒に入っているんですよね、13事業の中にですね。なので、この設置も含めて恐らくこの事業計画策定の中には盛り込んでいかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山川宗貞地域保健課長 母子健康包括支援センター自体は、多岐にわたる事業を行いますので、もちろん、妊娠をしたお母さんから、出産して出産後まで。実際には、母子保健のほうでは、就学前までを一応検討しているんですが、市町村としては15歳、中学卒業ぐらいまでは見ていくのかなというふうに思ひますので、母子健康包括支援センターというのは母子保健法に基づいてつくられたものではありませんが、虐待ですとか、あとは教育に関連するところもぜひ活用していただいて、協議ができる場として使っていただければと考えています。

○次呂久成崇委員 このセンター、育児世代の窓口になるという役割があると思うんですね。このセンターを設置するときに、保健師等は必ず1人以上置かないといけないというふうになっていると思ひます。今、県内の保健師の数、そして、これを設置するためにはそれを置かないといけないので、この確保の状況とかというのとはどうですか。市町村とかと何か情報とか共有していますか。

○山川宗貞地域保健課長 センター設置に当たっては保健師さんもいることがいいということなんですけど、保健師さんだけではなくて、看護師さんと幾つ

かの職種の方たちがいけば大丈夫ということになりますので、今現在、数を持ち合わせてはいないんですが、保健師さんでなくても実際に人材が確保できれば、センター設置に関しては問題がないというふうに考えております。

○次呂久成崇委員 この切れ目のない支援というのを考えたときに、私はやっぱり保健師をしっかり設置していく、配置していくというのが一番条件だというふうに思うんですね。なので、推進をしていくのであれば、保健師の確保というのもやはり県も市町村と一緒にあって、この取り組みをやっつけていかないといけないというふうに思っていますので、ぜひここら辺の設置の状況、そしてまた、保健師の配置そして確保策も含めて、これは市町村と一緒に連携してやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○砂川靖保健医療部長 必ずしも保健師ではないんですけど、一点押さえてほしいのは、この支援センターというところで全て完結させるというわけではないです。今まで子育て支援というのは、ばらばらでされていた福祉、保健、医療という形、これを情報共有することによって、それぞれ、おのおのところで支援を行うことができる体制をつくらうということが一つ。また、保健師の有用性は確かにございますので、我々はその保健師を現任教育とか採用計画とか、これは協議会等でそういう計画もつくって確保に努めているところではございます。

○狩俣信子委員長 亀濱玲子委員。

○亀濱玲子委員 続いてよろしくお願いいいたします。

先に、平成30年度の主要施策の成果に関する報告書から質疑をさせていただきます。

128ページ。似たようなものなので、続いてやりますね。129ページ、136ページの離島・僻地の医療について、診療についてです。

1点目に128ページの医師確保対策事業についての成果について、あるいは、それから今現在の課題についてというのがお答えできるんでしたらよろしくお願いいいたします。

○金城清光保健医療総務課長 お答えします。

平成30年度は、医師確保対策事業全体で20事業を実施し、決算額は17億4289万2000円となり、延べ138名の医師を確保してございます。そのうち、北部地域及び離島における医師確保は122名でございました。また、このうち琉大地域枠学生などへの医師確保対策事業費による修学資金の貸与を受けた医師については、5名が当該地域で義務勤務に従事してございます。

課題としましては、将来、離島及び僻地における勤務をしっかりと行える医師を養成するため、医学生への地域医療に対する理解及び関心を高めることが重要と考えておまして、引き続き、医学生に対する離島実習の機会の提供などの取り組みを行ってまいりたいと思っております。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

この事業で養成された医師10名、今、5名と答えられましたけれども、成果書には10名と書かれています。その平成31年度4月から離島・僻地の医療機関に配属されているということですが、この状況を聞かせてください。

○金城清光保健医療総務課長 医師確保対策事業による義務履行の状況として、平成30年度におきましては、北部病院が2名、宮古病院が1名、八重山病院が2名の5名ですね。平成31年度において、北部病院が5名、宮古病院が2名、八重山病院が1名、西表西部診療所1名で10名となっております。

○亀濱玲子委員 この西表西部診療所という、いわゆる離島・僻地の大きな病院、親病院ではなくて、この診療所にも新しく配属された新人さんが行かれているという状況ですか。

○金城清光保健医療総務課長 西表西部診療所におきましては、専攻医1名が配置されているところでございます。

○亀濱玲子委員 では、これはまとめて後で質疑を病院長にしたいと思っております。

続いて、129ページの県立病院医師派遣事業について、主なもの、無医地区への診療あるいは北部、宮古、八重山病院への専門医の派遣の状況を教えてください。

○金城清光保健医療総務課長 県立病院医師派遣補助事業の派遣ですけれども、北部病院に5名、宮古病院で4名、八重山が7名ということで、合計しまして、9名が派遣されているところでございます。合計で16名ということと、課題としまして、離島及び僻地における専門医の確保、これは引き続き厳しい状況でございますので、新規の派遣元医療機関の開拓などにより、安定的に専門医を確保していくことが課題となっております。

○亀濱玲子委員 そうですね、専門医の派遣については、後で各病院の病院長にも伺いたいと思うところですが、離島医療に関してはどうですか。課題についてお答えいただけますか。

○砂川靖保健医療部長 離島医療の課題ということでございますけれども、これは言うまでもなく、医師の確保でもってこの地域で完結できる医療提供体制

を整えていくというのが大きな使命だというふうに考えております。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

続いて、136ページ、代替看護師の派遣事業、かわりの看護師を派遣するという事業に取り組んでいるわけですが、大分実績は積んでいらっしゃるようで評価もするところですが、この実施状況とあわせて課題についてもお答えください。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 代替看護師派遣事業についてお答えいたします。

当事業の実施によりまして、離島診療所看護師の勤務環境改善が図られ、県立16離島診療所全てにおいて、安定的に看護師が確保されております。また、各診療所の状況を熟知する代替看護師の存在が、診療所間の情報共有やネットワーク形成にもつながり、看護師1人体制で業務を担っている診療所看護師の不安や孤立感を緩和し、診療所看護師の離職防止にもつながっております。

課題としましては、診療所からの派遣要請が年々増加していることに伴い、代替看護師2人体制では対応が難しくなってきたということがございます。課題への取り組みとしまして、令和元年度より代替看護師を3人に増員し、診療所看護師の勤務環境改善に努めているところでございます。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

病院事業局長にも当局にも伺いますけれども、これから見えることは本当に、私は、巡回ヘリ、ドクターヘリで頑張ってくださいているのは大いに評価をすることでですけど、今、私たちが伊是名、伊平屋視察をした折に見えた課題というのは、若い医師が行ったけれども、これは本当にここにも書かれている西部診療所の問題は、1人勤務の医師の負担は大きい。1ドクター例えば1ナース、あるいは2ナースでは本当に過重な負担になっているのではないかと。これがなかなかそこで定着していかない、重労働の状況になっているのではないかと。これが結果的には、地域の不安を解消できないという状況にあるというふうに思いますけれども、医師の派遣について何か西部の問題だけをとりあえず派遣すればいいということにはならないというふうに思いますが、これは一時的な、例えば西部に関してもそうですけど、一時的な対応ということではないですよ。ちゃんと医師の確保をするということで考えてよろしいですか。

○我那覇仁病院事業局長 先ほどの次呂久委員の質問にも関連すると思うんですけど、一時的な対応に関しては、今、篠崎院長から話があったとおりでご

ざいます。しかしながら、特に西部に関しては住民が1500名と多いと。それから、夜間の診療体制が十分じゃないということで、今回の緊急的な対応に関しては、事業局としてはやはり常勤医を確保すると、そういうふうな方向で可能であれば11月中を目安に配置したいなというふうに考えています。そのときに、やはり1人の診療所の医師に任せるのは、疲弊とか無理がございます。そういうことで、県立病院には、もちろん八重山病院も含めて、他の県立病院、北部、中部、南部、それから宮古も含めて、いわゆるそういった石垣には、小浜とかほかにも波照間とか診療所がありますよね。そこでやっぱり休みが必要な方に対して、代診医ということをはほかの県立病院も含めて応援をする、サポートをするという方向で考えおります。だから、西部診療所に関しては常勤医を派遣する方向で検討していると、そういうふうに御理解いただきたいと思っております。

○亀濱玲子委員 これが一過性にならないようにするためには、これまでもそうですけど、病院長が必死になってドクターを探しているという姿がずっと続いている。これはもう痛々しいぐらいです。

今度の派遣については、どこが責任を持って医師を配置するんですか。

○我那覇仁病院事業局長 これは、今私が話しました、やはり常勤医ということになると思いますが、これはその局の方針で配置をするというふうになります。その他にも、やはり緊急に診療所が、やっぱり医師の所在といいますか、用ができたとかそういうことが時々発生するんですけど、その場合には対応は親病院といいますか、八重山病院あるいはセンターにも幾つもあるんですけど、そういった病院の職員で対応をします。西部診療所に関してはきちんとした常勤医を配置することで対応していくと、そういうことです。

○亀濱玲子委員 だから聞いたんです。

親病院が対応するというようなことが、結局、そのドクターが努力をして仲間を救うために、一生懸命自分たちの負担をふやしながら守ろうとしているのが今の状況なんです。ですから、これを例えばこの機会にですけど、それこそ離島に行く診療所1というドクターの考えを、1を1.5に見直すとか、そういう体制の強化を見直さないとこの負担は、この人が倒れてしまったら、親病院が必死になってそこから補填していったら、親病院が診療制限を受けるような形にもなるろうとしているんですよ。これが目の前にある。だから、事業局長も一生懸命かもしれませんが、聞くと、いや親病院が対応するよと

ちょっと聞こえるものですから、これは誰が責任を持ってやるんですかと今聞いているわけです。

○我那覇仁病院事業局長 誤解のないようにしていただきたいんですけど、きちんとした常勤というのは、親病院がかわりばんこでやるという意味ではございません。それはやっぱり1人の常勤医がいるということを御理解いただきたいと思います。それから、確かに委員御指摘のとおり1人とか2人で診るといのは非常に理想的だと思います。ところが、現状としては、離島の病院というのは、通常、自治医大卒業の医師、それから中部病院でプライマリ・ケア医というのがいて、そういった方々が1年ないし2年というふうに診療所に行くんですけど、この数が今だんだん少なくなっているというのが現状でございます。だから、かつては割とそういったのが診療所の医師は充足していたんですけど、なかなかそういったなり手がなくなると。今後、やはり、もう一つは琉球大学にも地域枠というのがございます。そういった地域枠の医師も含めて、やっぱり離島それから診療所、そういったことに対応できるようなシステムといいますか、教育をしなくちゃいけないと思います。それは必要に応じて親病院から派遣をするということなんですが、やはり親病院の医師も十分ないと、なかなか診療制限とか出てきますよね。そういうことで、今度はやっぱり医局としては、そういった離島・僻地も含めて十分な内科医とかその担当の人を定員割れがないように、きちんと派遣していくというのが我々の課題であると考えています。

○亀濱玲子委員 職員が95名かな、ふえたというふうに全体ではなっていますが、ドクターの枠をしっかり確保して休める環境、あるいは研修がとれる環境というのは考えていくべきだということを一つ申し上げたい。

もう一つの提案は、この方々が戻るときに、離島の診療所で働いたドクターが戻るときに、大きな病院に戻るあるいは研究がしたい、スキルアップするための条件を保障するということがないと、出ていった担った2年とかになって、沖縄に残ろうという感じにならないんですよ。戻ってくる、研修をさらに積むことができる環境を保障してあげることが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○田仲齊病院事業総務課医療企画監 お答えします。

亀濱委員がおっしゃったことが、私どもも積年の課題だとは認識しております。離島の診療所のキャリアを生かして、病院で総合診療的な立場がとれるようにということで、約七、八年前から病院のほう

には、内科とも違う外科とも違う総合診療科、病院によっては地域診療科という名前をつけて、院内の標榜ではありますけど、そこにドクターが戻ってこられるようにという体制をしております。

以上であります。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

ぜひ重ねて努力をしていただきたいと思います。続いて152ページなんですけれど、これはとても大きく評価しているところであります。

154ページですね。

離島患者の支援事業ということについての状況を教えてください。

○諸見里真医療政策課長 お答えいたします。

本事業は平成29年度から開始しております。今、13市町村が29年度、30年度実施しております。その13市町村で、全てで助成対象、助成回数のいずれかの拡大をしている状況でございます。具体的には助成対象である疾病を拡充したのは9市町村でございます。交通費、宿泊費の助成額を拡充したのは10市町村でございます。最後に、助成回数を拡充したのは4市町村でございます。

以上でございます。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

自治体が条件を緩和する、あるいは拡充すると、それに乗せていくというような条件だと思んですけど。宮古島市が、どうも重度の障害児者、障害児かな、それも対象に上乘せするというような状況があると聞いていますけど、もしこれがだとしても、それもまた補助の対象になるというふうに考えてよろしいですか。

○諸見里真医療政策課長 我々のほうで宮古島市のほうに確認いたしました。そうすると、元年、去る10月1日から重度障害児を対象とした当該の医療機関に通院治療を目的として渡航する際の交通費、宿泊費を補助する事業を開始したということでございます。この件につきましては、補助対象者に加えるかどうか判断するためには、宮古島市の事業の目的、内容、あと、対象とする重度障害者の範囲等、その辺について調査分析する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○亀濱玲子委員 ぜひ拡充をして、離島の患者の皆さんが安心して地域にない治療を受けるための渡航費、宿泊費の支援の拡充をお願いしたいと思います。

続いて、病院事業局に行きます。

病院事業局の会計決算審査意見書から質問いたします。

一つ一つ聞きたいのですが、時間がないので、まとめてでよろしいです。

30年度の経営改善の取り組みを総括して言っていたら、お願いいたします。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えいたします。

平成30年度の病院事業会計に係る決算につきましては、冒頭、局長のほうから説明がありましたとおり、純損失が4億7800万円ほど計上されております。しかし、医業収益につきましては、前年度決算に比べて約17億3300万円ほど増加しております。それから、医業損失につきましても、前年度に比べて16億4800万円ほど縮小しております。収益につきましては、患者数が、冒頭、病院事業局長から説明のありましたとおり、約1万4000人ほど、患者数としては減少しておりますけれども、診療単価につきましては、入院、外来とも増加している。このことについては、病院現場のほうで施設基準を取得したりするなどの取り組みが功を奏したのではないかと考えております。損失が縮小した結果、医業損失の赤字の幅、それが前年度に比べて縮小したということがあります。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

では、各6病院長から、今抱えているそれぞれの病院の現状と課題についてお聞かせいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○久貝忠男北部病院長 北部病院で一番の問題は、今、議論にずっとなっていますが、医師が足りないということがございます。なるべく診療制限をしないようにやりくりをしていますが、現在、外科のほうで診療制限が行われています。それが一番の課題でございます。

○本竹秀光中部病院長 よろしくお願いたします。

これはずっと引き続いてなんですが、まず、ハードのほうはやはり建物の、特に南棟200床のところの老朽化、その耐震化の問題で、今、耐震診断の後に改修の予定をしているんですけど、まだスタートできない。できるだけ早く南棟の耐震化に持っていきたいかなというのがあります。ソフト面では、先ほどから離島の診療所の話がありますが、津堅診療所は今、不在にしていますけれども、うちのほうから通い、木曜日は副院長が一応管理者になっていますので、泊まって、交代でやっているところです。津堅島はかなり人口も少なくて近いんですけども、一応、うるま市長を含め、うるま市と綿密に、あるいはその津堅の人たちも含めて話をしながら、その地域の医療安全を確保しながらやっていきたい

と思いますし。恐らく次年度、来年4月から新しくまた義務年限の先生たちが出てくるとは思うんですけども、いかんせん、先ほど医療企画監からお話がありましたけれども、うちでプライマリ・ケアのドクターを研修させて送るんですけども、これは年度によって人数がばらばらなんです。そういうことで、なかなか手当てできないというところがありまして、できるだけそのプライマリ・ケアを目指す先生方がうちでトレーニングできるように、それも引き続き、勧誘といいますか、そういうことをしていけないのかなというふうに中部病院の使命としては一応考えております。あと、今、眼科医の常勤医はおりません。ただ、NICUはありますので、今、琉球大学から子供の目の専門の先生に毎週来てもらって、治療もしていて、特にそこは問題はなく、成人に関しては周囲に民間の眼科医もありますから、その辺のすみ分けをきちんとやりながらということで、今のところ問題はないかなと思います。麻酔科に関しては、実は去年、おととしから麻酔科がかなり減って、そのおかげで去年は入院患者、外来患者が少なかったんですけども、おととしですか、琉球大学の麻酔科との連携で、麻酔科の先生がふえてきて、ことしに至っては入院患者、外来患者がかなり増加していて、むしろ、毎日100%のベッド稼働率で、そっちのほうで苦労しているぐらいにはなっているところです。

以上です。

○和氣亨南部医療センター・子ども医療センター副院長 本日は病院長の小濱が出張で席を外しておりますので、かわりに副院長の和氣のほうから御報告を申し上げます。

南部医療センター・子ども医療センターの今年度の大きな課題ですけれども、実は電子カルテの更新の時期が迫ってしまっていて、来年2月1日の稼働に向けて今、準備を進めているところですが、非常に高額なものになります。それに付随して新しい医療機器の購入、附属するシステムも入れかえが必要になってきているので、何とかその少ない予算の中でやりくりしようというのが今、課題となっているところでもあります。病院ができてからちょうど13年が過ぎました。当時、最新鋭の機器を導入させていただきましたけれども、もう13年もたつと医療機器というのは陳腐な古ぼけたものになってしまいますので、今その古くなってしまった医療機器、既にもう耐用年数を倍以上使って修理しながら使っているような状況ですけども、これも更新が迫られているところです。ただ、今年度は電子カルテのほうにとられて

しまいますので、来年度以降、できれば新しいのに買いかえたいんですが、できるものについてはリースということも対象に、賃借で賄うようなことも考えて経営をよくしようと思っているところです。設備についてはそういうところですが、あと、人的なことに関しては、やはり医師は大勢いるように思えますけれども、それでも十分とは言えない状況。特に不足しているのは医師以外の部門で、薬剤師ということになります。先日、病院機能評価を受けた際に、南部医療センター・こども医療センターの大きな問題として、たくさんの薬品を扱っているのに、それを扱う部門の薬剤師の数が圧倒的に少ないということの指摘を受けており、改善をすべきだという指摘も受けておりますので、人に関しては、まず、この薬剤師の確保、それだけではなくて、放射線科技師、それから臨床工学技士、こういった医師以外の職種の不足を補っていくのが今後の課題ということになります。

簡単ですが、以上です。

○本永英治宮古病院長 宮古病院の現状と課題について述べさせていただきます。

宮古病院は平成30年度の収支は、損益も経常収支も黒字となりました。しかし、宮古病院の患者の利用は、入院も外来も減っているというのが現状ですけれども、それを補うために患者1人当たりの単価を上げて、大きな損失がなく、良質な効率のよい経営をしたかなというふうに思っています。ただし、宮古島の人口は高齢者も含めて、ふえることは恐らくないだろうというふうに思っています。外来患者の数とか入院患者の数はそれほど増加していく見込みは余りないというふうに見ています。それを裏づけるのが、平成30年度の入院のベッド利用率が85%で、常時40床ぐらいあいてはいるんですね。そういったことを含めて、宮古病院の将来計画の中に、地域医療計画の中に効率的なベッドの利用を考えて、今計画をしている段階でございます。あと、ハード面で医師住宅がかなり古くなっておりまして、雨風の強いときとか、台風時に雨漏りしているということとか、それから医師住宅以外に、新しい医者が転勤して来られるときに、住宅を確保するのが困難になっているという現実があります。これは観光化されたことでそういうふうな影響をかなり受けて、賃貸物件がほとんどなくて、高額なお金を出して医師住宅をあるいは看護師住宅、そういったものを提供しているという現実があります。それから宮古病院の中には院内食堂がありません。それで困っております。それから、院内保育所もなく、それから看護師が夜

勤明けで休養するような場所がないということですね。休息室とか仮眠室が今、ない状況でございます。それから、宮古病院の救急室の待合室が狭くて、感染症の患者と同居しているような状態になっていて、リスク管理からいって非常に感染症のリスクが高くなってしまっていて、これをどういうふうにしようかということで、宮古島市と協議会を持ちまして、毎年検討をしている、調整している段階でございます。もう一つ、宮古病院、新しいんですけどちょっと予想外なことが起きまして、入り口の玄関側がすごく風が強いんですね。それで、強風対策がなかなか今とれなくて、今ここが危険な場所となっておりますので、強風に対する対策が喫緊の課題でございます。あと、医師に対しては小児科のドクター、それから外科のドクターが現在不足していますし、今後、循環器とか呼吸器、腎臓、消化器などの感染症、各専門内科の先生方をどういうふう確保していくかということが課題になっています。看護師は育休、それから長期研修、また、長期病休、そのときの補充人員の確保も今のところ困難でございます。あと、ソーシャルワーカーですね。MSWという精神保健福祉士を1名臨任で採用していますけど、1名では十分な体制ではございませんので、さらなる確保を今要請をしている段階でございます。

以上です。

宮古病院、終わります。

○篠崎裕子八重山病院長 先ほども話しましたとおり、西部診療所の問題ということで、当院としても医師不足がかなり重要になっております。当院としては、診療所の医師もさることながら、小児科医が来年また減ります。その確保に向けて、また補充を行わなければいけないということと、あと、泌尿器の先生が定年退職を、今2年間お願いしてどうか勤めいただいていますけれども、来年はもう体のこともあるので、それで退職したいということで、泌尿器もいなくなる予定です。それと、眼科医はこの10年近く人が見つからずに、緊急性に関しては、全て開業医さんと連携しながらやっている状況にあります。それと、ほかの県立病院と違って、当院は八重山圏域においてへりに添乗して急患搬送で運んだり、クルーズ船からの洋上救急に医師が同乗して外国人を連れてくるような、ほかにはない別の業務も担っております。そういう形で、かなり49の定数の中で人を配置できない部分と、またこういうふうな業務の過多に関して、先生たちはかなり頑張っていると私は見ております。あと、看護師は今、うちと宮古病院は10対1でやっていますけども、新しい

病院になって、302床というふうに縮小しました。稼働病床が264床で全病床あけられていません。

それは看護師不足による定数がいただけていないということと、看護師がいないために、今、264床で稼働していますけども、今後、冬に向けてインフルエンザとか、そういうふうな、肺炎とかがふえたときに、病床がほぼ埋まりつつある状況が今後、懸念されるかと思っております。それと、やはり育休、あと病休、長期に関してその補充が今できずに、欠員が生じているという状況もあります。それと救急告示病院としての位置づけで、中部とか南部医療センターと違って、ほかに競合する救急病院がないために、また、石垣市に対しての夜間診療所とかないために、全て1次医療、2次医療は全部当院が見ています。その中で今問題になっているのは、医師も頑張っているんですけども、検査とか放射線に関して今オンコールで対応していただいています。5時までの勤務が終わって、その後、結局呼ばれたら検査をするというんですけども、救急に関して新しい病院になったということと、1次医療がほかになくということ、かなり救急を受診する患者さんがふえました。そのために、患者さんの検査や放射線の検査をやるために、コメディカルと言われる2つの職種に関して、かなり過重労働があります。三六協定も今60時間で組んではいるんですけども、その60時間を超えている人数が、もう二十何人超えております。今後1年間のうちに、720という時間数におさめようとすると、後半、彼らに仕事はさせられないのかなと思っております。そうなるまた、救急の制限をするなり、そういう形をとらないといけないんですけども、ぜひともそういう医師、看護師だけでなく、コメディカルにも目を向けて、2交代制をとれるような、彼らが安心して仕事ができる環境整備も整えていかないと、唯一中核病院で救急を扱っている当院としては、将来的に本当にこの地域の医療が提供できるかどうかの不安を持ちながら今やっている状況ではあります。

○親富祖勝己精和病院長 まず、経営状況なんですけれども、平成30年度の決算が全年度に比較して減少しております。具体的には、8726万3668円の減少です。主要要因としては精神科の場合には、これまでの政策を改めて入院中心から地域中心へとということで進められておりますので、これまで長期に入院されていた方たちを地域へ移行することを強力に押し進めたこと。それから、再発で頻回に入院される方に対する対応を外来、それから訪問看護、それからデイケアでもって地域で支えていくということで

入院患者数が減少したために、こういう形で減収になっているだろうというふうに考えております。この減収をどう考えるのかということになりますと、やはり、さらに入院の診療単価が上がるような工夫、そういったものが今後必要になってくるのではないかと考えていて、実際にさまざまな先進的な医療を精神科のほうでも取り入れるようにしております。それから、建物の問題ですけれども、築後33年を経過してございまして、施設機械設備の老朽化が非常に著しくなっております。そのために、平成30年度の修繕件数が254件です。ちなみに平成26年度が152件です。それ以降は毎年200件を超える形で件数がふえていて、金額も平成26年度が2281万8473円であったものが、平成30年度は4590万8477円というふうにして、修繕費のほうが右肩上がりです。そのような状況になっております。それから、人員については精神保健福祉士や作業療法士が現在属託という形になっていて、なかなか定着をしない。正職員が少ないという問題があります。精神保健福祉士や作業療法士が少ないというのは入院単価にも響いてきますので、そこら辺、人的な手当てが必要かなというふうに考えております。それから医師の場合ですけれども、実はことし、平成31年3月でもって1人が退職と、それから、令和元年の9月末で一人が退職して、現在、欠員2でやっております。それを補うために、他の県立病院の精神科の先生に当直のほうを応援依頼して、何とか人員不足を補っているという状況です。

以上です。

○亀濱玲子委員 本当に厳しい、それでもすごく努力していらっしゃるという状況が伝わりました。

病院事業局長、このドクターの不足あるいはコメディカルの不足、現場の看護師さんや働く方々から本当に、病休もあるいは育休をとってもかわりの看護師が来ない中で、本当に倒れられないくらいの状況で、残りで担っているというのを、本当に現場に行って聞き取りすると聞くんですよ。ドクター以外もですよ。だから、全体の改善について、今のこの院長の報告を受けて所見を伺いたいと思います。

○前田純子病院事業総務課看護企画監 お答えします。

看護師のほとんどの、80%が女性を示していますので、ライフイベントの支援というのはかなり重要だと考えております。先ほど亀濱委員がおっしゃったように、労働質の部分をどんなふうに補うかというのは、いろいろ病院と相談しながら進めているところではありますが、まず、労働環境の改善につ

いては、変則2交代制を拡充する取り組みを行っております。今、全病院で大体38%くらい変形労働制を活用して、働きやすい環境づくりに努めております。また、それだけではなく目標管理やキャリア支援を行い、急性期病院で忙しいんだけど、知識や技術が身につくというふうな思えるような仕組みづくりというところを工夫しております。

○亀濱玲子委員 ドクターの件もお答えくださいませ。

○我那覇仁病院事業局長 お答えします。

確かにどの病院も非常にぎりぎりの状態で、今お聞きになったと思いますけど、昼夜、県民を守るためにやっていると、そういうことでございます。実は先ほども少し触れたと思うんですけど、去年でしたか、医師の定数の増員というのがございました。これは何かといいますと、働き方改革の改善のために、過重労働であって156人という増員があったんですけど、これは一応仕組みとしては、変則労働時間制といいますか、勤務時間を変えて一人の個人の働く時間を短くすると。これは基本的には当直体制のあるそういった科になるのですが、現在、科によってはなかなかそういうことを使いにくい科があったりします。現在使われているのは南部医療センターですね。その中の10人、ICUとか、それから小児科とかで変則労働時間制を導入して、幾分その緩和に努めているところでございます。

やっぱり一番の問題は医師の確保、これに尽きると思うんですが、いつも言いますように、科の偏在、それから地域の偏在というのはありまして、厚労省から出しているデータでは、沖縄県は医師の多数県というふうになっているんですね。なかなか地域とか僻地に、医師を他県から派遣してもらうことが難しいような状態でございます。その中で1つは、先ほどの医師確保事業もあったんですけど、いろいろな予算が9億円から10億円ぐらい、幾つもの事業とか補助金があるんですけど、それを使って大学から派遣してもらうこととか、それからリクルートでいつもやっているような、各大学、県内外の大学の医師派遣について要請をする。それから医師確保のために、先ほどプライマリ・ケアの親病院でのトレーニングもありましたけれど、県の、国内、国外に、要するに勤務した人を、ある一定期間、1年とか2年間派遣といいますか、奨学金といいますか、給与を与えて、そこで、非常にスキルの高い高度医療を学んだ方に来てもらい、医師にまずは来ていただくと、そういうふうな等々、いろいろな方策を考えながら

医師確保に努めていくと。これが一番の肝といいますか、肝要なところだと思います。

以上です。

○亀濱玲子委員 事業局長、何か遠くでお話しされているような感覚を受けます。

本当に過重な労働をしなければ、病院が住民の、県民のニーズに応えられないという厳しい状況の中で、全国と比較すると沖縄県は医師が多いとか、島々を抱える島嶼県においては、離島・僻地を抱える沖縄にあつては、沖縄ならではの状況に厳しく応えていかなければいけないというのが、やらなきゃいけないことですよ。看護師が足りない、何々が足りないと言っている状況の中で、いやいやという今の答えは、私が聞いていて、これだけ病院の厳しい状況を聞いているのを改善しようと本当に思っているのかというふうに思えます。

沖縄県が平成20年度に作成した事業に係る業務の改善と勤務時間の縮減というふうに出しましたけど、これが31年度の4月に再度出されているはずですよ。これをやるようにと出されているはずですよ。こういうものをきちんとやっていって、今言っている変則2交代制だとかとおっしゃっているけど、現実には物すごくたくさん時間働かないと回っていかないという状況だということを、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。少なくとも、縮減プログラムについての方向性をお聞きしたいと思います。

○大城清二病院事業総務課長 今、委員のほうから、時間外勤務の縮減のためのプログラムの実施状況ということでございますが、これにつきましては、毎年事業計画、年度当初に事業計画を立てて、その実績を翌年度報告を求めているところでございます。今、具体的な取り組みとして、これは知事部局でも同様なんですけど、まず、時間外勤務の事前命令の徹底、それがまず一つ。それから、職場巡回の実施。これは、本庁機関においては今年度から組合、病院労組のほうと一緒に職場巡回を実施しております。また、県立病院においては、院長を初め管理職員等、あとは院内にある衛生委員会のメンバーでそういう職場巡回をやっているということも聞いております。それから、院内会議の開催時間の短縮等、そういった取り組みを行っているということでございます。また、今、医師、看護師のほう、いろいろ勤務負担が重いというようなお話もございましたが、医師につきましては、その事務的な負担軽減のために、医師クラークを配置しております。同じように、看護師についても、事務的な部分を事務の軽減を図るといことで、看護クラークを配置して事務の軽減に

努めていると。また、先ほど局長のほうからも説明しましたが、南部医療センターのほうで、今年度から変形労働時間制を導入しております。これはまだ一部の診療科のほうにはなるんですが、そういった形で、時間外勤務の縮減、それから働き方の改善ということで取り組みを進めているところでございます。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時25分休憩

○狩俣信子委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 質疑をさせていただきます。

まず、保健医療部の1のところは少し時間があればやるということで、2から、きょうは朝からずっと医師確保の問題が続いておりますので、そこからやりたいと思います。

まず、医師確保と離島・僻地医療についてお聞きしたいんですけども、医師確保に係る事業費の総額、朝ありましたけれども、確認のためにお願いします。それから、医師確保のために専従の職員は何名いるのかということと、その課題は何かということをお聞きしたいと思います。

○金城清光保健医療総務課長 医師確保に係る事業の総額は、平成30年度医師確保対策事業費全体、20事業を実施しております。決算額として17億4289万2000円となっております。また、医師確保のための専従職員は、前年度の4名から1名増員し令和元年度現在5名体制となっております。医師確保の課題としましては、本県の医師数は着実にふえているものの、医師の地域偏在及び診療科偏在が解消に至っておらずこの解消が課題と考えております。

○比嘉京子委員 専従だと理解してよろしいですね、5名というのは。専従がいて、専従はどういう医師確保のための仕事をしておられますか。

○金城清光保健医療総務課長 保健医療総務課内にしまして、医師確保班が職員4名と班長で5名体制となっております。今申し上げた20にわたる医師確保のための事業の実施を行っております。

○比嘉京子委員 医師を探しに行っているわけではないのか、事業を推進するための職員ということか。

○金城清光保健医療総務課長 事業実施のための職員であります。

○比嘉京子委員 これだけ医師がいなかったら偏在しているとか、さまざまな問題が惹起されているわけです。他府県も、全国の状況も調べてはいるんですけど、その事業費、17億円に見合うだけの費用対

効果で医師が集まっているかというのを検証する必要があるんじゃないかと私は思っています。といたしますのは、例えば一番身近なところで長崎県、それから、島根県、離島を抱えるという意味で、長崎県、島根県は私たちの総額よりも半分ぐらいで低いです。それは内容にもよるので、これを一概に比較するものではありませんけれども、島根県は7名。8億円ぐらいで7名。そういうことを考えますと、私はデスクワークではないかと思っただけですけども、ここで確認したいんですけど、保健医療部と病院事業局、病院事業局で医師がこれだけいない、それから、ほかの医師以外の職種もいないという中において、誰がどうやって医師を確保してくるのかということで、本当に走り回らないといけない人たちだと思うんですよ、医師確保事業というのは。だからデスクワークではないわけです。事業を推進するための事務屋さんではないわけなんです。それが今、沖縄県ですべてできていますか。そういう意味での専従というのはいるんですかと、もう一度お聞きしたい。

○砂川靖保健医療部長 保健医療部内に、具体的に行動として医師をリクルートするという職員はおりません。そういった所掌事務は、任命権がないことからやっております。

○比嘉京子委員 じゃあ、僻地医療、離島医療の医師確保事業の予算を組むのは保健医療部。そして、医師を探すのは病院事業局、そう考えてよろしいですか。

○砂川靖保健医療部長 今20の事業があるとお答えしておりますけれども、そのうち直接医師を呼んでくる、配置する事業というのが9事業ございます。この中に、20億円のうちの約15億円をこれに費やしております。さらに、直接医師を確保する事業、これは中長期に確保するものと短期的に確保するものがございます。中長期的にやるものとしては、自治医科大学に送ると。それと琉大の地域枠、これで効果として26名確保しております。平成30年度ですね。

さらに、短期的に医師を確保する事業として、医学臨床研修事業とか県立病院医師派遣事業、こういったもので12億円近くやっていてここで100名近く、この医師確保だけで138名、平成30年度は確保しているというところでございます。デスクワークですとおっしゃいますけれども、例えば修学資金だったら貸与事業というのをやらないといけないわけですよ。そういう事業。それと含めて、医師確保計画をつくるのは我々の事業でございます。いろんな間接的な事業もありますので、そこに予算執行という、これも大事な仕事でございますので、そういうことがあって、

実際にリクルートしているところ、例えば病院事業局が琉大から医師を派遣してもらったと。そのときは医師確保推進事業ということで、我々から1人当たり750万円支給すると、こういった事業をやっているということです。実際、県立病院に関して言えば、任命権者である病院事業局のほうで具体的な任用行為はします。それをしやすくするような支援を保健医療部がやっていると。あわせて、保健医療部は県立病院以外、例えば離島の町村立の診療所で医者がいなくなったよという場合、それを地域医療支援機構に紹介したりとか、そういったことで仲介役をやっているというようにすみ分けで、医師確保の事業は行われているということでございます。

○比嘉京子委員 じゃあ、病院事業局長にお聞きしたいんですが、医師を確保するための専従の職員というのはいるんですか。

○我那覇仁病院事業局長 病院事業局の医師確保、人材確保班という、専らそういうことの、本土に行ったり交渉したりそういったことをやる専従の職員はいます。人数に関しては5名でございます。

○比嘉京子委員 島根県の医師確保の専従者、専従の方々にお会いしたことがあるんですね、かつて。その方は島根出身の、各地に勉強に行っている医学生に1年からもうアタックしているんですね。ですから、彼らは常に日本全国を回っているし沖縄の琉大にも来ています。そういうふうにして常につながっているんですね。ですから、今のように琉大の地域枠で人を育てるということも非常に重要ですし、だけど、全国に散っている出身者に当たっていくということで、彼らが何を望んでどういう方向性を目指しているかというのを熟知している。そういうことを把握していて、その人たちが卒業するときはどういう手伝いをするか島根に帰ってきてくれるのかということも、もう1年のときから彼らと折衝しているわけなんです。私たち今ですよ、西表の診療所に欠員が出ました。これは想定内ですよ。誰が病気になるかわからない。誰がどういう、突然に倒れるかわからない。そういうときに、今いる病院の人たちがローテーションを組みながら急場しのぎをやる。これじゃいけないと思いますね。やっぱり病院事業局唯一の、人がお金を稼ぐ部署ですよ。例えば県庁の中で出費を抑えようとすると、人件費を抑えるかもわからないけれど、病院というところは人が稼ぐわけなんです。だから、人がいないと稼げない。病床閉鎖に追い込まれているわけですよ。診療を制約するわけです。ですから、人がいることがもう大前提なんです。だから私、決算の収支云々ではない

と思うんです。もともと、もう我々が考えているようなところではないんですよ。

そこで、ドクタープールについてお聞きしたいんですけど、ドクタープールは何名で今、稼働しているんですか。それで十分なんでしょうか。

○田仲斉病院事業総務課医療企画監 現在2名であります。

○比嘉京子委員 現在2名で。私、2番目に聞いています。

私たち、文教厚生委員会で伊是名に行ったときに、若い先生が非常に疲弊していました。期限が来ても続けてお願いできますかと言ったら、即答されました。いえ、帰りますと。なぜか。やっぱり就任した医者がケアされていない。なぜかという、トイレの問題を何度訴えても改修してくれない。こんな簡単なことですよ。トイレをするたびに診療所に行っているんですよ。そういうことを野放しにしている医者を探しているというのは、どこかにすごい矛盾がある。来てくれた医師をどうやって大事にするか、このことからもう私たちは考えないといけないと思うんです。このことに対して、こういう苦情があったときどこが窓口ですか。

○久貝忠男北部病院長 伊是名のトイレに関しては、大変診療所の先生及び御家族に対して申しわけなく思っています。それに関しては、私たちも実際そこに行き、状況を見て早急に予算をつけて修繕しています。そういうふうにして一番大事なところは、やっぱり定住に非常に重要なので、その辺はなるべく話を聞いてやるようにしていますが、今回の件については我々も話があるまでわからなかったので申しわけないと思っておりますが、とりあえず修繕はしております。

○田仲斉病院事業総務課医療企画監 補足いたします。

北部の施設の話もありますし、看護師さんや医師の住宅のセキュリティという意味でも、防犯カメラとかそういうのも非常に充実させてきておりますので、必ずしも手をこまねいている状態ではないということをお存じいただきたいと思います。

○比嘉京子委員 先ほどの話に戻しますが、ドクタープールが今2人だと。今のように緊急事態が起こったときに、あと何名いたら県立病院から行かなくても済みますか。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、砂川保健医療部長からドクタープールは診療所の医師が研修等で島外に出る際の代替制度で、長期間の病休等を想

定した制度ではないとの説明がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 こういうふうには、病気に至らない前に、休みたいときに休める、島外に出たいときに島外に出られる、そういう環境を日ごろからつくれるために、十分につくれるために、16カ所が。そういう意味で、どれだけいたらいいですかと。2名で足りていますかと。十分じゃないから今のような事態が起こっているということを考えるならばですよ。そこをお聞きしているんですよ。

○金城清光保健医療総務課長 島から出られない等々での現状について、代診医派遣体制がございまして、そのことで御説明させていただきます。離島及び僻地の公立診療所への代診医派遣については、県は保健医療部所属の医師、それから、県が事業を委託するへき地医療支援機構、県立の親病院による業務応援の3つの枠組みがございまして、代診医を派遣しております。平成30年度は、要請のあった20診療所に対し計687日、1診療所当たり34.35日の代診医派遣を行っております。

○比嘉京子委員 休憩をお願いします。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に比嘉委員から現在の対応の結果、西表西部診療所で病人が出ており、視察先の診療所でも十分に休みがとれない状態なので、現状の成果ではなく、あとどれくらい必要かについて答弁するよう指摘がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

砂川靖保健医療部長。

○砂川靖保健医療部長 西表西部の問題は、ドクタープールとか、代診医の範疇を超えた問題であるわけです。私が知る限りこういう事例もまれかなと。病気以外の事例がございましたけれど、じゃあそれはどういった対応をするかというのは、これはやっぱり任命権者のほうで余力を持って、ちょっと人数を、診療所以上の人数を用意して確保していくかどうかというのは、これはこれで考える必要があるだろうと。これをこういった想定外というのではなくて、これをドクタープールで処理しようとする発想自体がちょっと違うんじゃないかというふうに私は考えております。

○比嘉京子委員 今のように急に休診になるというならば、県立病院に臨時的に急場しのぎをさせるのではなくて、そこの中において、違う対策で、じゃあ医師をすぐに調達できなければ、その間どうする

んですか。県立のほうにしわ寄せが行くという可能性があるということを言われているわけですよ。診療を制限せざるを得なくなる可能性があるんだと言っているわけでしょう。それを避けるためにどうするんですか、じゃあ次は。

○砂川靖保健医療部長 これはドクタープールの問題ではなくて、医師の配置、例えば余剰に配置するかどうかというようなことで解決すべき問題ではないかなというふうに考えております。

○比嘉京子委員 こういうふうに1人不足したために、すぐ医者が調達できる環境にあるんですかということなんですよ。ないために、プールがあるわけですよ。

○砂川靖保健医療部長 我がほうが事業でやっているドクタープールはですね、この医者というのは県立中部病院と八重山病院に配置されているわけですよ、1名ずつ。今回もこれを活用されると思います。ただ、これはあくまでも、短期的に島外に医者が出る場合の代診医を派遣する制度でございまして、仮に診療所の医師が病気になって長期間休むと、そういうことが恒常的に起こり得るのであれば、それはそれに対する対応をとるべきであるということで、これをドクタープールの問題として片づけたら、ちょっと問題が変な方向に行くんじゃないかなというふうに考えております。

○比嘉京子委員 ドクタープールにこだわった質問をしたために、こういうような答弁になっているかと思うんですが、今ぎちぎちの余裕のない中で医療体制をやっているところに非常に問題があるということを指摘しておきたいと思います。

次に、条例定数の中において、私は病院事業局の1番目にお聞きしているのは、今、医師、看護師を初め、夜間はいいとしても正規職員の欠員はどういう状況ですか。

○大城清二病院事業総務課長 令和元年10月1日現在の欠員の人数は、81名となっております。

○比嘉京子委員 病休や育休の職員は何名ですか。

○大城清二病院事業総務課長 同じ10月1日現在の病気休職者数は11名で、育児休業者数は142名となっております。

○比嘉京子委員 その休業の方々の補充はどうなっていますか。

○大城清二病院事業総務課長 基本的に、休職されている職員については欠員ということで、臨時的任用職員の採用、それから嘱託員の採用等で対応している状況でございまして。育休をとっている職員の代替職員として、育休任期付職員が3名、育休代替の

臨時的任用職員が60名、それから欠員の補充臨任ということで67名、合計で130名の臨時的任用職員、育休任期付職員を任用している状況でございます。

○比嘉京子委員 沖縄県の職員定数条例を見ると、そういう方々は正規でとっていいという条例ですよ。どうして臨任なんですか。その身分。今、育休や病休の代替要員として、これはいわゆる正職としてカウントしていいというふうになっているはずですよ。

○大城清二病院事業総務課長 基本的に欠員補充につきましては、地方公務員法に基づいて臨時的任用職員を配置すると。また、育児休業を取得している職員については、育児休業に関する法律に基づいて、臨時的任用職員または任期付職員を採用するということになっております。今、比嘉委員からの御指摘がありました沖縄県の職員定数条例の件につきましては、そういった病気休職や育児休業を取得している職員の定数については、定数外の職員として扱うことができるということでございまして、臨任として採用、正職員として採用することができるというような、定数条例上の規定ではないというふうに考えております。

○比嘉京子委員 規定外にあるという意味はどういう意味ですか。

○大城清二病院事業総務課長 規定外、定数外にあるということは、育児休業または病気休職を取得している職員については、定数としてはカウントされないということで、一応理解しております。

○比嘉京子委員 医師の先ほど条例改正で156名、定数を広げたつもりです。つもりですけども、各病院長にお聞きしたいんですが、その条例をどのように生かされているのか、活用されているのかということが1つ。それからもう一つは、もし活用されていないんだったら、その理由は何かというのが2つ。それからもう一つは、せっかく沖縄県に来た医師が、確保できた医師がやっぱりいろんな思いでやめざるを得ない環境、体験的にあるとしたならば、どういう環境で医師が定着できなかったか、そういう3点を各病院長に、体験的な面から率直な事実をお伝えいただければと思います。

○久貝忠男北部病院長 率直な意見としましては、156名という定数がふえましたが、北部病院の割り当てはちょっと覚えていないんですけども、10名ぐらいだと思うんですけど、実際、北部病院は現時点でも定数割れしていると、医師が来ないと。じゃあなぜ来ないかというのが非常に難しい問題ですが、それは定住化がなかなかできていないということですよ。

けど、そのためには北部にドクターが住むような環境、それは聞きますと、これは公式に聞いたわけではありませんけれども、各ドクターは、教育とかあるいは進学とか、あとは交通とかいろいろなことをおっしゃいますので、その辺に関しては個人差があると思います。あとは、症例数が十分に稼げないとか、あるいは指導医がいないとか、そういういろいろな問題があって、医師が定住しにくい条件があるのではないかと考えています。もう一点は、やっぱり宮古、八重山と違いまして、中南部からの勤務者が多いということで、生活の基盤がなかなか名護にないということで、生活する場所と勤務する場所が分かれているというところで、その辺が医師が定住しにくい状況で、156名というのは、現在のところは北部には今のところ使えていません。

○本竹秀光中部病院長 156名は、恐らくあれは多分、附帯つきというか、純粋に156名ふやしていいという話ではなかったんじゃないかと理解しているんですけども、それは大きな問題なんですよ。もう一つは、じゃあ、すぐそれを使って医者が探せるかという、それが大きな問題です。特に、私は外科医で、北部も外科が問題なんですけども、なかなか見つからないということがありまして、恐らくそういうふうに認めていただいた156名を満たすためには、やはり少しずつ地道に努力しながら、沖縄県に医者を残すということをしなないとけないと思います。右から左には絶対にならないので、やはり、うちで後期研修も含めて残しながら、彼らがそういうふうな正職になれるように、やはり時間はかかると思います。これは先ほどから話ありましたけれども、実は、これまで定数が全てそれを阻害したという歴史はあるんですよ。中部病院から、例えば宮古、八重山に外科医を送って、戻ってきたいでも席がない。例えば僕は来年定年になるんですけども、僕は中部病院の正職になって、僕の次に来たのは7年後です。席がなかったんですよ。だから、そういうふうにして、実はそういうふうに残りたい医者を本土に行かせてしまったというか。いつも僕らが批判を受けていたのは、中部病院は研修はするけどフォローアップしないよねとずっと言われてきたんです。それはどうしたって、やっぱり席がなかったんです。いわゆる定数がなかったということがあって、そういうもののツケが今、来ているのは間違いないですけども、今度156つけていただいておりますので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、地道に医師を育て、確保すること以外にはないのかなというふうに思っております。

以上です。

○和氣亨南部医療センター・こども医療センター副院長 お答えします。

我々、昨年でしたか、156名の医師の増員を認めていただいたということで、小躍りして喜びました。現場はとてもうれしかったので、ありがとうございます。ところが、この156というのは、全く無条件の156名増員ではなくて、条件つきで。この条件というのは、あくまで医師の時間外労働を削減するためにふやすんだと。今のままでは時間外労働が減りませんので、そのために変形労働時間制の導入が前提条件になっています。ですから、変形労働時間制をやるために医師を増員するので、まず、私たちが取り組んだのは、救急科とそれから集中治療室と、それから小児科がことしの7月からですけれども、変形労働時間制のまねごとのようなことを始めて、それでやっと少しずつ増員をいただいて、当院は48名ぐらい増員できる見通しであったんですが、やっと10名の増員ができたところです。そんなこんなしながら少しずつ増員して行って、医師の充足をしたいというふうに思っています。それから、先ほど、離職に関しては、我々の病院は幸い応募者が何名もおりまして、南部医療センターで働きたい、あるいは子供を診たいからこども医療センターで働きたいんだけどという応募はあります。今でもあります。だけど、今のままでは変形労働制を導入しない限り、その人を雇うことができないんです。すごく歯がゆい思いをしているのが現状です。医師の離職よりも、むしろ働きたい医師の活躍の場を与えられないというほうが医療センターにとっては問題となっていると思います。

以上です。

○本永英治宮古病院長 まず、うちの県立宮古病院の常勤医47名なんですけれども、毎年この47名の中から、20名近い医者がローテートでかわっていきます。その次に、また来年も20名ずつかわっていくということで、ほとんど同じような形で残っているのが10名ぐらいで、残りは全部ローテートなんです。前は2年ぐらい残ってくれていたんですけれども、今はもうほとんど1年でローテートしていくわけですね。そういう形になっていて、1年でローテートしていく中で、皆さんがいろんな思いを残していくんですけれども、救急の当直のある科というのが、内科と小児科と外科系ですね。それからICU、当直する科なんですけれども、その人たちはやっぱり過酷な労働条件があつて、これ以上はもうできないだろうという形でいくのが多いです。それから、地元

の人が10名くらいいるというふうに話しましたけれども、宮古から医者となって沖縄本島で働いている親父、医師の親がいますけども、その親に宮古に来てくれないかなという話をしますと、やっぱり子供が宮古で働いたら体持たないというふうに言うという。こんな形が多いんですね。だから、結構、県立病院の24時間体制の救急医療体制を維持するのは過酷だろうという話をしています。その中で、それでも生きがいというのはあるわけなんです。やっぱり人を助けるとか、離島医療に貢献するのは、医者のあり方としては結構ヒューマン的で、それに憧れて医者になった人も多いわけなんです。そういう形で、離島医療に貢献しようという思いを持った人は多いんですけども、今度はそれだけでは済まない問題があります。それは奥さん、家族ですね。あと、自分の両親が年老いて介護をしないといけないとか、そういったさまざまな諸条件があつて、なかなか離島まで来られないという方も多いと思います。だから、キャリアの問題以外に、家族の問題、妻の問題、あと教育の問題、その他いろいろなものも重なり合つて、無条件に離島医療に貢献するというのは、本当に幸せな人物ぐらいしかいないですね。自分の意志で来られるというのは、なかなかないということなんです。これも一つの大きな原因だと思います。まとめると、救急医療を365日、離島の中核病院でこなしていくというのは非常に激務であるということで、皆さん恐れているということと、それを引き受けてくれる若いドクターというのは、文化的な側面で育ちが違ってきますので、前みたいに貢献していくという姿よりは、やっぱり働き方改革で自分の時間もあつてという形のややアットホーム的な形の医者がふえてきているので、なかなか離島医療に貢献してくれる医者は少なくなってきていると思います。

以上です。

○篠崎裕子八重山病院長 当院もやはり同じように、宮古と一緒に救急をやっているために、かなり負担が大きいと感じています。例えば外科も今、4つの席しかありません。その中で、中部とか南部医療センターみたいに人がいるところであれば、変形労働制でこの156名のうち幾つか八重山病院の枠をいただけるんですけども、8名来ないとこの変形労働時間制ができないという状況の中、4名しかいない中で1名が抜けて、この1名の席を埋めるだけで精いっぱい。夢に見る変形労働制の8名なんて、いつ一気に集まるかわからない状況に今ありますので、この156という定数に関しては、本当に絵に描いた餅で使えない

状況にあります。でも、一人一人、来たいという医師が存在していますので、それは、その数が集まったときに、変形労働制ができるような体制で、そういう定数が随時使えていければ、多分、人がふえればまた業務も楽になるし、そういうふうな、ほかの病院と同じような、時間外が減らせて、皆さん、過酷な離島の救急も担っていただけるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○親富祖勝己精和病院長 私どもの病院は精神科専門の病院として、精神科の場合は主治医制というのが非常にはっきりしてしまっていて、外来、それから、入院に当たっても1名の担当医が、主治医が受け持つという形になっています。156名の増員というのは、条件として一先ほど変形労働制とおっしゃっていましたが、わかりやすくいえば交代勤務なんですね。そうすると、主治医でない医師がかわりばんこに見ていくというようなことが生じるため、精神科領域では交代勤務制というのはなかなかないのではないかと、これが当直に当たる医師らの意見で、条件の中に、当直に当たる医師全員の合意があること、それから、さらに増員に当たって、新たに病院のほうに勤務される方のほうも交代勤務ということ合意していること、こういう条件があるために、精神科のほうではなかなか交代勤務制を実施するのが難しい状況です。毎年、説明はしているのですが、やっぱり患者、治療者関係から、なかなか主治医制については、こちらのほうから説得が難しいというような状況です。それから、離職についてですけれども、これはさまざまな個人的な理由もありますけれども、自治体病院の単科の精神科病院という病院の一つの機能に、民間の精神科病院では対応が困難である方の受け入れということもありますので、そういう面でなかなか、医療者としてのいろいろな葛藤が生じているのではないかと推察しております。

以上です。

○比嘉京子委員 150の定数が、使い勝手が悪いことはよくわかりましたので、やっぱり現状に合うように見直していかないといけないのではないかと、きょうここにおられる方みんなが感じていたのではないかなと思います。やっぱり、それなりの勤務体制に見合った対価であるとか、それから処遇が不十分であるとか、そういうようなことがたくさんある中において、医師をいかに獲得するか、そこら辺が課題であると思いますけれども、きょう、たくさん課題が浮き彫りになったと思うので、とてもありがた

いなと思いました。

先生方、どうもありがとうございました。

○狩俣信子委員長 それでは引き続き行きます。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 お願いします。

特定不妊治療費助成事業ですけど、対象者の基準等を教えていただきたい。

○山川宗貞地域保健課長 特定不妊治療費助成事業の対象者の基準としましては、この5つの要件というのがございまして、それを全て満たしていることが必要というふうになっています。1つ目が、法律上の婚姻関係にある夫婦であること。2つ目が、夫婦の双方または一方が沖縄県内に住所を有していること。3つ目が、夫婦の合計所得が730万円未満であること。4つ目が、年度内に指定医療機関にて治療を終えていること。5つ目が、治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であることというふうになっています。

○平良昭一委員 この5つの条件等がありますけど、医学的に私はわかりませんが、43歳以下ということに関していかなものかなと思いますけど、その辺、お医者さんもいらっしゃいますので、どうでしょうか。

○山川宗貞地域保健課長 43歳以上を対象外とした理由でございしますが、これまで10年以上制度が行われてきていて、うまくいった事例、うまくいかなかった事例というのが蓄積されてきております。その中でも、流産率というのに着目してみますと、40歳以上がやはり30%を超える流産率というのがあって、1回妊娠したんだけど流産するということもありまして、それが43歳以上になると50%を超えてしまっていて、分娩まで至る確率というのが、50回妊娠したうち1回しか出産しないぐらいに割合が下がると、これが一番大きい理由かというふうに考えております。

○平良昭一委員 非常にデリケートな問題であるかもしれませんが、この件に関しては、もっと研究課題はあるかなと思っています。ただ一つ気になるのは、やっぱり精神的なケアがどうしても必要になってくるような状況の中で、特に職場における状況、その辺の、いわゆる取り組み等がもうちょっとあるべきじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

○山川宗貞地域保健課長 県の地域保健課におきましても、やはり労働しているところには、不妊治療に関してのパフレットを配るとか、配慮をお願いしているということもありますし、別に、県の不妊専門相談センターというのも設置しておりますので、

これは妊娠を考えている方どなたでも相談ができるというような体制をしいているところでございます。
○平良昭一委員 やっぱり御本人の精神的な状況が、いろいろ問題になってくると思うんですよね、体調の面もありますけど。その辺に対するもののパンフレット、これはやっぱり職場の環境を整えてあげるということが一番大事かなと思っておりますので、今後もそういう施策をどんどん推進していただきたいと思っております。

2点目、タイワンハブの対策ですね。

私はこれ何度も取り上げてきましたけど、ここ3年間の捕獲数と市町村を教えてください。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 お答えします。

3年間ということで、平成28年が1934匹、平成29年が1785匹、平成30年が2015匹という形になっております。

○平良昭一委員 市町村も聞いた、捕獲された市町村。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 市町村でいえば、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、宜野座村、金武町になっております。

○平良昭一委員 これだけ多くなったというのは、在来種のハブとの生態の違いというのがあると思うんですよ。その辺の調査はなされましたか。

○新城光雄衛生薬務課長 お答えします。

本部町におきましては、ハブが24匹、タイワンハブが308匹、これは平成29年度なんですけども、タイワンハブが多いような状況になっております。

○平良昭一委員 トータルして、全部捕獲された中で、97%がタイワンハブなんですよ。97%ですよ。そういう状況にありながら、どんどんふえている中で、在来種のハブとの違い、タイワンハブとの違い、そこを研究なされましたか。

○新城光雄衛生薬務課長 衛生環境研究所のほうで、こういったタイワンハブの捕獲とか、そういったことをやっているんですけども、今、そういったところではタイワンハブが多いというのは、在来種のハブとの食性とか、そういったものがかぶっていて、タイワンハブのほうで繁殖が多いのかなというような感じはしております。

○平良昭一委員 これはどう対策するのか。

○新城光雄衛生薬務課長 このものにつきましては、特定外来生物につきましては、環境省、それから、環境部のほうが所管しておりますので、そこと連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

○平良昭一委員 当然これも外来種ですから、環境

部ともタイアップしないといけないんですよ。とにかくもう、これ待ったなしの状況です。もう民家に入ってきて、今、大変な状況になっておりますので、被害出ますよ、このような状況だと。出てからでは、皆さん何していたかと言われますので。どんどん市町村の中から捕獲器をふやしたいという要望があります。これも予算が伴うこと。これは保健医療部だけではできない。環境部の予算も確保しないとイケないと思うんですよ。特に国からの。

そういうところをどう考えていますか。

○新城光雄衛生薬務課長 市町村におきましても、一括交付金を活用して捕獲器を設置してやっておりますので、市町村とも情報を交換しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○平良昭一委員 捕獲器だけじゃなくて、今、今帰仁村は買い取り制度を導入しているんですよ、1匹幾らということで。こういう形で民間の力、住民の力をかりないと、これは到底対応できないような状況に現在来ていますので、その辺の考え方はありませんか、県からの。

○砂川靖保健医療部長 昔は、生体ハブの買い取りというのを環境保健部のところでやっておりました。じゃあ今、復活するかといったときに、今の衛研でそれが収容できるかどうかといった問題もございますので。民間の力をかりる、捕獲のためにですね。駆除していくには捕獲していくしかないと思うんですけど、その辺については今後、検討していきたいと。環境部と話しながら検討してみたいというふうに思います。

○平良昭一委員 捕獲器を維持するためには2人1組で回らないといけないということで、人件費が大変なんです。だから、これは民間に頼ったほうが、私はいいと思う。ある程度、おさまるまでは買い取り制度をやったほうが絶対いいと思っておりますよ。その辺、提言しておきます。

それと逆に、最近情報を聞かなくなったのが、ハブクラゲです。

現状はどうなっていますか。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 お答えします。

ハブクラゲの刺傷件数が、平成29年度が118件で、例年100件以上推移していましたが、平成30年度は69件と、ハブクラゲの刺傷件数は減少しています。県はハブクラゲ等海洋危険生物対策として、毎年6月にハブクラゲ発生注意報を発令し、ポスター、リーフレットの配布、講習会の開催を通じて、広く県民等に対し、ハブクラゲ等による刺傷事故の未然防止を呼びかけるほか、ハブクラゲ等対策連絡協議会を

開催し、関係機関と連携して総合的な対策を推進しています。

○平良昭一委員 これは環境の変化ですか。それとも、皆さんの防止対策の成果でしょうか、少なくなっているというのは。

○新城光雄衛生薬務課長 先ほど室長のほうからありましたように、県としましては、ハブクラゲの刺傷については、防止するのにおいては大変重要だと。特に観光の部分についても、最近は海外からの観光客も多いものですから、県のほうでは英語のほか、中国語とか韓国語に訳したポスターを掲示して、刺傷防止に努めているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 これは余り被害がないということはいいことですので、今後も続けていっていただきたい。

そして、狂犬病予防費の委託料の件ですけど、県内の野良犬の状況をちょっと教えていただきたい。

○新城光雄衛生薬務課長 平成30年度における狂犬病予防法違反により捕獲、収容された犬の頭数は、平成30年度は986頭となっております。

○平良昭一委員 政策でもうたっています犬猫殺処分ゼロに向けた取り組み、これもかかわってくると思うんですよ、そういう面では。特に私、ヤンバルですので、もう連休が明けると野良犬、野良猫が多くなるという状況。こういうようなモラルの問題を徹底して追求することも必要になってくると思いますので、これは環境部の問題かもしれませんが、皆さんのところでの状況、どういうふうな考え方を持って施策として進めるのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

○新城光雄衛生薬務課長 犬に関しても、やはり家族の一員というような形で、一生面倒を見ていくというような形でやってもらうことがとてもいいのかなというふうに思っております。

○平良昭一委員 皆さんのところでの取り組みはありますかと聞いているんですよ。環境部任せですかということです。

○砂川靖保健医療部長 保健医療部として、犬の施策を行う理由は、狂犬病予防という観点から行っているところでございます。沖縄県の場合は、狂犬病予防の接種率が低いものですから、これを引き上げていくというのが我々の取り組みであるというふうに考えております。

○平良昭一委員 ちょっと気になるんですけど、よくピットブルなんか逃げますよね。恐らく、米軍が飼っているやつ。米軍もしっかり、こういう狂犬病

というのは対策なされているでしょうか。

○平良勝也衛生薬務課班長 お答えいたします。

米軍のほうは、基地の中ではワクチン接種は徹底されております。それで、また、基地の外に住んでいる米軍関係者の方もやっぱり気になりますので、昨年、チラシを英語でつくって、関係者にも周知をするようにということで、米軍のほうにはチラシとかを配布して周知をしているところです。

○平良昭一委員 安心しました。

移ります。

臓器移植推進事業費の中で、ちょっと具体的に聞きますけど、心臓移植の例があって、沖縄県で希羽ちゃんの件で、いろいろ募金活動してきました。2年ぐらい前ですかね。ことしになって、神奈川県野村南美ちゃんという方もいらっしやって、ネット上の中で募金を重ねてきたんですよ。希羽ちゃんの場合は米国で手術をするということでの多額、2億円という、南美ちゃんも目的だったんですけど、それがいきなり募金をとめてしまったということがあって、国内で手術ができたということなんです。この辺、ちょっと我々は理解できないものですから、国内と国外の法律があるのか、それともドナーがいれば国内でもできるのかを教えてください。

○山川宗貞地域保健課長 まず、ドナーがいれば国内でも臓器移植ができるというのはそのとおりでございます。国内の法的なものとしては、平成9年に臓器移植法が施行されて、脳死後の心臓の、臓器の提供には、そのときは本人署名での提供意思が必要だったんですが、今回の平成22年7月に改正されたものとしては、本人の意思が不明な場合でも、家族の承諾があれば提供可能というふうになっておりますし、15歳未満の方からの申し出の臓器移植の提供も可能となっているということでもあります。平成22年からです。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平良委員からドナーがいれば国内でも臓器移植ができるのに国外に行く理由についての確認がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

和氣亨南部医療センター・こども医療センター副院長。

○和氣亨南部医療センター・こども医療センター副院長 ありがとうございます。

事が臓器移植に関することですので、私は沖縄県の臓器移植推進協議会の広報委員長をしておりますので、発言をさせていただきます。

国内と国外で臓器の移植、変わりがあるかという

御質問でしたけども、全く変わりませんし、国内の臓器移植の技術はかなり相当高いレベルにあります。御質問の心臓移植について、もし、ドナーさえいれば国内で可能です。ただし、子供の場合には子供の心臓しか移植できませんので、体の大きさの関係です。国内でお子さんが亡くなられて、その心臓を提供してくれる御家族がまずいないんです。1例、最近あったとは聞きました。それが御質問の件だと思いますけれども。ドナーさえいれば、国内で心臓、もちろん腎臓も肺も全て可能です。県内でも腎臓については既に30年前から始まっていますので、献腎移植を受けた方は100人を超えておられるというのが現状です。

済みません、追加で発言させていただきました。

○平良昭一委員 ありがとうございます。大変わかりました。

病院事業局にちょっと伺いますけど、昨年監査意見書の中で、労働基準監督署の是正勧告を受けて時間外勤務手当を支払った経緯から、累積欠損金が増加している状況だったという指摘を受けました。現在の病院運営に当たっての影響があるのかどうかをお聞きします。

○古堅圭一病院事業経営課長 平成29年度の労基署勧告による影響があるかどうかについてお答えいたします。

平成28年度に労基署のほうから是正勧告を受けたわけですけれども、平成29年度におきまして、平成27年度、平成28年度の医師の時間外勤務手当の支払いを行っております。両年度で約14億6000万円の追加支給を行ったところでありまして、その結果、平成29年度決算は36億8798万円の純損失を計上いたしまして、その結果、累積欠損金は88億4800万円まで拡大をしております。平成30年度決算につきましては、必ずしも時間外勤務手当の影響額というのは明らかではありませんけれども、純損失を4億7824万円ほど計上しております関係で、平成30年度末の累積欠損金が93億2600万円まで拡大をしております。病院事業の経営状況については非常に厳しいものがあるということで考えております。ただ、委員御指摘の時間外勤務手当の件費の増が今後どうなるかという点につきましては、これは平成29年度だけではなくて、今後、毎年度、年間約8億6000万円、費用が増加をするということで見込んでおります。

以上です。

○平良昭一委員 まだまだしばらくこの影響は続くということで理解していいですね。わかりました。

午前中の次呂久委員からもありましたけど、保健

医療部の不適切支出の件ですけど、説明が午前中あったんですけど、現在どのような対応をなされているんでしょうか。

○砂川靖保健医療部長 この原因として、3点考えております。

一番大きい原因が、保健医療部長以下、管理監督の地位にある職員が、業務管理意識が低くて、歳入整理表、それから、予算及び支出負担行為整理簿の確認を怠ると。そういった面で予算経理事務の進捗管理が行われていなかったことが一つの原因。もう一つ、公印の問題ですけれど、公印保管課では、公印審査マニュアルというのに基づき公印審査を行っていたところでありまして、本件の担当職員が、公印管理主任及び公印取扱主任による事前審査を受けることなく、勤務時間中に押印していたと。こういった事実を鑑みた場合、公印の管理及び審査体制に不備があったと言わざるを得ないと。これが2つ目の原因。3つ目、本件担当職員の意識の問題ですけれど、公印に対する認識ですね。公印は、施行文書が行政機関の意思を表示するものであることを認証する、こういう重要な機能を持っているという認識、これに欠けていたと。それから、法令遵守の意識。予算執行というのは、法令に定められた手続きに基づいて行わなければならないという規範意識が欠けていたと。それと、協働意識。仕事というのは個人だけではなく、組織として遂行するものであるという認識、これが欠如していたと。この3つが原因だろうというふうに考えております。

対策として、我が部のほうで立てたのは、まず、予算執行の進捗管理に万全を期すため、管理監督者による歳入整理表及び予算及び支出負担行為整理簿を活用した定期的な執行管理を行うと。それから、国庫補助金等の歳入については、独自の帳簿も活用して、定期的に執行の確認を行うということ、これを8月28日付で通知しております。それから、公印については、公印の意義、審査及び使用方法について改めて職員へ周知を図るとのことと、保健医療部内では、原則として起案者の押印は認めないと。公印管理主任及び公印取扱主任が直接押印を行うことを原則とするというふうに改めまして、これは9月1日から実施しております。3点目に、保健医療部は今回の事案を教訓として、その内容及び原因についての情報を共有し、法令遵守と協働意識を改めて職員に通知するというところで、8月26日に班長以上の職員を集めて、私のほうから訓示を行ったというところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 どうしても1人の職員の責任になっているような感じがしてならないんですけど。いわゆる、この国庫補助金が取れなかったという手続のミスですよ。その取れなかったものは、自主財源で補ったということでご理解していいの。

○砂川靖保健医療部長 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 となると、いわゆる会計上は別に問題はないということになるわけですよ。であれば、その監督の責任、あるいはこの職員のモラルの問題、仕事の手順の問題等が問われてくるかと思うんですよ。その面では、そういう調査とかもやっているんですか、この職員に対しての。

○砂川靖保健医療部長 そういう事実関係を調査した上で、総務部のほうに非違行為報告をしているということでございます。これは多分、一職員の問題ではないという認識で、1番目に上げた原因の1つ目も、やっぱり管理監督の地位にある職員の進捗管理が十分行われていなかったと。たとえ、そういうモラルの低い職員がいたとしても、そういう管理監督をきちんとやっていればこういう事態は起こらなかったらということでございます。決算の数値が動く話ではないということで、会計上、何ら問題はないということではなくて、まさに公務員としてのファンダメンタルの問題、沖縄県職員としての矜持にかかわる問題ですから、この不適正な処理については本人含め、管理監督の地位にある職員については厳正に対処する必要があるというふうに考えております。

○平良昭一委員 わかりました。

では、次に移りますけど、これも西表の問題ですけど、診療所の問題。

非常に、八重山病院の院長も苦しい立場の中での答弁だと思います。八重山病院内で対応していかなくちゃいけない問題だということでもありますけど、それぞれお医者さんも忙しいという中で、本当に綱渡りの状態の中で、診療所を維持していかないといけないような状況がよく理解できます。本当に住民からすると、皆さんの頑張りもあるかもしれませんが、本当にこの診療所、今後とも維持できるのかなというのが一番心配だと思うんですよ。このまま、いろんなところで休診状態になったところもありますので、そういうふうに休診状態になっていくことはありませんよね。

○我那覇仁病院事業局長 今、新聞報道とかで、制限とか休診中に、時間外ありますけど、今あくまでも暫定的な対応とそういうふうに考えております。先ほども申し上げましたけど、可能な限り11月いっ

ぱい、それを目安に常勤医を配置すると、そういうふうな方向で今検討していますので、住民の一現在は非常に不安があるかもしれませんが、そういった住民の健康を第一に考えて医療を考えて、診療所に関しては対応していきたいと、そういうふうに思っています。

○平良昭一委員 やっぱこういうのが出てくると、どうしても廃止というのが住民の中には頭に出てくるんですよ。いろんな情報があるわけですから。そうならないような、不安を与えないような努力もしていただきたいと思っています。

それにかかわりながら聞きますけど、北部基幹病院の問題ですけど、診療所の維持や、あるいは住民医療に関しての県立病院のウエートはかなり大きいものがあります。北部でもこういう事例が出てくると、西表みたいなものが出てくると、本当に大丈夫なのかと、基幹病院をつくって本当に大丈夫かなというようなものが出てくるんですよ。そういう中でのかかわりの問題と影響するような状況がないかなというのがちょっと心配なんですけど。県立病院が維持できなくなるような状況の中での基幹病院であればということでもありますね。

○久貝忠男北部病院長 今のところ、伊是名、伊平屋には欠員は生じていませんが、彼らが働きやすい状況で、常に親病院のほうからバックアップする体制を整えておりますので、御安心ください。

○平良昭一委員 私が聞きたいのは、今、頑張っているのはよくわかりますよ。ただ、この基幹病院の問題が出てきて、こういう小さな診療所の問題、また、これまでお医者さんがよく来てくれたというような状況もあるけど、そういう基幹病院ができるもので、そういう不安がまた出てくるわけですよ。その辺のものはしっかり協議会の中でも議論されているはずですけど、こういう問題が出てきて議論されている状況はありますかということです。

○砂川靖保健医療部長 西表西部のような事例を踏まえた協議というのはございません。ただ、あくまでも基幹病院のコンセプト、これは医師不足から発生している診療制限とか診療休止、それから患者の流出と、これを抜本的に改めること。そして、その上で地域完結型の医療提供体制を構築するという目的で行われているものでございますので、西表西部のような状態が発生する、こういうことは防ぐというコンセプトで行っている施策でございますので、どうぞ御安心ください。

○平良昭一委員 9月の議会の答弁の中でも、首長レベルでは大筋了解しているというような答弁をな

されてはおります。地域の住民というのはやっぱり不安を抱えているような状況もあります。当然、地域住民へのこういう状況の説明、あるいは各市町村での議会の了承もとらないと、私はいけないと思いますが、その辺の状況というのはどうでしょうか。

○砂川靖保健医療部長 今時点では、北部12市町村としての統一的な考え方に向けた作業が行われているのかなというふうに考えておまして、それが終了したら何らかのアクションが出てくるというふうに考えております。

○平良昭一委員 ということは、協議会の中である程度、見出しができれば、各市町村、それなりの住民説明、あるいは議会の了承とかも必要になってくるというように理解してよろしいですか。

○砂川靖保健医療部長 この首長さんたちが、将来、仮にこのスキームが走った場合、議会の関与も出てくるので、前もって議会に説明しているというところをごさしまして、手法としては全員協議会とか、そういうふうな形で話し合いが行われているわけです。今後、これが整った後に、各12市町村がそろって、今度は北部の12市町村としての統一的な考え方、これを整理してくるだろうと。その上で、県に対して何らかのアクションが出てくるというふうに考えておるところでございます。

○平良昭一委員 もともと、住民の決起大会を踏まえて、ぜひとも基幹病院必要だということの中でのものでした。当然、ある程度煮詰まってくれば、それなりの情報公開をしながら、地域の方々に説明はするべきだと思います。またその中で意見が出てくるはずなんです。そこがないものですから、今どうなっているんだということの中での、情報が余り来ないという不安があるわけですね。そういう面では今後、そういう住民説明会等も含めながらやっていくような考え方は持っているということですよ。

○砂川靖保健医療部長 必要なら住民説明会も対応したいと思いますが、きょう思ったのは、けさ、琉球新報か沖縄タイムスか忘れましたが、論壇にこの北部基幹病院についての投稿がされておりました。そういう形で、県の考え方を説明する方法もあるのかなというふうなこともおましまして、今後その手法についても検討してみたいというふうに考えております。

○平良昭一委員 ぜひやっていただきたいなと思いますよ。

○狩俣信子委員長 金城泰邦委員。

○金城泰邦委員 何点か質疑をさせていただきたい

と思います。

主要施策の報告書から、県の取り組みで133ページのほうから、ヘリ関連の運営事業でございます。

このヘリについては、離島巡回診療ヘリ等運営事業を初め、そのほかにも140ページの救急医療用ヘリコプター活用事業、そして、その次のヘリコプター等添乗医師等確保事業、こういった形でヘリを活用されての医療の取り組みがあると思いますが、こういったものの仕組みというか、この事業のそれぞれの違いについて、御説明いただきたいと思います。

○諸見里真医療政策課長 御説明いたします。

まず1つ目の離島巡回診療ヘリ等運営事業、主要施策の133ページでございますが、こちらのほうは離島巡回診療ヘリとしてヘリコプターを活用して、小規模離島へ専門医を派遣するというところで、住民の眼科とか耳鼻科等の受診機会を確保する事業というふうになっております。2つ目の、140ページの救急医療用ヘリコプター活用事業でございますが、いわゆるドクターヘリでございます。救急医療用ヘリコプター活用事業として、ドクターヘリを運航する浦添総合病院に対して運営費等の補助を行い、傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることで、離島・僻地の医療提供体制を確保する事業というふうになっております。3つ目でございますが、主要施策142ページでございます。ヘリコプター等添乗医師等確保事業でございます。この事業はドクターヘリが運航できない宮古、八重山地域、南北大東島及び夜間の本島周辺離島について、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターで実施する急患搬送、そちらのほうに医師を添乗してドクターヘリと同じような条件で急患搬送を行うということで、災害補償費とか病院への医師確保経費を補助する事業というふうになっております。

以上でございます。

○金城泰邦委員 わかりました。

離島巡回診療ヘリというのは小規模離島が対象ということで、地域医療振興協議会のほうで委託をされて運営するということだと理解いたしました。そのほかにも、いわゆるドクターヘリ、これについては日中の時間で対応するというので、総合病院でやっていただいていると。3つ目のヘリコプター等添乗医師の確保事業については、夜間を対象として、自衛隊や海上保安庁に協力していただいているということで、取り組んでいるということがわかりました。沖縄県はやっぱりこれまで、きのうありましたように、離島県ということで、こういった取り組みは非常に連携が重要だと思いますので、しっかり

と今後もやっていただきたいと思います。

次、134ページですが、薬剤師の確保対策モデル事業ということで、この実績等について御説明をいただきたいと思ひます。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 お答えします。

薬剤師確保対策モデル事業については、県外に居住する薬剤師に対し、県内での就業を条件に、奨学金の返済額の一部を補助する制度であります。平成30年度の補助実績は15名となっており、令和元年度は35名を予定しております。

以上でございます。

○金城泰邦委員 ありがとうございます。

続きまして、135ページの看護師等修学資金貸与事業であります。この事業は看護師確保のためという事業だと理解しておりますが、この実績について御説明をお願いいたします。

○大城博医療企画統括監 看護師等修学資金貸与制度ですけれども、県内の看護職員、これは看護師だけではなくて保健師とかも含めての確保、質の向上を目的として、卒業後、県内の看護職員確保困難な施設で看護業務に従事しようとする者に対しまして修学資金を貸与しているという事業でございます。平成30年度におきましては282名の学生に修学資金を貸与したところでございます。

以上でございます。

○金城泰邦委員 282名に貸与したということで、看護師をやっぱり確保するという意味においては、県は県の看護大学も設置しております、8億700万円の予算執行済額ということで決算書に載っております。不用額が1億円余り出ているんですが、こういった部分というのはやっぱり、看護師確保の取り組みとしてこういった大学も運営されている。そして県内の看護師確保のためのそういった施設に在学した方にも奨学金を貸与するというので、やっぱり予算はこういった部分というのは、しっかりとバランスよく組んでいってやっているのかどうかという部分を教えてほしいのですが。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 お答えいたします。

県内の民間の看護師養成所は5カ所ございますが、その5カ所につきましては、運営費の補助事業と、あと環境整備事業としまして、補助金を交付しております。

以上でございます。

○金城泰邦委員 今こういう形で予算を組んでやっておりますが、今後はこういった分というのは、より看護師確保という意味ではしっかりと拡充してい

く必要があるのかどうか、御答弁をお願いします。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 失礼しました。

引き続き、看護師確保対策につきましては、養成、また、離職防止、再就業支援ということで予算を確保してまいります。よろしくお願ひいたします。

○金城泰邦委員 137ページのほうにもこの看護師等の養成所運営補助事業ということがあります。これも同様に、民間の看護師確保という部分での取り組みと理解してよろしいですか。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 民間の看護師養成所に対する補助金でございます。

○金城泰邦委員 年間、何名の方がこういったこの事業を通して看護師になられているのか。また、トータル的に、県立の看護大学も含めて何名が看護師になっているのか、その実績を教えてください。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 お答えします。

年間で何名、看護師の資格がとれたかということでございますが、直近で申しますと、平成31年3月に卒業して看護師国家試験に合格した者は、県内の国公立大学3校と民間養成所5校を合わせまして644名。そして民間の養成所に関して申しますと、468名となっております。

○金城泰邦委員 全体で644名、31年度実績として。全体で644名のうち、民間のほうで468名という実績でよろしいんですね。かなり多くの民間の割合が結構あるのかなというふうに思うのですが、予算等に関しては、この事業について、この運営補助事業は今後しっかりと確保していく必要があるのかなと思うのですが、いかがですか。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 看護師等養成所運営事業は、各都道府県と厚生労働省が定める算定基準に基づいて実施しているものでございます。引き続き、この予算確保をしてまいりたいと思ひます。あと、沖縄県では、他県にはほとんどない事業として、実習機材や備品購入経費に関しましても、1校当たり200万円の補助を毎年行っておりますので、手厚い支援策を講じております。

○金城泰邦委員 わかりました。

執行率見ても、この事業で99.8%執行されているということでございます。看護大学のほうの不用額が1億円超えているというのも決算で見ますと、しっかりとした中身の精査もやっていく必要があるなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○金城清光保健医療総務課長 看護大学のほうで、大分大きな不用額を今計上してございますけれども、

ひとえに大学の教員の確保にやはり今苦労しているというところで、なかなか計画どおりに人材の確保ができていないと、教員の人材の確保ができていないというのが課題でございます。

○金城泰邦委員 その辺もしっかりと、看護師輩出のために体制をしっかりと整えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

144ページ、北部及び離島地域の歯科衛生士確保実証事業ということで、これは1人当たり幾ら補助している事業でしょうか。

○諸見里真医療政策課長 お答えいたします。

本事業は、県から学生個人へ奨学金を貸与するというものではございません。奨学金を利用して歯科衛生士になった者に対して、北部、宮古、八重山での就業を条件に、奨学金相当額を補助するという仕組みになっております。そのため、歯科衛生士によって利用している奨学金が異なりますので、一律に補助額が決定されているものではございません。ちなみに平成30年度は8名補助しておりますが、下は28万円から上は100万円というふうになっております。

以上です。

○金城泰邦委員 そうですか。

額というよりはこの補助、奨学金の返済に対する補助だというふうに理解できました。その補助率というのはどのくらいの率でやっているのでしょうか。満額でしょうか。

○諸見里真医療政策課長 これは基準額というんですか、設定するに当たって、制度をつくるに当たって、歯科衛生士学校、これが3年間で200万円授業料がかかります。それをベースに200万円として、離島には2年間行ってもらう約束ですので、1年でいくと100万円ということで、1年間で100万円を上限に設定しているところでございます。

○金城泰邦委員 ありがとうございます。

最後に、病院事業会計の決算審査意見書がありますが、この意見書にある審査意見。この審査意見には、県立病院が公的医療機関としての役割を果たすためには、職員一人一人が収益の向上と費用の縮減を意識し、組織が一丸となって経営改善に向けて早急に取り組むことが必要であると。今後の病院運営に当たっては次の事項に留意し、適切な措置を講じるよう要望するとあるんですが、やはりずっと先ほど来ありましたように、歳入、収益を向上させる必要性、そして歳出、費用の縮減を図っていく、これはやっぱり組織が一丸となって経営改善に向けて取り組むべきだというふうに審査意見として指摘をされておりますが、こういった意見に対して、県とし

てどのような見解を持っているのか教えていただけますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えいたします。

今週一先日、監査委員のほうから大変厳しい意見をいただいております。

病院事業における平成30年度末の累積欠損金につきましては、前年度から拡大しております、30年度末で約93億2600万円まで拡大をしております。

さらに、現金預金残高につきましても、29年度末に約46億円の現金があったわけですが、30年度末の時点では32億円まで減少して、手元流動性でも非常に厳しい局面に直面をしているという状況にあります。監査委員のほうから非常に厳しい意見がありまして、病院事業局としても大変重く受けとめておりますけれども、これらの課題要素を解決するには、幾つかの取り組むべき事項があると考えております。まず1点目は、医師を初めとする医療人材の確保、それから適切な事務処理の確保に向けた事務職員の確保と養成、それから患者数の確保、それから長期的な経営状況を踏まえた各種設備投資の実施、それから4条資本的収支の均衡に必要な補填財源の確保、それから病院経営に大きく影響する外的要因、例えば会計年度任用職員の任用に係る人件費の増加等々、外的な要因の変化に対する適切な対応を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○金城泰邦委員 今後は地域医療構想とかも、いろいろお話出ておりました。また、定数の人数の問題も出てきて、いろいろ議論されておりました。将来的には病床の数、そして医師の数、こういったものがバランスよく推移していかなければいけない状況にあるのだなと思うんですけども、県の考えとして、具体的にそういったものは何かしら構想計画の中で今、一つ一つ進んでいる状況なのでしょうか。それについてお答えいただけますか。

○金城聡病院事業統括監 県立病院を経営するに当たって、経営計画というのを定めております。平成29年の3月に定めたのを、現下の経営状況を踏まえて30年に見直しをしているところですが、その計画の中でも明らかにしていますが、県立病院が果たす役割というのを、地域における地域医療を担うという観点から、地域医療構想との整合をとりながら、医療計画との整合をとりながら今後見直していこうと。その中では当然、再編が必要であれば再編すると。北部病院の統合の話もその延長線上にあるのかなというふうに思いますけれども、そういう取り組みをする中で、真に県立病院に求められてい

る医療を提供していくこと、これが今検討すべき課題かなというふうに思っていて、今後、保健医療部と連携しながら、県立病院事業の本来のあり方を求めていくというふうなことかなというふうに思っております。

○金城泰邦委員 ありがとうございます。

今後はその北部基幹病院等のお話も出ておりますし、医療圏においては地域からも、先日、本会議でもありましたけども、地域から要望が出ているとおり、病床の課題とかもあろうかと思えます。民間の病院でカバーしているような救急の医療の課題もあるように聞いております。しっかりと県立の病院というものが、その使命を果たしていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○狩俣信子委員長 新垣新委員。

○新垣新委員 お疲れさまです。質問を行います。違う角度から申し上げます。

134ページです。

薬剤師確保対策モデル事業の状況、るる説明がありました、多くの委員からの質問で。沖縄県に薬剤部を設置という形、今、琉大なのか名護の名桜なのかのような形で動いているか御説明を願います。どのように取り組んでいるかということを知っています。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 答えします。

県はこれまで薬剤師会と連携して、県内の国公立大学と意見交換を行ってきたところではありますが、今後も設置の必要性及び実現可能性について調査を行っていきたくと考えております。あと、現在は琉大と、また、名桜等も含めて意見交換等を行っております。

○新垣新委員 具体的に、薬剤師不足という問題の解消に向けて、やっぱり薬剤部というものを沖縄県内につくらないといけないと。このスケジュール等がありますか。

○砂川靖保健医療部長 政策の目的は薬学部をつくることではなくて、これは手段なんです。目的としては、県内に薬剤師が少ないと、全国一低いということで、これをふやすことが必要であると。ふやすというのが政策目標でございまして、そのための手段、施策として薬学部を設置するというのも、一つの大きい施策というふうに考えております。ただ、これまで定量的に必要性を説明していないんです、我々は。そこで調査費を計上して、この沖縄における薬学部の設置の可能性、必要性、それと将来の薬剤師の需要状況等、こういったもろもろを調査して、

今後の方向性を決めていきたいというふうに考えております。

○新垣新委員 ぜひですね、2025年問題、2035年問題、薬剤師は必要です。設置に向けて、前向きに頑張っていたきたいということを強く申し上げます。

続きまして、146ページ、地域がん健診、診療拠点病院等の御説明を願います。

○宮里治健康長寿課長 地域がん診療拠点病院機能強化事業でございまして、これは県内にあるがん診療連携拠点病院について補助金を交付する事業となっております。がん診療の体制維持・強化を図ることを目的としてございまして、主に拠点病院の相談支援センター、あるいは相談業務を行う医療従事者の人材育成を図るための強化ということで補助金を交付している事業であります。

○新垣新委員 ぜひその問題を頑張っていたきたいと同時に、126ページに移ります。

がん検診充実強化促進事業、市町村との連携はどうなっているか。また、県民のがんにかかっているリスクの比率という、このがんの名目をお聞かせください。

○宮里治健康長寿課長 がん検診についての市町村との連携でございまして、基本的にはがん検診は健康増進法に基づき、市町村が健康増進事業の一つとして実施しているところでございます。県のほうでは、がん検診の質の向上のために、生活習慣病検診管理協議会というのがございまして、それを設置し、専門的な見地から検討を行って、市町村が実施するがん検診事業の実施状況の確認や評価を行っているところでございます。また、具体的に申しますと、市町村が実施するがん検診に対しての改善に向けた助言や専門家から課題等について意見聴取を行って、効果的かつ効率的な実施体制の構築に取り組むよう市町村には助言等をしているところでございます。

○新垣新委員 ぜひまた市町村に指導、助言、必ずいい数字が出るように検診を受けてくださいという御指導を頑張っていたきたいと思えます。

続きまして、152ページ、子供医療費の助成、違う角度から質疑を行います。

来年、子供医療費、中学校卒業まで拡大していただきたいのですが、4月1日からですね。その件の検討状況をお聞かせください。

○砂川靖保健医療部長 市町村との協議を行おうとしている段階で、来年から拡充という予定には今のところございません。

○新垣新委員 じゃあ、いつごろにスケジュール等

はなっていますか。決算とか市町村、わかっていると思うんですね。その状況はどうなっていますか。

○砂川靖保健医療部長 さきの本会議で玉城知事は、自分の任期内というような答弁をされておりますので、それを踏まえた形で市町村との協議に応じたいというふうに考えております。

○新垣新委員 わかりました。

一日も早く、私は一番これをメインに考えて、一丁目一番地に貧困も考えているんですけど、MICEなんかより、こういう生活に密着した、MICEは民間事業として民間にやらせればいいという私、考え方ですから、大事な生活に係ることを優先に、ぜひ知事に伝えてほしいんですよ。知事も民主党時代、生活が第一と言ったんですよ。だから私も生活が第一です、県民生活が。ですから、来年4月、9月でもいいですよ。ぜひ来年度中でできるように、部長、強く進言していただませんか。力強い答弁を求めて質疑を終わります。

○砂川靖保健医療部長 知事との調整は始まっています。これは、県の単独事業だけではなくて、市町村と共同で行っている事業なんです。市町村の意向も大切でございますので、しっかりと市町村と協議して、拡充に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○狩俣信子委員長 末松文信委員。

○末松文信委員 それでは、前もって通告もしておりますので、それに従ってよろしくお願ひします。

まず、保健医療部の関係ですけれども、これ代替看護師についてはちょっと質問がだぶっていますので、これは割愛させていただきます。

それから、北部基幹病院の整備の件ですけれども、これは先ほど部長からも市町村との協議状況について答弁がありましたので、このことについても割愛をさせていただきます。引き続き御努力をお願いしたいと、こう思っております。

それから、病院事業局についてでありますけれども、これは県立病院の、県内全体の病院の今の運営状況と今後の課題、それと取り組みについて、ちょっとお願いしたいと思っております。

○古堅圭一病院事業経営課長 病院事業の運営状況と今後の課題、その取り組みについてお答えいたします。

平成30年度の沖縄県病院事業会計の決算につきましては、純損失を約4億7824万円ほど計上しております。経営成績のほうは、平成29年度決算と比較しまして改善はしておりますけれども、累積欠損金は、前年度繰越欠損金の約88億4800万円から、約93億2600万円まで拡大をしております。また、平成30年

度末の現金預金残高につきましては、約32億円となっております。平成29年度末時点の約46億円と比較しまして、約14億円ほど減少しております。さらに、年間事業費の1月分とする手元流動性の残高についても、これを下回っておりますために、県立病院の運営状況については大変厳しい状況にあるものと認識しております。

病院事業局としては、これらの課題を解決するために、主に、まず最初に、医師を初めとする医療人材の確保、それから適切な事務処理の確保に向けた事務職員の確保と育成、それから患者数の確保、長期的な経営状況を踏まえた各種設備投資の実施、それから4条資本的収支の収支均衡に必要な補填財源の確保、それから病院経営に大きく影響する外的要因の変化に対する適切な対応が必要と認識しております。病院事業局としては、平成30年度末に改定いたしました沖縄県立病院経営計画に基づきまして、収益の確保と費用の縮減の取り組みによって、課題の克服につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○末松文信委員 毎回、運営が厳しいという話を伺っていますけれども、今おっしゃったように、欠損金が93億2600万円、これに一般会計からの繰り入れが47億8000万円ありますよね。これはそのとおりですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 平成30年度の病院事業会計についても、所要の一般会計繰入金が入っております。その意味においては、先ほどの累積欠損金93億2600万円の中にも、一般会計繰入金に相当するものも含まれているということでもあります。

○末松文信委員 私が心配しているのは、今の90億円もそうですけれども、これは一般会計から40億円余り、50億円近く繰り入れしながら、その上で4億7000万円の赤字を計上しておりますね。そうすると、10年後にはこの欠損金、累積は幾らになると思いませんか。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えいたします。

平成29年度末の繰越欠損金、累積欠損金について88億4800万円、それから30年度末に93億2600万円ということで拡大しておりますけれども、この累積欠損金につきましては、毎会計年度の純損失、あるいは純利益の額に前年度からの繰り越しを加えた額が累積欠損金ということになっておまして、今現在、一般会計繰入金を算定する場合には、2年前の病院事業の収支の計算によってはじくことになっておまして、一般会計の繰入金については、その年度年

度ごとで全て異なっております。多い年もあれば少ない年もあるというようなことがあります関係で、10年後に累積欠損金がどの程度に拡大するかということについては、なかなか算定が難しいのではないかと考えております。

○末松文信委員 今答弁がありましたけれども、部長そうですか。一般会計、毎年不足分をじゃんじゃん繰り入れするんですか。

○砂川靖保健医療部長 沖縄県の場合、繰出金は赤字補填で繰り出しているわけではございません。繰り出し基準が定められている項目ごとに、いわゆる一般的に不採算と言われる部分について、その辺の収支差を2年前の決算から割り出して、そこで、この医療を滞りなく提供するためにはこれだけ必要だという額を繰り出しているということでございます。

○末松文信委員 いや、これ不採算とはいっても、この総額が550億円の中に今の繰り入れが47億円あるわけですよ。これは不採算の分ですか。

○砂川靖保健医療部長 47億円積み上がる前に、例えば救急医療をやるとこれだけの採算漏れが出てくると、小児医療をやるとこれだけ出る、周産期医療をやるとこれだけ出ると。それと、高度・特殊医療をやるとこれだけ足りない。どうしても能率的な経営をして、なおかつそれでも能率的な経営をした上で上がってきた収入でもって賄えないという費用について繰り出しをするということで、それを項目ごと、病院ごとに積み上げた数字が今の四十数億円になっているということでございます。

○末松文信委員 そういう取り決めがあればそれはしょうがないとしても、今回約5億円ぐらいの欠損金があるんですけれども、事業局からすると、毎年こういう4億円とか5億円が欠損金で計上されてくると、10年後には50億円の欠損金がここに残るわけですよ。そのことについてのシミュレーションはやったことあるんですか。

○金城聡病院事業統括監 経営計画というのを病院事業局は定めておりますけれども、経営計画は経営を健全化するための目標を定めて、3つの目標という形で。その3つの目標を達成する上での指標を公表して、その指標の達成状況を県民に明らかにしていく形でやっているところですが、その経営計画を樹立する過程では、委員おっしゃるような累積欠損、当該年度の欠損がどの程度あるのかというのは、内的には試算をしています。内部的には試算をしておりますけれども、これは、ある意味予測ベースといったら変ですが、前提条件がかなり不安定な状況にありますので、その累積欠損を公表すること

については今、控えているところであります。

現行の経営計画は平成32年度末までの計画ですけれども、現在の経営状況を踏まえて、平成でいうと34年、令和4年まで一応、試算という形で内部的な数字は一応、把握はしているところです。

○末松文信委員 先ほど金城委員からも指摘がありましたけれども、監査意見の中にも、これはしっかりやってちょうだいねという意見が付されていますので、この赤字欠損金が毎年これだけ計上することをよしとしてやっているんだしたら、大変なことになりますよねということなんです。ですから、その点については、しっかりと当局とも相談しながらやらないと。当局でもこれだけ50億円近くも毎年繰り出ししているというのも大変なことじゃないかなと思っているんですけど、そういうことについて、もう一度答弁をお願いします。

○金城聡病院事業統括監 現在、平成30年度に見直しました経営計画においては、当時平成34年、令和4年度の末に、全病院のトータルで収支が費用を上回るという形の経営計画になっています。収支が費用を上回る場合には、それは益という形、黒字という形になりますので、それは翌年度の累積欠損から、その分を減じる形になりますので、言い方を変えますと、今の計画では、令和4年からは回復してくるといったら変ですけど、欠損金が減る傾向にあるというような見通しで経営を進めているところです。経営計画の目標達成にはかなり困難が伴う部分もあるかとは思いますが、その部分について、各院長が一生懸命現下の経営状況を踏まえつつ、より収益性の高い事業展開をしたり、費用を節減する取り組みをしたり、そういうもので経営計画の目標を達成して、累積欠損を少しずつでも減らす方向に経営をしていきたいというふうに今計画をしているところであります。

○末松文信委員 ですから、計画は計画でわかるんですけども、じゃあそのとおりいっていますか。

○金城聡病院事業統括監 平成30年度に経営計画を見直しましたけれども、平成30年度の見直しにおいて、平成30年度もある意味、計画値という形で公表をさせていただきました。その30年度の計画値においては、実績は計画目標をかなり上回る形で実績が出ています。したがって、経営計画はかなり厳しめに樹立をしていますけれども、今後の外的要因がどういうふうに影響するかというのはまた別途ありますけれども、引き続き取り組みを強化して、計画目標にかかわらず目標を達成して、さらには上回って経営が健全化するよう取り組んでいただきたいとい

うふうに思います。

○末松文信委員 時間がないので。

私が聞いているのは、計画どおりいっていますか
と聞いているんですよ。

○金城聡病院事業統括監 繰り返しになりますが、
30年度においては計画値を上回って目標を達成した
ということでありませう。

○末松文信委員 引き続きまた御努力いただきたい
と思いますけども。

次に、北部病院の件について、きょうは久貝院長
もお見えになっておりますので。

この病床数が今327床ですかね。稼働率についてど
うなっているか、教えてください。

○大城清二病院事業総務課長 稼働病床数は、8月
末現在で257床となっております。

○末松文信委員 これだけ減っている原因は何で
しょうかね。

○大城清二病院事業総務課長 まず許可病床につい
てでございますが、医療法の規定に基づき、知事か
ら使用許可を受けている病床数のことで、病院が使
用できる病床の最大値となっております。一方で、
稼働病床数につきましては、病院が実際に使用する
病床の数を地方厚生局に届け出したものとなってお
ります。現在、各病院において、入院患者数、それ
から平均在院日数などを踏まえて、許可病床の範囲
内で稼働させる病床の数を決定しているということ
でございます。

○末松文信委員 そうしますと、実際は今327床とい
うのは病院に施設はないわけですね。

○久貝忠男北部病院長 現在327床はございませ
ん。稼働で、257床で運用しております。

○末松文信委員 通常そういうものなんですか、施
設というのは。許可病床が327床あるけれども、必
要な病床というのは257床。普通ですか、これは。

○久貝忠男北部病院長 327床、スペースはござい
ます。実際は、ベッド数が257で運用しているとい
うことです。

○末松文信委員 わかりました。ありがとうございます。
それで、医師不足が常にうたわれていますけど、
これ今はどんな状況になっていますか。

○久貝忠男北部病院長 現在、医師の定員数47名に
対して定員は44と、3名の欠員になっています。

○末松文信委員 何か次年度、脳外科がなくなるん
じゃないかと心配がありますけど、この決定につい
て見通しはどうですか。

○久貝忠男北部病院長 確かにことしの10月までは

2名、離島勤務のドクターがいて2名体制でやっ
たんですが、その方も10月で終わって、来年度の指
導の先生が退職するというので、次年度からは今、
欠員状態を考えていますが、今、一生懸命、次の
ドクターをリクルートしているところです。

○末松文信委員 局長、来年ちゃんと手当てして
ください。どうですか。

○我那覇仁病院事業局長 脳外科のドクターが非
常に厳しいというのは、院長が話したとおりにす
けど、これは今年度の初めのほうから医師の確保
に関して、特に脳外科、次年度は現職が出身地に
帰るというふうな情報もあったものですから、沖
縄でも琉球大学、それから九州の私的な大学、そ
れから私立のこういった沖縄県関係者の脳外科医
も本土にいるものですから、そういった方々とコ
ンタクトをとって、何とか脳外科を確保しようと
そういうことで今一生懸命頑張っているところで
ございます。

○末松文信委員 これ以上、診療制限をすること
がないようにしっかり頑張ってくださいよ。よろ
しくお願いします。

以上です。

○狩俣信子委員長 ただいま、病院事業統括監か
ら答弁を訂正したいとの申し出がありますので、
発言を許可します。

金城聡病院事業統括監。

○金城聡病院事業統括監 末松委員の質問に対
する答弁の中で経営計画を樹立する上で累積欠損
金を県民に公表していないというふうに説明を
しましたけれども、経営計画の別表の中に各病
院ごと累積欠損額を試算した数字を掲げていま
す。これを合計する形で病院事業全体の数字につ
いても県民にお知らせをしているところです。
訂正して、おわび申し上げます。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時46分再開

○狩俣信子委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

最後のお一人、照屋守之委員。

○照屋守之委員 私は保健医療部と病院事業につ
いては非常に期待をしておりました。でも今、非
常に信頼を失いかけております。

特に、保健医療部については、県政初と言え
るほどの県の監査からも厳しく指摘を受ける大
失態だと思っております。県の代表監査委員か
ら違法行為を指摘される、まさに異常状態です
ね。

これから質疑に入りますけれども、冒頭に、県知

事の決算特別委員会への出席を求めます。委員長、取り計らいをお願いします。

○狩俣信子委員長 要調査事項ということでよいか。後で理由をお願いいたします。

○照屋守之委員 2018年の感染対策の2つの事業の不適正な会計処理について説明をお願いします。

○砂川靖保健医療部長 本件は2つの補助金が関係しております。

1つ目の補助金が、感染症指定医療機関運営費補助金、これは厚生労働省が所管するものでございます。この補助金は、感染症の予防及び蔓延の防止並びに医療体制の整備を図るため、患者の治療を行う第1種、第2種感染症指定医療機関の運営費を補助するものであります。この補助金は、厚生労働省からの交付決定後に全額概算払い請求を行い、その後、実績報告書の提出、補助金の額の確定通知をもって一連の手続が終了するものでございますが、担当者の事務の不手際により、平成30年度は国に対する請求期限である3月末までに概算払い請求を行わなかったと。このため、国庫補助金676万4000円の受け入れができなかったものでございます。

2つ目の補助金は、感染症外来協力医療機関補助金でありまして、これは九州厚生局が所管するものであります。当該補助金は、高病原性の新型インフルエンザの発生に備え、感染拡大や感染者の重症化を防止するために、保健衛生施設等の施設整備費、具体的には防護服、空気清浄機等、これを購入するための購入費を補助するものでございます。この補助金は、事業完了後に実績報告書を提出し、額の確定通知をもって精算払い請求を行い、国庫補助金の受け入れが完了するわけですが、担当者において、1補助事業者の購入物品、これは防護服でございますが、年度内に納入されないと判断し当該補助事業者分を実績報告書から除外したため、当該補助事業者分の国庫補助金52万6000円の受け入れができなかったというものであります。

以上です。

○照屋守之委員 これはいつ発生しておりますか。

○砂川靖保健医療部長 これは平成30年度の予算で執行でございまして、この手続、補助金の受け入れについては、事業計画書の提出とか補助金の交付申請とか、額の交付決定を受けて、それから補助事業者に対する交付決定、それから検査、その上、実績報告と、一連の手続を行うものでございますけれども、これは30年度の期間中に、一部年度をまたがって行われているというものでございまして、手続各種ございますけれども、その都度その都度不手際が発生し

ていたというものでございます。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から当該手続が始まるのは具体的に何月かも答弁するよう指摘がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

砂川靖保健医療部長。

○砂川靖保健医療部長 厚生労働省所管分の運営費補助金でございまして、平成30年の3月29日に、国から県のほうに対して事業計画書の提出依頼が来ます。そのときの締め切りが30年4月27日。3月30日に、県はその補助事業者に対して、同じように事業計画書の提出依頼を求めました。これは締め切りは30年の4月19日と。ここまでは担当は前任者が行っております。4月1日に新しい職員が来まして、その後、30年4月19日に補助事業者である琉大のほうから事業計画書の提出が行われます。同じく25日に、もう一方の事業者である病院事業局のほうから事業計画書の提出が行われます。本来ならば4月27日に国に事業計画書を提出すべきところでございますが、この年ははしかの流行とか、担当者の事務のふなれ等もございまして、国に対する事業計画書の提出が9月10日、4カ月おくれになってしまったと。それを受けて、国から10月29日に補助金の内示が来ます。同時に、交付申請書の提出依頼が来まして、交付申請書は30年11月30日が締め切りということになります。11月26日に、県は補助事業者に対してそれぞれ内示をします。それと同時に、交付申請書の作成依頼を行ったと。12月7日、琉大から交付申請書の提出がございまして、12月18日に県立病院事業局から交付申請書の提出があると。12月20日にこれを取りまとめ、県から国のほうに交付申請書を提出します。この時点で、1カ月おくれになっていると。年が明けて1月25日に、国から県に対し交付決定通知書があると。3月20日に、このときになって初めて予算執行伺の作成をしていると。その上で事業者に対し、交付決定通知をしたと。3月28日に、国からの補助金838万8000円を歳入調定します。3月29日に事業者に対して補助金を支出するための支出負担行為、1677万7000円の負担行為を起します。本来ならばこの時点までに、国に対する概算払い請求をすべきであったんですけど、それを失念して行わなかったと。年度が明けて、4月10日に琉大から実績報告書が提出されると。同じくその日に県立病院事業局からも実績報告書が提出されます。概算払い請求していなかったものですから、国の補助金が入らないということで、5月14日に歳入の調定の減額変

更をしております。金額的には838万8000円調定したものをゼロにするという変更でございます。5月27日に、同じように支出負担行為の、これは直接この事務と関係ないですけど、負担行為の減額変更をしまして、5月29日に完了検査をしたこととなります。同日、県から事業者に対して、額の確定通知をしたと。それから、支出命令を、1352万9000円の支出命令を行ったと。6月21日に実績報告書を国に提出したと。7月11日に、厚生労働省と事後処理の調整したんですけど、この補助金の支出は不可との回答を得たということで、一連の作業が行われたと。この間、審査調書にありますように、公印の不正使用というのが6回行われたということでございます。

○照屋守之委員 ということは、保健医療部は、その過程では、国に対してそういうふうなものが出されていないというのがわかって、そこはもう自己財源で対応しようとかというようなことをやってきたわけですね。これまでの経緯の中で、例えば5月14日に調定がどうのこうとかといっているいろいろな経緯がありますよね。その中ではもう国に対してそういうものを出していないで、国からの補助はもらえないとかいうことはもうわかっているわけですね。

○砂川靖保健医療部長 5月、年度が明けて、担当班長、担当課長については、こういう事案について覚知したということでございます。

○照屋守之委員 私はまた、皆さん方がわからなくて、県の監査に指摘をされたから、こういうふうなことが起こったということなんですけど。これは、わかりながらそういう形で、県の監査の指摘によってこういうのが明らかになるというのは、おかしくないですか。そういうのは、その時点で対応することですから、当然、こういう事案があって、かくかくしかじか対応する、これについてはどうするという形で県が対応すべきじゃないですか。どうですか。

○砂川靖保健医療部長 一番の問題点は、この作業、事務執行の過程において、管理監督者のチェックが入らなかったということです。担当者任せになっていたということですね。それが年度を過ぎて、もうどうしようもなくなってしまって、初めて、概算払い請求をしていないということが発覚している。それから、補助事業者等について、公文書を送付しているけれど、文書自体はつくっているけれど、決裁手続に回していないということで、公印の不正使用等が行われているということがわかったということですね。これ自体は監査で発覚したというよりも、監査の時点でそういう書類が整っていないわけでは

よ。これは監査じゃなくてもわかる問題でありまして、監査委員としては、これが重要な問題ということで、審査調書でこのような指摘を受けたということでございます。

○照屋守之委員 ですから、監査でそういう指摘をされるということは、そういうことをわかりながら、印鑑もそういうようなものが不正に使われていると。あるいは、国の予算がおりなくて、自分たちで対応するというのをわかりながら、そのような形でやって監査報告したら、監査から、これどうなっているんですかという形でやったわけでしょう。そういうことですよ。

○砂川靖保健医療部長 監査を受ける際にわかっていたかということであれば、そのとおりでございませぬ。

○照屋守之委員 大変なことじゃないですか、これは。国からもらうべき676万円ですか。先ほど、800万円でしたか、後で金額見せてくださいね。それと52万円、さっき2つ説明しましたよね。本来はこういう補助事業は国に対して出せばその分もらえたものが、そういうふうな手続によって、自分たち県の内部によって、これができなかった。それはもう、監査から指摘される前にわかっていたということになると、これは大問題じゃないですか。私は、余り気づかないでそういうことをやって、後でわかったのかなと思ったら、そうであれば、そのときにそういう対応をして、きちんとマスコミにも報道すればこういう結果にはならないじゃないですか。何でその場で処理しないんですか。

○砂川靖保健医療部長 私は、監査終了後、監査は6月5日から7日の間に行われて、そのときに指摘されたようでございますけれども、その報告を6月7日に受けました。そこでとった最初の行動は、国に対して過年度支出をすることができないかということで、調整をさせてきたわけですね。議会を挟みながら、担当者間で調整させたんですけど、7月11日に厚生労働省のほうに職員を派遣しまして、そこで調整したんですけど、過年度支出でも、支出の手続をとることはできないということがございまして。そこで保健医療部としてはこの事案、どうしてこういうことが起こったのかと。今後それを起こさないようにするにはどうすべきかというような対策、手続等について整理をしていたということで、それを終えて、総務部に対して非違報告書を提出するというような段取りを踏んでいるということでございます。

○照屋守之委員 これは組織的な大失態ですね。先

ほど言いましたね、金額はあれですか、676万円と52万円ですか。もう一回確認させてください。国からもらう補助金について。

○砂川靖保健医療部長 感染症指定医療機関運営費補助金、これについては676万4000円。それから、感染症外来協力医療機関補助金、これが52万6000円です。

○照屋守之委員 これは、いずれにしても、これだけ国からもらうものが、保健医療部のそういうふうなやり方でそれができなくて、結局自己財源で充てる。これは、県に対しても県民に対しても、大きな損失じゃないですか。そのことの認識はありますか。

○砂川靖保健医療部長 このような不適正な事務処理によって、県政に対する県民の信頼を損ねたということは、非常に申しわけなく思っているところであります。

○照屋守之委員 前からわかりながら、こういう形で、監査から指摘される前にわかっていてそれをほったらかすという、二重、三重の失態じゃないですか。そうであればありのままを説明して、それに対する対応策を講ずる。部長は厚生労働省に派遣してということを行いますけど、自分たちの大失態でそういうものができなくて、国に対して何とかならんかと言う。異常ですね。これはあれですか、そうするとこの不適切な手続で、各病院に1458万円ですか、支出したということがありますけど、これはそのとおりですか。どういう手続でやったんですか。

○砂川靖保健医療部長 保健医療部のほうで支出命令書を作成しまして、それを会計課において確認して、支払いがなされたということでございます。

○照屋守之委員 ですから、これはもう国からもらえないので、全部自己財源で対応したという、そういうことですよ。

○砂川靖保健医療部長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 これは大変なことです。

これ、後で県の代表監査から指摘されて、違法行為だということになるわけでしょう。これは、指摘されなければどうなるんですか。

○砂川靖保健医療部長 これは指摘されないということは、まず、あり得ない話でございます。知っていて何か隠蔽したような印象を受けるんですけど、これはそういうことはございません。これは、通常の手続に戻すためには時間が徒過していて、どうしようもなかったということでございます。

○照屋守之委員 ですからこれは、我々議会とか県民から見ると、隠しているということなんです。それは当事者は何と言おうが、側から見るとそうで

すよ。本来はきちんとそのときに公表して、こういうことについてはそういう対応をするというのが県の行政の仕組みで、1つのそういうミスに対して、さらに上乘せして組織的にそういう失態を演じる。非常に不思議ですね。これだけの、国からもらえるお金がもらえなくて、自己財源で対応する。今、自己財源なんて非常に厳しいじゃないですか。そういう認識はみんな持っているんじゃないですか、職員は。今のような、そういうふうな答弁、非常におかしいですね。これは何か報道でしたかね、部長及び知事の印鑑で決裁された起案書がどうのこうのというものもありましたけど、これはどういう内容のもの、部長、知事の決裁ですか。教えてください。

○砂川靖保健医療部長 補助金の交付決定とか、国に対する交付申請等、実績報告を提出する場合に、公文書に知事の公印を押すことがございます。担当職員は、文書自体は起案するんですけど、この起案した文書を回議に回していないということで、上司の印鑑がないわけですね。にもかかわらず、公印を押印してそういう文書を送付したと。部長の公印というのは、主に添付書類の原本証明のときに、原本に相違ありませんということで部長印を押していた、使ってやっているということでございます。

○照屋守之委員 ここの、資料をいただいた中にこれはありますか。決裁印の。

○砂川靖保健医療部長 まだこれは修正を我々はしていません。この不適切な事務処理が行われたということを残すために、今後、追認手続はとるんですけど、この担当職員において文書自体は作成したんですけど、これは回議に付されていないということで、担当職員以外の押印はされていないということでございます。

○照屋守之委員 部長、知事の印鑑を、職員は断りなしに印鑑を押して起案してやったという文書があるわけでしょう。

○砂川靖保健医療部長 部長、知事の公印というのは、部長の印鑑は部長が持っているわけではありません。知事の印鑑は知事、秘書課が持っているわけではございません。保健医療部の場合は保健医療総務課、ここが公印管理課になりますので、そこに印鑑が保管されていると。担当職員は勤務時間中に、通常なら審査を受けた上で押印するわけなんですけれど、そういうこともされないで堂々と押していたということで、公印管理についても問題があると、これが2つ目の原因というふうに申し上げたところでございます。

○照屋守之委員 ですから、その起案文書に部長、

知事の印鑑を押したこの書類、これのコピーを下さ
い。どうですか。

○砂川靖保健医療部長 この担当職員が作成した起
案文書には、上司の押印はございません。決裁が終
わった後に、公文書を作成したときに、そのときに
沖縄県知事の印鑑が押されるわけです。決裁を得な
いでそういう知事印を押印したと、これが公印不正
使用ということで、今お手元にお配りした書類は、
一連の手續について、起案文書もどきといいますか、
起案したけれど回議にされていない文書、それから、
それをもとにして送付した公文書、これを添付して
いるということでございます。

○照屋守之委員 いやいや、前代未聞ですね。

これは県の代表監査も違法行為、会計課もあり得
ない。これは県政史上始まって以来の出来事ぐらい
のことですよ。これは補助金適正化法違反の疑い
があると県代表監査委員は言っていますね。そのと
おりですか。

○砂川靖保健医療部長 補助金の交付は受けており
ませんので、適化法の問題が生じることはございま
せん。

○照屋守之委員 これは受けるべき補助金のものを
申請出していないわけだから、そういうふうなもの
がきちんと出せば、期限内に出せば、国から676万
円とか52万円とかとおおりるわけだから、やっぱり県
民の立場からすると、これに当たるんじゃないです
か。

○砂川靖保健医療部長 不適切な事務処理によって、
本来もらえるべき国庫補助金がもらえなかったとい
う指摘は残りますけれど、それが補助金適化法の関
係で問題が起こることはないということございま
す。

○照屋守之委員 非常に自分の都合のいいように言
いますね。

これは県の代表監査委員が言っているんですよ。
県の代表監査委員が、補助金適正化法違反の疑い
があるというふうに言っているのを、何で当事者がそ
うじゃないと言えるんですか。

○砂川靖保健医療部長 適化法は、補助事業者が補
助金の不正受給等々、こういうことを規制するわけ
でございますけれど、今回の事例の場合、補助金は
受けていないわけです。請求もしていない。そうい
うことですので、この補助金適化法の条項が適用さ
れる余地はないということでございます。

○照屋守之委員 補助金適化法の疑いがないとい
うのは、より悪いんです。補助金を、申請出して国か
らもらえるものが、それを出さなくて自分でお金を

出す。では、その出したお金はどうするのという話
ですよ。これは補填したんですか、誰かが。

○砂川靖保健医療部長 先ほど委員も申し上げまし
たように、一般財源が充てられているということで
ございます。

○照屋守之委員 ですから、そういう職員、保健医
療部のミスによって、国からの補助が受けられない。
それは先ほども言いましたように、県民の損失、県
の損失ですから、そこは当然、今のような不手際が
あってこれができないということになれば、県には
迷惑かけられない、県民には迷惑かけられない、そ
この部分は保健医療部で補填する、これは当然じゃ
ないですか。

○砂川靖保健医療部長 職員に賠償責任を課す場合、
地方自治法の第243条の2というのが適用されるわけ
ですけど、本件の事例の場合、第243条の2の構成
要件には該当しないということで、法律上は職員の
賠償責任は発生しないだろうというふうに思ってお
りますけれど、本来もらえるべき補助金がもらえな
かったというような道義的責任、これについては何
らかの対応策があるのか、これはちょっと検討して
みたいと思います。

○照屋守之委員 また、県の代表監査委員は、有印
公文書偽造違反の疑いがあるということも指摘して
おりますけども、この件についてはどうですか。

○砂川靖保健医療部長 刑法でいうところの公文書
偽造、これに該当するかどうかというのは、保健医
療部のほうでも今検討しているところで、結論は出
ておりませんが、ただ、有印公文書偽造の場合、行
使の目的という、目的違反でございますので、この
偽造文書の作成についての認識があると。これに加
えて、行使の目的、主観的な違法要素と、そういう
ものの存在が必要とされるわけでございますして、人
をして偽造文書を真正な文書と、誤信させ、または
虚偽文書の内容を真実の文書と誤信させようとする
目的が必要となってきます。本件の場合、これに該
当するか、まだ検討段階ではございますけれど、も
ともと今回、公印が不正使用された文書というのは、
通常の手続に沿っても作成されるべき文書であ
るわけですよ。そういう文書の作成をもって、目的
違反である偽造罪が成立するかどうかというのは、
もうちょっと検討する必要があるだろうというふう
に考えております。

○照屋守之委員 これは、具体的にそういうふうな
文書も存在するということと、皆様方のこの行為に
よって、県や県民にこれだけ損失を与えているとい
う、こういうふうな事実からすると、先ほど言いま

したように、補助金の適正化法違反の疑い、これは県の代表監査も指摘しているわけですね。この件も有印公文書偽造違反の疑いということで、もう法に反するような行為ですよということなんですよ。

私は、もう一つ、この件に大きな疑いを持っているんですよ。

背任とか背任行為とはどういう意味ですか。部長、背任、背任行為。

○砂川靖保健医療部長 刑法の条文は覚えておりませんが、自分がやるべき任務に背いて損害を与えることになるのかなというふうに理解しています。

○照屋守之委員 背任とは、公務員が任務に背いて役所に損害を与えること。今回の事案はまさに、676万円と52万円、国庫補助金がもらえず県や県民に損失を与えている。この行為は外から見ると背任行為じゃないですか。どうですか。

○砂川靖保健医療部長 専ら公文書の偽造の関係で検討しておりましたので、背任については、まだ深掘りがされておられません。ただ、例えば違法性がなく、公文書偽造に当たらないとしても、この一連の行為というのは、本来あるまじき行為なんですよ。これはこれで、我々としてはちゃんと地方公務員法の規定にのっとって、厳正に対処する必要があるというふうに考えているところでございます。

○照屋守之委員 まさに背任行為ですよ、今やっているのは。これはあれですか、内部でそういう調査をしてということですけども、刑事告発とかそういうことも考えているんですか。

○砂川靖保健医療部長 今後、この公文書偽造に関して、法曹関係者の意見も聞きたいと思います。その上で、仮に、構成要件に該当して、違法性があるということであれば、刑事訴訟法で定めるところにより、公務員には告発の義務があるのかなというふうに考えております。

○照屋守之委員 今回の案件、この補助金適化法違反、有印公文書偽造違反及び背任行為、これは組織的に行われていると思っているんですよ、私は、この部分は。先ほどから、これを知った、このような形で。刑事告発も後は考えていきたいということですから。これはこのような形でやって、内部で今、調査をしてとか、見識とかいろいろ聞いておりますけれども、皆様方、内部でこれを調査して、こうします、ああしますと、こんな、我々からすると無責任なことはありませんよ。これだって、県の監査がそういう指摘をして、こういうふうな3つの法律に抵触する可能性があるというふうなことですから、そこは執行部の、刑事告発もにらんだ形で調査をし

ていくというふうな話になると、これは別の形で真相究明をする必要があります。これこそ、まさに沖縄県議会の百条委員会じゃないですか。百条委員会の中で、部長たちも課長たちも、参考人とか証人で呼ぶんですよ。当事者もいろんな角度から呼んで、参考人あるいは証人尋問、先ほどありました、いろんな、じゃあどういふ部分が法に照らしてどうなのか。今の執行部が考えていること、それをまた法に照らし合わせて客観的にやるという、これこそまさに百条委員会ですよ。これは部長たちが逆に県議会に申し入れて、百条委員会を設置して真相究明をやってくれと。それによってまた我々は、告発するのかどうかというふうなことも一緒に考えていこうと。これが客観的な県民の要請ですよ。報道機関もそう思っていますよ。きちんとやったほうがいいと。どうですか。

○砂川靖保健医療部長 百条委員会を設置するかどうかというのは、これは議会が決定すべき事項でございまして、執行部のほうから答弁することは差し控えたいと思いますけど、ただ、この一連の流れは先ほど説明したとおりでございまして、組織的に問題があったということは認めますけれど、組織的な不正行為ではないんですよ、あくまでも。それから、背任の話も出ましたけれど、背任は人のためにその事務を処理する者が自己もしくは第三者の利益を図り、または本人に損害を加える目的でその任務に背く行為ですので、この構成要件を考えたときには、今回の事例は当てはまらないのかなと。仮に、公文書偽造ということが成立する可能性が高い場合には、あくまでも刑事告発するということであって、今その結論が出ているわけではないということでございます。ただ、いずれにせよ、今回の行為というのは、公務員のファンダメンタル、沖縄県職員の矜持として、非常にゆゆしき問題でありますので、地方公務員法の手続に沿った懲戒処分の手続は必要であるというふうに考えているということでございます。

○照屋守之委員 これはまさに、みずからの起こしたことを自分の都合のいいように解釈をする。これは背任でも、皆様方がこれをどうのこうのと判断できるものではありませんよ。結果としてこういうことが起こっていますから、そこは百条委員会の中でこうだった、ああだったというのを聞いて、それで意図的にやったのかどうかというのは客観的に判断することであって、皆様方は当事者ですよ。こんな無責任な対応はありませんよ。そういうふうな組織的な課題も含めて認めながら、百条委員会の設置をお願い……。当然、百条委員会は議会がやりますよ。

でも、こういう案件は、皆様方から、むしろきちんと原因究明も今からやらないといけないわけでしょう。ぜひこういうことですから議会もやってくださいと、逆に要請するのが筋じゃないですか、今回は。皆様方から知事と相談してやってくださいよ。どうですか。

○砂川靖保健医療部長 本件についての原因究明、確かに当事者である我々でやっておりますけれど、一応、これについて原因というのは確認されているというふうに理解しております。先ほど挙げた3つの原因ですね。これに対する対策も講じておりますので、今後はこういうことが二度と起こらないように気を引き締めて職務執行に邁進したいということでございます。

○照屋守之委員 県民は誰も納得しませんよ。県議会も。何で自分たちが起こした不始末を、違法の疑いがあるというこの事例を、何で自分たちの都合のいいように解釈して、それで済まそうとするんですか。我々は皆様方の、執行部の監視機能を持った県議会ですよ。皆様方が言っているのが正しいのか、これを客観的に見て、どうなっているの、これはどういう意図があってやったんですかということも含めてしっかり究明するのが百条委員会でしょう。参考人招致。今は全部、部長がしか答弁していませんよ。それは当事者がいて、その当事者から、どういうお考えでやったんですか、印鑑をそういうふうになら勝手にそれに印鑑を押したんですかというふうなことは本人から聞いて、実際、ああそうだったのかということをやるのが百条委員会の真相究明であって、それが終わったらじゃあこの案件というのは、告発に値するものなのか、説明員が言うとおりはその範疇なのか。この六百何万円ですか、国の国庫からもらうべきお金がもらえていないというものは、本来は当事者でこれを負担しないといけないんだけど、この分についてはその分の責任は追及できないねというふうなことになるんでしょう。通常は、これだけの損失を与えたら、無条件でどうぞ返してくださいですよ。余り部長が勝手に御自身でそういうふうなものは言わないほうがいいですよ。逆にむしろ、我々に真相究明のための力をかしてくださいと言わなければならないですか。どうですか。

○砂川靖保健医療部長 百条委員会について申し上げる立場にはないということございまして、今回、非違行為報告書を提出しておりますので、一連の処分当たっては、総務部のほうにおいても、担当職員を含める関係者から事情聴取を行います。その中でも事実関係は明らかになるというふうに考えてお

りまして、それに基づいた処分をすることが適当であろうと。私は自分の考えを勝手に言っているわけではなくて、あくまでも、例えば職員の賠償責任については、自治法に書いてある規定に沿った場合、今回の事例、これは確かにもらえるべきものはもらっていませんけれど、自治法で書いているのは、あくまでも支出関係なんですよ。支出とか、そういうとき、契約の検査とか、監督とか、そういうときに職員の過失とか故意があった場合に賠償を追及するというような規定になっておりますので、今回の事例で賠償まで問うのは難しいのかなと。住民監査請求等が起こった場合はどうなるかわかりませんが、これはその後の展開を待ちたいと思います。

○照屋守之委員 極めて不誠実な説明ですね。

自分たちの重大な過失を認めて、県の代表監査も違法行為が疑われるということであれだけ指摘をされて、今のような。どういうことですか。我々は県民の立場で今、見ているんですよ。我々県議会は皆さん方の立場では見ていませんよ。余りにもひどい言い方じゃないですか。これは皆様方の職員一人一人が頑張って、その部署の責任で、こういう形できちんと申請を出していれば、676万円、あるいは52万円、国からいただけたものがもらえない。それが何、支出に関しては問われるけど、これについては問われない。こんな責任逃れの説明がありますか。どうなっているんですか、この組織は。異常ですよ。法的にこれだけ明確に違法行為の疑いがあるというものについて、あくまで内部調査で、これはこれに当たらないと、何で皆さん方は自分で判断するんですか。皆様方の組織の中で、組織ぐるみで、組織としてそういうことがあるわけですから、これを判断するのは第三者ですよ。それが百条委員会、県議会、今はそう言っているわけですよ。すぐ皆様方が警察に告発するんだったらいいですよ。それもやらないで、今聞いていると、全部自分たちの都合のいいように解釈をする。ちょっとおかしいんじゃないですか。我々は県民の立場で皆さん方を見ていますよ。報道機関も全く一緒ですよ。そういうふうな形で今問題になって、報道でもああいうふうな形で、違法行為があるというふうな報道をされて、議会で確認したら、いやこうだああだと言って、その次の議会の対応ができないということになれば、これはもう大変じゃないですか。県民というのは、県政の状況を知る権利があって、我々はその期待に応える責務があるわけですよ。報道機関は報道機関で、きちんとそういうものを報道するから、このような県監査委員の指摘も含めてやるわけでしょう。それがこう

いう公に取り上げられて、議論をしたら、いやいや我々は自分たちの都合のいいように処理しますよと言って、議会がおさまりますか。報道機関がおさまりますか。いいですか、部長。知事は、こう言っているんですよ。誰ひとり取り残さない、全ての権限を大切にするとおっしゃっているんですよ、県民の。この前の会食問題でも、丁寧に説明するとおっしゃっているんですよ。そういう知事、県民の権利も大切に、県議会の権利も、マスコミの権利もしっかりと大切にするとおっしゃる形からすると、今起こっている問題については、明確に法に反するという事ですから、そこは知事も真摯に対応すると思えますよ。だって、玉城デニー県政で起こっていることですよ。知事の公印も勝手に使われているわけでしょう。知事が説明するのは当たり前じゃないですか。知事がお帰りになったら、とにかく百条委員会設置について相談してみてください。どうですか。もう一度。

○砂川靖保健医療部長 今回の一連の案件は、知事の政治姿勢に全く関係するものではございません。公務員としての基本的なさま、それと沖縄県職員としての矜持の問題でございます。今回の事案が決して許される事務手続だとは毛頭思っておりませんで、それについては地方公務員法に沿って厳正な手続をするということが1つでございます。補助金適法化の問題でございますけれども、補助金の交付を受けていない以上、その法が発動される余地は、法律的に低いというような見解を示しているだけでございます。もう一つ、公文書偽造に関しても、結論を出したわけではございません。公文書偽造が目的違反であるということを考えてみた場合に、なかなか難しいのかなと思っておりますけれども、これは法曹関係者の意見も聞いた上で判断したいということでございます。我々はこれをうやむやにするつもりはございませんで、ちゃんとした手続に沿った処分はしますので、それを受けて判断をしていただきたいと思えます。

○照屋守之委員 人の権限を奪わないでくださいよ。判断するって、自分たちがしでかして、全部その非を認めながら、きちんと客観的に、我々も県民の立場からやろうというのに、全部自分たちの都合のいいようにやる、おかしい話じゃないですか。先ほど何と言いましたか。こういう問題は、知事に、上に影響を与えるものではないみたいなことを言っておりますけれども、ここは1つの部ですよ。幾つの部署ありますか。トップは玉城知事ですよ。玉城県政の中の一つですよ。

この今の状況は玉城県政の不祥事になるんですよ。

こんなこともわからないんですか。外から見たらそうですよ。当たり前のお話ですよ。玉城知事にかかっていくんですよ、みんな。知事の印鑑も押されているわけでしょう。知らない間に押されている。心外でしょう、知事からすると。何でこうなっているのと、あなたたちどうしてくれるのと。百条委員会でも何でも開いて、ちゃんと県民にわかるように解明しなさいというのが知事の立場だと思いますよ。皆様方は知事とは関係ないとかと言って、玉城県政の中の保健医療部ですよ。こういう認識で仕事をしているということ自体が信じられませんね。信じられませんね、部長。

玉城県政の中で、皆様方は仕事をしているんですよ。ですから、繰り返し言いますけれども、玉城知事とそういう相談をして、知事の印鑑も使われて、やっぱり社会的にはまずいんですよ。やっぱりこれは何らかの形で、百条委員会なりで真相究明をやる。そこにきちんと職員も説明に行く、知事も出向いて説明してもらおうという、そういうふうなものが必要だと思いますけどね。今のような説明は与党も納得しませんよ。幾ら何でも。こんな答弁、聞いたことないですよ、本当に。委員長、ぜひ先ほど申し上げましたように、このように違法行為で、それは執行部も認めているわけですから、決算委員会で知事と呼んで、招聘するのを提案します。

○砂川靖保健医療部長 私は百条委員会を設置するなどは言っておりません。これは、極めて、議会において判断すべきことであるというお話を申し上げているだけでございまして。知事との関係で申し上げたのは、別にこの知事の政治姿勢に基づいてこういう問題が起こったものではないんですよ。これはあくまでも公務員としての基本的なさまの問題、そして、沖縄県職員として矜持の問題であると申し上げております。各法令違反の事実があるかどうかというのは、今後、法曹関係者の意見も聞いて最終的に判断しますけれども、我々だけでこの問題を処理しているわけではない。地公法に基づく処分についても、改めて総務部の職員が事情聴取を行って事実関係をつまびらかにしますので、その辺も見ていただきたいということを申し上げているところでございます。最後に申しますが、今回の事案が決して許される事案だというふうには思っておりません。本人、担当職員だけではなくて、管理監督にある職員を含めて、厳正な審査のものと処分が必要というふうを考えているということを申し述べておきます。

○狩俣信子委員長 以上で、保健医療部及び病院事業局関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起しようとする委員から改めて、提起する理由の御説明をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります要調査事項（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 質疑のときも申し上げましたけれども、ぜひ玉城知事を決算特別委員会に出席を求めて説明できるように段取りをしていただきたいということです。

理由は、私はこの問題は監査委員の指摘で発覚したと思っておりますけれども、この執行部の責任によると、もう昨年からの事態をわかりながら、この業務を遂行するために保健医療部で組織を通じてやってきたということを知り、さらにびっくりしました。この違法性に対する認識とか、あるいは非常に厳しい状態である、あるいはまた今後の処分についても考えるというふうなことは言っておりますけれども、逆にそれを第三者に委ねて調べようなんて毛頭なくて、自分たちで処理をしていこうというふうな、この姿勢については、これは絶対に納得できませんね。同時に、3つの法、有印公文書の偽造というのと、適化法の部分と、背任行為、そういうようなものについても認識をしながら、その問題について対応しない。職員のしっかり所定の手続でやったものについて、国からの補助金が692万円と52万円が県にもらえることができなくて、一般会計予算で組んでいく。これについても保健医療部として、そういうふうなものについては補填するような、そういうものも毛頭ないと。こういうふうなこと、さらにはまた、知事の印鑑が押されているにもかかわらず、これは知事とは関係なく、我々の部分で対応しているというふうなことからすると、これは県民の側からすると、もう玉城県政、組織を挙げてこういう不正なことをやって、違法行為をやって後始末もやらないというふうなことに、今、私はなっていると思っております。ですから、これは第三者機関でしっかり協議をするという場を持ったほうがいいという考えは持っておりますけれども、当面はこの事態について、やっぱり玉城県政の中で起こって、

みずからの印鑑も押されているということからすると、やはり知事として決算委員会に出席をしていただいて、これまでの経緯も含めて、当然それまでには担当部局から事の成り行きというものを、しっかり知事は把握するということになると思いますけれども、やっぱりここは玉城県政で起こっている違法行為というふうなことから、やっぱり知事がしっかり参加していただいて、県民に対して説明をする、議会に対して説明をするというふうなことをぜひお願いしたいと思っておりますから、これは全会一致で知事の参考人の出席、お願いしたいと思っております。

以上です。

○狩俣信子委員長 以上で、要調査事項を提起しようとする委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 私は、反対の立場で意見を述べたいと思います。

代表監査委員もこの緊急的な監査には該当しないという認識を示しております。また、詳細についても、現在調査中ということであることから、この要調査事項の案件には当たらないのではないかなということでは私は思っております。

以上です。

○狩俣信子委員長 ほかに意見はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 私も反対の意見を述べさせていただきます。

本日と16日の決算特別委員会でも審査が尽くされており、また、会計処理法上も法的違反はないとの答弁もありました。補助金申請の手続を踏まないで一般財源からの支出は損失ではありますが、組織的な背任行為ではないとの答弁もありました。今後、部署内での事務処理上の流れも再検討したい旨の対策も示されておりましたし、地方公務員法上、職員の罰則規定にも該当しないという答弁もあり、我が会派は必要ないと思っております。また、決裁責任者が統括監であるということもきょう答弁されておりましたので、知事を呼ぶ必要はないというふうに思っております。

○狩俣信子委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 意見なしと認めます。

以上で、要調査事項として報告することへの反対

意見の表明を終結いたします。

次に、決算特別委員会における調査の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、決算特別委員会における調査の必要性及び整理等について協議した結果、保健医療部の不適正な会計処理への対応についてを報告することで意見の一致を見た。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり、報告することといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から特記事項について説明を行った。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

次に、特記事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 今回の不正事件について、不正の案件については、これは県単独で今、内部調査みたいな感じでやっていますけれど、県ではなくて第三者機関、客観的にそういうふうな物事ができるような第三者機関を設置して真相究明してもらいたい。それを要望してください。

○狩俣信子委員長 これが今の特記事項ですね。

ただいまの提案について意見はありませんか。

亀濱玲子委員。

○亀濱玲子委員 今回のこの第三者委員会の設置に委ねるということですが、やはり私も、今までに意見が出ておりますが、担当部局で調査中ということですので、代表監査もはっきりと定期監査で重点的に調べるのがふさわしいということも発言されておりますので、これについては第三者機関を設けるといっても、今の担当部局の調査の推移を見るところで、これに関しては反対の意見とさせていただきます。

○狩俣信子委員長 ほかに意見はありませんか。

新垣新委員。

○新垣新委員 別途で第三者機関の関係ですね、やはり第三者がより違う視点で見えていくことが、県民に説明責任があるということで、ぜひとも、身内に甘かった場合はどうするのかという懸念もある。ですから第三者が見て、これはクリーンだったねと、この不正会計は大丈夫だったねと、法的に瑕疵がなかったねと、きれいに県民に説明できるように第三者機関を設けるのが県民に対する説明だということ

で、賛成を申し上げます。

○狩俣信子委員長 ほかに意見はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 きょうの議論を聞いて、やっぱり、もっとしっかりした機関を設置して、調査して県民に明らかにするということが必要だと思いますので、ぜひとも第三者委員会を設置していただきたいということについて、賛成いたします。

○狩俣信子委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 意見なしと認めます。

以上で、特記事項の提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。これまでの調査における質疑、答弁の主な内容を含む決算調査報告の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は 10月24日 木曜日、午前9時までに決算特別委員に配付されることになっていきます。

また、決算特別委員が調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、24日 木曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 狩 俣 信 子

令和元年10月18日

令和元年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

土木環境委員会記録

(第2号)

令和元年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月18日（金曜日）
開会 午前10時3分
散会 午後4時27分
場所 第3委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和元年 平成30年度沖縄県水道事業会計
第5回議会 未処分利益剰余金の処分について
乙第27号議案
- 2 令和元年 平成30年度沖縄県工業用水道事
業会計未処分利益剰余金の処分
乙第28号議案 について
- 3 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会 認定について（環境部所管分）
認定第1号
- 4 令和元年 平成30年度沖縄県水道事業会計
第5回議会 決算の認定について
認定第23号
- 5 令和元年 平成30年度沖縄県工業用水道事
業会計決算の認定について
認定第24号
- 6 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 新垣清涼君
副委員長 照屋大河君
委員 座波一君 具志堅透君
崎山嗣幸君 上原正次君
赤嶺昇君 玉城武光君
糸洲朝則君 山内末子さん

欠席委員

座喜味一幸君

- ※ 決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である座喜味一幸君は調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

環境部長 棚原憲実君

環境政策課長 長濱広明君
環境政策課 新里睦君
基地環境特別対策室長
環境保全課長 普天間朝好君
環境整備課長 比嘉尚哉君
自然保護課長 比嘉貢君
自然保護課 小渡悟君
世界自然遺産推進室長
環境再生課長 安里修君
環境再生課 玉城洋君
全国育樹祭推進室長
企業局長 金城武君
企業企画統括監 小波津盛一君
参事兼総務企画課長 上運天先一君
経理課長 浜川智彦君
配水管理課長 上地安春君
建設課長 大城彰君



○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第
5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議
案2件、令和元年第5回議会認定第1号、同認定第
23号及び同認定第24号の決算3件の調査並びに決算
調査報告書記載内容等についてを一括して議題とい
たします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出
席を求めております。

まず初めに、環境部長から環境部関係決算の概要
説明を求めます。

棚原憲実環境部長。

○棚原憲実環境部長 それでは、環境部の平成30年
度一般会計決算の概要について、ただいま通知しま
した歳入歳出決算説明資料（環境部）に基づいて御
説明いたします。

まず初めに、歳入決算の状況につきまして御説明
いたします。

通知をタップして、1ページをごらんください。

環境部所管の歳入は、使用料及び手数料、国庫支
出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、県債の

7つの款からなっております。

1行目になります。環境部所管の歳入の合計額は、予算現額29億4691万2883円、調定額は18億4027万1969円、うち収入済額は18億437万5178円であり、収入未済額は3589万6791円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は98.05%となっております。

次に、款ごとの歳入について御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料は、予算現額3189万5000円に対し、収入済額は1758円であり、平和創造の森公園に係る土地使用料であります。

その3行下の(項) 証紙収入につきましては、予算現額3189万4000円に対し、収入済額がゼロ円となっております。これについては出納事務局において取りまとめて計上されることとなっております。

(款) 国庫支出金は、予算現額9億4606万2883円に対し、収入済額は8億8198万8079円であり、その主なものは、世界自然遺産登録推進事業や外来種対策事業などの沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入は、予算現額82万1000円に対し、収入済額75万1227円であり、その内容は、環境保全基金利子及び産業廃棄物税基金利子などの財産運用収入であります。

通知をタップして、2ページをごらんください。

(款) 寄附金は、予算現額60万円に対し、収入済額は40万円であり、民間企業による飲料製品の売り上げの一部を環境保全活動に寄附しているものであります。

(款) 繰入金は、予算現額1億8378万8000円に対し、収入済額は1億7547万7100円であり、その内容は産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金などであります。

(款) 諸収入は、予算現額1094万6000円に対し、調定額は4735万3805円、収入済額は1145万7014円であります。

収入未済額が3589万6791円となっております。その内容は、西原町字小那覇地内で長期間廃タイヤが不適正に保管されていたこと等に対する行政代執行の撤去・処理求償費用であります。

(款) 県債は、予算現額17億7280万円に対し、収入済額は7億3430万円であり、その主なものは公共関係事業推進費であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

通知をタップして、3ページをごらんください。

平成30年度の環境部所管の歳出は(款) 衛生費からなっております。

1行目の予算現額(A)欄をごらんください。

予算現額は52億1809万円、うち支出済額は39億6966万5811円、翌年度への繰越額は10億5850万6000円、不用額は1億8991万8189円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は76.1%となっております。

次に、翌年度繰越額10億5850万6000円について御説明いたします。

翌年度繰越額(C)欄の上から4行目になりますが、(目) 環境衛生指導費10億482万円は、公共関係事業推進費における産業廃棄物管理型最終処分場の工事のおくれによるものであります。

翌年度繰越額(C)欄の下から2行目になりますが、(目) 環境保全費1549万4000円は、主に自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業において、東村慶佐次のマングローブ林内の承水路の掘削を行うこととしていましたが、ヒルギ林が国指定天然記念物であり、また、当該区域が国立公園の指定地域であることなどの理由により、許可承認の調整等に期間を要したものであります。

その下の行になりますが、(目) 自然保護費3819万2000円は、主に自然公園の施設整備において入札が不調であったため、予定工期の見直し等計画変更を行ったことによる繰り越しであります。

次に、不用額1億8991万8189円のうち、目で主なものについて御説明いたします。

不用額(D)欄の上から4行目になりますが、(目) 環境衛生指導費の不用額2874万5724円は、主に海岸漂着物等地域対策推進事業において、市町村の申請取り下げ等に伴い補助金の不用が発生したことによるものであります。

下から2行目になりますが、(目) 環境保全費の不用額3645万8462円は、主に放射能調査費に係る機器更新の入札残等によるものであります。

その下の行になりますが、(目) 自然保護費の不用額1億684万9680円は、主に公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づく届け出がなかったことによるものであります。

以上をもちまして、平成30年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関係決算の概要説明を求めます。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 おはようございます。本日はど

うぞよろしくお願ひいたします。

平成30年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

本日はサイドブックに掲載されております決算書及び議案書（その2）により御説明させていただきます。

初めに、認定第23号平成30年度沖縄県水道事業会計決算について御説明いたします。

ただいま通知いたしました決算書の1ページをタップしてごらんください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出について御説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計297億2675万2000円に対して、決算額は299億8207万7944円で、予算額に比べて2億5532万5944円の増収となっております。その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増加によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計301億1130万2648円に対して、決算額は293億8652万4386円で、翌年度繰越額が1億5468万1685円、不用額が5億7009万6577円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における修繕費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計142億9707万3000円に対して決算額は104億4632万1728円で、予算額に比べて38億5075万1272円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰り越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計194億4570万5986円に対して、決算額は152億4646万5950円で、翌年度への繰越額が38億1852万1033円、不用額が3億8071万9003円となっております。繰り越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明をいたします。

1の営業収益156億5945万2円に対して、2の営業費用は270億28万6024円で、113億4083万6022円の営業損失が生じております。

3の営業外収益129億2447万9467円に対して、

4ページの4の営業外費用は12億2928万8387円で、右端上のほうになりますが、116億9519万1080円の営業外利益が生じており、経常利益は3億5435万5058円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は3億9791万576円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明を申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高447億9752万5888円に対し、当年度変動額が4億2393万8987円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は452億2146万4875円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高3億9791万576円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることとなっております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明を申し上げます。

まず、資産の部については、8ページの中段になりますが、資産合計が4361億271万171円となっております。

負債の部につきましては、9ページ一番下のほうになりますが、負債合計3908億8124万5296円となっております。

資本の部については、10ページの下から2行目になりますが、資本合計452億2146万4875円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また、15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思ひます。

以上で、認定第23号平成30年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

次に、ただいま通知をいたしました決算書の47ページをタップしてごらんください。

引き続きまして、認定第24号平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計6億7029万9000円に対して、決算額は6億6384万

4856円で、予算額に比べて645万4144円の減収となっております。その主な要因は、第3項の特別利益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計6億7394万9472円に対して、決算額は6億4635万2834円で、翌年度への繰越額が293万7195円、不用額が2465万9443円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における負担金等の減少によるものであります。

48ページをお願いいたします。

次に、(2)の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計1億7619万3000円に対して、決算額は1億2104万5000円で、予算額に比べて5514万8000円の減収となっております。その主な要因は、第1項の国庫補助金が翌年度へ繰り延べになったこと等によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億1753万5256円に対して、決算額は9964万9540円で、翌年度への繰越額が1454万3052円、不用額は334万2664円となっております。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における入札執行残等によるものであります。

次に、49ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益2億7599万8555円に対して、2の営業費用は6億1204万205円で、営業損失が3億3604万1650円生じております。

3の営業外収益3億6576万5822円に対して、50ページの4の営業外費用が1264万2361円で、右端上のほうになりますが、3億5312万3461円の営業外利益が生じており、経常利益は1708万1811円となっております。

5の特別損失を加味した当年度の純利益は1706万8685円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、51ページの剰余金計算書について御説明を申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高14億65万1027円に対し、当年度変動額が1706万8692円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は14億1771万9719円となっております。

次に、52ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明を申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高1706万8685円の全額を、今後の建設改良

費に充てるため、議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることしております。

次に、53ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明を申し上げます。

まず、資産の部については、54ページの中段あたりになりますが、資産合計67億6969万8097円となっております。

負債の部につきましては、55ページの下のほうになりますが、負債合計53億5197万8378円となっております。

資本の部につきましては、56ページ下から2行目になりますが、資本合計14億1771万9719円となっております。

なお、57ページから59ページは決算に関する注記、また61ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、認定第24号平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

次に、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案書(その2)の89ページをタップしてごらんください。

乙第27号議案平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明をいたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

内容につきましては、平成30年度水道事業会計の未処分利益剰余金3億9791万576円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

続きまして、90ページをごらんください。

乙第28号議案平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、水道事業会計と同様に、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

内容につきましては、平成30年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金1706万8685円の処分について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上で、乙第27号議案及び乙第28号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○新垣清涼委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願ひします。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取り扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、当該ページのタブレット通知機能により委員みずから通知し、質疑を行うようお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思ひますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願ひいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 環境部からお願いします。

主要施策の成果の報告書の37ページ、世界自然遺産登録推進事業と示されていますが、事業の実績、効果等について説明をお願いします。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 世界自然遺産登録推進事業について、その概要と評価について御説明させていただきます。

まず、事業目的と内容についてです。遺産登録の確実な登録を図るために遺産価値—これは生物多様性になりますが、その維持や持続的利活用の推進体制の構築、登録に向けた機運の醸成に係る5つの取り組みを実施しているところです。ちょっと長くなりますが、少し細かく説明させていただければと思ひます。5つ事業がありまして、まず、地域部会というものがありまして、これは地域ごとに遺産の保全管理をする取り組みで、実行計画、行動計画というものをつくっておりまして、毎年度の見直し、検証を行っている事業が一つございます。その課題といたしましては、将来にわたって保全管理をしっかりと

りしていくための体制構築が必要となつてまいりますので、今、その体制構築に向けて取り組んでいるところでございます。もう一つは、西表島における適正利用とエコツーリズムの推進ということで、西表島のエコツーリズムガイドラインというものをつくりまして、エコツーリズムをする際にフィールドの利用ルールであるとか、モニタリングの指標というものを今、ルールとして決めているところでございます。

もう一つは、イリオモテヤマネコの交通事故防止対策の検討ということで、イリオモテヤマネコの交通事故をいかに防止するかというふうな取り組みをしております。西表島に抑制柵を設けまして、今、実証実験をしているところです。実証実験をしている期間については、今、ヤマネコの交通事故というものが起こっていない状況となっております。

もう一つにつきましては、ノイヌ、ノネコ対策事業でありまして、生態系を守るために林内にいる野猫、野犬の排除を目的としてやっているものがございます。

それとともに、ヤンバル地域における犬猫遺棄防止対策というのも重ねてやっております。周知啓発も含めて、遺棄防止、適正飼養の普及啓発に努めているところでございます。もう一つは世界自然遺産の普及啓発というものを取り組んでおりまして、モノレールのラッピングやパネル展示会、普及啓発、イベント、さまざまな取り組み、5つの取り組みを今、続けているところでございます。

○照屋大河委員 たくさん用意していただいたみたいですが、ありがとうございます。

一番関心があるというか、この資料の最後のほうにありますその他のほうに、IUCN（国際自然保護連合）による現地調査や世界遺産委員会の審査が実施される時期を想定し、関係機関と連携し課題解決に向けた着実な取り組みを実施していくというところに注目していて、先日、自然保護連合の調査を終えたところだというふうに思ひますが、この30年度の事業の実績が生かされたのか、その調査の状況について伺いたいというふうに思ひます。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 世界自然遺産登録に係るIUCNの現地調査というものが10月5日から12日まで実施されまして、沖縄の豊かな自然環境の状況でありますとか、保護の取り組みについての調査とあわせて、地域の意見交換会などが実施されているところでございます。現地調査におきましては、ヤンバル地域と西表地域それぞれ視察をしながら、個別の取り組みについて説明する機

会を十分設けていただきまして、県としては、県が取り組んでいる先ほどの5つの事業を中心に十分に説明できたものと考えております。県といたしましては、引き続き、世界に誇れる貴重な自然を保全して、次世代に引き継いでいくため、国や関係団体等と連携しながら遺産登録の確実な登録に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○照屋大河委員 手応えありということによろしいですか、部長。

○棚原憲実環境部長 今、小渡室長のほうから説明がありましたように、我々としては、前回与えられた課題について、改善した事項を丁寧にしっかり伝えることができたと思っています。手応えという点につきましては、今、審査中なので、それは差し控えたいと思いますが、十分な説明はできたかと考えております。

○照屋大河委員 最終、最後の決定までぜひ取り組みをお願いしたいと思います。ところで、ヤンバル地域の世界遺産登録地域というのは、登録される地域というのは北部訓練場の跡地も含まれますか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 北部訓練場の返還地というものが大体4000ヘクタールございまして、そのうちの3800ヘクタールを国立公園に編入しているところでございます。そのうちの約2800ヘクタールを推薦地のほうに編入いたしまして、前の推薦地と一体となって、今、推進しているところでございます。

○照屋大河委員 北部返還地において、少し気になる記事が、事案が取り上げられているんですが、米軍のものどだと思われる空包とかが見つかったということで報道されていますが、その点についてはどうなんですか。例えば、返還される際には訓練場の浄化というか、そういったものについては国の責任で、あるいは米軍の責任で、あるいは県の責任でと、これをしっかり返還前に全てないという状態で返還されているのか、その点について伺いたいと思います。

○比嘉尚哉環境整備課長 返還跡地について、そういう米軍由来の廃棄物等があった場合は、これは防衛局がそれについて対応するというで聞いております。

○照屋大河委員 返還は期日を打たれて返還されていますよね。返還の際にそれはないという認識で県はいたんですか。そういったものは全て取り除かれて返還されたという認識で。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 御質疑の件なんですけれども、国は外部有識者監修のもと

返還地全域を対象とした使用等調査を実施し、土地の使用履歴等から棄物等の存在の蓋然性を評価した上で、必要な廃棄物探査等について土地所有者及び関係機関に説明して実施しており、手続的な問題は特にごさいませんでした。ただ、我々も返還に当たって知事意見というのを出すんですけども、その中で、万が一引き渡し後にそういった葉きょう等の有害廃棄物等が発見された場合には、国が責任を持って対応する旨の知事意見を出しており、それに対して、沖縄防衛局のほうも所有者あるいは関係者と調整して、適切に対応したいというような形で回答があったところです。

○照屋大河委員 気になる点は、返還前に見落とされて最近になって急に発見されたのか、あるいは返還後にもかかわらず米軍の使用があって、その地域に立ち入ってそういう廃棄をしたのか。そういう点への検証というのは、今、県はどのような認識を持っているんですか。最近見つかっているものについてです。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 返還後に投棄されたかどうかというのは承知していません。ただ、一般論として考えられる要因としては2つあるかと思います。まず、そういった調査対象地一環境調査を行うんですけども、そういった調査対象地から葉きょう等の廃棄物が出ている場合は、その調査自体が十分だったかどうかという指摘がされます。そして、環境調査は全てやるのではない—蓋然性があるところだけをやるんですけども、そこ以外から葉きょう等が出ている場合は、そういった対象地を選定したときに、地歴調査というのを行うんですけども、その地歴調査が十分であったかどうかという指摘がなされるかと思います。

○照屋大河委員 先ほどの世界自然遺産の登録に向けた取り組みも強力に進められている中ですので、間近にそういう事案が発生するというのは余りよろしくないというふうに考えていますので、ぜひその対応を一先ほど知事意見も述べられたということですので、厳格な対応をしていただきますようお願いいたします。

次、お願いします。39ページ。慶良間諸島国立公園満喫プロジェクトということでありますが、竹富島のトイレ、シャワー施設、5回にわたる入札の不調・不落ということで、ちょっと気になります。この点について説明をお願いします。

○比嘉真自然保護課長 お答えいたします。

今、主要施策報告書39ページに書かれてありまして、今、委員の御質疑にありました竹富島園地コン

ドイ浜の入札不調の件ですけれども、これは実は平成29年度の事業として計画しておりました。ただ、これを平成30年度に繰り越しをさせていただいたところですが、この休憩所の工事につきましては、この間、随意契約も含めて入札手続を5回ほど行ったところなのですけれども、不調・不落が続いたために予算が執行できなかったということで、これ繰越事業でしたので、不用が発生したというような内容となっております。

○照屋大河委員 そこはわかるんですが、どういう状況だったのかなど、今聞くと29年度、それをまた30年度に含めてということですので、実際の状況というのか、その辺をもう少し教えていただけますか。

○比嘉貢自然保護課長 この工事の発注に関しましては、土木建築部のほうへ分任をして執行する計画でありました。この不調・不落の要因について確認したところ、近年、やはり建築需要の増加、建築単価の高騰、技術者不足等が非常に顕著でありまして、特に離島工事、また、小規模工事については工事自体の入札の不調・不落が多発しているという状況がありまして、その影響があったというふうに考えております。

○照屋大河委員 直接、環境部ではないかもしれませんが。今言われた離島工事に対する環境部からの意見として、また、土木建築部に上げるとか一今言われた離島の単価の問題とか、せっきくの環境部における事業の遂行に対しての事態ですので、沖縄における特別な離島県という事情もあると思いますので、その辺は環境部の意見として、しっかり土木建築部のほうに伝えるような取り組みをお願いしたいなと思います。

次に移ります。52ページ、環境課題解決を目的とした世界の島嶼間ネットワークの推進事業、これはサミットに参加をしたということですかね、30年度は。具体的な中身について説明をお願いします。

○長濱広明環境政策課長 平成28年9月にハワイ州、韓国の済州特別自治道、沖縄県の島嶼地方政府の首長は、島嶼地域の環境保全等の課題について島嶼間協力のネットワークを構築するために、グリーンアイランドパートナーシップの設立に関する合意書を交わしております。合意書においては、世界の主要な島嶼を招き、今後のグリーンアイランドサミットを構築するために協力するとなっていることから、平成30年8月に第1回のサミットフォーラムを韓国の済州島で開催しております。フォーラムには、済州特別自治道の呼びかけで中国の海南省が新たに加わりまして、4地域がサミットのフォーラムへ参加

しております。第1回のサミットフォーラムの内容ですけれども、4つございまして、知事等の対談、共同宣言への署名、各地域の環境担当部長による地域の事例紹介、それから、専門家による事例発表となっており、本県からは赤土等の流出対策や地下ダムを取り組みなどについての事例紹介を行っております。サミットフォーラムの開催により、合意事項にある地域間協力を行っていくネットワーク体制の構築が図られるとともに、それぞれの地域の環境保全等の取り組み状況等を共有することができ、相互理解につながったこと、今後さらなる充実に向け取り組んでいくことを確認しております。

○照屋大河委員 国を越えて、県も含めて環境の議論をするというのは重要なことだというふうに感じますが、これは第2回が予定されています。そして、第3回、第4回と続くのであれば、沖縄でもできればと思うのですが、いかがですか。

○長濱広明環境政策課長 第1回の済州島でのサミットフォーラムの共同宣言の中で、第2回の開催についてはハワイ州で開催することとなっております。それから、沖縄県の開催については令和5年に開催を予定しているところでございます。

○照屋大河委員 ぜひ取り組んでください。

新しい環境大臣のセクシー発言もありますが、女性の力強い発言がありましたよね、環境に対して、次の世代に対する重要な課題であるということでの厳しい発言もありました。沖縄も島国ということですので、ぜひこの環境対策を進めていただきますよう、次の沖縄サミットに向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に53ページ、米軍施設の環境対策ということですが、国立公文書館から資料を入手したということですが、具体的に説明をいただきます。お願いします。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 御質疑の基地返還に係る環境対策事業は、いわゆるソフト交付金事業であります。事業期間は平成29年から令和3年度までの5カ年間を予定しており、本事業は2つの細事業で構成されています。まず1つ目が、米国立公文書記録管理局及びその他在米機関における在沖米軍関係資料の収集事業—これは情報収集事業—と言っておりますけれども、それについては決算額約745万円。2つ目が基地返還に係る人材育成事業—これは人材育成事業と呼んでおりますけれども、これについては決算額が約1214万円です。

実績なんですけれども、昨年度は米国立公文書館あるいは米陸軍遺産教育センター等から、牧港補給

地区の中に牧港飛行場というのがあったようですが、その1945年、1947年の施設配置図や、あるいはホワイトビーチの放射能調査を実施したことなどの記録を収集しております。これについては、随時ホームページで公開していくこととしています。2つ目の人材事業については、行政機関向け研修会を2回延べ45名が参加しておりますけれども、開催したことにより県民視点での情報公開の重要性とか、その手法に関する理解を深めることができたものと考えております。次に、最後になりますけれども、県民向け講習会を1回44名の参加だったんですけども、開催したことにより、海外の返還された米軍基地の土壤汚染浄化、あるいは当該浄化活動に伴う住民対話事例を紹介し、米軍活動に起因する土壤の汚染等への県民の関心が深まったものと考えております。ちなみに、受講者アンケートの結果において、理解が深まったと回答した受講者の割合は約83%となっております。

以上でございます。

○照屋大河委員 公文書館から資料ということですが、職員が行かれるのですか、県の職員が直接。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 受託業者と一緒に職員も行きます。

○照屋大河委員 PFOS、PFOAの問題なども含めて、環境に対する課題が次々ある中で、この研修における情報発信力のある専門の人材の育成というところでの、今どのようにこの事業の効果を考えられているのか。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 人材育成事業については、こういった場面に有効か、こういったものかといいますと、基地環境問題に対して、行政機関職員一県と市町村の職員を想定しておりますけれども、それらの者に化学物質等に関する専門的な知識をつけてもらい、そしてあと、環境調査とか汚染浄化時の住民説明会を開催すると思うんですけども、そういった場においてファシリテーター、進行役的な役割を担っていただくことを目的とした人材育成の研修会でございます。平成29年からやっておりますけれども、トータルで職員は延べ107名が参加しております。

○照屋大河委員 排他的管理権の中で、なかなか基地の中で何が行われているか、地位協定の壁もあってできないという状況—不安な中に生活を余儀なくされているというところもありますので、しっかりとこの事業を進めていただきたいというふうに思います。

次に、企業局に移ります。平成30年度の決算審査

なんですが、座間味浄水場は30年度に調査設計業務委託が行われたということによろしいですか。

○大城彰建設課長 おっしゃるとおり、平成30年度に実施設計を発注しております。

○照屋大河委員 この委員会でも相当議論されているように、その30年度の結果が、結局、住民合意に及ばない、あるいはしっかりとした説明が尽くされていないということで再検討を進められているわけですが、今の再検討のスケジュールは6月から始まっているということですが、今どのような状況にありますか。

○大城彰建設課長 現在、6月に詳細調査業務を発注いたしまして、各候補地の測量を実施しているところでございまして、その測量結果をもとに、施設配置計画の検討を進めているところでございます。また、この各候補地につきましては、国立公園第3種特別地域であるため、地質調査を行うためには環境省の許可が必要になってきておりまして、その事前調査を進めているところでございます。浄水場の建設予定地につきましては、当該調査や環境省との調整結果を踏まえまして、その後、村との協議や住民説明会を行いながら、年内を目途に選定をしたいというふうに考えております。

○照屋大河委員 新たな調査、候補調査地については、高台の3カ所ということによろしいでしょうか。

○大城彰建設課長 現在、検討している調査業務の中での候補地は、高台の3カ所ということになっております。

○照屋大河委員 予定される住民説明会、これまでも住民の合意形成、あるいは地元自治体への丁寧な説明というところでの課題があったかなというふうに思いますが、住民説明会の予定についてはいつごろでしょうか。

○大城彰建設課長 現在の調査を踏まえて、今後、環境省との調整を行うこととしているんですけども、環境省との調整を進める中で、ある程度許可のめどが立った段階で、村との協議を踏まえて—これにつきましては調整状況によるんですけども、その後住民説明会を開催したいというふうに考えております。

○照屋大河委員 先ほどは年内に決めていきたいということですので、もうそんなに日にちは残っていないのかなと、今の手続を踏むにしてもですね。そういう意味では早目の環境省との調整、あるいは住民説明会の日程の告知、あるいは今、議会に説明をいただいておりますが、それらについても可能な限りで住民の皆さん、地域の皆さん、あるいは地元自治

体への細かい現状報告などは行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。説明会も大切ではありますが、それに至る過程も、今回、再検討という事態にありますので、しっかりやっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○大城彰建設課長 我々としても、今、実施しております調査を一生懸命やることで早目の環境省への理解と、その辺を理解していただいた上で、今後の対応、村との協議、あと、その辺の協議を踏まえてまた住民に説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○照屋大河委員 この委員会でも言われた住民説明会の状況ですが、小さな島で必要な事業に対して、これだけ住民同士のあつれきがある事態というのは大変残念ですので、説明会の毅然とした進行もぜひお願いを申し上げて終わります。

○新垣清涼委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 お願いします。平成30年の歳出予算の環境保全3ページの項目であります。その中から質疑をしたいと思っております。

その中で、外来植物防除対策事業について、特にギンネムなんです。これの取り組みについて伺いますが。これは平成31年度に、今年度に1595万円の予算を組んで、平成31年から3年間の事業ということで入れておりますが、ここに至るまでの平成30年度の取り組みはどうだったかについて、まずは説明をお願いします。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

外来植物防除対策事業について、本事業は、沖縄の生物多様性の保全及び観光立県にふさわしい良好な景観形成を確保するため、在来植物の生育を阻害する外来植物ギンネムの拡散防止及び駆除技術確立し、防除対策マニュアルを策定する事業となっております。事業についてはソフト交付金を活用し、令和元年度から令和3年度までの事業となっております。それと、ギンネムにつきましては、県が平成23年度に策定しました緑化に関する行動計画におきまして、ギンネムなどにより原野となった土地を本来の植生に回復させるといった施策を立てていることから、ギンネムの対策を検討したところであります。現在、この事業について、令和元年度は有識者委員会の設置及び実証試験計画策定などを行います。令和2年度は、実証実験を開始しまして、モニタリング調査により効果の確認を行います。3年度につきましては、モニタリング調査の結果を踏まえ、防除対策マニュアルを策定するという事になっております。今回、現在の事業の進捗としましては、企画、

提案、公募により選定した業者と契約を締結しまして、8月に第1回の有識者委員会を開催しております。有識者委員会においては、実証試験計画などについて御検討いただいたところでございます。また、8月に、先進事例調査としまして、環境部職員1名を同じギンネムなどで対応されているという東京都の小笠原諸島に派遣しまして、現地調査及び小笠原市長との意見交換を実施している状況にございます。以上でございます。

○崎山嗣幸委員 この外来植物ギンネムについてなんですが、国際自然保護連合ではどう位置づけているのか、それから日本の環境省、それから沖縄県の位置づけなんです。これを説明願えますか。

○安里修環境再生課長 生態系被害防止外来種リストということで一正式名称としましては、我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リストにおいては、総合対策外来種ということで区分されており、今回のギンネムにつきましては総合対策外来種の重点対策外来種となっております。

以上でございます。

○崎山嗣幸委員 沖縄県、環境省、国と3段階で位置づけが違うと思うんですけど、その説明を、沖縄は重点じゃないでしょう。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

まず、国際自然保護連合 IUCN の種の保存委員会が2000年に発表したリストで、世界の侵略的外来種ワースト100ということに該当するという事で、生物多様性に深刻な影響を与える種として認識されているところでございます。それと、沖縄県対策外来種リストにつきましては、平成30年6月に策定されました沖縄県外来種対策指針に基づき、生態系の影響が大きいと考えられる外来種について平成30年8月に策定したものであります。その中で、沖縄に定着しており生態系に影響があると考えられる外来種ということで、今回のものについては防除対策外来種の対策種となっております。環境省のほうにつきましては、生態系被害防止外来種リストの中の総合対策外来種の重点対策外来種となっております。

○崎山嗣幸委員 前回から答弁してもらったことの確認というのを聞いたのですが、自然連合はワースト100に位置づけられているということなんです。環境省は重点対策外来種ということで指定されていると今あったんですが、沖縄県は重点対策種の次の対策種に指定するという事で、植物の中134種あって2種が特定外来生物に入って、ギンネムは74種の中に入っていて重点対策種の次の対策種に指定されていると言っているんだけど、環境省は重点対

策外来種に指定されているが、違いは何かなのということが疑問。環境省のほうは重点でやっているが、県は次のとなっているが、何か違うのかな。

○棚原憲実環境部長 補足で説明いたしますと、環境省の定めている外来種リストの中の、総合対策外来種というものの中で、まず1番目に緊急対策外来種というのがあります。2番目に重点対策外来種という区分になりまして、環境省のリストでも、ランク的には2番目という理解をお願いします。

○崎山嗣幸委員 2番目ということですね。それで、沖縄の分布状況なんですけど、この前聞いたときには、ギンネムが2600ヘクタールで、ススキが5100ヘクタールで、全部で8000ヘクタールあるということなんですが、中南部ということとか、石垣もそうですかね。それで、聞きたいのは、さっきもあつたのですが、荒廃原野とか、それから在来種を阻害するとかあって、私は前から言っているのは、いろんなり面とか、あるいは河川敷とか、都市部におけるのも相当環境を悪化させると言ったのですが、ここから発生するいろんな害虫、ネズミとかカエデとか、あるいはハブとか含めて出てきて極めて深刻になっていると言ったんですが、ここら辺の実態は、県は調査というか、どう捉えているかを教えてくださいか。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

ギンネムにつきましては、根に根粒菌を持つため痩せた土地でも生育可能であること、また、伐採後の幹や根株からも、根や萌芽を生育させる旺盛な繁殖力を持つこと、また、種子は長期間発芽能力を維持する報告があることから、広く県内に分布している状況にあります。また、先ほど申し上げましたとおり、旺盛な繁殖力で群落を形成することで在来種を侵す存在となっております、その中で若葉や根にはミノシンという有毒アミノ酸を有して家畜への弊害などがあると言われております。そこで、先ほど申し上げましたとおり群落を形成することと、在来植物がなかなか入りづらい生態系を有しているものですが、非常にそのほうで、野ネズミや衛生害虫も含めまして、そこに生息するというところでございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員が執行部及び他の委員に写真資料を回覧した。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 今、見せているのは女子短大の裏

側の県の管理用地なんですけど、この管理用地は、ほとんどギンネムということで、毎年このギンネムは成長して行って、毎年刈らざるを得ないという実態の繰り返しなっているんですけど、そこの中に虫がはびこっているのはカエデなんですよ。この周辺一帯、ほとんど、カエデ、ネズミ、蚊、ハエということで、近辺もそういうふう環境が相当悪化しているということの事例があつて、毎年陳情があるんですけど、そこは担当部署は皆さんじゃないからわからないと思うんです。これは、また、土木のほうで伐採をしているんですけど、そういう実態は、これは1カ所なんだけれども、でも、ほかにも多分、さっき言った2600ヘクタールの中には、ヤンバルだけじゃなくて、やっぱりこういう都市部においてもあるぐらいだから、相当な影響だと思うんですけど、私の知っている限りでこの近辺あるわけだから、皆さんとしては、地域はこの前、中南部とか、あと、石垣もそうでしたかね、どの辺が、具体的な事例みたいなことは、深刻さはあるのかなということなんですけど、事例があればということ。

○棚原憲実環境部長 委員おっしゃるように、かなり広範囲にギンネムは広がっているんですけど、我々のほうに、直接ギンネムについての苦情というのは直接は寄せられていません。ただ、各管轄分野のところには、恐らくかなりの苦情等が寄せられているかなということ予想しているところです。その意味で今回、この事業を立ち上げたのは、小笠原の事例等も含めて、伐採した後に除草剤を根元にまくと効果があるとか、伐採した後に日照を好むものから、別の木を植えるということで、日当たりを悪くして別の木で置換していくという方法とかも効果があるという情報もいただいていますので、専門家の意見を踏まえて、そういうマニュアルをまとめて、各部署においてそういう対策が効率的にできるような取り組みをしていただけたらと考えているところです。

○崎山嗣幸委員 多分、皆さんにというか、皆さんの担当は、そういった環境を保全するとか、あとは在来種をしっかり守って外来種を駆除するという任務だと思うんですけど、ここは毎年こういうふう伐採するという、県の管理用地だけでも、県はさっき言ったように優先度からすると、極めてここが毎回刈ってもらうとは限らないわけですよ。あるいは個人の近辺、のり面なら大変な労力と費用がかかるぐらい、深刻な事態なんですよ、これ。また、住宅地だけじゃなくて、畑にも、河川にも含めて一これは既に南部土木とか、それから海岸防災の予算を

使って、あちこち予算集めてやっているがいつも底
ついている実態なので、ここの横の連携をしっかり
して、これから質疑します2600ヘクタールを駆除し
ていくかについての方向性は極めて深刻だと思うん
ですよ、これが。3カ年間で計画つくって、本当に
駆除やっていくのかどうかも含めて大変な問題と
思っていますので、ここも含めて毎回、近辺から苦
情が寄せられて、ギンネムを今言っているように倒
すのは根っこが相当広がって大変な労力となること
については、これはぜひ真剣に検討してもらいたい
と思います。

それから、先ほど答弁の中で、このギンネムが持
ち込まれたのが1900年で、100年ぐらい前と説明あり
ましたが、荒廃した沖縄の山を肥やすために、まき
とかも使ったということで、スリランカとか、米軍
が持ち込んだこともありましたが。持ち込んだとき
の利用目的、利用価値があつてやったと思うんです
が、ただ、これは皆さんが言った行動計画の中で、
量は15%、質20%ということでやっているんですが、
これは、先ほど言った行動計画については、ギンネ
ムはその程度に収めようという意味なのか、それと
もギンネムからほかの植物に変えていこうというこ
となのか、この行動計画の中での位置づけは、どう
いったことで先ほど、行動計画の中身を教えてください。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

先ほどの行動計画は平成23年に策定されておしま
す。この行動計画のほうについては、ギンネム、ス
スキ原野が約8000ヘクタールほどあるということで、
質のほうの転換を図るということで約20%を本来
持っている在来の植生に変えていこうと。沖縄県が
本来持っている森林緑地のほうに返還していこうと
いう目標が20%という数値になっております。

○崎山嗣幸委員 ぜひ、この方向で努めてもらいた
いと思います。それから、先ほど皆さんも8月に検
討委員会、小笠原に調査に行ったということであり
ましたが、我々土木委員会も5月でしたか、小笠原
の駆除・防除、ぜひ意見交換したいと、土木委員会
が東京都に行きましたが、そのときに、このギンネ
ムを駆除するために、薬剤注入したり、あるいはそ
うでなければ引き抜くとかということだったり、あ
るいは在来種を抑圧するために、ホナガソウとい
うのか、これで発芽を防ぐとかそれを植えている
ということで、余りにも根気のいる大変な駆除だ
なという感じがしまして、完全に小笠原も駆除でき
ないということを私は感じましたが、そういった
小笠原も皆さんも参考にして、とても根気のいる対

策で気の遠い話だなという感じもしましたが。皆さ
ん視察をして参考になっていくことは何か出ました
か、小笠原の中で。

○安里修環境再生課長 担当職員1名を小笠原諸島
のほうに派遣しまして、それぞれの島の現況及び小
笠原のほうの支庁の職員もしくは林野庁、それぞ
れの管理している職員との意見交換を行ってきました。
非常に対象が広域にわたるといふことと、それと、
非常に根気のいる仕事だといふことを聞いておりま
す。ただ、小笠原と沖縄の違いといふのは、沖縄県
については植生の多様性が非常にあるといふことで、
ギンネムについてはやはり光を非常に好む植物です
から、それをいかに抑えるか、コントロールするか
が最大の目標になるかなと思っております。

それでありますので、今ギンネムが繁茂している
原野等につきましては、もともと持っている在来植
生にどうやって置きかえるかといふ、対象のほうも
非常に重要になるかと思っておりますので、この辺
は小笠原とか、先ほど言いました委員会の意見も聞
きながら、それと、さまざまな機関と連携をしまし
ながら実施していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 小笠原で、外来種で位置づけられ
ているのが、リュウキュウアカマツとか、沖縄マツ
とか、ガジュマルだったんですが、これは沖縄から
すると在来種ですよ。在来種で、小笠原からは外
来種という位置づけなんですか。どんな感じの、国
内におけるそれぞれの地域による位置づけなんす
かね。

○安里修環境再生課長 委員のおっしゃるとおり、
小笠原ではリュウキュウマツなども外来種というこ
とで位置づけられておまして、また、我々のほう
ではよく見るアカギなどもあちらでは非常に困難な
外来種というふうに位置づけられていますので、や
はり小笠原の特異な生態系と沖縄の生態系は違ふと
いふことで、その辺はいろいろ樹木のほうを活用し
ながらギンネムなども対策できるかなと思ってお
ります。

○崎山嗣幸委員 同じ国内でもやっぱり違ふんす
ね。いろいろ特性を持っている在来種は、日本とい
う意味ではなくて、沖縄は沖縄、各県ごとに違ふと
いふことなんすかね、置き方は。

○安里修環境再生課長 外来種の取り扱いは、その
地方、地方について、いろいろ指定されているもの
があると思っておりますので、やはり沖縄と小笠原
では全然違ふかなといふふうに感じております。

○崎山嗣幸委員 それから、このギンネムなんです
が、月桃とかゴーヤーとかが、ともに沖縄の植物と

か、老化を防いで寿命を延長させるということが言われている成分が含まれているということで、大学の中で研究されているということですが、ギンネムの葉っぱなのかわからないが、そこはギンネムは駆逐する対象ではあるんだけど、活用するというのも含めて研究しているのを聞いたんですが、そこは皆さんとしては聞かれたことありますか。

○安里修環境再生課長 ギンネムについては、ミノシンという有毒アミノ酸を含有しているものですから、これについては除去する技術を県内のほうで開発して特許を取得していると聞いています。それを加工食品としてお茶を販売しているということを確認しております、こういった有効利用のほうも一部検討されていることは聞いております。

○崎山嗣幸委員 同じ環境保全のところなんですが、北部のヤンバルの森の間伐なんですけど、毎年10ヘクタール以上間伐されて自然体系を壊しているのではないかということをおっしゃっていますが、その中で皆さんから先ほどからありますように、生物多様性の貴重なヤンバルの森があって、そこにはノグチゲラとか希少種の植物が生息する中において、これは、同じ県の中で、間伐して山を丸裸にするということは問題ではないかということをおっしゃっているんですが、環境部としては、毎年10ヘクタール以上伐採することについての状況は御承知なのか。他の課との連携はどういうような違いなのかを説明お願いできますか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 お答えいたします。

県森林管理課によりますと、平成30年度は県営林及び国頭村有林合わせて6カ所、5.32ヘクタールの伐採が行われたとのこととあります。県としましては、ヤンバルの森はスタジイが優占する亜熱帯照葉樹林が広く分布し、ヤンバルクイナなどの多くの固有種を初めとする極めて多様性に富んだ生物層が見られる貴重な地域と認識しているところであります。一方で、ヤンバル地域は従前より林業が行われている地域でもあることから、自然環境の保全と持続可能な利用をバランスよく推進すべき地域であるとも考えております。そのため、同地域においては、県農林水産部が策定したヤンバル型森林業の推進に基づく森林業が進められているところであります。これにより世界自然遺産の推進区域に該当する場所においては、皆伐は行わない、緩衝地帯及び周辺管理地域に該当する場所においては伐採面積を5ヘクタール未満とする、希少野生動物の繁殖期の伐採は避ける、尾根部や谷部の保全に努めるなど、環境に

配慮した森林業が行われているものと考えております。

○新垣清涼委員長 上原正次委員。

○上原正次委員 主要施策成果に関する報告書の49ページをお願いします。

全国育樹祭開催事業の準備状況についてお願いします。

○玉城洋環境再生課全国育樹祭推進室長 お答えします。

第43回全国育樹祭は、ことし12月14日に糸満市の平和創造の森公園でお手入れ行事を行います。12月15日に宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで式典行事を開催します。開催に向けた準備状況についてでございますが、これまで、大会テーマ、シンボルマーク、ポスター原画を設定したほか、基本計画と実施計画などを策定しました。また、会場の整備を行うとともに、開催機運を高めるためのイベントを実施してきたところです。現在、大会を円滑に運営するため、県庁内に全国育樹祭実施本部を設置し、参加者及び出演者との調整や、宿泊・輸送手段の確保を行うなど開催準備を順調に進めているところです。今後とも関係機関と緊密な連携を図り、大会成功に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○上原正次委員 残り2カ月切っています。ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。山城地域は平成5年の全国植樹祭の会場にもなっておりまして、地域の方々は大変、山城区の土地も提供したこともありまして、前回も植樹祭に協力的で、警備等とか、前回5000名規模ということで、今回もこういった状況になるのではないかと考えてございまして、地域からぜひ説明してもらいたいということで、担当課の職員が何月でしたかね、地域に来てもらって説明をしていただきました。しっかり、地域の皆さんも理解しています。今回は5000名規模ではなくて、400名とか、お手入れ状況ということで、しっかり取り組んでいけるのかなと思っています。

1点だけ、お手植えの松がありますよね、台風等ですごく心配していたんですけど、大丈夫ですか、台風対策等。

○玉城洋環境再生課全国育樹祭推進室長 お答えします。

先日の台風19号の後、調査をしましたところ、特にお手入れ木に影響とかはございませんでした。

○上原正次委員 ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

続きまして、41ページ、沖縄県自然環境再生モデ

ル事業。これは東村慶佐次川自然再生協議会が取り組んでいる事業なんですけど、県を含めて地域を含めて取り組んでいる事業なんですけど、平成30年度で終わったということなんですけど、事業の概要をお願いします。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

県では、平成27年3月に策定いたしました沖縄県自然環境再生指針を全県的に普及推進するに当たりまして、平成27年から平成30年度に東村慶佐次川流域でモデル事業を実施しました。その中の事業としましては、地域関係者や専門家からなる協議会を立ち上げまして、慶佐次川流域における自然環境再生事業に係る全体構想や利活用計画を策定するとともに、良好な河川環境を回復するため、ヒルギ林内の承水路の掘削や、魚類、底生生物の生息域であるワンドと呼ばれるよどみを設置しまして、テナガエビ類などの生息数の増加を確認しました。

以上でございます。

○上原正次委員 河川管理は、東村の管理になると思いますけど、今、上流部分から赤土等含めて堆積一海のほうから砂が上がってきているとかそういったことがあって堆積している状況が見受けられるということなんですけど、これは東村で対応することだと思いますけど、県も何らかのかかわりはあるのか、その部分についてお聞かせください。

○安里修環境再生課長 東村慶佐次川においては、全体構想を策定する前に課題の整理をしまして、赤土等の流入における陸域化や外来種の侵入による生態系の劣化が懸念されていることから、協議会を立ち上げまして、それぞれの対策の検討を実施しまして、良好な河川環境を再生する事業として、自然環境再生事業を全県的に展開するに当たってのノウハウ及び課題を整理することとしております。河川につきましては、先ほど委員のほうからも御指摘があったとおり、河川管理者である東村のほう为主体となっていくということになっておりますが、県としてもマングローブ林内の承水路が陸地化して閉塞していましたので、その掘削をしまして、良好なマングローブ林の確保を図るということで、この事業の中で実施しております。

○上原正次委員 マングローブ周辺でも外来植物等が51種程度確認されているということで、その中に特定外来に指定されていますボタンウキグサ等については、環境部としてはどういった把握をしている状況なのか、このボタンウキグサ。それと、モクマオウ等も堆積したところに生えているという状況がありますので、その部分について説明をお願いいた

します。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

全体構想を策定する前に、現況調査を行いまして、先ほど、委員のほうから御指摘のありました、モクマオウ類やボタンウキグサの植生のほうの状況を確認しております。河川の中のモクマオウにつきましては、村のほうで別途予算を確保しまして、それについては除去のほうはほぼ終了しております。それと、河川の道路沿いのほうにボタンウキグサなどの外来種の侵入が見られましたので、これについても村のほうで対応するというので、今、検討を実施しているところでございます。

○上原正次委員 河川のほうでは、先ほどテナガエビという在来種がいるということなんですけど、外来種のコイとかの捕食があるということもあって、これは対応するのは大変ではあるんですけど、外来種のコイとかそういったのも、在来種を守る対策もぜひ取り組んでいただきたいと思っております。この事業が平成30年度で終えて、また新たな、これまでこれにあるようなノウハウを、これまでいろんな取り組みしてきたことを生かして、また、別の地域で東村の協議会のような形の、協議会設置に向けた取り組み等があるのですか。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

今回、東村慶佐次のモデル地域のほうの事業のノウハウなどを活用しまして、今後、全県的に展開するために平成30年度に市町村に事業実施についてのアンケート調査を行いました。それによって、希望する市町村に対して今年度から支援事業という形で我々のほうは事業を創出しまして、こちらで得たノウハウを普及するという意味で、その事業のほうを今、推進しているところでございます。これまでやってきた東村につきましても、今年度以降については、協議会の存続について地元の東村のほうで実施していくことを確認しまして、第1回の幹事会を今月行うというふうに我々のほうも聞いておまして、県としましてもこれには参加しまして、いろいろな意見を聴取、また、アドバイスなどを行っていきたくてお思います。

○上原正次委員 今年度、取り組む地域がわかればお願いします。

○安里修環境再生課長 我々のほうが持っています事業は、自然環境再生事業を実施する市町村に対しまして技術的支援及び財政支援を行うということでございまして、今年度は浦添市の西海岸のカーミージ周辺、それと、うるま市の海中道路周辺の干潟において、この2カ所において実施するというので、

今、支援事業を実施しているところでございます。

○上原正次委員 先ほど、この支援事業の事業名。

○安里修環境再生課長 自然環境再生支援事業というふうに位置づけられておまして、自然環境再生事業を実施する県内市町村に対して、補助率10分の9以内、事業期間が令和元年から令和3年までということで事業を実施する予定でございます。

○上原正次委員 東村で取り組んだ成果を各市町村にぜひ波及して、自然環境、河川含めてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

企業局、質疑ないって言ったんですけど、通告がないんですけど、済みません。きょう琉球新報のほうに、新聞紙面に水道施設8割対策せずという記事がありまして、急遽、質疑することになりますけど。きょうの新聞を見ますと、病院など水を供給する重要度が高い全国の水道施設の災害対策について、厚生労働省が昨年秋に緊急点検をした結果、浸水想定区域内にある施設の8割が浸水被害の対策をしていないというアンケート調査もありました。沖縄県の企業局の状況、この対策状況について、通告していないんですけど大丈夫ですか。お願いします。

○上地安春配水管理課長 お答えします。

本日の新聞記事につきましては、厚生労働省が昨年7月の西日本豪雨の際に、水道施設が被害を受けて断水したことなどを受けまして、需要度が高い全国の水道施設の緊急点検を実施した内容になります。その結果、全国で浸水想定区域にある3152施設中、2552施設、8割が浸水被害の対策をとっていなかったというような報告であります。その際に、企業局の施設について調査した結果につきましては、企業局の全ての施設、90カ所ほどあるのですが、浸水想定区域に位置しておりません。新聞報道にありました、浸水想定区域にある5施設または未対策の施設4施設とありましたが、いずれも市町村の施設というふうに認識しております。

○上原正次委員 今、津波の話も出ましたけど、絡めていきますけど、先ほど照屋大河委員からも、座間味の話になりますけど、土木環境委員会の陳情において、私のほうから皆さんに要望した何点かありまして、説明会の開催とか、住民に資料等の配布とか、あと、説明会に環境省の職員を呼んで同席させてほしいということを陳情のときにお話ししましたけど。まず、説明会については先ほど照屋委員からお話がありましたように、企業局のほうでは11月に対応すると前回聞いていましたけど、日にちが未定ということで、上旬なのか、中旬なのか、下旬なのか、そういったのでもいいんですけど、状況的に

11月で大丈夫なのか伺います。

○大城彰建設課長 今、詳細設計について業務を進めておまして、この結果を踏まえて環境省との調整を行っていきたいというふうに考えております。その環境省との調整が、いつ許可のめどが立つかその時期がまだはっきりしないものですから、こちらとしては住民説明をいつできるかということに関しては明言できないんですけども、なるべく早い段階でできるように努力してまいりたいと考えております。

○上原正次委員 今、環境省との協議はめどがつかないとお話してはいますが、どういった部分なんですか。高台、その部分もうちょっと詳しく。

○大城彰建設課長 その高台部分について、自然保護法の規制がありまして、その中で環境や景観に配慮すると、配慮しながらの建設で進めていかなければならないということがございますので、その辺での調整にある程度時間がかかるのかなというふうに考えておまして、その辺につきましては、調査の中でいろいろと私たちもしっかりと調査を行って、環境省と調整してまいりたいというふうに考えております。

○上原正次委員 あと1点ですけど、住民説明会に環境省の職員を呼んでいただきたいと思います、前回、陳情のときにお話ししましたが、それに関しては環境省の職員を同席して説明会で説明してもらおうとか、そういったことは調整はできていますか。

○大城彰建設課長 今の段階では、測量とかを入れておまして、その後、環境省の許可を得てボーリング調査を実施しようかというふうに考えております。その際には、ある程度、環境省とのいろいろな調整ができますので、その中で先ほど委員がおっしゃられた住民説明への参加についてもある程度、打診はできるのかなというふうに考えております。

○上原正次委員 以上です。

○新垣清涼委員長 赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 環境部から、公共関与推進事業の進捗状況についてお聞かせください。

○比嘉尚哉環境整備課長 平成30年度の予算執行額については、最終予算額が24億2995万6000円でありまして、このうち58.6%の14億2365万3000円を執行しております。なお、10億482万円を現年度に繰り越ししておまして、148万3000円が不用となっております。本体工事の進捗率については、平成29年9月に着手し、平成30年度末で54.64%でありまして、令和元年9月末に本体は完成しております。

○赤嶺昇委員 供用開始はいつの予定ですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 供用開始につきましては、令和元年12月下旬ごろを予定しております。

○赤嶺昇委員 これも予定どおりということでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 予定どおり開始すべく、今、作業を進めております。

○赤嶺昇委員 わかりました。

続きまして、米軍施設の環境対策について。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 基地返還に係る環境対策事業の実績でございますが、先ほど照屋委員のほうで少し述べたところなんですけれども、それ以外の実績といたしまして、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧等によるアスベスト調査、あるいは牧港補給地区によるPCB、ベンゼン調査、那覇港湾施設における放射能測定調査、あるいは嘉手納弾薬庫の知花のほうで1969年から1971年までの毒ガス兵器の流出事故から撤去作業までの過程—レッドハット作戦と呼ばれるものみたいなんですけども、そういったものに関する記録等を情報収集して、適宜ホームページのほうで公開することとしております。

○赤嶺昇委員 続いて、犬猫殺処分の現在の実態についてお聞かせください。

○比嘉貢自然保護課長 本件の犬猫殺処分数につきましてですけども、まず平成24年度の6604頭から、平成30年度、今現在の速報値となりますけど、898頭ということで大幅に減少しているところであります。

○赤嶺昇委員 今後はゼロにしていくということを目標にしていますか。

○比嘉貢自然保護課長 県におきましては、人と動物が共生できる社会を目指して、犬猫殺処分をゼロとするために今、取り組んでいるところであります。そのために、犬猫収容数の削減、返還数、譲渡数の向上に取り組んでおりますので、その結果、今大幅に減少しているところでありますので、引き続き取り組みたいというところでございます。

○赤嶺昇委員 ゼロにしていこうとする目標年度というのはありますか。

○比嘉貢自然保護課長 お答えいたします。

沖縄県におきまして、平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画というのを策定しております。それに基づきまして、引き取り数の削減や、譲渡数の向上等、施策に取り組んでいるところであります。その計画の中で殺処分数の当初目標はもう既に達成しております。30年度にも暫定目標で1500というのもやっております。これにつきましても平成29年で、平成30年度も今、達成しているような状況ではござ

います。今後、引き続き、譲渡のための不妊去勢手術の実施など、これまでの取り組みの継続も進めながら、今回、譲渡機会をふやすために拠点施設の整備を進め、ことしの7月に譲渡推進棟を仮供用という形で開始しているところでありますので、こういったところで今、殺処分ゼロに向けて取り組んでおります。なお、この目標につきましては、動物愛護管理推進計画の見直し等のほうを、今考えております。動物愛護管理推進計画につきまして、国において基本指針というのがございまして、それに沿って管理計画を策定する予定となっております。今回6月に動物愛護管理法が一部改正されまして、今、国において指針の見直し等が行われている状況でありますので、国における指針の状況も確認しながら、今後の目標設定と計画の見直しに取り組んでいこうというところであります。

○棚原憲実環境部長 かなり殺処分頭数が減ってきている状況は、今現在あります。ただ、今後それをさらに減少させてゼロを目指すためには、適正飼養の普及啓発というのが何よりも重要になります。飼ったペットを最後まで飼育する、捨てない、その普及啓発には、実際には多少、やはり時間がかかるのかなというのがありますが、しっかりした目標は、今、課長のほうから説明がありましたとおり、次期計画において国の状況も踏まえて目標を立てていきたいと考えているところです。

○赤嶺昇委員 いつ目標を設定する予定ですか。

○比嘉貢自然保護課長 今、国において指針の見直しが行われているところであります。今、その作業中だと聞いておりますので、その作業の見直しが令和2年にかかるというふう聞いておりますので、令和2年には我々もその計画の見直しを行いたいと今、予定しております。

○赤嶺昇委員 令和2年当初ですか。

○比嘉貢自然保護課長 まだ正式ではありませんが、今、環境省におけるそういった今回の6月の動物愛護管理法の一部改正に伴って、今、さまざまな規則等の改正の作業をしています。これが大体令和2年の4月ごろになるのではないかと、今聞く限りではなっておりますので、県のほうの見直しはその後になりますので、ちょっと時期的にはまだ明確にお答えできる状況ではありません。

○赤嶺昇委員 わかりました。

次に、温室効果ガスの本県の状況等について。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

本県の温室効果ガス排出量は、沖縄県地球温暖化対策実行計画の基準年度であります2000年度の排出

量1236万トンから徐々に増加し、その後2010年度の1363万トン、10.2%増加をピークに、その後は減少傾向となっております。最新データであります2016年度の排出量は1271万トンで、基準年度の2000年度と比較しまして35万トン、2.8%上回っている結果となっております。

以上でございます。

○赤嶺昇委員 これ、県の目標値は幾らで、それに対する達成率はどうなっていますか。

○安里修環境再生課長 ただいまの目標値につきましては、2000年度の排出量1236万トンを目標にしております。これに比較しまして、今35万トン—約2.8%上回っている状況になります。

○赤嶺昇委員 他府県との比較ではどうなっていますか。

○安里修環境再生課長 他府県、都道府県別で見ますと、平成27年度に環境省が公表した結果によりますが、全国で41番目となっております。

○赤嶺昇委員 ということは、41番ということは、かなり悪いということと理解していいですか。

○安里修環境再生課長 これは、排出量の大きいところから並べて41番目なので、どちらかというのと下位のほうに位置しているということとでございます。

○赤嶺昇委員 企業局についてお聞きします。

座間味浄水場についてなんですけれども、改めて聞きますけれども、座間味浄水場の総予算というのは幾らかかりますか。

○大城彰建設課長 約29億円ということになっております。

○赤嶺昇委員 先ほどの答弁で津波の被害というのは、県内の浄水場というのは、被害想定しているところはないんですか。

○上地安春配水管理課長 お答えします。

沖縄県が津波防災地域づくりに関する法律—津波法と申しますが、これに基づきまして津波災害警戒区域等を指定しているところです。企業局が管理します本島の5つの浄水場のうち名護浄水場以外の4つの浄水場については、当該津波災害警戒区域の中にあります。津波への対策等につきましては、国や関係機関等の動向の把握に努めまして、沖縄県地域防災計画や津波災害警戒地域等の指定を踏まえて、具体的な対策について検討していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 局長にお聞きしたいですけど、今回の台風19号で、毎日のようにニュース等でやっていますが、水の件がかなり課題になっていますよね。電気も大変なんですけど、この件について見解をお

聞かせください。

○金城武企業局長 テレビで、かなり断水も含めてもちろん非常に厳しい状況に置かれている—特に、水道が断水しますと、片づけの清掃も含めて、あるいは飲み水を含めて、非常に住民のライフラインですから、非常に水道水の重要性といいますか、それをつくづく感じているところとございます。

○赤嶺昇委員 私も災害には電気とかいろんな部分で、ライフラインの中でも水は何よりも命にかかわる部分だと思いますけど、見解を。

○金城武企業局長 まさに委員おっしゃるとおり、水は命の源といいますか、そういう認識は一緒でございます。

○赤嶺昇委員 企業局の皆さんには、やっぱり皆さん県民の命を預かっているという高い使命があると思いますので、その視点をこれからも、これまでもやっていると思うんですけど、お願いしたいなど。

そこで、座間味のキャンプ場の保安林の伐採について、以前この委員会でもかなり議論されているんですけども、保安林の伐採について企業局ではどのような認識を持っていますか。伐採されたということあったんですけど、皆さんどういう認識をしていますか。

○大城彰建設課長 当局としまして、県の林業事務所と、あと座間味村に確認したところ、保安林伐採の事実につきましては、確認できていないとのこととございました。

○赤嶺昇委員 皆さん、こういうことを答弁しているんですけども、農林水産部の保安林の違反行為の調書等を、これは公開請求でとっているんですけど、違反行為調査書というのがあるんですけど、さらに業務報告書というのがあるんですけど、これ皆さん確認していますか。

○大城彰建設課長 確認はしております。

○赤嶺昇委員 そうすると、その中で何と書かれていますか。

○大城彰建設課長 「下記の保安林内で行っている行為は森林法34条第2項の規定に基づく県知事の許可を受けなければならない行為です。この行為は森林法第34条第2項に違反するもので、まことに遺憾であり、今後、このような行為がないように厳重に注意します」という形の内容となっております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から、農林水産部が調査・把握している状況と、確認できていないとする企業局の答弁内容が合っていないとの指摘があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 今、建設課長が述べたのは、行政指導の通知文書を我々は林業事務所から入手をしたということで、委員お持ちのこの資料とは、若干我々が入手した資料は違うというところかと思えます。いずれにしても、その中で、いろいろと林業事務所のほうに確認しましたら、森林法第34条第2項に違反する行為であるということは確認しておりますけど、具体的に林業事務所としても伐採行為をしたかどうかということ、我々は照会しておりますけど、それについては特に確認はできなかったというような回答を得ているというような状況でございます。

○赤嶺昇委員 じゃあ皆さん、この報告書は30年6月7日業務報告書、報告者名が石原さんとなっているんですけども、これについては皆さん把握していますか。

○大城彰建設課長 ちょっとその辺は確認できておりません。

○赤嶺昇委員 これ、ことしの6月6日ですね。その中で、現状について、オオハマボウが伐採されている可能性があるということで書かれているんですよ。さらに対処として、事業者がこれ以上開発行為を継続しないよう役場から指導するように依頼ということで、農林水産部が出しているんですよ。同じ県庁の部署の中で、農林水産部は見に行っているんですよ。これを皆さんは、農林水産部がそこまでやっているのに、それを把握していないと、確認がとれていないと、これについてどう説明しますか。

○金城武企業局長 我々も現場のほう、職員がコンクリートが敷かれていたというような話もございまして、現場確認はしております。ただ、おっしゃるようなやりとりといいますか、役場とのこういうものについての情報は、我々はそこまでは承知をしていなかったというところでございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から、この資料を提供するので農林水産部等と連携して改めて事実関係の確認をしっかりと行うよう指摘があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 今の委員から御指摘の分については、しっかり農林水産部からも情報を収集して対応してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 それから、例のいわゆる内容証明に

ついてヒアリングしましたよね。その状況について説明をお願いします。

○大城彰建設課長 今回、内容証明郵便の件につきまして、住民側そして民間側双方に我々は事実確認を、質問を行っております。

その中で、住民側の回答といたしまして、発言したのはA氏で、企業局の浄水場建設と民間事業者のリゾート開発の関係の有無について住民の疑念を解明したいとの趣旨で、我々の住民説明の中での発言の趣旨となっております。また、B氏については、住民同士のトラブルを避けたかったので、A氏が発言したことに対して最後まで反対だった。A氏も、企業局が住民との対話の継続を約束してくれば発言しないつもりだったという回答になっておりました。あと、A氏の発言については、A氏は難聴者で滑舌が悪いため、発言を聞き取ってもらうための補助として、発言内容を文字起こして文書を企業局向けに用意し、B氏に手伝ってもらって、企業局職員へ手渡して発言をしたということになっております。そして、内容証明郵便については、A氏及びB氏への連名宛てで合計4回送られてきておまして、内容としては、刑事、民事を問わず幅広く検討せざるを得ないという最初の通知文に対しましては、弁護士と相談して、法的に訴えられる発言をした覚えはないとの回答の内容証明を送付したということ聞いております。そして、2回目以降については、弁護士のアドバイスを受けて返事をしていないという回答が、これが住民側の回答となっております。民間事業者の回答といたしましては、実際に郵便を送った理由につきまして、住民が事実無根であるということをおたかも事実のごとく不特定多数の市民の面前で述べるのが風聞の伝播に当たると判断して通知文を送付したということの回答になっておりました。また、発言していない住民へも連名で送付した理由につきましては、住民説明会の状況に基づき判断したということになっております。

そして、両名から形式的に、第1回目の回答だと思うんですけど、第1回目の回答が形式的な回答文書が送られてきたが、当方の質問に対しては説明する必要がないとの回答であり、内容的には実質回答がないに等しいと認識しているとのことでした。その後、質問に対して回答してほしいと文書を送付したが、一切回答がなかったというような民間事業者側の回答となっております。

○赤嶺昇委員 それぞれのヒアリングを受けて、局長の見解をお聞かせください。

○金城武企業局長 我々も直接面談もし、そういう

内容を聞いて、なかなか表面的にはわからないようなところも含めて、詳細な内容を今回、住民側の意見などは特にそうだったと思うんですけど、把握することができたのかなと思っています。これについては双方いろいろと考え方がございますので、それ以上のコメントはなかなか難しいんですけど、それなりに我々としては、双方からの面談も含めてやって、そういう丁寧な聞き取りをして、こういう今回の回答を得たというところでございます。

○赤嶺昇委員 皆さんは、それぞれ質問したことに対して、適切なちゃんとした回答を得たということで認識していますか。

○金城武企業局長 当然、住民、それから、民間事業者も含めて、それなりの回答、誠意を持って回答していただいたのかなと考えております。

○赤嶺昇委員 それでお聞きしますけれども、事業者に対する質問5番について、どんな質問をされていますか。

○大城彰建設課長 5番の質問なんですけども、座間味村住民から、当局が当初、座間味浄水場建設予定地としていた阿真ビーチ隣接地にトレーラーハウスが置かれていたと伺っていますが、このトレーラーハウスはこの企業が所有していたものでしょうか。そうであるならば、置かれていた期間と設置目的及び座間味村から了解は得たかについて教えていただけないでしょうかということに対して、事業者側からは、トレーラーは弊社所有のものです。当初、役場より了承を得て、2018年4月27日より同年5月23日ごろまで座間味港に置かせていただきました。同日ごろにこちらも役場に御相談の上、阿真ビーチオートキャンプ場へ移動し、置かせていただきました。何ら違法性もない中、車両が傷つけられたり、写真を撮られ勝手にSNSに投稿されるなどの被害が発生していますという回答を得ております。

○赤嶺昇委員 皆さんの質問は、所有者はどこですか、それに答えていると思いますよ。設置目的の回答はどうなっていますか、僕にはこれは理解できない。設置目的は何と書いていますか。

○大城彰建設課長 この件については触れられておりません。

○赤嶺昇委員 設置期間について、回答は座間味港と言っているんですけども、座間味港のことを言っているんじゃないかと、浄水場跡地の設置期間を聞いているんですよ。それについてはどういうふうに答えられていますか。

○大城彰建設課長 これについては、ないものというふうに、ないと……。4月から5月にかけて、こ

のトレーラーについて座間味港に設置していたという確認はとっております。4月から5月23日ごろまで設置はしたということにはなっておりますけれども、キャンプへの移動の日時については特に確認はしておりません—済みません、5月23日ごろから阿真ビーチオートキャンプ場へ移動したという確認をとっております。

○赤嶺昇委員 阿真ビーチオートキャンプ場ということは、正確ですか。

○大城彰建設課長 この事実につきましては、あくまで民間事業者側が言った回答でありまして、当局としては確認はしておりません。

○赤嶺昇委員 浄水場跡地にはどのぐらいの期間置かれていたということをご皆さん把握していますか。上地課長も確認したでしょう、答弁したでしょう、現場に行かれて。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時44分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 さっき局長、農林水産部が調査した部分は皆さん把握していないということだったので、これは速やかに皆さんも把握するようにお願いしたいんですけど、いかがですか。

○金城武企業局長 我々のほうでも確認をしてみたいと思います。

○赤嶺昇委員 ぜひ、事実確認をお願いします。

それから、ヒアリングの件、引き続きなんですけど、設置目的は僕は大事だと思うんですけど、設置目的は何なのかよくわからないということになると、住民から指摘されていることについて、そこははっきりするべきだと思いますけど、いかがですか。

○金城武企業局長 まず、今回の聞き取りにつきましては、あくまでも任意の調査であることは御理解いただきたいと思います。今回、両当事者から、我々もどこまで回答を得られるかと非常に心配がありました。そういう意味では、回答を得たということで、先ほどそういうしっかりと回答していただいたということで答弁しましたが、それと内容についてもかなり、どこまで公表のことも含めて、かなりいろいろと調整した結果として、委員限りという形のそういう回答も得て、何とかここまでたどり着いているところでございますので、そこは御理解いただきたいと思います。その上で、今の内容の確認

につきましては一応、我々のほうでも改めて確認はしてみたいなと思っております。

○赤嶺昇委員 あと、阿真キャンプ場多目的広場にトレーラーが置かれていた期間というの、いま一度、どれぐらいの期間だったか皆さんは把握していませんか。

○金城武企業局長 実は我々も、私も平成30年の5月に現場の視察に行きました。当時の建設課長も一緒に行って、そこにあるのは一応確認しております。

ただ、それがいつまで置かれていたかにつきましては、我々もそこまでは把握はしていないところでございます。

○赤嶺昇委員 これを確認していますよね、多目的、要するに、その場所にあったということは、課長も局長も確認しているということでしたら、それは回答ではですね、先方は、こちらも役場に御相談の上ということなんですよ。相談の上置いているということを行っているんですね。ところが、本委員会においては、あの土地は県有地だということをごらんでも言ったし、村議会でも県有地だと。これは相談の上って、村と相談した上で置いたと言っているんですよ。そこは矛盾だと思いますけど、いかがですか。

○大城彰建設課長 今おっしゃった土地に関しましては、率直に申し上げますと、県の土地ではなくて、村が人から借地している土地だということになっております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から、当時の村役場は当該土地を県有地だと認識していたはずだが、今回のヒアリングにおける民間事業者の回答が村に相談して設置したとしていることは矛盾しないかとの補足確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 これ多分、役場内での、例えば議会で答弁した方、県有地だと思い込んでいたというお話だと思うんですが、この辺の事実が我々もよくわからないんですが、例えば役場の了承を得たというところの相手した方がどなただったかということも含めて、その辺の事実関係が明らかにならないと、我々もそこまでは把握はしていないというところでございます。

○赤嶺昇委員 だから、一番最初に局長に聞いたのは、双方のヒアリングを受けて、その返答についてどう思いますかって言ったら、おおむね回答をいた

だいたって局長みずから言っているわけですよ。そしたら、設置目的に答えていませんよねとか、こちらに置かれている、いわゆる多目的広場にどれぐらい、いつの期間置いていたということもわからないわけですよ。それで、村役場との相談の上ということもわからないわけですよ。これだけでも全然把握されていないのに、回答をもらうことで精いっぱいというんだったら、それはそれでいいですよ。ただ、回答がそのままいいかどうかということは、僕らずっと委員会で議論していますからね、そこは別に事業者が答える、答えないは別にしても、ちゃんと確認しておいたほうがいいと思いますよ。ちなみに、私が聞いている話だと、阿真キャンプ場の多目的広場には5月23日から8月30日まで置かれているという情報があるんですけど、そのあたりを確認したほうがいいんじゃないですか。いかがですか。

○金城武企業局長 我々のほうでも一応、確認はしてみたいなと思っております。

○赤嶺昇委員 そうなんですよ。もう3カ月以上置かれているからね、そういうこともちゃんと確認したほうがいい。それから、事実無根ということをごら先方は言っているんですけども、何を事実無根と言っているんですかね。何に対して。どのように皆さん把握していますか。

○大城彰建設課長 その辺につきましては、当事者、事業者のほうの考え方で発言された言葉だというふうに認識しております。

○赤嶺昇委員 これは先方が言ったので確認しようがないですけど、本来でしたら何に対して事実無根かということも、本来は一つのポイントだと私は思います。いずれにしても、この前の常任委員会でも話もしましたし、この期間の内容証明についても、やはり両方からヒアリングとったのは私がいいと思います。ただ、事実は事実として、しっかりと企業局は今後しっかりと確認をして、それから農林水産部の保安林の問題についても、やっぱりそこはやっていくべきだと私は思いますけど、いかがですか。

○金城武企業局長 今回の両当事者からの聞き取りにつきましては、先ほど申し上げましたようにあくまでも任意で協力を得てやっておりますので、その範囲内で相手からのそういう回答が得られればしっかり対応していきたい。一応確認はして、そういう形は対応していきたいし、農林水産部のものにつきましては、どういう内容なのかということの、先ほど委員から御指摘のあった部分については一応確認をしたいなと思っております。

○赤嶺昇委員 農林水産部だけじゃなくて、トレー

ラーが置かれている期間であったりとか、いろんな矛盾があると私は感じております。そもそも内容証明については、企業局の説明会に住民が参加して、発言していない方にも来ているよということから始まっている部分なので、皆さん対応しないというもんだから、じゃあこれが本当に事実かどうかということを確認されてもらっているところなんです。そこは今後の住民説明会においても、やっぱり住民同士が争わないように、ちゃんとそこはすべきだと思いますよ。前回、参加した方、いかがですか、もう一回。住民説明会を、やっぱりお互い住民が争うようなこと、私はあってはいけないと思いますけど。

○金城武企業局長 これは確かにいろいろ住民のほうからも御要望がございまして、やはり住民同士でいろんな、いがみ合うような形はやっぱりよくないと思いますので、我々としてもしっかり進行の問題を含めて、事前の周知など、できるだけそういうことがないように対策を立てるように、今後、検討していきたいなと思っております。

○赤嶺昇委員 それから、今、調査もしているということなんですけれども、年内に場所を決めるということなんですけれども、日程が大分厳しいなと思っておりますので、速やかに環境省ともしっかりに対応してもらって、環境省ともやっぱり意見交換等も進めていくべきだと思いますけど、いかがですか。

○金城武企業局長 まさに環境省とはしっかりと意思疎通を図りながらやっていきたいと思っております。今の現状の調査の段階から測量調査に入るということで、今もう既にこの間、接触してきておりますので、引き続き、環境省とはしっかり連携して、しっかり理解を得られるような取り組みをしていきたいなと思っております。

○新垣清涼委員 玉城武光委員。

○玉城武光委員 サンゴ礁保全再生地域モデル事業、43ページ。ここに地域モデル事業というのがありますが、その2つのモデル地域において協議会を設立したとありますが、2つのモデル地域というのはどこですか。

○比嘉貢自然保護課長 お答えします。

サンゴ礁保全再生地域モデル事業は平成29年度から実施してまして、そのモデル地域として恩納村と久米島町の地域をモデル事業という形で今、取り組んでいるところであります。

○玉城武光委員 そこで、サンゴ種苗低コスト生産技術等の開発のためにというのがありますが、それはもう改良等の研究は確立したんですか。

○比嘉貢自然保護課長 この事業につきましては、平成28年度までに行われて、その前身の事業としてサンゴ礁の保全再生事業に取り組んできたところがあります。その中で、サンゴ礁の生産技術等について研究して、ある程度一定の結果が出ているところであります。それをまた引き続き、今年度の事業でも、さらに今後、地域においても再生に向けて取り組むために低コスト化など、さらなる実現に向けて引き続き、今、調査をしながらやっているところがあります。

○玉城武光委員 先ほどのモデル地域の、恩納村と久米島がモデル地域ということで再生事業を行っているというんですが、具体的にどんなことをやっているんですか。

○比嘉貢自然保護課長 今回、平成29年度からこの事業をやっておりますが、恩納村と久米島をモデル地域としております。そして、平成30年度でそれぞれモデル地域として協議会のほうを設立させていただきました。今その中で、協議会として活動の内容やそれに要する財源の確保策などについて、今現在も引き続き検討を行っているところであります。具体的に言えば、恩納村は非常にサンゴ礁の保全再生に取り組みが進んでいるところでございます。これまで県のほうにおきましても、恩納村漁協と連携して、恩納村海域にサンゴ種苗の植えつけなどを実施してきております。その結果として、昨年、恩納村においてサンゴの村宣言という形で発信しているところであります。そういったところを含めながら、今、地域におけるサンゴ礁保全の機運の高まりに向けて取り組んでおりますので、そういった形を引き続き支援していくというふうな形を行っております。

○玉城武光委員 そのモデル地域を広げるということとは予定しておりますか。

○比嘉貢自然保護課長 まず当面、今進めていますサンゴ礁保全再生地域モデル事業では、この2カ所、恩納村と久米島についてまず協議会を設立して、今後、将来的には各協議会が自立して活動ができるような形で進めていきたいと思っております。それをやることによって、今後さらなる地域に、これを例というような形で広げていけるように今、考えているところであります。

○玉城武光委員 もう一つ、オニヒトデ対策普及促進事業というのがありますが、そこに4団体に支援を行っているというのがありますが、その4団体名を教えてください。

○比嘉貢自然保護課長 こちらのほうは平成30年度から進めておりますオニヒトデ対策普及促進事業に

なります。県におきまして、平成30年度からオニヒトデの大量発生によるサンゴの食害の未然防止を目指して、オニヒトデの子供、いわゆる稚ヒトデのモニタリング等を行う団体に対して補助を行っているという内容であります。平成30年度におきましては、宮古島のダイビング関係の2団体、北谷町のダイビング関係の1団体、八重山のダイビング関係の1団体の合計4団体に補助をしたというのが報告書に書いてあるとおりであります。なお、この各団体において、昨年オニヒトデのモニタリングや駆除を行っており、現在オニヒトデの大量発生等は一応、確認されていないという状況であります。

○玉城武光委員 4つの団体にやっていて現在のところオニヒトデの発生が少なくなったという、今、報告でしたね。

○比嘉貢自然保護課長 今その中で、オニヒトデ、稚ヒトデ等のそういったモニタリング等をやっておりますが、その中で大量発生になるようなことは、今確認されておりません。

○玉城武光委員 じゃあ次45ページ、赤土防止等活動支援事業なんですけど、ここも団体への補助金というのがありますが、この4団体名というのを教えてください。

○普天間朝好環境保全課長 赤土等流出防止活動支援事業におきましては、地域の団体等に赤土等流出防止対策の活動に対する補助金を交付しています。平成30年度につきましては、NPO団体2団体、あと一般企業1社と、地域協議会1団体の4団体に補助しております。平成30年度の補助金の活動実績としましては、沈砂池の清掃や緑肥の播種、また、グリーンベルトの植栽、石積の築造や講習会の開催等で、参加者の総数につきましては1151名となっております。

○玉城武光委員 この4団体名は、NPOとかいろいろ地域とか、今の話ですが、1団体当たり補助金幾らやっているんですか。

○普天間朝好環境保全課長 NPO法人のおきなわグリーンネットワークのほうに165万8000円、NPO法人久米島ホテルの会のほうに21万9938円、株式会社ちゅらしま産業のほうに267万8632円、恩納村の地域農業振興推進連絡協議会のほうが231万6460円ということで、全体で687万3030円の交付をしております。

○玉城武光委員 次に、赤土海域モニタリング事業がありますね。ここの海域、それから、陸域の場所。

○普天間朝好環境保全課長 お答えいたします。

海域モニタリングにおきましては、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画において、まず76の監視海域

が設定されております。その中から22海域を重点監視地域として設定しています。重点監視海域を含む28海域につきまして、毎年モニタリング調査を実施しております。これにつきましては、沖縄県北部に10海域、あと中部に2海域、南部に2海域、久米島に2海域、石垣島に9海域、小浜島に1海域、西表島に2海域となっております。陸域調査につきましては、ただいま申し上げました海域については、流出源を把握することを目的に、各監視海域に隣接した流域において実施しています。

以上です。

○玉城武光委員 陸域の調査はどこですか。

○普天間朝好環境保全課長 先ほど御説明した28の海域に隣接する、流れ込む流域のところを陸域として調査しております。

○玉城武光委員 それから、沖縄県のモニタリング効果として、重点監視海域とはどこですか。

○普天間朝好環境保全課長 重点海域22海域につきましては、まず、沖縄県北部のほうで平良川河口域、今帰仁村の大井川の河口、慶佐次川の河口、大小掘川の河口、漢那・中川の河口、それに屋嘉田潟原。そのほかに池味地先。あと、大度海岸。久米島のほうが儀間川河口と真謝川河口。そして、石垣島のほうで嘉良川河口、大浦川河口、吹通川河口、浦底湾、川平湾、崎枝湾、名蔵湾、宮良川河口、白保海域。西表島のほうで、嘉弥真水道、与那良川河口、あと野崎川河口、22海域となっております。

○玉城武光委員 重点監視地域ではないと思うんですが、最近、名護の安和港の近く、赤土の防止があるということを言われているんですが、そういうのは知っていますか。

○普天間朝好環境保全課長 先ほど申し上げた、重点海域ではないですが、監視海域ということでは、例えば屋部川河口域とか世富慶川河口域ということで、調査地点には入っています。

○玉城武光委員 今、海域のモニタリングをして、実際、赤土で覆われて、つい最近、東村のモズクの業者が赤土で製品にならないということがあったんですが、その堆積された赤土を何か回収するとか、そういうことは一要するに、赤土流出で網も覆われている、製品にならない、そういうことに対して赤土を回収するとか、そういう事業は考えておりますか。

○普天間朝好環境保全課長 赤土流出につきましては、防止対策が一番大切と考えておまして、流れ出してしまった赤土の回収というところは、今検討しておりません。

○玉城武光委員 防止策は防止策なんですけど、防止しても、赤土が流れていて、東村の東海岸あたりのモズクの養殖しているところね、そこに今実際、赤土が網に、そういうことがありますから、ぜひ環境と、どこか実施できるところどこかわからないですが、そういうところも頭に入れて回収してくださいね。

次は51ページ、公共関与推進事業の、産業廃棄物のあれなんですけど、そこに地域振興に関する周辺環境整備に係る補助金というのがあるんですけど、幾ら補助をして、どういう施設をつくったのか教えてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 公共関与管理型最終処分場を名護市安和区に設置するに当たりまして、名護市安和区、名護市、それから、沖縄県環境整備センター株式会社及び県の4者で、平成29年12月に建設及び運営に関し基本協定を締結しております。基本協定において、県は産業廃棄物税基金の予算の範囲内で、地域の要望を踏まえ地域振興事業を実施することとしております。平成30年度は、安和区コミュニティセンターの照明等設備更新や名護市安和区部間の集落センター新築工事等のため、3550万円を交付しております。

○玉城武光委員 この周辺に対する補助金というのは予算の範囲内ということなんですけど、今さっきの中は、要するに、公共最終処分場の工事の予算の範囲内というものなのか、それとも一定額決められているのか。

○比嘉尚哉環境整備課長 産業廃棄物税基金というのがございまして、これは産業廃棄物を処理するに当たって、トン当たり1000円ということで排出事業者から徴収しているんですけども、それを積み立てたお金の中から、上限が今3億円ということで、地元とお話しさせていただいております。

○玉城武光委員 この3億円で地域の環境整備に補助するということですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 そうでございます。集落センターとか、地域の照明とか、スピーカー、地域内の放送とか、そういうもののために使われております。

○玉城武光委員 わかりました。

次、最後になります、53ページ。

先ほども質疑があったんですけど、基地の使用履歴等の環境情報を収集した結果、環境汚染問題で汚染されたということが出たというのが明らかになったと思うんですけど、それは、さっきの説明の中ではアスベストとかPCBとかあったんですけど、ほかにな

いですか。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 午前中の答弁と重複するかと思うんですけど、恐縮ですが繰り返し述べさせていただきますけども、これまでの主な成果といたしまして、今おっしゃっていた嘉手納とかキャンプ瑞慶覧とかのアスベスト調査とか、あるいは牧港のPCB—ベンゼンとか、あと那覇港湾施設における放射能測定、あるいはホワイトビーチとかの放射能測定、あとは幾つかの施設において航空写真等の情報を入手しております。

○玉城武光委員 今、説明した以外にないですかと私は聞いたんですけど。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 平成29年度からの事業でございますので、まだ2年ということで、収集できた内容はこの程度でございます。

○玉城武光委員 いろいろ米軍基地には立ち入りができない、調査できないという制約があるんですけど、そういう資料も入手して、いろいろ環境の問題にかかわるのはよく収集して、対策をとるなりしてください。

以上です。

○新垣清涼委員長 糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 順次質疑をしていきますが、出し入れしながらやりますのでお願いします。

1番目に、地中熱を利用した省エネ促進事業、これは去年も聞いたので、1年たってもただ同じものにしかっていないので、改めて聞きたいと思えます。これについてまず、もう一回、御説明お願いしますか。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

地中熱利用システムにつきましては、実証機器のほうですが、一般的なエアコン、空調設備の室外機と室内機に地中熱交換器—これはボーリングで地中のほうに埋め込みますが、それと循環ポンプを追加したイメージのシステムとなります。地中熱交換器は、地中に埋設した管に水を循環させましてそれから採熱する機器でありまして、循環ポンプはその地中熱交換器の中の水を循環させるための機器となります。平成29年度に県立総合教育センターへ実証用地中熱利用システムを設置しまして、平成30年度まで実証試験を実施した結果、冬季の暖房使用時及び夏季、夏場の冷房使用時において、最大4割程度の省エネ効果を確認したところでございます。

○糸洲朝則委員 この実証実験、平成29年、30年、2年間やって、ある意味で効果が得られた、そして実験も成功した。あとは製品化という、今こういう段階ですか。

○安里修環境再生課長 このシステムについては、一般的によく東日本のほうで普及してしまっていて、かなり商品化されている状況になります。ただ、東日本の、特に冬場のほうでよく利用されて、夏場の冷房もそうなんですが利用されているシステムということで、沖縄のような温暖地でのシステムの構築にすると、若干また調整が必要ということがありますものですから、それで、今回のこの事業で実証試験を実施いたしました。それで、まだ商品化ということでは、まだ普及の手前ということで、まだ今情報収集と提供のほうをやっている最中でございます。

○糸洲朝則委員 それで、皆さんが言われているように、地中熱利用事業組合があるわけでしょう。民間事業者との連携というふうに、今、商品化も含めてそこら辺との連携が大事だろうということだと思うんですが。商品化、あるいは地中熱を利用した機器の普及、こういったものにこれから力を入れていくということでしょうか。

○安里修環境再生課長 ちょっと地中熱のシステムのほうの御説明を最初にさせていただきたいのですが、いわゆる再生可能熱エネルギーの一つとして、これは地中熱利用システムのほうは位置づけられています。太陽光パネル発電ですとか風力発電は、気候とかそういった変動があるんですが、地中熱というのは地中に遍在的にありますので、いつでもその辺の気候一夏の暑さとか冬の寒さに影響なく、地中の温度は一定であるという利点を生かして、熱交換を行うことによって、夏場の冷房、冬場の暖房ということで利用するというシステムでございます。非常に、有用性については今、全国で約6800件程度の利用の頻度は高まっているのでありますが、まだ沖縄については温暖地ということで、ちょっとその辺の利用・普及が進んでいないということでこの事業をいたしました。今回の普及に当たって、やはり最大のネックとなっているのが初期投資の分のボーリングを実施するということがありまして、この分が普通の一般的な家庭のエアコンに比べると非常に高額になるとランニングコストは低くなるんですが、高額になるという不利な点がありますので、この辺をいかにして解消するかということと、それとあわせて一般的な普及タイプにしていくには、製品を販売するところの保証体制の確保とか、設置業者の確保というものがやはり一番重要になりますので、これを含めてまた意見交換をしながら、情報収集をしながら普及を進めていきたいと考えております。実際に沖縄県内の普及はまだ、我々が聞いているところではまだ2件程度の状態しかなくて、これをさ

らに進めていくにはちょっと情報不足かなということで、これについて考えていきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 今、ボーリングの話が出たんですが、これはかなりの深さまで機器を挿入するんですかね。どのぐらいまで挿入しているんですか。

○安里修環境再生課長 お答えします。

これにつきましては、今回、我々のほうで、実証を実施したのは、いわゆる浅層、浅い地域—いわゆる地中熱と定義されているのは大体地表から200メートルまでは温度が安定しているということが言われていますので、普通一般的には100メートル程度まで深く掘ってやるということがあるんですが、その場合ですとさらにコストが上がるということで、今回は我々のほうが実証実験で利用したのは浅層、いわゆる浅い地域ということで、大体20メートルぐらいのボーリングを6本埋め込みまして、それから熱交換器を回しまして空調に利用したという技術でございます。

○糸洲朝則委員 実証実験で、皆さんの教育センターそこでやっておられるわけで、多分今のお話聞いているとまず、公共施設のほうからさらに拡張してやっていく。それを民間企業へという段取りになるかなと思うんですが、次の段階として、例えば県の出先でもいいし、あるいは県庁内でもいいし、そういう実験というか、開発も含めてどういうふうに考えておられるんですか。

○安里修環境再生課長 他府県ですと庁舎内に設置した事例とか、我々が見ているような、東京で今やっている新しく建てるタワーのほうにもそのシステムが入れられたという情報は得ているんですが、県内の庁舎内でまだ導入という計画はありませんので、今後そういった情報提供も含めながら、これについて我々のほうも検討してまいればと考えております。

○糸洲朝則委員 ぜひこれ頑張って、もしこれが公共施設を初め、民間の大きい企業なんかで活用されるとなると、CO₂の削減にも大きくつながるし、今、知事が一生懸命取り組んでいるSDGsのかかわりにもなっていくので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、国立自然史博物館の件について。これ新規じゃないでしょ。新規とあるんですが、まあいいでしょう。いつも取り上げておられますが、基礎調査、これについてまず、どの程度進めておられるか御説明をお願いします。

○比嘉貢自然保護課長 お答えします。

まず、新規というのは予算措置上、平成30年度に

予算としては措置されたので、そこで新規という形で施策の中では入れているところであります。

平成30年度には、今、委員がおっしゃったように、国立自然史博物館の誘致基礎調査を実施いたしました。その結果のほうなんですけども、まず、設立意義として、地球環境問題への対応や標本のバックアップなど、自然史研究が抱える課題に国立自然史博物館が有効であることが明確になりました。また、沖縄県は生物多様性が豊かで、効果的、効率的に標本採集が可能であることや、県内に広範囲に分布している研究施設との連携、生物多様性が豊かな東南アジアとの距離が近く、地理的優位性があることなども沖縄県の立地適性が示されたところであります。さらに、期待される効果として、沖縄県の生物多様性を内外へ発信する拠点となり得ること、子供たちへの教育効果や県内研究、教育機関との連携による人材育成、新たな観光施設としての役割、県内経済への波及効果などが明らかになるようなことがこの調査の結果でわかったところであります。

○糸洲朝則委員 かなりの分量での調査だと思いますが、それをもとにして、しからばどういう形でこの沖縄に誘致というか、設置をやっていくかと。おっしゃるとおり、シンポジウムも、東京も那覇も僕は両方参加しましたが、やはり学術的なそういう側面からのアプローチというのがどうしても先立つものだから、もっと庶民レベルまで、これはすごいものなんだよというぐらいの皆さんのパンフレットも見せてもらったんですが、やはりもっと県民運動的に広げられるぐらいの取り組みをやってもらいたいんですよ。それについて、もしありましたらお願いします。

○比嘉貢自然保護課長 まず、先ほど説明した平成30年度の調査結果に基づきまして、今年度まず、沖縄県商工会議所連合会や、沖縄経済同友会への協力依頼や説明会等を開催したところであります。それで、今、委員がおっしゃったように、やはりこれを進めるためには県内外での機運醸成が重要であります。シンポジウムも毎年これまで開催させていただいたところであります。今年度、これからですけど、1月下旬から2月上旬に、今回は県主催によりシンポジウムの開催を予定しておりますので、またそういった形で県民の方々の機運醸成を図るように取り組んでいきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 頑張ってください。

次に、世界遺産登録。これも午前中にも出ておりますので、これについてはIUCNが現地調査を終えて、いよいよこれから次の段階に入るわけで、午

前中でも成果云々については答弁できない旨の答弁があったんですが。それよりも、県の取り組みとして、やはり来年度には登録をしたいわけですから、そこら辺への思いというか、取り組みについては説明をお願いします。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 沖縄県といたしましては、前回、延期勧告を受けて、その中でいろいろIUCNのほうからも指摘を受けております。そこは環境省と地域の行政と、地域の団体の皆さんとも協力しながら、課題に一つ一つ対応して、全ての対応をしてきて、推薦書を提出しているつもりでございます。今回、IUCNの現地調査を受けた際にも、これまでの課題についての御説明というのも十分させていただきましたし、それに対する質問等にも十分に対応していたものだというふうに考えております。今後は、IUCNが今回の現地視察の報告書をつくりまして、12月に世界遺産パネルというIUCNの会議があります。その中で、今回の視察を含めて、改めて情報照会ということで、こういうふうなものの取り組みについてはどういうふうに考えているんだということで、改めて再照会が来ます。それについても、県としては、国と連携して十分な対応をとった上で、次回の世界遺産委員会のほうに十分な体制で臨めるようにしていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 慶良間諸島については午前中に出ていますので、これは割愛をいたします。

それで、マンガースの対策事業。これはかなり進んでいるというふうに思いますが、皆さんの説明書を読んでいると、探索犬による排除方法というふうになっております。まずこの現状、言われているように、それぞれ実績はありますが、探索犬による排除方法も含めて、現在の取り組みを御説明をお願いします。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 マングースの取り組みにつきましては、平成12年度からマングース対策事業というものを実施しております。その事業の進捗によってマングースが低密度化してくる状況になっております。それで、より効果的な捕獲を図るために、平成25年から本格的にマングース探索犬を導入した捕獲を実施しているところでございます。マングース探索犬は、マングースのふんの臭気を探知して正確にマングースの生息状況を把握することを目的に導入しており、生息が確認された地点において集中的にわなを設置するなどして、これまで約5年間で120頭のマングースを捕獲している状況でございます。

○糸洲朝則委員 どんどん北へ進んでいると思いますが、今どのラインまで来ていますか。今、塩屋と福地ダムを結ぶラインとありますが、どのラインまで追い込んでいますか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 図を示しながら説明します。マングース事業については、今こちらが第1北上防止柵ということで、塩屋のほうから福地ダムのほうを横断する形で柵をつくっております。第2防止柵ということで、塩屋のほうから東村の平良のほう、第2防止柵をつくりまして、これまでこの部分を今、完全排除しようということで、令和8年度までを根絶の目標としている地域でございます。今、全体を環境省と県のほうでやりながら、県はまた平成28年度に、こちらのほうに再侵入をさせないということが重要だということで考えまして、平成29年度から県の独自の計画をつくりまして、こちらに第3北上防止柵というのを一県道14号線沿いになるんですけどそこに設けていて、こちらの第2バッファゾーンと第1バッファゾーンで集中的にマングースの捕獲をすることで、目標としている第1北上柵以北の場所にマングースを北上させないようにというふうな取り組みを今、重点的に進めているところでございます。

○糸洲朝則委員 これは、わなをかけるのか、2段階で。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 全域にもわなをかけますし、こちらのほうにもわなをかけます。沖縄県は3カ所担当しているんですけど、大体こちらのほうに4500個ぐらいをかけています。環境省はこの部分をやっているんですけど、大体2万個ぐらいのわなをかけて対策をしているところです。県としては今、第1バッファゾーンと第2バッファゾーンを重点的にっておりますので、こちらのほうの捕獲数が多いというふうな状況でございます。

○糸洲朝則委員 要は、世界自然遺産登録にかかわる国頭3村の中がポイントになりますので、そこまで全部きれいにできるのはいつごろですか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 今のところ、国の計画としては令和8年の根絶の目標と、今、立てているところです。

○糸洲朝則委員 それだったら世界遺産登録に間に合わないけど大丈夫か。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 もちろん、世界遺産になるときに完全に排除できているというのが理想の形であるんですけど、そこは排除の形がどんどん進んでいって、IUCNのほうにも

明確に何年度ごろに完全排除しますということは示しておりますので、それについてはIUCNのほうも理解いただいているかと思います。

○糸洲朝則委員 大きなポイントだね。頑張ってくださいね。

次に、前も取り上げたけど、野犬・野猫対策もその都度やっておられると思うんですが、それについて御説明いただけますか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 野犬・野猫につきましても、去年から一その前の年までは、西銘岳を中心としたトビネズミが生息しているところで重要な地域ということでポイントに置いて、その周辺を重点的にとっていたんですけど、去年からヤンバル地域全域にわなの数もふやしまして、捕獲対象を広げていて、その捕獲の取り組みを重点的に行っているところです。もう一つは、野犬・野猫の発生源として一つ考えられておりますのが、南から猫や犬が捨てられてこちらのほうに入ってくるというものも考えられておりますので、そこは適正飼養と室内用にとことこの普及啓発にも力を入れているところです。

○糸洲朝則委員 46ページの、さっき玉城委員も取り上げていました赤土流出防止対策事業。これに皆さん方、22海域、いわゆる河口のところを指定をして対策をしているわけですが、これはやはり、きょうの質疑の中にも出てきてないですが、要は赤土流出の一特に海に出てくるこの根元は農林の土地改良とか土建部の工事による、これが河川とか、あるいはいろんな沢を通して流れ着いたのが原因だと思います。したがって、これは一生懸命堆積したものをとったり、あるいはそこをいろいろモニタリングしたりするのも大事ですが、やっぱりその赤土流出の原因となる根元のところ、その対策をやらんといかんと思うんです。したがって、農林水産部やあるいは土建部とのタイアップ、連携というのは大事だと思いますが、それはどのようにしておられますか。農林や土木がしっかりしてくればこういう問題は出ないんですよ。

○普天間朝好環境保全課長 県では、各部長を委員とする沖縄県赤土等流出防止対策協議会等を設置しております。また、その下部組織では各課長を委員とする幹事会、またその下部組織でワーキングチーム会議等を、関係部局課と設置しております。幹事会及びワーキングチーム会議では、関係各課から取り組み状況の報告を受けたり、環境部からは陸域調査で確認された流出源情報及び流域別に有効とされている対策等についても報告して情報を共有してお

りまして、農林のほうでも営農対策であるとか実際ハード面の対策等も実施していただいています。その環境部の調査結果につきましては、農林水産部を通して市町村の農政担当課へも情報を提供していただいています、庁内で連携をとって対策を今、進めているところです。

○糸洲朝則委員 皆さんの説明にあるように、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画、これはどこが策定するんですか。

○普天間朝好環境保全課長 この赤土等流出防止対策の基本計画は、平成25年に環境部のほうで策定しております。

○糸洲朝則委員 その中にさっきの農水部や土建部とのかかわり方、その原因の一番ネックである両部に対する対策というか、それはどういうふうにしていますか。どういうふうにうたっていますか、その中に。開発する側は、どうしても開発のほうが重くなるんですよ。

○棚原憲実環境部長 ちょっと計画とはずれるんですが、今、現実にやっている体制について御説明したいと思います。まず、建築関係、開発関係から出る赤土対策につきましては、1000平米を超える土地の改変に当たって、赤土防止条例というものに基づいて届け出がなされます。それに対して保健所の職員が、この赤土対策だったら大丈夫という形で、施設基準をクリアしている場合にいわゆる事業が開始できるという形になって、その結果、そういう開発事業からのものについては約4割まで一従来が100としたら条例施行後、約4割まで削減することができました。もう一点大事なのが、やはり農地から出る対策なんです、それについても先ほど農林水産部にいつも、我々モニタリングの結果を提供しています。農林水産部においては、赤土流出防止対策という形で、各事業、事業計画を独自で立てて事業配分の国庫要請をするのですが、その基礎資料として我々の行っているモニタリング調査の結果を国に対して説明して国庫の要請を行っているということで、それを受けて、農林水産部のほうでは事業を行っております。サンゴのモデル事業として、自然保護課のほうから説明しました恩納村と久米島町、そういうところの協議会というのはJAが必ず入ってまして、やはり農地から流れてくるものと海の保全を連携した形で、そのモデル地区については取り組んでいますので、それなりの効果は上がってきているんだろうということで、各地域において農業分野の皆さんと一緒に対策をとっているという状況が今、進んできています。

○糸洲朝則委員 おっしゃるとおり、もうこれは農地改良とかあるいは土建部の開発等、こちら辺をきちんと抑えるという。彼らは彼らなりにノウハウを持っているんですが、それをもう一步踏み込んで環境の視点からやっていただきたい。さっき重点地区、ヤンバルとか石垣と久米島とか言っておりましたが、これは山があって川があるところなんです。宮古、多良間、こういったところは山も川もないから、海にそういった赤土とかが流れることはあり得ない。したがって世界一きれいな海だと言われている。かといって、今ある山とか川を埋めろというわけにはいかんさ。というふうに、そういう海に流れ出ないような仕組みをいかにつくるかということが、やはり皆さん方の仕事だと思いますから、今、部長が言われたことも含めてぜひ取り組んでいただきたいと思います。しからば、この赤土流出をゼロにというわけにはいかんけど、年次的に下げていくという、こういった目標等もあると思いますが、それについて説明をいただければありがたいです。この計画の中にあるでしょ、基本計画の中に。目標的なものは。

○普天間朝好環境保全課長 基本計画におきましては、76の監視海域において、令和3年までに赤土等流出量を約9万3000トン削減することを目標としています。

○糸洲朝則委員 目標達成は可能ですか。

○普天間朝好環境保全課長 中間年の平成28年に基本計画の中間評価の調査をしております。その結果、推定量では、平成23年度と比較して約2万7000トンの削減となっております、その割合としましては29.4%、30%弱ということになっております。今後、一層取り組んでいって、達成することを目標としているところです。

○糸洲朝則委員 ぜひ頑張ってください。

最後に全島緑化県民運動推進事業についてですが、この推進会議がありますよね。この取り組みについてまず御説明をお願いします。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

全島緑化県民運動推進会議につきまして、県では、100年先を見据えた緑の美ら島の創生の実現に向け、平成20年度から知事を会長としました沖縄県全島緑化県民運動推進会議を開催しております。同推進会議は行政や企業など32団体から構成されており、それぞれの役割に応じた緑化施策を推進しております。全島緑化を推進するため全島緑化事業計画を策定しており、当該事業の施策展開に基づき各種取り組みを実施しております。平成30年度の会議におきましては、同年度の取り組み状況及び次年度の事業計画

について審議しております。

以上でございます。

○糸洲朝則委員 こういう運動は地道にやるというのもあるし、あるいは思い切って、例えば節目、節目にやるというのにも必要だと。かつて韓国のソウルオリンピックのとき、たしか僕の記憶では各家庭、毎年木を1本植えましょうというような運動を展開したのを覚えているんです。県民がそういう植樹運動というか、あるいは花植え運動、そういうものができるような仕組みをつくってあげるといふこと等をやっていますか。これ、なさったらいいと思いませんよ。どんなですか。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

全島緑化県民運動については、これまで3年を1期として事業計画を立てて、取り組み方針を定めております。今現在については、平成29年度から令和元年度までにおきまして、民間主体の継続的な緑化活動の推進と、県民への全島緑化県民運動の普及啓発促進という2つの目標を取り組み方針を立てて実施しております。先ほど委員からの意見がございました苗木などの配布につきましては、我々の事業の中で、一部ではありますが、農林高校等の協力を得まして、年間約3万3000株の花苗を生産しまして、それを地域緑化、学校緑化にやっていただく、配布していただく事業を展開しておりますので、これらを含めて全島緑化、また、地域の緑化を普及啓発させていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。木を植えたくても、我が家に木を植える場所もないというのがたくさんあります。特にマンションとかね。したがって、その木を植える場所を提供している。かつて私が那覇市議会議員のころ、識名の体育館の周辺にみんな1本ずつ植えまして、市民で育ててこれは自分の木だというふうにしてやった覚えもありますから、そういう研究とか、工夫もしていただければよろしいかなと思います。

終わります。ありがとうございます。

○新垣清涼委員長 山内末子委員。

○山内末子委員 環境部からお願いいたします。

先ほど来あります、世界自然遺産登録推進事業についてですけど、ずっと午前中も、それから先ほど糸洲委員からもありましたので概要等はほとんど理解できておりますけど、あと一、二点ちょっと気になる点をお聞きいたします。外来種対策として、この中に犬猫の野良猫の部分もあるんですけど、最近ヤンバルの中で、ヤンバルとか名護から、タイワンハブの繁殖についてその地域から大変大きな被害

があるということも出ていました。名護市などは職員2人を配置しても、それでも間に合わないというような事例がたくさん出てきているんですけど、その辺のタイワンハブの今の現状と、それからこれがどんな形で展開していくのか見解をお聞かせください。

○棚原憲実環境部長 外来種につきましては、いろんな外来種が入ってきます。例えば農産物に害を与えるものの対策とかですね。

タイワンハブについては、沖縄県在住のハブがいるんですけど、人への被害防止という形で、ハブ対策の一環で保健医療部のほうが管轄しております。

環境部がやるのは、やはり自然生態系への影響がある部分については、ほかの部署は対応しませんので、環境部のほうで対策しているということで、外来種対策はそれぞれ関係部署が重要な外来種について対策するという形になっております。

タイワンハブについては、詳細はこちらは把握しておりません。

○山内末子委員 じゃあタイワンハブは、ほとんどが人だとか動物とか、そういうものへの被害はあるけれど、そこにある植物であったり、もともといる生態系を侵すようなものではないというふうに理解していいですか、そういうものなんですか。

○棚原憲実環境部長 やはり外来種につきましては、生態系への影響がないとは言えません、全ての外来種ですね。

ただ、その外来種が主にどこに対して被害が大きいか、どこが対策したほうが効率がいいか、そういういろんな状況に応じて、例えば港湾でしたら港湾管理者にやってもらいますし、農業関係の害虫でしたら農林水産部にやってもらうというような形で、各部署で取り組んでいるというのが状況です。

○山内末子委員 わかりました。理解しました。

もう一点は、北部訓練場がある場所でもありますので、最近、騒音被害が大きくなっているということがあるんですよ。

先ほど新里室長のほうから基地についてのそれはあったんですけど、騒音被害だとか、基地から派生する影響がどれぐらい生態系に影響を及ぼしているのかというようなことで、IUCN、そこら辺からの指摘とか課題の提示とかはないんでしょうか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 今回のIUCNの視察につきましては、世界遺産登録の審査の全体的なプロセスの中の途中の審査であることなものですから、ちょっと具体的なコメントというものは控えさせていただきたいと思えます。

ただ、沖縄県といたしましては、世界遺産登録に当たって、推薦地などの生態系にそういったものが影響を及ぼすようであるのであれば、そういったものを影響を回避するように、米軍であるとか、国であるとか、そういったものを適切に対応してまいりたいと考えております。

○山内末子委員 何年もかけて皆さんも本当に頑張っていますし、県民も大きな期待、それから、地域におかれましては大変な期待を持っていると思いますので、その辺のところの課題をしっかりと一つ一つ解消しながら、ぜひこれは国も環境省もいろんな形で、防衛省とも関連してくるかと思しますので、県の一つのまとまった意見を持ちながら対処はぜひ頑張っていて、登録に向けて頑張っていていただきたいと思っております。

続きまして、ジュゴン保護対策事業についてお願いいたします。この事業の概要ですけど、どういった調査をなさったのか具体的にお聞かせください。

○比嘉貢自然保護課長 このジュゴン保護対策事業につきましては、5名からなる専門家による検討委員会も設置して、その意見を踏まえながら、ジュゴン保護対策事業を推進しております。平成30年度において、ジュゴン保護対策事業につきましては、本島周辺の主要7海域につきましての生息状況調査、自然環境情報、利用状況の整理であったり、あと、漁業者やマリンレジャー関係者等を対象にしたジュゴンの勉強会の開催、そしてまた検討委員会等において保護対策のあり方の検討を行っているところであります。

○山内末子委員 せんだって1頭が悲しくも亡くなっておりますけれども、解剖の結果、エイのヒレでした。こういうことで亡くなるのかなと思うととても心配なんですけど。せんだって防衛局のほうから残りの2頭についても、今、確認ができていないというような報告が出ておりますけれども、これに対する県の見解としてはどのようなものを持っていますでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 沖縄防衛局において、普天間飛行場代替施設建設事業に関連して、ジュゴンの生息状況調査がされております。それにつきまして、こちらのほうに設置されております環境監視等委員会のほうで毎年、報告されておりました。今、委員がおっしゃったような形で報告がなされているのは我々のほうでも確認しているところでございます。普天間飛行場代替施設建設事業に関連しましては、当然、環境アセスメントの一環として調査を実施しておりますので、それに関してはその報告を受けながら環

境部のほうとしても、ジュゴン調査等の報告等を求めるような形で対応しております。私ども自然保護課においても、ジュゴン保護対策事業という形で生息状況等調査を行いながら、その中で目撃情報などの収集もしておりますので、そういった形で引き続きジュゴンの生息とかも確認をしていきたいなと思っております。

○山内末子委員 最後に目撃したという情報はいつになっていますか。

○棚原憲実環境部長 先ほど沖縄防衛局の環境アセスメントの一環としての事後報告の中で確認したのは、個体Aと沖縄防衛局が呼んでいるものが平成30年9月が最後ですね。個体B—先日亡くなったと思われる個体B、それが平成31年の2月に生体としては確認されています。個体Cが平成27年6月を最後に確認されたということで、そういう報告から我々は確認しております。

○山内末子委員 我々は確認しているというのは、防衛局からの報告で。じゃあ、この事業の中で皆さんは確認はできているのかどうか。

○棚原憲実環境部長 県の実施しているジュゴン保護対策事業においては、屋我地島周辺で2018年、南城市志喜屋で2018年、渡名喜島で2017年の目撃情報は事業者のほうで確認しております。環境省も事業を実施しているんですが、それは2000年以降に先島のほうで複数の目撃情報があるということがありまして、環境省のほうも重点的に先島のほうを中心にやっています。我々は環境省と連携をとりながら、ジュゴンの把握に努めているという実情です。

○山内末子委員 この事業の期間としましては令和2年度というふうになっておりますけど、来年度ですよね、2年度という。これは、その2年度で終わりになるのか、それとも継続して、やっぱりこのジュゴンについては、沖縄県にとってはとても大事な動物だというふうに思っていますので、その辺のこれからの展開について、方向性についてお聞かせください。

○比嘉貢自然保護課長 今この事業として実施するとして、今、委員のおっしゃるような形で来年度までの3年計画ということで。もともと平成28年、29年でまず基礎調査という形でジュゴンの情報収集をさせていただきましたが、そのときも検討委員会を立ち上げまして、課題等を整理させていただきまして、その中で今、この事業ですね、平成30年、31年、そして令和2年度にかけて、まず沖縄本島主要7海域を中心に生息状況の確認等というような形で、ジュゴンの保護方策のあり方について検討していきま

しょうということで今、事業を進めています。まずこの調査、そして今後のジュゴン保護対策のあり方について、検討委員会の中で来年度までにかけて整理していきたいというところが今の状況でございます。

○山内末子委員 頑張ってください。

あと1点、米軍基地の環境対策について。この件については内容等についてはもう理解をしておりますが、新しいものが出てきたとき一例えば今、沖縄市のアリーナの建設工事現場のほうで六価クロムの状況が出てきたり、それからPFOSの問題とかそういうものに対して、今のこの事業の中で、この事業というのが今、幾つかありますよね。これ以外の新しいものに対して、これまでは基地の立入調査であったり、この事案に対していつも県のほうは一つずつやっていくんですけど、なかなか立ち入りもできないし、そういうものがある中で、この環境対策事業の中で、新しいものに対する対応というんですかね、それはやっぱり臨機応変にできるものでなければ、少し、せつかく事業の予算もつけていますので、その辺の対応についてできるのか。必要なというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 現在の跡地利用推進法では、いわゆる土壌汚染対策法とか、水質汚濁防止法—水濁法、ダイオキシン法とかで定められている有害物質という形で調査する対象物質が特定されているんですけども、沖縄県としては、これの対象となっていない化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律—化審法の一今、委員がおっしゃるPFOS等についても、この調査の中で情報収集等に努めております。

○山内末子委員 ぜひ今のような形で、新しいものをどんどん建築をしようとしたら出てくるのが今の沖縄の現状だと思います。土壌だと。特に基地跡の中では。こういうものに対してのやっぱり調査というのはとても大事だと思っています。ぜひ頑張ってください。

企業局をお願いいたします。

まず、工業用水の整備事業についてですけど、事業概要と、そして施設老朽化の状況についてお聞かせください。

○上地安春配水管理課長 お答えします。

工業用水道施設整備事業の事業概要と老朽化の状況についてということで、企業局では産業基盤の充実、強化及び防災、減災対策として、老朽化した工業用水施設の計画的な更新、耐震化等を推進しております。これまで久志浄水場や導送水施設の整備を

進めてまいりました。現在、東系列導水路トンネル改築及びうるま市川田地内配水管の更新を実施しております。今後の取り組みにつきましては、工業用水を安定的に供給するため、現在実施中の事業に加えて、今後、久志浄水場や、久志石川送水管を更新するなど、老朽化した工業用水施設を計画的に更新し、あわせて耐震化を推進してまいる考えでございます。

○山内末子委員 この課題の中で、これから大量の更新時期を迎えるというふうにありますけど、この大量の更新時期というのがどの時期なのか。どれぐらいの規模で更新をしなければならぬ施設があるのか、布設管があるのかということをお聞かせください。

○上地安春配水管理課長 老朽化の状況につきましては、今、管路の件でお話ししたいと思いますけれども、平成30年度で企業局が所有している管路の総延長が約767キロメートルございます。このうち、法定耐用年数を超過している管路は約224キロメートル、その割合が29%となっております。

これにつきましては、法定耐用年数の考え方でございますが、あと、企業局では、水道施設を更新するに当たりまして、この法定耐用年数であったり、あるいは他府県における施設更新の考え方を参考にしまして、独自で更新基準年数というのを設定しております。この更新基準年数を超過している管路の割合につきましては、25%というふうになっております。

○山内末子委員 わかりました。

今のは工業用水ですけど、続きまして水道用水、その件についても同じようにお答えください。

○上地安春配水管理課長 今、お話ししました管路総延長767キロメートルというのは、全て、水道工水を合わせた形になっております。水道用水と工業用水と合わせた老朽化の状況につきまして、繰り返しになりますけれども、法定耐用年数を超過しているものが29%。あるいは、企業局独自の更新基準年数を超過しているものが25%となっております。内訳としましては、パーセントだけで申しますと、水道のほうで法定耐用年数を超過している割合が31%、工業用水のほうで法定耐用年数を超過している割合が17%、合計で29%というふうになっております。

○山内末子委員 これを全部改良するとなると、どれぐらいの期間が必要ですか。あとどれぐらい。

○上地安春配水管理課長 先ほど申しました管路の総延長767キロメートルを、法定耐用年数の40年で更新していくには、毎年約19キロずつの更新が必要と

なりますけれども、これまでの更新の実績が年間で約5キロメートルの更新となっております。このペースで更新していった場合、管路全てを更新するには、計算値で言えば153年かかる試算となります。将来にわたって安定的に水道水を供給するために、適宜適切に更新する必要がございます。そのためには財源の確保が重要であるというふうに考えております。

○山内末子委員 153年といっても、誰も生きていないので心配なんですけど。沖縄県の水道料金は全国の中でどのぐらいの位置になっているのか。キロ当たりというんですか、トン当たりというんですか、それをお聞かせください。

○上運天先一参事兼総務企画課長 家庭用の10立方メートル当たりの水道料金で比較してみますと、県全体の平均額が1686円となっております。全国のほうは、これは平成29年度の公営企業年鑑からの数字なんですけれども、同じく10立方メートル当たりで1554円となっております。

○山内末子委員 今、1550円は全国の平均ですか。平均よりは、やはり少し多いというふうに理解してよろしいですか。

○上運天先一参事兼総務企画課長 単純に差し引きしますと、県全体が1686円で、全国が1554円ですので、その差は132円となっております。

○山内末子委員 今、全国的に水道の民営化という法律ができて、県の中で今、先ほど言いました老朽化の施設を抱えていたり、いろんな問題が大きいところは民営化に向けての作業が進んでいくのかなという心配がありまして、今このことをお聞きいたしました。沖縄県の場合には、実際には少し平均よりは水道料も高いですし、老朽化している施設も多いということになりますと、その先、我が県として、民営化とか、そういうようなことが訪れるのかなと心配ありますけど、その辺については局長どうでしょうか。

○金城武企業局長 我々は、現時点で答えられるものを答える形になると思うんですが。水道事業というのが、やはり県民生活のライフラインとして、極めて重要な役割を担っているということで、企業局としては今後も引き続き、公営企業として中長期計画、20年計画をつくっておりますので、それに基づきまして、適切な資産管理や経営基盤の強化を図って、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給していきたいというのが、今の我々の考えでございます。

○山内末子委員 ありがとうございます。

さまざまな分野で、企業局が努力しているということを理解しております。その中で、三、四年ぐらい前に石川浄水場の本格稼働に向けまして、その際に、夜間休日の民間委託を実施したんですけど、民間委託に対する県の考え方、方向性ということについてお聞かせください。

○上運天先一参事兼総務企画課長 石川浄水場につきましては、平成23年11月から供用を開始して、7年目が経過してことしで8年目を迎えております。運転管理業務につきましては当初より夜間と休日の民間委託を行っております。浄水場の運転管理につきましては、毎日の朝と夕の業務の引き継ぎ時や、定期的な調整会議による局職員と委託業者との綿密な情報共有や、運転管理業務経験に加え定期的な教育訓練の実施による委託業者の技術向上により、適切に運用しているところであります。

○山内末子委員 今、5つの施設がありますが、その中ではまだ民間委託を取り入れてないところもあると思うんですけど、その辺について方向性はどのようになっているのかお聞かせください。

○上運天先一参事兼総務企画課長 その他の浄水場ということなんですけど、石川浄水場以外では名護浄水場が平成22年度から、西原浄水場が平成26年度から、久志浄水場が平成28年度から夜間休日の運転管理業務を民間委託しております。残りが、北谷浄水場がまだ民間委託されておられません。北谷浄水場につきましては、現在、令和3年度まで改良工事が予定されておりまして、通常の水運用とは異なる特殊な運用を今行っておりますので、工事終了までは現状の体制を維持する必要があると考えております。令和4年以降の体制につきましては、これまで実施した委託の状況や危機管理上の問題点を踏まえて、総合的に検討していきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 命を守る水ですので、命をつなぐ水ですので、やっぱりそこは安心・安全なというのが一番の最優先にされなければいけないと思うんですけど、ただ、やっぱり経営上、もしかすると、どちらかの場所で節減についてもこれから考えていかなければならないのが企業局の課題かと思っておりますので、その辺のところはですけど、しっかりと先ほど言った、その場所に合わせた安心・安全がまず第一として施策をぜひ実行していただきたいと思っています。

それで、最後に座間味浄水場の件ですけど、先ほど来ありました、今ここに来て、住民が考えている施設、場所一高台を一番望んでいるという声が一番

の声なんですけど、その中でいろんな、本当は必要だった水の件について、住民の声が、もう本当は必要だけど、ここまでがちゃがちゃ住民がいがみ合うんだったらもう要らないという、そういうような住民の声があったようです。そのことはとても私、重いものだと思っています。そういう意味でこの住民の皆さんたちの思いというものと、やっぱり必要性ということと、そして村に対しても絶対的なものが出てきますので、そこはやっぱりいろいろ出てきていることに対して、反省するべきところは反省していただいて、改良するべきところはしっかりと改良していただいて、本当にいい水道施設ができることを望んで終わりたいと思います。

○新垣清涼委員長 15分間休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時23分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員 まず、一般会計から。

西原町小那覇のタイヤ廃棄処理で上がった、この収入未済の分ですね。これが3580万円。これ、めどはありますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 西原のタイヤの不適正保管については今、実行者に対して督促状を出すなどして回収に努めているところであります。

○座波一委員 何年目ですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 平成29年度からです。

○座波一委員 3年目ですよ。これ3580万円というのは、莫大な金額ですよ。これを逃げ得的にさせてはいけません。これは手が打てないんですか、何とか。

○比嘉尚哉環境整備課長 これにつきましては、この実行者の資産調査とかしているところではございます。ただ、今のところ、差し押さえなどする資産というのは、今のところ確認できておりません。

○座波一委員 この時期において確認できていないというのは、ちょっとどうかと思いますよ。不納欠損はいつまでですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 代執行に係る差し押さえについては、今、特に時効等はないんですけれども一例えば県税など、内規で5年というような年限を決めておまして、規則ですかね、それを過ぎますと損失金として処理をいたします。

○座波一委員 だから、そういうふうな考えであるようなことになってくると、これ大変なことで、そういうことがどんどん起こりますよ、そういう前例

をつくってしまうとですね。部長どうですかね、これ。

○棚原憲実環境部長 委員おっしゃるように、税金を使って代執行して、それが回収できないということは非常に大きな問題だとは思いますが。ただ、我々も代執行に踏み切るまでは、何度もその事業者に対して指導は徹底してやってきて、告発とかもして判決まで出ました。ただ、事業者が改善できる状況がない中で、タイヤが非常に山積みになって、毎年、蚊が大量発生して周辺からは苦情が出てきているし、塀が倒れそうになっている状況があってそれが万が一倒れると人身への被害等も起きる可能性があるということで、やむを得ず、生活環境の保全上、法律に基づいて代執行を我々は行いました。回収についても、各銀行とかも通して徹底的な資産調査もしましたけれども、事業者は先ほど課長からありましたように、資産がないというので、我々としては督促を続けるしか今は方法がないと。それについては税務課とか、弁護士とかも相談しながら、法律的手続きはほかにないか相談しながら回収には努めている状況ですが、いまだに回収に至っていないという状況です。

○座波一委員 そういう状況だというのは聞いてはいますけれども、やっぱりじゃあ、結果としてここまで放置したことが悪くなってくるわけです。結果としてはですね。だから、いずれにしても行政の責任はついて回るものだとすることをぜひ認識していただきたいと思います。

続きまして、不用額ですね。先ほどの説明で、環境衛生指導費で漂着ごみが2800万円不用額となると。理由が市町村の申請が取り下げられたということでした。これはどういうことですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 伊平屋村ですけれども、要望がありまして、補助金の措置をしたんですけれども、追加分の満額執行が見込めないということで、追加交付申請がありません。結果的になかったということで不用が発生しております。

○座波一委員 満額執行が見込めなかったから、全てを取り下げたということですか、今の説明は。

○比嘉尚哉環境整備課長 追加を要望した部分について取り下げたということでございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員から、金額を取り下げたのではなくて追加の分を取り下げたということなのかとの確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

比嘉尚哉環境整備課長。

○比嘉尚哉環境整備課長 伊平屋村の補助金が632万9000円という追加補正があったんですけども、そのうちの不用として163万6000円が見込めないということで申請がなかったということでございます。

○棚原憲実環境部長 伊平屋村の、今、説明のありました632万9000円を、台風24号の襲来による漂着ごみの増加で11月補正としてやりました。ところがその中で、実際の執行では不用額として163万円出てしまったということで、その経緯を説明させていただきたいと思います。

○座波一委員 これは2800万円ですけど、ほかもあるんですか。

○棚原憲実環境部長 主な不用額について御説明しますと、環境整備課のほういろいろな調査事業ですとか、環境教育とか委託している事業があります、その分が約293万円。那覇港管理組合のほうに分任している部分があるんですけど、その分が351万円。これは海面の清掃船のメンテナンスを行う予定にしていたんですが、それができなかったというような主なものになっています。不用の内容は、回収船のメンテナンスとかも含めて、環境教育も含めてということになります。

○座波一委員 続きまして、工業用水のほうで、営業損失が3億3000万円あるということの説明でした。業績は伸びているということで、需要も多いというふうに昨年は説明もあったんですけど、営業損失は3億3000万円あるということの説明をお願いします。

○浜川智彦経理課長 工業用水の平成30年度の営業損失のほうで、3億3604万1650円となっております。そのうち、平成29年度と比較しますと、営業損益の幅は小さくはなっているんですけども、営業収入、給水収入だけでは営業費用を賅えず、3億3600万円余りの損失となっております。

○座波一委員 この傾向は続くと考えていますか。

○浜川智彦経理課長 費用の項目の中で、営業外収益のほうに長期前受金戻入という収入がございまして、その部分を加味した計上で申しますと、平成30年度は1708万1811円の黒字になります。営業損益だけで申しますと、毎年赤字になるという状況は今後とも続きます。

○座波一委員 実態として、赤字だということで考えていいわけですよ。

○浜川智彦経理課長 営業段階で申しますと赤字となります。

○座波一委員 主な赤字の理由と、その対策をお願いします。赤字には赤字の理由があると思うんですけど。

○小波津盛一企業企画統括監 水道事業も工業用水事業も同様なんですけど、平成26年度に会計制度の見直しがございまして、減価償却費の部分は、昔は補助金部分というのは減価償却しなかったんですね。それも減価償却するようになって、営業費用がふえました。その一方で、国庫補助金相当額については、営業外収益の長期前受金戻入というふうなところで計上するようになったことで、営業の部分では損失が出ると。ただ、経常の部分で見ると経常利益になると。今、仕組み的にそういう形になっています。どうしても沖縄県の場合は高率補助制度を適用してきているものですから、例えば100億円の資産を得ましたと、10分の7.5の補助でしたと。減価償却10年でやると、1年間で10億円を減価償却。一方で、長期前受金戻入で7億5000万円計上します。そういうふうな仕組みになっているものですから、その辺ちょっと沖縄県は結構、特異な部分があるということで御理解いただければ。

○座波一委員 営業的な収支においては、ある程度はバランスがとれているということですか。

○小波津盛一企業企画統括監 ただ、工業用水道事業につきましては、どうしても一般会計から今、繰り入れやっていますので、その辺があって影響が出ていると。

一般会計の部分がなければ、差し引いてしまうと、その分がやっぱり赤字になってしまうというような傾向はあるかと思います。

○座波一委員 工業用水を延長してくれというような要望はないですか。

○上運天先一参事兼総務企画課長 工業用水の管路の延長とかについて、正式に文書で要請があるかというところではないんですけども、事業開拓のためにアンケートとかをとっておりまして、その中で、北部地域あたりでは、屋部地域あたりから先に延ばしてくれという、そういうような要望はございます。

○座波一委員 沖縄県が自立型の企業を育成していくためには水は必要ですよ。そういう意味では、やっぱり実態的な需要を精査していかないといけないと思います。この辺が両立してないんじゃないかなと思います、供給の責任者と計画の分野で。実際、企業が工業用水を求めて土地を探しているのが結構あるんですよ。工業用水が通っているところに土地を求めるといって、そういうことがあるんですね。そういうことだから今、質疑しています。

続きまして、崎山委員が質疑したギンネムの件ですけど、このギンネムは種が飛散するというのがある

りますよね。これは大体時期的にこの時期です、8月終わりから冬にかけて。黒くなりますよね種が、これが山が真っ黒になったところが種が出ているところですから。やっぱりこの時期が、種が飛散する時期が来る前に手を入れると。だから、3年間かけてやると言っているけど、この3カ年間何もしないんじゃ、どんどん今ふえていますから。そういう、できることは先にやるという発想はないですかね。

○安里修環境再生課長 先ほど、ギンネムのほうのお話もさせていただいたのですが、種については、実をつけて種が落下して、それが地中にある間は、そのまま保存されるというような状況で、そのままかなりの期間、発芽能力を有しているという報告があります。ですから今、委員がおっしゃったように、種のほうを早目に撤去するというのは重要な視点だと思います。小笠原のほうも、伐採するときにはまずは種をとって、それから伐採をして移動するというふうなことも伺っておりますので、できれば、今おっしゃった委員の視点のほうで、伐採するに当たって、種を採取してできるかどうか、そういった事業も含めて検討できるか打ち合わせしたいと思っています。

○座波一委員 私が申し上げたいのは、時期に問題があるよと言っているわけですね。8月、台風が来る以前に対応したほうが効率的だということです。そういうことです。わかっていますよね。

○安里修環境再生課長 ありがとうございます。

種の時期に合わせて今、視点が我々のほうも十分になかったことなものですから、委員の御指摘のことも踏まえて検討させていただきたいと思っています。

○座波一委員 対応策として非常に気の遠くなるような話だというような説明もありましたけどね。やはりこれは在来種、これまでに沖縄にある木で太陽を遮るような発想を持ったほうがいいと思いますよ。要するに、森を、山を再生させる。そうさせることによって、大木、ガジュマルとかももとの沖縄の木がある沖縄の、これが群生したところにはギンネムは生えないですよ。そういうことを考えて、やっぱりいろんな方法もあると思いますけど、今、やっぱり山の再生というのがテーマですので。いわゆる原野、はげ山にはギンネムが密集しているんですよね。そういうところを木を植える、逆に言うと。さっき植林の話もありましたけど、植林の目的をそういうふうにかえるといふ発想も必要だと思うんですけど、どうですか。

○安里修環境再生課長 ありがとうございます。

我々が今考えている、いわゆる荒廃原野と呼んでいるところは、もともとあった森林緑地を人為的に

伐採して放置したときに、ススキとかギンネムが入って今の群落を形成しているという過程は我々も承知しているところなんです。ですので、これについては、農林水産部の森林関係の植林をする部署、もしくは土木サイドののり面のほうでできるかどうかということも含めて、我々のほうから先ほど御説明したとおり、全島緑化県民会議などに諮りながら、全体で基本調整して実施できればと考えております。

○座波一委員 ぜひ、山を守ることが身を守るといふぐらいですので、ぜひともギンネム対策も含めて、一石二丁にも三丁にもなるように総合的にお願いします。あと、赤土の件ですが、なかなかこれ、先ほどの議論を見ていると、これといった効果が出ていない気がするんですが。例えば、農業関係のJAとも連携していますという話だったんですけど、実際土地をさわっているのは土地改良連合会ですよ。そこら辺とのそういう赤土の問題についての協議とかしたことありますか。

○普天間朝好環境保全課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、県庁内で土木建築部、農林水産部の営農関係、ハード面ではものづくり、主管課ともワーキンググループは結成しておりますが、土地改良の団体とということは、今のところまだ行っておりません。

○座波一委員 というのは、八重瀬町あたりでは、土地改良したところを、改良事業をまたさらに入れていっているところがあるんですよ。勾配修正です。こういった事業って効果的なんです、物すごく。そういったことの協議はしたことありませんかということで、そういうのを聞いているわけですけど。ないんだったらないで、勾配修正というのは大きなテーマなんですよ、この赤土流出については。そこら辺のどうですか、重要性。

○棚原憲実環境部長 非常に重要なことだと思います。これについては農林水産部のほうで取り組んでいるのはいるのですが、委員おっしゃるように、実際に工事を実施するような土地改良の部署とは、我々は直接話したこともないので情報不足なことがありますので、今後、そういう分野の面でも情報収集して連携できたらなと思います。

○座波一委員 事業内容を見ていまして、なかなか納得できないというか、流出防止活動支援事業の内容は環境教育とかそういう感じで教育をやったり、あるいはモニタリングとか、もうずっと何年ですかね、10年計画の8年目ですよ。いまだにモニタリングで、効果的な手が打てていないという、いら立ちが出てくるんですね。そこを今、効果的に実

際どういふことをするんだというのが、まだ何か、示されていないような気がするんです。

○普天間朝好環境保全課長 お答えいたします。

平成28年に行いました沖縄県赤土等流出防止対策計画の中間評価の調査において、76の監視海域のうち27海域36%が良好または改善と評価されており、悪化と評価された海域は2海域3%のみであったということがあります。これからしますのは、県全体としては、海域の状態は改善傾向にあると考えております。また、中間評価におきましては、平成28年度の赤土等流出量は先ほど申しましたが、基準年の平成23年度と比較して5年間で約2万7000トン削減となっております。流出量についても着実に減少していると考えています。環境部のほうでは、各種開発工事等に対しても、赤土等流出防止条例に基づいた監視とか指導を今、行っております。また、農林水産部におきましては、地域協議会や農業環境コーディネーターの流出防止対策への活動支援、また、先ほどお話にありました沈砂池の設置等や勾配修正など、赤土流出防止対策も実施しているところですので、連携して対策を今、行っているところです。

○座波一委員 私は、海の環境を壊しているのはまず第一に、赤土と下水道体制、処理体制が整っていないのが、この2つが大きいと思います。ですので、この先ほどから議論もあるサンゴの問題も、この赤土が結構大きい影響を与えているわけですよ。だから、赤土の対応がいかに大切かということ。ですが、その赤土流出防止を海外に技術を移転しているという話がありましたよね。この状況の中で、海外に技術移転やっているわけですね。

次に、地中熱の件ですね。これは非常にいい取り組みではないかなと考えている割には、実用化がなかなか進んでいないということで。今、沖縄県では小中学校100%のクーラー設置を目指してやっていますよね、これはもうやるべきことですよ。沖縄の本当に暑い夏をクリアするためにはクーラーをつける必要がある。しかしながら、イニシャルはいいとしても、ランニングが大変だというのが市町村の実態ですよ。それをクリアするためには、こういう技術的な開発が必要なんですよ。だから、沖縄だからこそやるべきです。もっともっと力を入れて。沖縄のこの今の現状の中で、まだ進んでいないというのが非常に—4割の省エネ効果が出たということは大変な効果だと思うんですね。これをもっと推進する気持ちはないですか。する予定はないですか。

○安里修環境再生課長 委員のおっしゃるとおり、地中熱の技術については、まだ、沖縄県の中で発展

途上な技術でもあります。ただ、再生可能熱エネルギーとしましては、地中熱というのは、どの地域でもとれるということがありまして、天候に左右されない、日照時間に左右されないということで、非常に普及させる技術の一つだと考えております。それと、沖縄県の事情でありますと、例えば地中熱は冷房などをかける場合に、外のほうが非常に外気温が高いときにあっても一エアコンなどで外気を取り込んで室内で冷やして出すものですから相当負荷がかかりますが、地中熱はその点、安定した地中の熱を熱交換するものですから、安定して非常に省エネ……。これを推進させるに当たって、やはりランニングコストが非常に高いということで、ボーリングと機器の設置で大体200万円から300万円ぐらい、普通の住宅地などでやるとかかると、そこが非常にネックになっております。それで、私どもがやったのが、地中熱利用事業組合というところと連携していますが、こちらについては住宅用の地中熱の普及を目指した組合でありまして、今、全体で14社の電気機器メーカーと建設メーカーなどが合同で情報交換などを行っている状況でありまして、県内からも2社がそれに参画しております。また、我々のほうも事業を実施するときは組合と情報交換をして事業を進めていまして、今、2社のほうがそれに参画していますので、これから普及させていければと考えているところでもあります。

○座波一委員 これは、大気の空気を一旦地熱を通して冷やしてやるという方法もありますからね。こういうものは、技術はもうとっくに民間ではできているので、これをもっともっと利用するような方法を考えていったらどうかと思うんですよ。そういったものが、研究すればどんどん再生エネルギーとしていいんじゃないかなと思っています。

最後にジュゴンの件なんです。事業名の名称からいって、保護対策という事業、まだ続けるんですか。もう、いるかいらないか、まだはっきりしないけど。保護対策、それでいいんですかね、この事業名称はそのまま。

○比嘉貢自然保護課長 今、名称の件でありましたけど、この事業につきましては、先ほども説明しましたが、5名からなる専門家による検討委員会を設置しながら、意見も踏まえながら、ジュゴンの保護対策について取り組むという形で進めております。それで今、平成30年度から、特にジュゴン保護対策事業という形で、本島主要海域等において、そういった生息状況、普及啓発、藻場の特定の整理等を行いながら、今後のジュゴンの保護に関する方策につい

でも検討委員会を踏まえながら検討するということになっておりますので、そういう観点で保護対策事業という形ではありますが、そういった形は今後ともジュゴンの保護も含めながら、総じて対策というのをこれから、あと令和2年にかけてその方向性を見出すために今やっているところでもあります。

○座波一委員 希望とか気持ちはわかりますけどね、しかしこれは行政のお金ですよ。いるかいなかかわからないものに、保護対策ってこういう名目では立てられませんよ。そういうことを検討しなければいけませんから。

○比嘉貢自然保護課長 我々のほうで今、平成30年度は生息状況等調査のほうさせていただいております。その中で、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたけど、我々の平成30年度の事業の中でも目撃情報等が出ております。2018年—昨年も屋我地島周辺以外にも、同じく2018年に南城市の志喜屋、渡名喜島でも2017年に目撃情報などがあります。昨年、環境省の事業におきましても先島諸島で複数の目撃情報もあるというようなところがありますので、当然こういったものも含めながら、今後のジュゴンの保護のあり方について、生息域である藻場等の保全のあり方も含めながら対策をやっているところでもあります。

○座波一委員 ジュゴンがまた戻ってくるように、早く赤土流出防止を頑張ってくださいね。お願いします。

○新垣清涼委員長 具志堅透委員。

○具志堅透委員 企業局から聞きたいと思います。予算額に比べて、先ほど説明の中で決算額の減があります。その理由として、国庫補助金の減みたいな話があったので、もう少し詳しく説明を加えてもらえませんか。企業債も減と。これは一つの事業の中で、事業の補助金がおらなかったということになっているのか、もしそうであれば事業名までお願いします。

○小波津盛一企業企画統括監 資本的収入の支出のほうで、国庫補助金及び企業債が予算額に比べて減になっているというようなことにつきましては、一方の支出のほうで建設改良費のほうで38億円繰り越しになっています。これの財源として、国庫補助金の約29億円と企業債の9億円、これについては右側のほうに書いていますように翌年度に収入予定ということで、繰り越しになった部分は翌年度入ってくる予定ということになっています。

○具志堅透委員 ですから、この減額になった理由というのは何なのということなんです。今、29億

円減になっていますよね、国庫補助金。これ翌年度入ってくる予定ということで掲載はあるんだけど、その理由。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、事業の繰り越しに伴い財源である国庫補助金29億円も繰り越しとなる旨の補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 それは翌年度繰り越しで収入予定と。これは無事事業が終わったということでもよろしいですか、終了したということで。29億円の翌年度、平成30年度には減になっていますよね、繰越事業になって。翌年度は—今年度は終わったと。

○大城彰建設課長 繰越事業につきましては、今年度で全て執行しております。

○具志堅透委員 ありがとうございます。次に移ります。

座間味の浄水場の件ですが、計画変更をし、時間を要しているという理由の中で、そういうもろもろの理由があります。監査の審査意見書の中にも、広域化の実施については各村との調整を十分に行き取り組んでいただきたいと特筆されております。その中で、これまでの議論も踏まえて少し確認をしたいんですが。旧案になるのかわかりませんが、その案でかかった—実施設計まで行って発注かけているんだらうと思うんですが、それまで原案というか旧案というか、そこまでにかけた費用が幾らになっているか伺いたい。

○大城彰建設課長 先ほどの、平成29年度に発注して12月までに執行しました実施設計がございまして、これについては、今まで予定していた候補地に係る実施設計になっておりまして、それを発注しております。その契約金額が約3300万円ですね。これにつきましては、あくまで浄水場の設計。そして、管路関係の水道施設調査設計業務について約7700万円の発注をしております。ただし、発注途中にいろいろと反対問題があったりと、業務が進まなかったことによって平成30年8月に中断して、その後業務を完了したという状況になっておりますので、実際に支払った金額につきましては、浄水場分につきましては約1600万円、水道施設関係につきましては約3500万円の支払いをしたという状況になっております。

○具志堅透委員 合わせて5100万円。これは実績に基づいて支払って、8月に中断をしたと。これまでの実績に基づいて支払いをしたということなんですが、既に5100万円を投入して、計画変更。じゃあ新

たな調査費用は幾らですか。今、調査している分は。

○大城彰建設課長 現在の詳細調査につきましては、業務委託料が約3100万円ということになっております。

○具志堅透委員 8200万円、今の計画変更でかかっております。決算ですから、少し厳しいかもしれませんが、そのことは言わざるを得ないと思っております。当初の計画はどうだったんだと。今やっていることが僕は決して悪いとは言っていないよ、その調査もね。しかし、結果としてその調査をやらざるを得なくなった。そこは、どこにどういう責任があって、局長、その辺のところは説明がなくこういうことをやっています。住民の反対があって、村を二分するような状況が起こって、こういう状況になって、調査を改めてやりますなんてやっているけど、これは決算として、その予算として8200万円を使っているんですよ。8200万円既に投資しているんですよ。既に5100万円は無駄金と言わざるを得ないんです。そのことをどう説明するんですか。

○金城武企業局長 先ほど、先に発注した約5100万円でしたか、支払いしたということですが、まず、浄水場のこの調査設計業務の成果というのは、処理方法等の設計計画で水槽の必要容量等、この計算にとどまっております、建設場所が変わってもそのほとんどは活用可能だということで、全てが無駄ということではございません。それからまた、浄水場以外の施設の成果につきましても、浄水場の場所が影響されない部分もありますが、浄水場が変わった場合、この場合は若干、一部活用できない部分もございます。全く無駄がないということは、そういうことは言いませんけど、一定の、過去にやられていた設計業務の成果というのは活用できる部分があるということですので、その辺は御理解いただきたいと。それと、我々も当然この現予定地で一生懸命進めようということで、3回の住民説明会、それから村の各団体を回って、この内容も全ていろんなこの経費も含めて説明して理解を得ようという努力はこの間ずっとやってきました。ただ、直近のこの第3回の住民説明会、ことしに入ってからの中でも、圧倒的ではないんですが、大方のその意見の中では高台を求める意見が多かったということもありまして、我々としても、高台も含めて再度じゃあ検討しましょうということで、今年度に入ってそういう調査をやっているということですのでございまして、御指摘の分の事業がおくれていることにつきましては村のほうにも御迷惑をかけておりますけど、何と

かその辺の御理解はいただきたいなと思っております。

○具志堅透委員 別に、私は理解はしているんですよ。ただ、今の局長の答弁を聞いても、説明聞いても、何ら反省がないような気がしますね。5100万円あるいは3100万円の指摘をしても、一部活用できません、一部は当然パーになった金があるけど大丈夫です、我々はこういう努力をしたけど意外と思ったよりも反対が多かったとか、何か言いわけに終始していませんか。そういうことでいいんですか。

○金城武企業局長 御指摘の分のこの、一部そういう活用できない予算があったということに関しては、私は責任者として当然責任を負うべき立場にあると思っておりますし、どうしてもやはり、そうは言ってもなかなか重要なライフラインであるこの水道事業を、何とか地元のその住民の理解を得て進めたいということで、今現在は進めているということですので、このあたりはぜひ御理解をいただければと思います。

○具志堅透委員 指摘しておきたいことは、決算の審査ですので、それだけの予算を使ってやった事業、計画を変更、いろいろ理由があるのはわかります。今やっていることも否定はしません。しないんだけど、結果として変更に至ったということはしっかり反省をしていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。環境部に行きたいのですが、全てほとんど質疑が終わって、予定に通告していることが終わっておりますので、重複のないように簡潔にいきたいと思います。まずマングース。ちょっと聞けば聞くほどよくわからなくなったというか、効果がかかり出ているんだらうなということで、皆さんのその成果表を見ますと、出ているんだらうなと思ったのが、平成30年の捕獲頭数が2頭にとどまったと。これが年々減ってきて、昨年、7頭から減ってきますよというふうな、対策をして、これはもうかなりよくなったなというような思いで見たら、さっきの説明で、いやこの部分だけですよ、というふうな説明もありました。さっきの図のあの赤の斜線ですね。一体全体、この事業というのは、これを見ると、第1北上防止柵は以北になっていきますか。どこまでの、どう解釈すればいいですか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 完全排除を目指しているのは、この第1北上防止柵からヤンバル地域全てを今考えておりまして、沖縄県においては平成29年度に新しい計画をつくりまして、これまではヤンバル地域を半分にするような感じで、環境省と沖縄県ということで捕獲場所を分けながら

とってきたんですけれども、平成29年度に新しい沖縄県独自の計画をつくりまして、沖縄県は再侵入リスクを減らすために、ここに新しい柵を設けてこちら側を重点的にとることで再侵入を防いでいこうということに重点を置いた計画になっています。環境省の新しい計画は、ここの計画を、例えばこの県道2号線なんですけど、北部、中部、南部ということで8つの区域に分けまして、順次、上のほうから区域ごとに完全排除をしていく区域として取り組んできています。今この北部のほうの3つに分かれている区域なんですけど、こういう形に分かれているんですけど、この3つの区域については今、完全排除ができています。この完全排除の状態というのはどういう状態かという、まず捕獲がない、目撃情報がない、ふんが確認できないという、生息状況がないということが、こちらのほうではもう数年間続いています。ただ、それとは別のこちらのほうでは、捕獲がなかったとしても、例えばふんが見つかるとか、カメラに映るとかということが生息状況がある状況でございます。今、効果としては、平成29年度から捕獲区域が大体南部になってきてまして、平成29年度と平成30年度はもう南部でしか、29頭なんですけど、とれていない状況になってまして、もう捕獲区域というのが大体南部のほうに限定されてきている状況になっています。

○具志堅透委員 国がやっていること、県がやること、県が侵入、新たにまた下のほうに設けて、何とかゾーンみたいなものを設けてやっていることはわかります。今この事業の審査をしようと思っっているので、この事業でやっていることは何ですか。どこですか、範囲は。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 まず、第1バッファゾーンと第2バッファゾーンを重点的に捕獲することにしておりまして、ここの効果は、ここで侵入しているか侵入していないかということを検証するために、あくまでもこの第1柵の3キロ圏内というのは、ここでとることで、どれだけ再侵入が防げているかという効果を見るためにここでとっています。なので今、第1バッファと第2バッファを重点的にとっていることで、ここで2頭ということは、あくまでも県の事業としては2頭しかとれていないんですけど、再侵入しているリスクというのはある程度低く保たれているのではないかと、いうふうに考えています。

○具志堅透委員 今言うこの斜線のところの、それと第1、第2の方向で捕獲をしていて、そこで2頭しかとれていないという。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 こちらだけが2頭です。第1バッファのほうでは平成29年度から柵を設けて、こちらを重点的にとっています。29年度については1125頭、こちらでとれています。こちらはずっと継続してとっておりますので、ある程度頭数が減りまして、平成29年度は48頭です。平成29年度はこっちとこっちと、全体的に合わせると1180頭になっております。平成30年度については、こちらを重点的に捕獲した29年度の影響から、若干減りまして、394頭とっています。こちらのほうは29頭とっていて、全体としては425頭捕獲していることになっています。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から事業実施の場所や状況等について補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 理解できました。事業の中で、2頭ということはかなりいいだろうなという解釈をしたんですが、今の説明を聞いても、かなり功を奏していると。先月、環境省、国頭でもちょっとレクチャーを受けながらやったらかなりいい方向で来ていますので、この事業を継続してしっかりと取り組めば、完全に北部地域はなるだろうと思います。ただ、やはり沖縄島を完全にやらないとという部分があるので、中南部のほうから北上してきているという歴史的経緯も確認はしたんですが、その辺のところまで今後の課題だろうなというふうな思いがありますのでよろしくお願いします。

次、自然環境再生モデル事業なんですけど、下で繰越事業がありますね。その繰越事業が今年度はもう完結したのか、その実績をお願いします。

○安里修環境再生課長 お答えします。

東村慶佐次川でモデル事業を実施しました。

それで、平成29年に復元したヒルギ林内の承水路は、平成30年8月の台風により堆積物で閉塞したことから、急遽、堆積物の除去と堆積防止対策としての河床の掘削工事を実施しております。その事業については、繰越事業ということで実施してまして、今年の6月までには完成しております。

○具志堅透委員 御苦労さまでしたという状況の中で、これは今後続けていく事業だというふうな、芽出しのところから少し話をきて、今回は浦添ですか、手を挙げて云々という、これを北部で手を挙げるところがなかったのかどうなのか。どうやってこの浦添を指定して選んでいったのかということをお願いします。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

我々のほうとしましては、沖縄県自然環境再生指針に基づいて事業普及啓発を考えております。それで、平成30年度にその再生指針に即した事業を展開する箇所についてアンケートを聴取しまして、その中から特に、我々のほうの事業として、その指針に基づいて事業を実施していただける市町村ということで、うるま市と浦添市のほうの2つの市を選定しているところでございます。北部地区でもいろいろな要望等ございました。ただ、我々のほうの再生指針事業に基づいた事業というのは、協議会を立ち上げまして課題を整理して、全体構想を整理していくというところまでが、この事業の一つのスキームとして考えていますので、その他の要望地区については、例えばしゅんせつをしたいとか、外来種のみ伐採をしていきたいとかいう、個別の事業のメニューを要望されているところが多かったものですから、こちらについてはちょっと事業のその指針に基づいた、我々のほうで普及をしていくものではないということで、この該当する事業の市町村だけ事業の対象地域とさせていただきます。

○具志堅透委員 この事業が芽出しをしたころの話をしますと、ヤンバル地域の閉塞状況を打破したいんだと、当時の川上副知事がヤンバルを回りながら、これは事実ですから言います。何とか、経済効果のあるようなことができないかということで、当時、今の代表監査である當間部長のころですね、意見交換しながら、観光と結びつける中で、川、シーという部分が出てきましたので、リバーとですね。で、その事業がスタートしました。これは事実間違いなしと思っています。ここに僕も少しかかわった一かかわったというのは語弊があるね、意見交換させてもらいました。そういう目的のある事業、ヤンバルのほうでもスタートでその東村の慶佐次を選んだのもその理由です。カヌー、カヤック云々があって、親水、親しみながら。できれば、皆さんの選ぶ規程みたいなもの、さっきちょっともう忘れたけど、あるんだろうと思うんだけど、そういうことも加味しながら場所選定、あるいは皆さんが指導していく中で事業を導入していくということも必要なんだろうと、部長、思うんですね。このスタートの目的が、少し、今聞いていると変わってきているような感じがして。そういうことも今後、選定する中では加味していただきたいと思うんですが、どうですか。

○棚原憲実環境部長 昨年、北部に持ってきた経緯を委員からお話を聞きまして、私どもも可能な限り北部のほうにこういう事業を持っていきたいという

ことは考えております。北部地区の振興と離島の振興は沖縄県政でも重要な政策として上げていますので。ただ、このモデル事業につきましては、やはり全体的に進めるという目標もありますので、今、委員のおっしゃったものも含めて検討はしていきたいなど。それと別に今、我々の目指している自然遺産の絡みでも、地元の要望等いろいろありますので総合的に、名護市を入り口として総合的にいろいろな取り組みを反映できていたらなと思っていますので、この事業につきましては、引き続き考えていきたいなと思います。

○具志堅透委員 よろしくお願いたします。

次に進みます。赤土等流出防止対策なんですけど、これもずっと取り上げさせていただいているんですが、この事業ではモニタリング等々、云々の事業なんでしょう。しかし、みんなが今、多分議員も含めて県民も、県民がどうかというのは私の肌感覚なんですけど、本当に二十何万トン減少して赤土流出防止が、沖縄の海が赤く染まらない状況が、染まる状況が減ったという認識が余りないんだろうと思うんですね。そこで、今やっていること—そこの議論は今ありましたのでやりませんが、今回、新たに流出源の調査的なもの、私は初めてだと記憶、間違っているのか、前からやっているのか、ここに書いてありますよね、流出源、陸域調査というのが入ってきているんですが、これはどういった内容ですか。今回からですか。

○普天間朝好環境保全課長 お答えいたします。

このモニタリング調査におきましては、平成30年度以前から海域調査とあわせて陸域調査のほうも実施しております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志堅委員から陸域調査の開始時期について確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

普天間朝好環境保全課長。

○普天間朝好環境保全課長 お答えいたします。

このモニタリング事業のほうは、平成28年度に中間評価の調査を行いまして、平成29年度からはそれ以外の海域に加えて陸域と河川の調査を追加して実施しております。

○具志堅透委員 前から海のモニタリングも必要でしょうということであるんですが、やっぱり発生源の陸域を調査して発生源の特定をしていく。特定をすればいいと言ったら、皆さんは大体80%ですか、七割幾らか、畑から流出はもう調査を終えていますと言う。原因がわかるんだしたら、そこの手当てをすればいい

いという話なんですよね。先ほどからうちの座波委員が言っているのも、糸洲委員が言っているのも同じことだろうと。その原因の特定をした、そこに手を打てばいい。そうすると皆さん、全庁的に協議会をやっていますよとは言う。部長クラス、課長クラスでやっていますと。そして、ワーキングチームもありますと言う。でも、実感としては進まない。農業土木的なことをやらないとという話も、前から僕は言わせてもらっているんですが、その辺のところどう行くんですか、進んでいくんですか。減らすためには、もうそれしかないんです。グリーンベルトってなかなかいかないんです。

○普天間朝好環境保全課長 先ほどもお話ししましたが、基本的に環境部のモニタリング結果につきましては、ワーキングチーム等で農林水産部とも情報共有をしております、農林水産部におきましては、赤土等流出防止対策を実施する各事業の事業計画の策定に際して、また事業配分等の国庫の要求の基礎資料としても、このモニタリング結果を活用していただいているということです。

○具志堅透委員 ですから、そういうふうに調整をして、皆さんのモニタリングの情報も提供していますと。それでとまっているんじゃないのと思うんですよ。じゃあ、それで農林としてどうするのと。さっきから言っている農業土木、あるいは土木でも云々、これも前から言っている伊江島では排水のところは10センチくらいの土どめをしていますよとか、前から僕は言っている。そういったことをやらないと、多分、抜本的にはいかないだろうと思う。その辺のところはどうですか。

○棚原憲実環境部長 我々としては、やっぱり、モニタリングの情報を毎年きちんと伝えております。農林水産部のほうも、委員おっしゃるように勾配修正、沈砂池をつくったり、そういうのは村づくり計画課で予算措置をして頑張っていただいています。ソフト対策として、コーディネーターでグリーンベルトをつくったり、そういうのも営農支援課のほうで、農林水産部のほうも頑張っていただいているんですが、我々としても、まだ十分ではないと思っています。それは、もっともっと連携して、ということです。

○普天間朝好環境保全課長 先ほどの、具志堅委員の陸域の調査の開始の件なんです、先ほどお答えした平成28年度からというのは河川の調査の開始にして、陸域については当初から、平成25年度からやっているということに修正させていただきます。どうも申しわけございませんでした。

○新垣清涼委員長 以上で、環境部及び企業局関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。事務局より特記事項に関する説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項については、昨日及び本日の質疑・答弁において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告いたします。

次に、特記事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 意見なしと認めます。

以上で、特記事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月24日 木曜日 午前9時までに決算特別委員に配付されることになっています。

また、決算特別委員が調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合は、24日 木曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 清 涼

令和元年10月25日

令和元年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

(第2号)

令和元年 第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月25日（金曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後0時22分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 常任委員長に対する質疑
- 2 要調査事項及び特記事項の取り扱いについて
- 3 総括質疑の取り扱いについて
- 4 審査日程の変更について（追加議題）
- 5 令和元年 平成30年度沖縄県水道事業会計
第5回議会 未処分利益剰余金の処分につ
乙第27号議案 て（追加議題）
- 6 令和元年 平成30年度沖縄県工業用水道事
第5回議会 業会計未処分利益剰余金の処分
乙第28号議案 について（追加議題）
- 7 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会 の認定について（追加議題）
認定第1号
- 8 令和元年 平成30年度沖縄県農業改良資金
第5回議会 特別会計決算の認定について
認定第2号 （追加議題）
- 9 令和元年 平成30年度沖縄県小規模企業者
第5回議会 等設備導入資金特別会計決算の
認定第3号 認定について（追加議題）
- 10 令和元年 平成30年度沖縄県中小企業振興
第5回議会 資金特別会計決算の認定につ
認定第4号 て（追加議題）
- 11 令和元年 平成30年度沖縄県下地島空港特
第5回議会 別会計決算の認定について（追
認定第5号 加議題）
- 12 令和元年 平成30年度沖縄県母子父子寡婦
第5回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて（追加議題）
- 13 令和元年 平成30年度沖縄県下水道事業特
第5回議会 別会計決算の認定について（追
認定第7号 加議題）
- 14 令和元年 平成30年度沖縄県所有者不明土
第5回議会 地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて（追加議題）

- 15 令和元年 平成30年度沖縄県沿岸漁業改善
第5回議会 資金特別会計決算の認定につ
認定第9号 て（追加議題）
- 16 令和元年 平成30年度沖縄県中央卸売市場
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第10号 て（追加議題）
- 17 令和元年 平成30年度沖縄県林業・木材産
第5回議会 業改善資金特別会計決算の認定
認定第11号 について（追加議題）
- 18 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第12号 別会計決算の認定について（追
加議題）
- 19 令和元年 平成30年度沖縄県宜野湾港整備
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第13号 て（追加議題）
- 20 令和元年 平成30年度沖縄県国際物流拠点
第5回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第14号 決算の認定について（追加議題）
- 21 令和元年 平成30年度沖縄県産業振興基金
第5回議会 特別会計決算の認定につ
認定第15号 て（追加議題）
- 22 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について（追加議題）
- 23 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港マリ
第5回議会 ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について（追加議題）
- 24 令和元年 平成30年度沖縄県駐車場事業特
第5回議会 別会計決算の認定について（追
認定第18号 加議題）
- 25 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（泡
第5回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第19号 別会計決算の認定について（追
加議題）
- 26 令和元年 平成30年度沖縄県公債管理特別
第5回議会 会計決算の認定について（追加
認定第20号 議題）
- 27 令和元年 平成30年度沖縄県国民健康保険
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第21号 て（追加議題）

28	令和元年 第5回議会 認定第22号	平成30年度沖縄県病院事業会計 決算の認定について(追加議題)
29	令和元年 第5回議会 認定第23号	平成30年度沖縄県水道事業会計 決算の認定について(追加議題)
30	令和元年 第5回議会 認定第24号	平成30年度沖縄県工業用水道事 業会計決算の認定について(追 加議題)

出席委員

委員長	玉城武光君
副委員長	山川典二君
委員	花城大輔君 末松文信君 具志堅透君 照屋守之君 当山勝利君 亀濱玲子さん 照屋大河君 仲宗根悟君 親川敬君 新垣光荣君 新垣清涼君 瀬長美佐雄君 金城泰邦君 金城勉君 當間盛夫君

説明のために出席した者の職、氏名

文教厚生委員長 狩俣信子さん

○玉城武光委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

常任委員長に対する質疑、要調査事項及び特記事項の取り扱いについて及び総括質疑の取り扱いについてを議題といたします。

各常任委員長からの決算調査報告書につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、各決算特別委員に配付しております。

また、決算調査報告書配付後に、文教厚生委員長に対する質疑の通告がなされております。

まず初めに、決算特別委員会運営要領に基づき、常任委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとするのであり、質問通告をされた委員の再質問は1度のみとなりますので、その点について御留意をお願いいたします。

また、質疑は一括して行うようお願いいたします。

なお、質疑の範囲は、調査を依頼した決算議案に係る質疑・答弁の内容など調査状況についてであります。常任委員長の所感などを聞く場ではありませんので十分御留意願います。

これより、文教厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 おはようございます。

決算に係る文厚委員長に対する質疑を行いたいと思っておりますけれども、私この件については、監査が指摘する補助金の適正化法違反、あるいは公印文書偽造違反でしたかね、そういう類いの趣旨の指摘をされておりますけれども、そういうことも含めて、せんだって審査をいたしました。

改めてここで質疑をしたいというのは、私どもはこの件について、ぜひ決算委員会で知事をお呼びして一保健医療部の説明はありますけれども、これは知事の公印が勝手に使われたというふうな説明ですから、そのことも含めて知事の説明を求めたいというふうに考えております。もし、知事が厳しければ、実務責任者は副知事ですから、副知事の説明でもいかなというふうに思っておりますけれども、そのような趣旨があって、一度決算の文厚委員会では審査をさせていただきましたけれども、改めて委員長のほうに質疑を投げかけたいと思っております。

これは大きく3つです。

まず1つ目は、国から補助が受けられずに不正に支出した問題について。この経緯等については部長が説明しておりますから、その確認ですね。

2つ目については、公印の不正使用についてです。

3つ目については、今後の対応と後始末。

主な項目はこの3つですね。

まず1、国から補助が受けられずに不正に支出した問題について。

①なぜこの問題が発生したか。

②班長や課長、保健医療部長が組織として知った時期とその対応について。

③監査を受ける前に不正を知りながら明らかにせず、その後の対応について。

④国から728万円もらえるのに手続をせず、自己財源を充てることで県や県民に損失を与えたことについて。

⑤不適切な手続で1458万円を支出したことについて。

2は、公印の不正使用について。

①公印の不正使用の説明。

②県の代表監査委員の指摘する有印公文書偽造違反について。

3、今後の対応と後始末について。

①県の代表監査委員から違法行為が指摘されていることについて。

②「公務員が信頼に背いて役所に損害を与えること」この行為について。

③刑事告発の可能性について。

④県政史上初の不正に係る認識について。

以上、この3点ですね。

先ほど申し上げましたように、この内容は、この文書をそのまま議会事務局には届けてありますから、事前に委員長として確認できる時間は十分与えています。

以上です。お願いします。

○狩俣信子文教厚生委員長 文教厚生委員会でも照屋委員は委員でもありましたのでよく知ってはいると思うんですけども、あえて答弁させてください。

まず、①なぜこの問題が発生したかということでございますけれども、本案件には2つの補助金に関係しております。

1つ目は、感染症指定医療機関運営費補助金。国に対する請求期限である3月末までに国庫補助金の概算払いの請求を行わないまま、県補助金の支出命令を行ったことであります。

2つ目は、感染症外来協力医療機関補助金で、購入費を補助するものでありますが、年度内に納品されないと判断して、当該補助事業分を実績報告書から除外したことにより、国庫補助金の受け入れができなかったものであります。

これは一職員の問題ではなく、管理監督の地位にある職員の進捗管理が十分行われていなかったことが要因であると答弁から察しております。

次、行きます。

②班長、課長、保健医療部長、組織として知った時期と対応。

執行部からは、監査を受ける前にわかっていたとの答弁はありました。年度が明けて5月に担当課長と担当班長が覚知、監査は6月5日から7日まで実施され、そのときに指摘を受け、保健医療部長は同日に報告を受けたということです。その後、過年度支出をすることができないか厚生労働省と7月11日に調整しましたが、できなかったということです。

次、③監査を受ける前に不正を知りながら明らかにせず、その後の対応はどうなったのか。

不適正な会計処理が続いた要因として3点あると考えており、対応策としては、予算執行の進捗管理に万全を期すため、管理監督者による歳入整理表及び予算及び支出負担行為整理簿を活用した定期的な執行管理を行うこと。国庫補助金等の歳入について

は、独自の帳簿も活用して定期的に執行の確認を行うことであり、これについては8月28日付で通知したところであります。また、公印の管理等については、公印の意義、審査及び使用方法について改めて職員へ周知を図ること、原則として起案者の押印は認めないこと、公印管理主任及び公印取り扱い主任が直接押印を行うことを原則とするように改めたところであり、9月1日から実施しているとの答弁がありました。

次、④国から728万円もらえるのに手続をせず、自己財源を充てることで県や県民に損失を与えたことについて。

これについては、このような不適正な事務処理によって、県政に対する県民の信頼を損ねたことは非常に申しわけなく思っているとの答弁がありました。

⑤の不適切な手続で1458万円を支出したことについてはどうか。

保健医療部で支出命令書を作成、それを会計課において確認し支払いがなされたとの答弁があり、1458万円支払ったということでございます。

次、2、公印の不正使用についてですが、①公印の不正使用の説明について、補助金交付決定や交付申請等、補助事業者等について公文書を送付しているが、文書自体はつくっているが決裁手続に回さないで公印の不正使用等が行われていることがわかり、公印の不正使用が6回行われていたとのことであります。

次、②県の代表監査委員の指摘する有印公文書偽造違反について。

刑法でいうところの公文書偽造、これに該当するかどうかというのは、現在、保健医療部でも検討しているところであり、結論は出ていません。そういう文書をもって目的違反である偽造罪が成立するかどうかは、もう少し検討する必要があるとの答弁がありました。

次、行きます。

3、今後の対応と後始末について。

①県の代表監査委員から違法行為が指摘されていることについてお答えいたします。

各法令違反の事実があるかどうかについては、今後、法曹関係者の意見も聞いて最終的に判断しますが、我々だけでこの問題を処理しているわけではありません。地方公務員法に基づき、改めて総務部の職員が事情聴取をしてつまびらかにするので、その辺も見ていただきたいとの答弁がありました。

次、②「公務員が信頼に背いて役所に損害を与えること」この行為について。

公文書の偽造関係で検討していたので、背任についてはまだ深掘りされていないのでありますが、ただ、違法性がなく公文書偽造に当たらないとしても、この一連の行為というものが本来あるまじき行為であること、我々としてはちゃんと地方公務員法にのっとった厳正な対処をする必要があると考えているとの答弁がありました。

次、③刑事告発の可能性について。

仮に公文書偽造が成立する可能性が高い場合には、あくまでも刑事告発するということであって、今その結論が出ているわけではありません。今回の行為は公務員のファンダメンタル、沖縄県職員の矜持として非常にゆゆしき問題であるので、地方公務員法に沿った懲戒処分の手続は必要であると考えているとの答弁がありました。

次、④県政史上初の不正についての認識について。今回の事案が決して許される事案だとは思っていません。本人、担当職員だけではなく、管理監督的地位にある職員も含めて厳正な審査のもと処分が必要と考えるとの答弁がありました。

以上、質疑に対する文教厚生委員会で行われた答弁でございます。

○照屋守之委員 ありがとうございます。

このように、例えば有印公文書偽造については6回の公印使用ということでした。ところが、私は後で資料をいただいたら、これ九州厚生局に対して7回、厚生省に対して6回、合計13回、実態としてあるんですね。この6回というのは、先ほども委員長からありましたように6回ということですから、これ13回。知事の印鑑が押されているのが13回あるんですよ。やっぱりそうだと、きちんと知事の参加を求めて、あるいは副知事でもいいですから、組織のそういうふうな印鑑管理とか、そういうことはやっぱりしっかり説明を求めるべきだという考えですかね。ですから、6回というのは事実と違います。13回です、知事の印鑑が使われているのは。ですから、そこはやっぱりしっかり説明をしてもらおうということ。ですから、この前の、せんだっての説明は事実と異なるという指摘ですね。

もう一つ、実はこの九州厚生局長と厚生労働省の所管、厚生労働大臣宛ての文書があって、沖縄県知事の印鑑で出されております。この説明は、先ほども委員長からありましたように、公印の不正使用ということをやっているということでした。これは、担当部局に確認をしても、この一連の13件は、決裁を受けずに不正使用という説明です。そうですね。決裁を受けないで不正使用したという、そういう説

明ですね。ところが、31年3月31日と31年4月10日の決裁は、契約の割り印が押されております。割り印が押されているというのは、一方は起案文書に、一方は送った文書に、そういうことだろうと思っ

ているんです。そうじゃなければ、この割り印、押しませんからね。もう一方の片方の文書があって、それは、私は起案文書だと思っております。これは当然ですね。そういうふうになっていますから、県知事の文書も。これは九州厚生局長ですね。これは起案文書がなくて、職員が不正に知事の印鑑を押したという説明ですけれども、実態はこういう事実なんです。これは先ほどありましたように、厚生労働大臣と厚生省の局長で、大臣宛ては30年12月20日と31年4月10日の2回出されているんです、大臣に。九州厚生局長は、30年12月27日に出されていて、そこは、九州厚生局長には歳入歳出決算書のその部分にも、間違いありませんと知事の印鑑が押されています。ですから、これは、割り印があるということは、この文書については決裁を回して文書を送ったというふうなことに、組織的にやっているという。これ事実ですよ。国に送った文書について割り印が押されております。これは、従来は起案文書があって、それと合わせてやるわけですね。ですから、これの片方は起案文書になっているはずなんです。そこには全部印鑑が押されているはずなんです。国に対して、こういうのを出しますから。だから、これがあるはずなのに、これは示さないで、起案文書は資料としては出さないで職員が不正にやったというふうな説明は、これはもう到底おかしいです。これは組織ぐるみでそういうふうなおかしいことやっているという、不正をやっているということの事実、実態ですよ。同時に、これ実は私、きのう担当課長に、じゃあこの後始末はどうするのと。先ほどありましたように、部長は自分たちの中でいろいろやると言っていましたよね。これは厳正に処分をするというふうに言っておりますけど、皆様方が、職員が不正に押したと、組織的な意思決定ではなくて不正に押したこの印鑑で大臣に文書が行っています。九州厚生局長に文書が行っていますと。そこはどうするんですかと聞いたんですよ。これは非常に大きな責任があります、沖縄県知事としてね。ちゃんと県知事の印鑑が押されてきた文書については、これは沖縄県の意味ですから。これが、いやいや、我々はわかりませんよ、誰かが勝手に印鑑を押して出しましたよ、この報告書、我々は、県に対してどう責任をとるんですかという話です。この始末はどうつけるんですかと。これもまだ決まってい

たいですね。これは大変なことですよ。この文書、印鑑を、誰が押したかわからんという印鑑を、沖縄県知事として印鑑を押して向こうに、沖縄県の報告として送るわけでしょう。国としたらどうなるんですか。九州厚生局はどうなるんですか。その始末も何の説明もないですよ。これは大問題ですよ。

これは一連の経緯を、先ほど委員長が説明ありましたように、この流れを一応聞きましたら、12月20日にこれを取りまとめて県から国のほうに交付申請書を出しますと。その時点で1カ月おくれになっておりますと。3月28日に国からの補助の838万円の歳入の調定をしますと。3月29日に事業者に対して補助金の支出負担行為をしますと。6月21日に実績報告をしたと。一連の流れがあって、途中でこういうことが行われているんですよ。決裁が回っていないというのは絶対にあり得ません。だってこれ、証拠もありますからね。非常に問題が大きいのは、部長もこのとおりの間違いありませんと部長の印鑑を押しておりますけれども、やっぱりこういう一連のものについては、もう私はこの文書を見て改めて、これは起案文書と一体だなということですけども。

どう考えても、これは補助金の実績報告書ですよ。これは国に対して、補助金の実績報告書です。これは九州厚生局に対する実績報告書なんですよ。補助金はもらっていないんですよ。もらっていないのに、こういう補助金の報告書を出す。それはいいですよ。報告書を出す、もらっていないのに出す。一般財源で補助金の額を充てて、一般財源でやる。その報告書、それでもいいんですよ。補助金もらっていないんですからね。とにかく実績書を出さないといけないわけですから、出すんですよ。この報告書を出すのに、部内では国庫補助金がもらえないというのもわかっているわけですから、それは一般財源で充てたという報告書をつくるわけですよ。これは当然ですよ。この当然の報告書をつくるのに、何で起案文書がないんですか。当たり前で起案文書あるべきですよ。九州も全く一緒ですよ。だってこれは我々沖縄県の問題で、補助をもらうかどうかは我々の問題ですよ。申請を出して、もらわないから、国としたら、ああ、いいんですねということになるわけでしょう。じゃあ、報告してください、どうしましたか。これは、いや、一般財源で充てましたと、補助の分はね。ああ、そうですかと、よかったですねと。これを正式に起案文書で通してやる。何の不自然さもないですよ。ですから、そこを起案文書はやっぱり、絶対どう考えてもあるんですよ。あって、起案文書がなくて、不正に印鑑を使ったと

いう、組織的なそういうふうなことを今隠している状態です。何の不自然さもなくて、起案文書があつて、九州にも報告する、国にも報告するということだけど、そういう起案の割り印があるにもかかわらず、その起案文書は出さなくて、回数も6回やっていると説明です。私が持っている資料に、知事の印鑑は13回押されています。ですから、そういうことも含めて考えていくと、これは、委員長は執行部に対してそういうふうな説明が足りない、あるいはまた不適切な説明であったということを指摘してもらって、それをどうするかということに対応してもらいたいわけですけども。私どもは知事、あるいは副知事、こういう形でされて、先ほども言いましたように、これは大臣に対する文書ですよ。九州厚生局長に対する知事の印鑑が押されている文書ですよ。この実態は知事ももう一回把握してもらってこの対応というのは部長だけで対応できる問題ではありません。ですから、知事はもう一回自分で、自分で調べて、しっかり決算委員会で説明してもらう。具体的に説明し切れない場合は、補助を、副知事をつけて一緒にやるというふうなことを求めたいということで、目的はそれです。

それで、委員長には、先ほどありましたように、今後の対応と後始末について、先ほど、この委員会の経緯の説明がありましたけど、私が今申し上げたことも含めて、これまでの委員会における説明、そういうのも含めて、特に後始末について、先ほど言っておりましたように、それぞれ内部で自分たちが必要とあらば、その法律の専門家に聞いてやるとか、あるいはまた、職員を処分できるような、そういうふうなものも考えるかということですけども、摘発についても言及している部分がありましたよ。検討するとか何か。そこも含めて、改めてこの一連の説明と実態ですね。繰り返しますよ。説明では印鑑6回と言っていました。実態は、知事の印鑑を押されているのは13回ですね。説明では、職員の不正の使用と言っていました。我々はこの資料を調べてみると、しっかり起案書との割り印というのも含めて確認していくと、この一連の文書は全て起案書があつて知事の印鑑が押されているという、そういうふうな実態だと思っておりますけれども、そこも含めてですね。それと、厚生労働大臣に対して、九州厚生局長に対して、沖縄県がどう説明をして、どうしていくか、これ後始末ですね。そこも含めて、今の対応を今後どうしていくかということも含めて、所見というのはなかなか言いにくいかもしれませんが、この説明と、今の現状ということについ

て、執行部が説明したこれまでの説明とその後始末、そこについての委員長の考えとか、そこも含めてお願いできますか。

以上です。

○狩俣信子文教厚生委員長 まず、有印公文書関係について、この九州厚生局に7回、厚生労働に6回。今の質問は、そういうふうには13回となっておりますけれども、委員会の中では6回という話が出てきたのであって、その13回という話は出ておりませんので。これについては、私はお答えできません。

それから、知事の印鑑、公印の不正使用についても、保健医療部長が答えていたことしか出てきませんので、要するに、現在はどうなっているかといいますと、答弁によりますと、その補助金の交付決定とか、国に対する交付申請と実績報告を提出する場合に、その公文書に知事の公印を押すことがございます。でも担当職員、文書自体は起案するのですけれども、この起案した文書を回議に回していないということで、上司の印鑑がないわけです。にもかかわらず、公印を押印して、そういう文書を送ったこと。部長の公印というのは、主に添付書類の原本証明のときに、原本に相違ありませんということで、部長印を押していたということですが、そう使ってやっているということでございます。そういうことで、この文書を見ますと、回議に回していないということで、上司の印鑑はないというようなことです。

次、行きましょうか。次は、起案文書については、照屋守之委員はどう考えてもあると言ったんですけど、これについては今答弁したとおりでございますので、委員会の中ではこれについては、これ以上は触れておりません。

契約についても割り印が押されているというのですが、委員会の中でこれに対する質疑はありません。

それから、職員が不正に押した印鑑で文書を発出してしまったということは、これをどうするかということはまだ決まっていない、検討中であるという、まだそこまではいっていないという答弁でございましたので、部のいろんな討論を聞きながら、これはやっていくことになると思います。

それから、決裁が回っていないということはないと、また再度おっしゃっていますけれども、今、御説明したように、ないということでございますので、御理解ください。

それから、対応は知事が知って、知事がやってほしいという要望を出されたんですけども、これは委員会の中で語られたことではありませんので、申しわけありませんが、お答えできません。

それから、後始末について、専門家という話がありました。これは文厚の中でも答弁がありました。部としても、それはちゃんとやっていくということでございましたので、御理解ください。

それから、あと、補助金をもらっていないのに報告書を出すというのは、これはどういうことかということですが、それは、委員会の中では、そこまでは質問がございませんでした。

それから、九州厚生局と厚生労働省、県がどう説明するのか、今後どうするのかという質問がございましたけれども、これも委員会の中では、部長がさっき答弁したところどまりだと思いますので、そこまではちょっと、部の問題になっていくかと思っております。

以上です。

○玉城武光委員長 以上で、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、文教厚生委員長退室。その後、要調査事項及び特記事項の取り扱いについて協議した結果、理事会を開催することで意見の一致を見た。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

要調査事項に関し、知事等の出席を求めるか否か及び特記事項の取り扱いについて理事会で協議するため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時40分再開

○玉城武光委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

要調査事項に関し、総括質疑を行うため知事等の出席を求めることについては、慎重に協議した結果、理事会として意見の一致を見ませんでした。

また、特記事項に関して、本委員会として附帯決議を付すかどうかについては、理事会として意見の一致を見ませんでした。

以上、御報告いたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 理事会の決定が一致をしなかったということではあるんですが、我々は決算特別委員会をこの場で行っております。これはもちろん、議会ルールの中で、何年か前からルールを改正いたしまして、専門性を持たせるということで常任委員会で議論をしまいいりました。そして、特別委員会で総括の質疑やら、委員長への質疑があつて今行われているわけですが、本日の先ほどの照屋委員の委員長に対する質疑の中で、大きな疑問点が出

てまいりました。これは常任委員会での議論の中で出た案件であります。出た答弁が食い違っているんです。そこは、例えば文書の発送を6回と言っているのが13回になっていると。あるいは、起案文書がないよというものに、割り印をもって一新たに資料を提出してもらったら、割り印をもって起案文書が必ずあるんだということを照屋委員は訴えておりました。我々としても、その部分の事実関係も解明しない中でこれを進めるということは、この決算特別委員会の意義さえ、僕は問われるのだと思っております。ですから、しっかりと知事と呼んで、あるいは知事が厳しければ事務担当副知事、あるいは担当部長も同席していただいて、常任委員会での決算審査での疑義を正してからの採決じゃないと、採決も僕は判断できないだろうと思っておりますので。どうか、委員の皆様におかれましては、沖縄県議会の決算特別委員会の存在そのものが僕は疑われているのだろうというふうに思っていますので、どうか委員の皆さんの良心に働きかけて、ぜひともそのことは認めていただきたいなというふうに動議提案をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○玉城武光委員長 ただいま具志堅委員から、総括質疑を行うため知事等の出席を求める動議が提出されました。

よって、この際、本動議を議題といたします。

本動議に関し、意見・討論等はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 動議に賛成します。

これは、決算に係る文厚委員会でいろいろ審査をしましたがけれども、先ほど動議の提案者からもありましたように、印鑑の不正使用が6回ということでした。実態は13回あります。厚生労働大臣と、そして九州厚生局長に対する文書にはちゃんと割り印があって、通常の事務決裁からすると、起案書と対になった割り印だと思っております。ですから、これはしっかり説明をさせる必要があります。同時に、この印鑑というのは、非常に大きな責任を伴って、執行部が説明するように担当者が勝手に印鑑を押して送ったということですが、相手は厚生労働大臣です。相手は九州厚生局長です。私どもは沖縄県政として、あるいはまたチェックをする側として、厚生労働大臣に対してそういうふうな不正の印鑑で関係書類を送る、これはゆゆしき問題です。国から補助を受ける県が、こういう不正な印鑑を使ってそれを報告する。この報告をして、じゃあ厚生労働大臣に対してどうするのか、あるいは九州厚生局長に対して、この印鑑の不正使用についてどうするのか

という執行部の説明もございません。ですから、ここはその対応も含めて、国と県の信頼関係、これが大きく今、損なわれておりますから、ここの部分を回復するためには、ぜひやっぱり知事、副知事の説明を受けて、県としての対応をしっかりやっていただく。そのことによって、私どもは決算そのもの自体をどうするかという貴重な判断になると思っておりますから、ぜひこれは与党も含めて当然のことだと思いますから、全会一致で知事、副知事の委員会での招致、そこをお願いしたいという、そういうことです。よろしく申し上げます。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

亀濱玲子委員。

○亀濱玲子委員 この動議について、反対の立場から討論をさせていただきます。

これまでもこの案件については、文教厚生委員会の、決算の質疑が行われてきて、そしてきょうは理事会まで来ている内容でありますけれども、これまでも文教厚生委員会でもそうですし、国から補助金が受けられなかったという事案であります。これについては、職員の財務意識が乏しかったということから始まって、管理職員の進捗状況の管理がきちんとしてきていなかった、内部統制ができていなかったという問題が浮き彫りになりました。

これについては、今、照屋守之委員がこれまで出されております、国からなぜ補助金が受けられなかったか、あるいは公印の不正使用があったのではないか、あるいは今後の対応についてということが3点、議論されてきたわけですが、これについては委員会でもそうですけれど、部長の説明から、言っているその進捗状況の管理ができていなかったということで、既にもう9月からは、それに対応する対策がとられておまして、それを独自で定期監査ができるように、調査ができるようにというようなことができております。

そして、今後の対応については、総務部に報告した後に、法令に基づいて、厳しく、厳正な対応をするというような方向性が現在行われているところですので、ここで知事を招聘しての調査ということは必要ないという観点から、反対といたします。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 先ほど、狩俣文教厚生委員長の答弁を聞いて感じたのは、監督責任者が一これに対しては何らかの責任を負う覚悟を持っているというこ

とだと私は理解をしました。そうであれば、その上の監督責任者は、何で、どこかで座っているんですか。ここに来て何らかのコメントを述べるべきじゃないですか。これは社会的な常識だと思いますよ。

そしてもう一つ。ルールという話が出ていたけれども、常任委員会に付託したものはそのまま何も手をつけられずに承認されるというルールではないと私は思っています。なので、委員長に対する質疑も、総括質疑という場面も準備されているんじゃないですか。

今どれだけ客観的に見ても、私は疑義があると強く思っています。これを何らたださずに審議、可決することは、私は、我々自身が、何のチェック機能も持たない烏合の衆であるという証明だと思いますよ。

委員長、しっかり進行してください。

○玉城武光委員長 ほかに意見等はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 先ほどの動議に賛成の立場で討論をいたしますけれども、先ほど来、委員長報告にもありましたけれども、委員会の中では6回、不正で知事の印鑑を使ったという話がありましたが、13回出てきているわけですね。さらに割り印の話もあります。この割り印というのは、手元にありますけれども、厚生労働大臣、そして九州厚生局長宛てに送る文書であります。これと起案書がセットになって、契印という形で割り印を押すわけでありまして、正式な沖縄県の公式文書であります。したがって、これが勝手に送られたということ自体が、印鑑も含めて公文書偽造の疑いがあるわけでありまして。この13回なんですけど、送った期日を見ますと、九州厚生局には7回ありますが、平成30年12月27日から平成31年3月31日まで、7回全て送られています。約3カ月余り。さらに、厚生労働大臣宛ては、平成30年12月20日から今年度の平成31年4月10日、そして5月29日、約6カ月近くにわたって、この文書が6回、厚生労働大臣に送られております。

そういう意味では、約半年近くもこういう状況が、勝手に一人の担当職員で、それもその割り印で、起案書も含めての割り印で押して送ることができますか。半年もですよ。例えば1回とか、あるいは2回でも、この期日がそんなになんとかであればまだ理解ができますが、半年近くにわたって担当職員が1人でできますか。その監督責任も重要ですし、私はむしろ担当部長を含めて、組織ぐるみでの行政行為ではないかというふうに思いますし、こういうことを県民の皆様が本当に理解を示すのか、非常に疑問で

あります。

そういう意味では、ぜひ常任委員会の議論の中から新たにこうして、ましてや知事の印鑑ですよ、玉城決算委員長の印鑑じゃありませんよ、沖縄県のトップの知事の印鑑が、正式に公式文書として13回も不正に行われているという事実自体が新たに発覚したわけでありまして、その辺も含めて知事、そして担当副知事、部長、新たにこれは確認をしてやらないと、本当に決算委員長の、これをそのまま進めて採決しますと、決算委員長の汚点にもなりますよ。本当に、先ほど花城委員からもありましたが、烏合の衆じゃありませんが、県議会は何をしているんだと、決算委員会は何をしているんだと、そういう、やはり私は県民に対しての説明責任ができない。そういう意味では、ぜひ知事、副知事、担当部長を含めて、この部分だけでも、私は呼んで確認するという価値があると思いますので、ぜひ動議の内容等をひとつよろしく。

追加であります。大臣、そして九州厚生局長以外に県内の担当関係の民間の病院を含めて行われておりますので、それは追加しておきます。

以上、よろしくお願いたします。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、本動議に対する採決を行います。

本動議は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない場合は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城武光委員長 挙手8人です。

挙手しない者は8人です。

ただいま報告いたしましたとおり、賛成する者8人、反対する者8人です。可決と認めます。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長においてその可否を裁決いたします。

本動議に関し、委員長は否決と裁決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程の変更について協議した結果、日程を変更し、直ちに議案の採決を行うことで意見の一致を見た。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

審査日程の変更については、休憩中に御協議をい

たしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

審査日程の変更についてを議題といたします。

10月3日の委員会において決定した審査日程では、今回は、明 10月28日 月曜日の午前10時に本委員会を開催することとしておりますが、先ほどの採決の結果、総括質疑を行わないこととなったため、10月28日の日程は採決のみとなりました。

よって、この際、日程を繰り上げ、本日採決を行うこととし、審査日程を変更の上、本日の議題に令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件並びに令和元年第5回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま決定いたしました令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件並びに令和元年第5回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を追加して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法等について協議)

○玉城武光委員長 再開いたします。

これより、令和元年第5回議会乙第27号議案平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び同乙第28号議案平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議案2件は可決されました。

次に、令和元年第5回議会認定第1号平成30年度沖縄県一般会計決算の認定についての採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 これは平成30年度の一般会計決算の認定については、本来は決算認定ですから、これまで知事を初め執行部の皆様方が一生懸命頑張って、

県民のため、あるいは沖縄県をよくするためにやったということですから、認定をしたいというのはやまやまです。

しかしながら、これは文教厚生委員会、あるいはまた先ほどもありましたように、ゆゆしき事態が今起こって、平成30年度の中でそういうふうなことが起こっております。これは県の中間代表監査委員からも指摘されておりますように、補助金の適正化法、それに反する行為。これは、本来は、県の行政は、国に対して補助金を受けるときに、所定の手続を踏んで補助金を受けるとのことですけれども、職員が手続をしていなくて、それができていないと。その結果で、一般会計の自己財源からその財源分を、729万円を充てるという、こういう大失態をやっているわけです。

もう一つは、事もあろうに、沖縄県知事の印鑑を、国に、あるいは九州の公の機関に対して、勝手に印鑑を押したという、沖縄県の報告としてそういうふうなものがなされている。有印公文書偽造という、これも犯罪です。そういうふうなことが行われている。

本来はこういうゆゆしき問題が起こると、その発生した時点で、担当部局はきちんと処理すべきでありますけれども、これは部長の答弁とか、あるいは私どもがいろいろ調べてみても、もう既に昨年の決算の期間中に、この補助金の申請ができていない。これは国からの期限によってやるわけですけれども、その期限が守られていなくて対応できていないということ、この任期中、決算期間中にわかっているわけですね。わかりながら、担当部局が後始末をしていない。わかりながら、間違った状態を、それを一般財源から繰り入れてやるということをやっている。本来、我々県議会は、決算が終わった後に、監査委員から指摘をされて、つい最近しかそれをわかっておりませんが、執行する側はかなり以前からわかっているにもかかわらず、その実態をそのままやってきている。これは文字どおり729万円の不正支出というのは、これは歳入の部分にかかわってきますから、市民、県民に損失を与える729万円。もし729万円これが国庫からおりていけば、それは適正に処理されるわけですけれども、残念ながらその申請を怠って、できていない。だから一般財源から繰り入れる、ほかの財源から繰り入れるということは、この729万円があれば、それに相当する、もっと県民に対する事業ができたわけです。5割事業であれば、1500万円の別の形で県民に対するそういうふうな事業がで

きたけれども、それもできないということは、これは県民に対する大きな損失です。

ですから、そういうゆゆしき問題がありながら、この事後の対応については、議会で指摘をしたら、そういうふうな対応もしかるべきですけれども、全て自分たちでやると。今後の対応についてもまだ定まっていない。本来は、そういうトラブルを起こせば、その問題をしっかり受けとめて改善策をしっかりと示して、こういう形でやりますということでありますがけれども、それもない。あげくの果ては、有印公文書偽造については6回という説明でしたけれども、13回県知事の印鑑が不正に使われている。それを求めても、これをしようともしない、議会もさせないというふうなことになるれば、私どもは、この1年間の玉城県政のそういう予算の執行、あるいはさまざまな取り組みについて、全て疑問を持たざるを得ない。本当に適正なやり方でこの予算執行が行われているのか。あるいは国からの適正なそういう補助が受けられているのかということをやわぎざるを得ない状況に今あるわけです。

ですから、最低限そのことについては、予算の不正支出、それと有印公文書偽造については最低限説明する必要があるんだろうなというふうな思いがありますけれども、それもなされない状況で、この決算を認定するかしらないかというふうなことは、当然、議員としてはできないわけです。ですから、今は反対せざるを得ないような状況にあります。

先ほども申し上げましたように、この一連の1年間の平成30年度の玉城県政の動きは、全て国、あるいは別の団体、機関も含めて連携してやっております。印鑑を偽造した文書は、知事の決裁を得ずに送っているという、この県政の実態を考えていくと、これは国に対しても責任を負えませぬし、九州厚生局に対しても責任を負えないような状況がありますから、そこを放置しては、この決算の認定など、とてもじゃないけど、できるもんじゃありません。ですから、我々はそれを解明することを求めておりますけれども、なかなかそれができない状態で今ありますから、我々は単独で何とかそれを解明するような仕組みをつくるのか、あるいは再度これを議会に求めていくのか、そういうのも含めて今後考えないといけませんから、決算については、これは当然、反対をせざるを得ないというふうな状況でありますから、討論いたします。

以上です。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 意見・討論等なしと認めます。以上で意見・討論等を終結いたします。これより、令和元年第5回議会認定第1号を採決いたします。

本決算は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。お諮りいたします。

本決算は認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城武光委員長 挙手8人であります。

挙手しない者は8人であります。

ただいま報告いたしましたとおり、賛成する者8人、反対する者8人でありますので、可否同数と認めます。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長においてその可否を裁決いたします。

令和元年第5回議会認定第1号について、委員長は認定と裁決いたします。

次に、令和元年第5回議会認定第2号から同認定第24号までの決算23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は認定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和元年第5回議会認定第2号から同認定第24号までの決算23件は認定されました。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長が附帯決議に係る動議等がないことを確認した。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さんには、連日、熱心に審査に当たっていただきまして大変御苦労さまでございました。

これをもって、委員会を散会いたします。

決算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議 案 名	議決の結果
令和元年 第5回議会 乙第27号議案	平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全会一致 可 決
令和元年 第5回議会 乙第28号議案	平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和元年 第5回議会 認定第1号	平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について	委員長裁 決 定
令和元年 第5回議会 認定第2号	平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	全 会 一 致 認 定
令和元年 第5回議会 認定第3号	平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第4号	平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第5号	平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第6号	平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第7号	平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第8号	平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第9号	平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第10号	平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第11号	平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第12号	平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和元年 第5回議会 認定第13号	平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	全会一致 認 定
令和元年 第5回議会 認定第14号	平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第15号	平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第16号	平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第17号	平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第18号	平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第19号	平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第20号	平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第21号	平成30年度沖縄県国民健康保険事業会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第22号	平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第23号	平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第24号	平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	〃

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 武 光

卷末資料

各常任委員長からの決算調査報告書

○総務企画委員会

様式 2

令和元年 10 月 23 日

決算特別委員長
玉 城 武 光 殿

総務企画委員長
渡久地 修

決 算 調 査 報 告 書

10 月 3 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙 1 のとおり

2 要調査事項
特になし

3 特記事項
特になし

別紙 1（総務企画委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【知事公室】

問) 消防防災ヘリ導入検討事業について、いつから調査検討事業を開始し、費用はどれくらいかかっているのか。また、市町村への意思確認の結果及び懸念事項やその要因は何か。

答) 平成29年度に1400万円ほどかけて調査検討事業を実施し、平成30年度は600万円余りをかけて合意形成が図られるよう事業を実施してきた。

また、市町村への意思確認の状況については、ことしの6月に各市町村と意見交換会を行い、8月に再度意思確認を行った結果、全市町村とも明確な反対はない状況ではあるが、事前に協議すべき事項があるとの意見が6団体からあり、態度保留となっている。

懸念されている事項やその要因として、1点

目が活動範囲や必要性に関することで、沖縄本島にヘリ1機を配備するという方針になっているが、離島をどう考えるのかという問題。次に隊員の派遣について、消防隊員を各消防本部から招集するようなスキームになっているが、そもそも消防隊員が派遣できるのかというところが2点目。派遣隊員の人件費に対する県の負担や支援に係ることが3点目。最後に4点目として、人件費を市町村間で案分することになるが、案分の内容をどうするかということである。

問) 不発弾対策事業の不用額の発生要因及び不用額縮減に向けどのような取り組みを行っているのか。

答) 不用額の発生要因としては、市町村支援事業においては、設計変更による磁気探査の数量減。住宅等開発磁気探査支援事業は、建築設計の変更に伴う磁気探査の数量減。広域探査発掘加速化事業は、探査中に岩盤が露出し掘削困難になるなどの数量減によるものである。

不用額縮減に向けては、事前に各市町村から今後の申請見込み件数等をとるなど状況を把握し、申請が年度後半に集中して予算が足りなくなることがないように調整を図っている。特に規模が大きい広域探査発掘加速化事業と住宅等開発磁気探査支援事業については、年度前半の申請状況を見ながら、例えば9月ごろに申請が多いところに予算を振り分けるという対応を行っている。広域探査発掘加速化事業は繰り越しが認められている部分もあるので、そういったところで何とか対応できないか、それぞれの事業をやりくりして不用額の縮減に努めている。

問) 危機管理・国民保護対策事業費の不用額の理由は何か。

答) 国民保護訓練において、当初、国の指導は弾道ミサイルを想定した訓練であったため一部委託により実施を予定していたが、国際情勢の変化により弾道ミサイルに備えた訓練は当面見合わせる事となり、想定する訓練をテロ事案に変更して訓練を実施した。テロ事案に関しては、

平成25年度に実施したノウハウもあるので委託を行わず、県において独自の訓練シナリオで実施したことやJアラート新型受信機導入に関して、当初見込みより低く入札できたことにより執行残が発生したことなどによるものである。

問) ワシントン事務所の機能と目的について聞きたい。また、北米県人会の相談事を受けられる機能を持つことはできないのか。

答) ワシントン事務所は、沖縄の基地問題に関連する情報収集、そして沖縄の正確な状況の発信などを主な役割としているが、基地問題以外にも沖縄県人会のさまざまなイベントなどへの参加、経済や文化など多方面で活躍する北米ウチナーンチュとの情報交換を行っている。また、日本政府観光局等と意見交換も行っており、沖縄観光のPRや物産情報の発信に関する協力依頼などについて取り組んでいる。

また、ワシントンDCの県人会とは定期的に意見交換を行っており、そういった場で県会のニーズをつかんだものについては、適切に本庁にフィードバックし、必要な予算についてはそれぞれ所管する部局に働きかけながら対応していきたいと考えている。

【総務部】

問) 行財政改革の推進で質の向上とあるが、これまでとの違いはどういった点か。また、以前の行革プランで行っていたような業務の棚卸しのような取り組みを行う予定はないか。

答) 現在、平成30年度から令和3年度までの4年間、行政運営プログラムを実施している。これまでは、財政効果ということに主眼を置いて改革に取り組んできたが、今回のプランは働き方改革など行政の効率化も含め取り組むことにより、質の向上を図っていくこととするものである。例えば、県から発信する情報の伝わり方をどのようにしたらよいか、行政データの活用はどうしたらよいか、県の財政状況をいかにわかりやすく県民に伝えることができるか等、そういう方向に主眼を置いている。当然、以前のように組織の見直しや定員の管理など基本的なことも行いつつ、新たに県民目線を意識した業務の実施や職員の働き方改革にも視点を置いた改革となっている。

また、現在のプランは、令和3年度まで続くが、次のプランに向けては業務棚卸しのような取り組みも含め、行財政改革懇話会の委員の意見も聞きながら検討していく。

問) 県税収入がふえているようだが何年連続で増加し、額と率でどれくらいの変化があったのか。また、税収の伸びにより自主財源比率は改善しているが、経常収支比率が改善しない理由は何か。

答) 県税収入は、平成24年度から7年連続で増加しており、増加する前の年と平成30年度を比較すると額で403億9542万円、率で44.6%増加している。今後の経済状況等にもよるが、今の状況からすると経済が順調に推移していると言われているので、県税収入も当分伸びていくものと考えている。

また、経常収支比率の算定方法は、地方税や交付税を中心とした経常的な一般財源、それに対する人件費や経費等の経常的な経費に対する割合という形になっており、平成30年度の経常収支比率は95.7%になっている。地方税がふえると逆に交付税は減になり、それに対して分母は社会保障費が増となることから、経常収支比率が大きく改善するということには、なかなかならないと考える。

問) ファシリティーマネジメントを進めていく上で、各部局とどのように連携して進めていくのか。また、実際に動き出すのはいつごろを予定しているか。

答) 沖縄県公共施設等総合管理計画というものが、これに基づき、各部局、各施設ごとに個別施設計画の策定を進めており、その中で中長期的な維持管理や全体的な更新費用の把握に努めている。個別計画の策定後、内容を踏まえたコスト削減の数値目標を設定し、社会情勢や県民ニーズの変化に対応できるように随時PDC Aサイクルを回しながらこの計画の充実を図っていくこととしている。

また、令和2年度中には個別計画の策定を終える予定になっており、その後は、令和3年度に総合管理計画や策定を終えた計画をフィードバックし全体的な目標を定めるという作業がある。

問) 本県は、国の予算動向や中央の財政制度に大きく影響を受ける財政構造になっているが、依存体質からの脱却についてはどのように考えるか。また、次期振興計画において高率補助が認められないこととなった場合、財政構造上どのような影響があるか。

答) 依存する財源には、国庫支出金を初めとした費用があり、自主財源には県税を初めとした費用がある。例えば、九州平均であったり全国平均という一定程度のものは目指すべき目標になるかと考える。自主財源の比率が高まると、それだけ行政の自主性、安定的な施策の展開ができるようになるので、それはしっかりとやっていく。

また、沖縄振興特別措置法は、沖縄県が抱える特殊事情や課題を解決するために措置されている制度であるので、課題が解決されない限りは続くべきものだと認識している。これらについては、いまだ課題解決には至っていないという認識なので、これからも国に対し高率補助制度の維持を働きかけていく。一方、高率補助が廃止された場合の影響は、本土並みの補助率になるので、その分一般財源で補うことや県債発行ということになり、財政負担が将来的には増加することになると考える。

【企画部】

問) 鉄軌道導入に向けて、検討しているルートが国と県で違っている理由、実現に向けて国との調整はどうなっているか。また、北部地域でテーマパークの建設も予定されているが、これも費用便益分析に勘案されているのか。

答) 国は、平成22年度から糸満市と名護市を結ぶ複数のモデルケースを設定し、コスト縮減等の諸課題について検討を行ってきた。一方、県は、公共交通の役割、事業効率性、採算性確保の観点から検討を行っており、利用者が多く便益が最も高い那覇市と名護市を結ぶルートを決めている。国からは、費用便益分析が課題とされているので、しっかりと対応した上で、早急に県の検討結果も取りまとめ国と調整を行っていく。

また、新聞報道等で北部地域でテーマパークの建設が予定されていることは承知しており、さらに本部港においても官民連携による国際クルーズ拠点整備が進んでいるということで、こ

れらの新たな計画が実現することにより、北部地域の誘客が促進され、今以上に多くの観光客が北部地域を訪れるようになるものと期待している。そういったことも当然鉄軌道の需要予測に反映させている。

問) 公共交通利用環境改善事業に関して、OKICAを普及していくためにどのような取り組みを考えているのか。また、モノレールやタクシーとの乗り継ぎ割引について関係団体との意見交換の内容を聞きたい。

答) OKICAが県民カードとしてさらに普及していくためには、基幹バスシステムにおける乗り継ぎ割引の導入やOKICA運営会社が主体的に取り組む商業展開など、さらなる利便性の向上が必要である。

また、平成30年度に、OKICAの利用範囲をタクシーや離島船舶に拡張する可能性調査を実施し、事業者にヒアリングを行ったところである。その際、既にクレジットカード等のキャッシュレス化が進んでおり、新たな決済手段となるOKICA導入への投資は厳しいという意見や導入コストが県の試算で約7億円近くかかるということから、維持管理コストも含めそれに見合った利用者増が見込めないのではないかと懸念が鮮明になった。

問) 知的・産業クラスター形成に向けた研究拠点の構築に関して、OISTを卒業した学生が全員、県外、国外に出ている状況がある。プログラムの終了後、施設の借り上げや銀行口座の開設など県内にとどまる環境づくりが必要と考えられるが、県としてフォローできることはないか。

答) 銀行口座開設については、銀行に確認したところ、マネーロンダリングやテロ資金管理口座にならないかという視点で、世界中の銀行で口座開設に当たっての資格審査が非常に厳格になっており、外国人が起業する際の口座の開設が難しいとのことである。また、アパートの入居の際にもなかなか手続きが煩雑であると聞いているので、このような課題に対しては、関係機関と情報共有した上で連携し、円滑に進むような形で取り組んでいく。

問) 離島の住民交通コスト負担軽減事業の目的と平成30年度の実績及び本事業の検証作業について聞きたい。

答) 当該事業は、離島の方々の交通コストを低減することにより、離島の不利性を解消し、定住条件の整備を図ることを目的としており、航空運賃についても新幹線並みの運賃を目指し、約4割の低減を行っている。定住条件がより厳しい小規模離島においては、本島在住の離島出身者を含めた交流人口に対しても、航空運賃の約3割低減を行っている。また、同事業を利用した延べ人数は、平成24年度の83万4000人に対し、平成30年度は29万人増の112万5000人となっている。

事業の検証作業については、今年度、本事業の実施による経済効果等についての調査を予定しており、調査の主な内容は、離島住民及び交流人口の交通コストを低減することによる経済波及効果等を算出するとともに、本事業の効果等の分析及び課題整理を行うこととしている。

問) 離島航路補助事業に関し、当初予算の額が3億2000万円、決算額が8000万円余り、14航路の欠損額に対する補助予定が5航路への補助となっている。予算額や補助予定航路の数が大分減っているが、その背景及び今後の見通しはどうなっているか。

答) 前年度後半に減額補正を行ったこともあり、決算額がかなり違う状況にあるが、理由としては燃料単価の減により、各航路の収支が当初予定していたものより非常に改善したという状況がある。そのことから、補助対象航路がかなり減るとともに、計画していた14航路のうち10航路が赤字であったが、そのうちの5航路は国の補助のみで欠損を埋めることができ、結局、県と市町村で補助をすべき対象が5航路まで減ったことなど、各航路の経営がかなり改善したことが最大の理由である。

今後の見通しとしては、基本的には計画段階では赤字の可能性はあるが、航路に対しての収支が一番影響するものが燃料費であることから、価格の上がり下がりぐあいによってかなり影響を受けるものと考えている。今後、どのような形で収支が出てくるのか、現時点では不透明である。

問) 那覇空港の機能拡張等の調査内容及びその後の展開はどのように考えているか。

答) 那覇空港は、第2滑走路供用開始以降さらなる航空需要の増加が見込まれており、平成29年

度から需要予測を行っている。具体的な需要予測については、大きく3パターンに分かれ、これまでの実績を踏まえ、経年変化させたものを出すパターン、そのパターンに国際線のLCCが伸びていく傾向を反映したパターン、最後に沖縄県の観光振興計画で掲げられた目標値を達成する場合のパターンで検討しており、その結果、一番高い数値として、2030年度には旅客数が2838万人になると予測しており、2018年度が2154万人となっているので、700万人近くは増加する見込みとなっている。また、発着回数においても現在が16.4万回に対し、2030年度は22.7万回を見込んでおり、予想を上回る結果になっている。今後については、短期的には駐機スポットの増設、CIQの拡張及び周辺道路の拡幅等を予定している。中長期的には、24時間空港になっていくものと考えているので、どのような施設が必要か各方面の方とも意見交換しながら国の計画に反映させるよう要望していく。

【公安委員会】

問) DV・ストーカー被害について、女性が警察に保護を求めてきた場合、どのように対応するのか。また、保護を求めた方が一時保護を断った場合はどうするのか。

答) DV・ストーカー被害者等が女性相談所や親類、知人宅へ避難することが困難でありながら、経済的理由によってホテル等への一時避難をちゅうちょする場合には、その宿泊費用を公費で負担しており、平成30年度は5件9名に11万6000円の予算を執行している。宿泊費の補助をすることにより被害の未然防止や拡大防止が図られ、被害者等の保護、対策に大きな効果が発揮されていると考えている。

また、被害者等によっては、事情により一時避難を受け入れない場合もあるが、県警察としては被害者の安全確保の面から指導・助言を行い、なるべくホテル等へ一時避難をしてもらうようにしているところである。

問) 飲酒運転根絶対策について、新聞報道でもここ何年か検挙件数が増加傾向にあるということだが、どれくらい増加しているのか。また、どういう取り組みをしているのか。

答) 飲酒運転による検挙件数は、平成10年の1万5000件台が一番のピークとなっているが、平成

21年に飲酒運転根絶条例が制定されてから1万件を切り、平成26年には1200件まで減少している。しかし、飲酒絡みの人身事故が27年連続で国内ワーストを記録していることもあり、飲酒運転の取り締まりを強化した結果、平成30年には2000件台までふえている。

また、検挙件数がふえた要因は、県民意識の欠如が大きいと考え、学生や高齢者を含めた交通安全教育を進める以外に、飲酒運転防止を教養している企業48事業所に対して優良事業所の認定を行い、企業を挙げて飲酒運転根絶に取り組むほか、飲酒運転の被害者・当事者、アルコールの専門知識を有する医者等の25名を飲酒運転根絶アドバイザーとして委嘱し、それぞれの立場で講演してもらう取り組みなどを行っているところである。

問) 沖縄県の国際化に対応する警察基盤整備事業の内容と効果はどのようなものか。また、外国人観光客に対する警察官の現場での対応はどのように行われているか。

答) 沖縄県を訪れる外国人観光客に対して満足していただける質の高い行政サービスの提供を目的とし、県警察の部内通訳人の育成、災害発生時の避難誘導などの案内が英語、中国語、韓国語等の多言語で収録された拡声器の整備、外国語で標記された交番員不在連絡板や水難事故防止の看板などの設置の取り組みを行っている。現在、県警察内には7言語89人の通訳人がおり、語学研修によってさらに語学力を強化する取り組みを行っている。

また、現場での対応としては交番に勤務する地域警察官などには翻訳機能アプリが活用できる携帯端末機の整備、あるいは警察署の会計課に翻訳機を配付して外国人に対応している。

問) 那覇空港での落とし物について、豊見城警察署で対応しているが、人員配置等の体制はどのようなになっているか。また、受理件数はどうなっているのか。

答) 豊見城警察署の拾得物の受理が増加していることから、一般職員を6名から8名に増員配置して体制強化を図っているが、拾得物システムへの登録作業、落とし物をされた方からの問い合わせや返還の対応などが急増しているため、一日でも早く返還できるように早朝や休日出勤等も行っている状況である。

また、豊見城警察署における受理件数は、平成29年の4万2752件から平成30年は4万3427件で675件増加している。

【出納事務局】

問) 複合機の契約について、メーカーと販売会社が混在する選定環境にあるが、県民の税金を使っていることと事業者の利益のバランスについてどう考えるか。

答) 発注者としては、適正な予定価格を設定するという点で、発注時点の実勢価格を調査したり、地区割りに問題はないか等さまざまな点を考慮して発注している。地方公共団体は経済性、合理性を追求する責任があり、競争性の確保が必要である。また、県民に対しての説明責任もあることから、廉売を避けるために適正な方法により予定価格を設定することに努めている。

【監査委員事務局】

質疑なし

【人事委員会事務局】

質疑なし

【議会事務局】

問) 議会棟のエレベーター工事に関して、費用、入札業者の選定方法及び参加業者数について聞きたい。また、公共施設の維持・メンテナンスについてどのような認識を持っているか。

答) 議会棟のエレベーターについては、平成30年度に1号機及び2号機を改修し、工事費用は5730万8000円となっている。入札業者の選定は一般競争入札で行い、参加業者は1社であった。

また、公共施設の維持・メンテナンスについては、基本的には既存の施設を有効活用することにより財政的に軽減が図られるものとする。

○経済労働委員会

様式 2	
令和元年10月23日	
決算特別委員長 玉城 武光 殿	経済労働委員長 瑞慶覧 功
決 算 調 査 報 告 書	
10月3日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1 委員会における質疑・答弁の内容 別紙1のとおり	
2 要調査事項 特になし	
3 特記事項 特になし	

別紙1（経済労働委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【農林水産部】

問) 6次産業化人材育成活性化事業の具体的な効果と、課題として挙げられている波及効果を高めるため市町村等の関係機関との地域連携のあり方を検討する具体的な内容はどのようなものか。

答) 6次産業化を推進する上では、市町村など地元関係機関を巻き込んだ地域連携が課題であったことから、平成30年度から地域連携プロジェクトとして、うるま市と多良間村のモデル的な取り組みを支援している。うるま市では、農林漁業者単独の取り組みにおいて大きな負担となる加工機器などの導入について、市が整備した加工施設の利用や地元商業高校との商品共同開発を行うことによって課題解決を図り、商品改良に結びつけている。また、多良間村では、事務局機能が十分でない農業者組織に対して、地域おこし協力隊など行政関係者が事務局機能を補完し、商品改良過程の進捗管理や対外的な調整の代行を行うことで、事業者に寄り添った支援が実現している。

問) 地産地消推進体制づくり事業について、実際に例えばホテルや居酒屋へ県産品使用率の調査をしたことがあるのか。また、学校給食における県産品の使用率について、現状と改善点、本来あるべき使用比率について聞きたい。

答) 県では、地産地消推進に係る各種施策を効果的に実施するため、県産農林水産物の学校給食や県内ホテルでの利用状況を調査している。平成29年度の学校給食での県産食材利用率は30.6%で、県内ホテルでの利用率は32.4%となっており、いずれもここ数年は3割程度で推移している。これらのことを踏まえ、ことし3月に策定した第4次沖縄県地産地消推進計画における5年後の目標値として、学校給食での利用率を34%、ホテルにおける利用率を36%と設定している。

また、同利用状況調査によると、県産農林水産物の利用上の主な課題として、価格が不安定であることや、生産の端境期の品目の種類や量の不足など安定供給上の課題に加え、学校給食調理場での人手不足による下処理等が挙げられている。第4次の計画でこれらの課題を解決すべく、これから取り組む段階となる。

問) 農林水産物流通条件不利性解消事業について、一括交付金があと2年程度で見直しとなるが、今後どのような体制で維持していくか具体的な検討をしているか。

答) これまで行ってきた事業の効果を検証し確認するため、今年度検討委員会を立ち上げ、その報告に基づいて令和4年度以降の事業について検討していく段取りになっている。

問) 全国的に発生している豚コレラの発生状況、県内への影響、対策を伺いたい。

答) 昨年9月に国内では26年ぶりに発生した豚コレラについては、岐阜、愛知で初発があり、現在埼玉など関東まで広がっている状況である。

仮に発生した場合の影響については、ワクチンを打った豚に対する食肉の風評被害により、発生県、ワクチン接種県の豚肉の需要が減退するのではないかとされていることや、ワクチン接種は原則全頭接種となるため農家のコスト負担が長期間発生すること、また、国全体では輸入圧力の強まりや輸出への影響が懸念される。

県の防疫対策については、平成20年の宮崎で

の口蹄疫の発生以降、家畜伝染病に対するウイルス侵入防止対策を非常に強化している。豚コレラについては、国内での発生や、中国、アジアなど海外でのアフリカ豚コレラの発生を受け、まず動物検疫所と合同で県も全面的に協力して旅行者や海外技能実習生向けにキャンペーンや講習会、研修会を実施し水際対策を強化している。また農家や関係団体についても、豚コレラの侵入防止緊急対策会議等を実施するとともに、市町村向けにも防疫対策会議等を実施している。県においても、初動防疫体制構築のため危機管理対策会議の開催、初動防疫の確認のための実働演習など、家畜伝染病の侵入防止、迅速な初動防疫体制の行動の訓練など、万全を期しているところである。

問) 県産農林水産物輸出体制構築事業の品目別の輸出状況を伺いたい。

答) 財務省の貿易統計をもとに沖縄総合事務局が算出した平成30年の沖縄から輸出した農林水産物食品の輸出額は、33億1000万円で前年比26.4%増となっている。品目別では、牛肉が5億3460万円、豚肉が1億3390万円、ナマコが1億280万円となっており、中でも台湾での日本産牛肉の輸入が解禁になったことから、牛肉の輸出額が前年と比較して2.4倍の5億円余りと大きく伸びている状況である。

問) 県産水産物の海外市場拡大事業について、沖縄県と関係の深いパラオで行っているシャコ貝の養殖技術を沖縄の若い人材が学ぶことにより、新たな産業を構築し販路拡大ができるのではないかと考えるがどうか。

答) シャコ貝については、県内でも栽培漁業センター等で種苗生産などを行っているところである。

パラオとの関係では、今交渉中であり詳細は言いにくいですが、パラオのほうからもパラオの漁業の振興に協力してもらえないかといった要望もあるので、県としてどのようなことができるのかしっかりと検討したいと考えている。

【商工労働部】

問) 全国特産品流通拠点化推進事業の航空コンテナ借りに係る物流支援の決算はどうなっているか。

答) 全国特産品流通拠点化推進事業の平成30年度当初予算は、1億4762万1000円で、このうち航空コンテナ借りに係る予算は、平成29年度の当初予算と同額の3320万円であった。しかしながら、シンガポールにおいて日本の大型小売店が2店舗オープンし、輸出量が当初予算を大幅に上回ったため、増額補正を行った結果、航空コンテナ借りに係る事業の決算は1億9614万6000円、全国特産品流通拠点化推進事業全体では、2億9830万3000円となっている。

問) 雇用機会の創出、ミスマッチの解消としての生涯現役スキル活用型雇用推進事業を取り入れた業種と助成金の内容を伺いたい。

答) 業種としては、建設業が12社、製造業が10社、医療福祉業が5社でペアスキルの事業を実施している。助成金の内容は、55歳以上の高年齢従業員と15歳から30歳までの新規で正社員として雇用された若年者従業員が、3カ月間ペアを組んで同じ業務に携わるペア就労を行う取り組みに対して、ペア就労1組につき28万円の助成金を企業に支給している。

問) おきなわ技能五輪・アビリンピック2018年の状況と成果を聞きたい。

答) 昨年の沖縄県大会では、県から技能五輪に30職種110名、アビリンピックに19職種29名、合わせて139名の過去最多の選手が出場し、その結果、技能五輪では金賞2名を含む7職種18名が、アビリンピックでは金賞2名を含む8種目9名、合計27名の選手が入賞を果たすことができ、いずれも過去最多の入賞者数となった。また、沖縄県選手団として初めて全国技能士会連合会会長賞及び未来への挑戦賞の2つを受賞した。

問) 平成30年6月に提出された県の財政見通しの中で、今後の財政運営に当たって留意すべき事項として、「中城湾港（新港地区）をはじめとする臨海部土地造成事業は、依然として多額の償還が残っていることから、土地の売却の状況について今後の推移を注視する必要がある」と指摘をされているが、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の状況を伺いたい。

答) 平成30年度末における本特別会計の起債の状況は、起債総額が536億4110万円、償還済額が512億8991万円、差し引き起債残高が23億5119万円となっている。本特別会計では、計画どおり

償還するために、毎年約1.5ヘクタールずつを売却していくこととしており、建設債償還の終了年度である令和9年度までには土地売却を完了して精算したいと考えている。

問) 国際物流関連ビジネスモデル創出事業の成功事例として中古車等の輸出支援があるが、中古車及び中古部品等の輸出状況はどうなっているか。

答) 当該事業は中古車輸出の実証事業となっているが、事業は平成29年度で終了し、県ではハンズオン支援等の側面的なサポートを行っているところである。民間が主体となって輸出しており、実績として平成27年が18台、平成30年は721台、約3年間で40倍と大幅に増加している。今年度は、中古車部品について実証事業に取り組んでおり、エンジン110個、ハーフカットされた車体8台を40フィートコンテナ2台に積んで、マレーシアに輸出したところである。

【文化観光スポーツ部】

問) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける県内の聖火リレーのルートを把握していれば伺いたい。また、関係機関との連携はどの程度進んでいるか。

答) 沖縄県内の聖火リレーについては、ことしの6月に組織委員会から公表されており、14市町村で実施することになっている。

具体的には、1日目の5月2日が、那覇市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、石垣市、本部町及び名護市となっている。2日目の5月3日が、豊見城市、浦添市、北谷町、座間味村、宮古島市、南城市及び糸満市となっている。実施市町村とは、自治体と消防本部、警察も含めて調整をしているところである。

問) 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業において採択された代表的な事業内容を聞きたい。

答) 代表的なものとして、まず1つ目に、「次世代を担う八重山芸能後継者育成支援事業」がある。八重山地域は、後継者育成が課題となっており、その課題解決を図るため、小中高生を対象にした琉球芸能体験やワークショップの実施、琉球芸能鑑賞会などを開催する取り組みとなっている。

2つ目が、「三線文化の普及連携事業」である。

これは三線文化を広く普及するための取り組みとして、県外を含む三線コンクールや演奏会、イベント等において、三線の専門家による相談会、三線のメンテナンス、無料体験、ワークショップ等を実施するといった内容となっている。

3つ目が、「ジュニアジャズオーケストラによる子どもの居場所づくり」という事業がある。児童を対象に学校を終えてからの夕方の居場所づくりというのが社会的な課題の一つとして挙げられているため、音楽に興味を持つ児童を対象に、プロのジャズオーケストラが実際に児童生徒に音楽を教えて、ジャズのオーケストラの練習を通じた居場所づくりを行い、その成果を地域の文化祭等で発表するという内容となっている。

問) 日韓関係の影響について、韓国から年間55万人の観光客が来ているが、今年度の直近の状況はどうなっているか。

答) 現時点での韓国からの入域観光客数は、本年4月から8月までの累計では、対前年同期比で2万8300人、率にして12.6%マイナスの19万6000人となっている。

県では、9月に民間交流や文化、スポーツなどの観光交流を引き続き行っていくとの知事メッセージを発信するとともに、韓国において商談会や意見交換を開催したところである。今後の取り組みについては、引き続き検討していきたい。

問) 沖縄観光のリピーター率は、86%と高くなっているが、沖縄を一度も訪れたことのない方々の新規開拓に際して、特に重要なポイントは何か。

答) 国内で新たに獲得を目指す市場としては、沖縄旅行未体験者や、富裕層などをターゲットとして位置づけている。沖縄旅行未経験者層については、沖縄旅行へのモチベーションを喚起するというのが重要なポイントだと考えており、今年度は本土の地域別に沖縄の歴史、自然、文化及び食といったそれぞれのテーマを設定し、未体験者層、沖縄にまだ来たことのない方々への誘客などを展開しているところである。

問) MICE事業に関しては国の強力な支援体制が不可欠な事業だが、見通しが極めて難しい状況にある中で、どういうポイントでこの事業を

継続していく考えか。

答) 大型MICE施設の整備については、今年度この整備に向けて課題となっている整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行い、今後の進め方を整理しているところである。

現在、民間資金を活用する官民連携の手法について、国内外の事例調査など各種情報の収集に努めており、今後その調査の一環として、専門家委員会を立ち上げ、議論を深めていくこととしている。県としては、大型MICE施設の早期整備に向けて、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

【労働委員会事務局】

質疑なし

○文教厚生委員会

様式 2	
令和元年10月23日	
決算特別委員長 玉城武光殿	文教厚生委員長 狩俣信子
決算調査報告書	
10月3日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1 委員会における質疑・答弁の内容 別紙1のとおり	
2 要調査事項 別紙2のとおり	
3 特記事項 別紙2のとおり	

別紙1（文教厚生委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【子ども生活福祉部】

問) 待機児童解消について、現時点の待機児童の数はどれくらいか。また、保育士不足が要因の一つだと思うが、処遇改善に向けてどのように取り組んでいるのか。

答) 待機児童数は、4年連続で減少しているものの、現時点においても1702名の児童が待機している状況である。待機児童については、保育士の確保が一番大きな課題であるが、その処遇改善に向けては、これまで国によって毎年公定価格の改定が行われ、平成24年度から平成30年度までに約12%の改善が図られ、今年度はさらに1%の上乗せを行っているところである。

また、平成29年度から保育士の技能、経験に応じて月額5000円以上4万円以下の処遇改善を行っている。さらに県独自の施策として、保育士の正規雇用化事業、一括交付金を活用した年休取得、休憩取得及び産休取得など、さまざまな事業で支援し、保育士の処遇改善に努めている。

問) 児童虐待に関する万国津梁会議について、会

議のテーマ、計画及び今後のスケジュールはどのようなものか。

答) 万国津梁会議の児童虐待に関するテーマは3項目あり、1つ目に「児童虐待が発生する要因とその予防、早期対応、親子への支援」、2つ目に「児童虐待防止のための関係機関の連携」、3つ目に「体罰の禁止」について議論をしてもらったところである。

当該会議については、7月25日と10月10日に開催したところであり、今後、委員との調整を重ねて、児童虐待に関する万国津梁会議の意見ということで、年内に知事に報告する予定となっている。

問) 外国人介護士候補者受入施設学習支援事業について、国家試験合格者の育成を目的としており、これまで40名を受け入れたと聞いたが、何名が合格し、県内施設に就職したのか。また、県外で資格取得し県内で就職したのは何名か。

答) これまで介護士候補者として40名を受け入れ、このうち11名が介護福祉士国家試験に合格し、資格を取得している。

11名の就職先については、県外に7名、当初県内の施設に4名が就職したが、この4名についてもその後施設を退職しているため、資格を取得した11名は、現在いずれも県内の施設には就職していない状況である。

また、県外で資格取得して県内で就職した外国人介護福祉士は、把握している範囲では存在しない状況である。

問) 生活困窮者住居確保給付金事業について、内容及び実績について聞きたい。また、本島北部地域あるいは離島における支援につなぐべく課題に対してどのように改善してきたのか。

答) 住居確保給付金制度は、離職等の理由により経済的に困窮し住居を失った、または失うおそれの高い生活困窮者に対して、就職に向けた活動をするを条件として一定期間、家賃相当額を支給する事業である。実施主体は福祉事務所を設置している県及び市であり、県は30町村を所管しており、平成30年度の利用件数は、平成29年度の36世帯から22世帯増加し、58世帯となっている。

また、北部地域や小さい離島など潜在的な支援対象者への周知が課題であるが、パンフレットの作成及び庁舎、役場等への設置、支援員に

よる役場、社会福祉協議会及び自治会への説明、出張相談の際における当該地域でのポスティング活動の実施を行うなど周知に努めている状況である。

問) ことし8月に開所した性暴力被害者ワンストップセンターについて、どのような課題があるのか。

答) 性暴力被害者ワンストップセンターが病院拠点型へ移行したことにより、性暴力被害者に対して被害直後から医療的な支援を含めた総合的な支援を迅速に提供することで、被害者の心身の負担軽減が図られると考えている。

被害の後はできるだけ早い段階で、医療的支援を含めた適切な支援を受けることが重要であると考えているので、今後も引き続きセンターの周知など広報活動の強化を図っていきたいと考えている。

【保健医療部】

問) 組織的意思決定を欠いた不適正な会計処理が行われ、内部統制が機能しなかったため国庫補助金の受け入れがなされなかったとのことだが、具体的内容とはどのようなものか。

答) 本案件には2つの補助金に関係しており、1つ目は感染症指定医療機関運営費補助金で、この補助金は患者の治療を行う第一種、第二種感染症指定医療機関の運営費を補助するものであるが、国に対する請求期限である3月末までに国庫補助金の概算払いの請求を行わないまま県補助金の支出命令を行ったことによるものである。2つ目は、感染症外来協力医療機関補助金で、新型インフルエンザの発生に備え、感染拡大や感染者の重症化を防止するために、保健衛生施設等の施設設備、つまり防護服や空気清浄機等を購入するための購入費を補助するものであるが、年度内に納品されないと判断し、当該補助事業分を実績報告書から除外したことにより、国庫補助金の受け入れができなかったものである。受け入れができなかった国庫補助金額は1つ目が676万4000円、2つ目が52万6000円である。

問) 不適正な会計処理が発覚した後、どのように対応したのか。

答) 不適正な会計処理が発生した要因として3点

あると考えており、一番大きな要因が保健医療部長以下、管理監督の地位にある職員の業務管理意識が低く、予算経理事務の進捗管理が行われていなかったこと、2つ目に公印の管理及び審査体制に不備があったこと、3つ目に本件担当職員の意識の問題である。

対応策としては、予算執行の進捗管理に万全を期すため、管理監督者による歳入整理表及び予算及び支出負担行為整理簿を活用した定期的な執行管理を行うこと、国庫補助金等の歳入については独自の帳簿も活用して定期的に執行の確認を行うことであり、これについては、8月28日付で通知したところである。また、公印の管理等については、公印の意義、審査及び使用方法について改めて職員へ周知を図ること、原則として起案者の押印は認めないこと、公印管理主任及び公印取扱主任が直接押印を行うことを原則とするように改めたところであり、9月1日から実施している。

問) 母子健康包括支援センターの役割、設置状況及び今後の展開はどうなるのか。

答) 母子健康包括支援センターの役割は、妊娠から出産、子育てにわたり切れ目のない支援を行うことであり、母子保健法第22条の規定により市町村において設置の努力義務がある。平成28年度に今帰仁村が最初に設置し、平成31年4月までに那覇市、沖縄市、うるま市、南風原町及び本部町の6市町村が設置している。

国の調査では、令和2年度には17市町村が設置する予定とあるが、沖縄県としては、令和2年度末までに全市町村にセンターを設置できるよう、会議や研修会等を開催していきたいと考えている。

問) 医師確保対策事業について、成果及び課題はどうなっているか。

答) 平成30年度の成果としては、医師確保対策事業全体で20事業を実施し、決算額は17億4289万2000円となっており、延べ138名の医師を確保している。そのうち北部地域及び離島においては122名の医師を確保したところである。

課題としては、将来、離島及び僻地における勤務をしっかりと行える医師を養成するため、医学生の地域医療に対する理解及び関心を高めることが重要であると考えており、引き続き医学生に対する離島実習の機会の提供などの取り組

みを行っていきたいと考える。

問) 腎臓移植推進事業費について、ドナーがいれば国内でも手術ができるのか。

答) 国内では、平成9年に臓器移植法が施行され、平成22年に一部改正されたことにより、本人の意思が不明な場合でも家族の承諾があれば提供可能であることから、国内でもドナーがいれば心臓、腎臓、肺を含め臓器移植は可能である。

ただし、子供には子供の心臓しか移植できないが、子供の心臓を提供してくれる家族が国内ではほぼいない。

腎臓については県内でも30年前から移植は行われており、献腎移植を受けた方は100名を超えている状況にある。

問) ヘリ関連の運営事業について、それぞれの仕組み、事業の違いはどうなっているか。

答) まず1つ目に、離島巡回診療ヘリ等運営事業は、ヘリコプターを活用して小規模離島へ専門医を派遣することによって、住民の眼科や耳鼻咽喉科の受診機会を確保する事業である。次に、2つ目の救急医療用ヘリコプター活用事業は、いわゆるドクターヘリで、運航する浦添総合病院に対して運営費等の補助を行い、傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることで離島・僻地の医療提供体制を確保する事業である。3つ目のヘリコプター等添乗医師等確保事業は、ドクターヘリが運航できない宮古・八重山地域、南北大東島及び夜間の本島周辺離島について、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターで実施する救急搬送、そこに医師を添乗させてドクターヘリと同様の条件で救急搬送を行うことで、災害補償費や病院への医師確保経費を補助する事業となっている。

【病院事業局】

問) 八重山病院附属西表西部診療所の常勤医が急病で不在となり、10月14日から診療体制を見直した件について、その経緯、現在の状況等について伺いたい。また、八重山病院から代診医が派遣される場合、八重山病院において診療制限等が出てくると思われるがどうか。

答) 西表西部診療所の常勤医師の急な体調不良により、しばらくの間休養が必要であるとの診断書が出されており、現在、八重山病院の医師で

代診を行っている。

このことについては、住民に対し説明責任があることから、竹富町と協力しての広報宣伝や、八重山病院のホームページに載せるなど、早目早目の案内を行っていきたいと考えている。

なお、西表西部診療所に近い上原港が冬の期間は船が欠航するため、大原港から約50分かけて診療所に行く必要があり、代診を継続する場合には、医師の負担も考慮して、八重山病院の診療を制限する可能性があるものと考えている。

今後の医師の確保については、11月中を目安に常勤医を確保し、配置したいと考えている。

問) 県立病院全体の運営状況と今後の課題、平成30年度の経営改善の取り組み、労働基準監督署の是正勧告を受けて時間外勤務手当を支払ったことが、病院経営に与えた影響について聞きたい。

答) 平成30年度の沖縄県病院事業会計の決算については、医業収益は前年度に比べて約17億3300万円増加する一方、医業損失は前年度に比べて約16億4800万円縮減しており、経営成績は改善しているが、純損失を約4億7824万円計上しており、累積欠損金は前年度繰越欠損金の約88億4800万円から、約93億2600万円まで拡大している。また、現金預金残高についても、前年度末時点で約46億円だったのに対して、平成30年度末は約32億円にまで減少しており、手元流動性でも非常に厳しい局面に直面している状況である。これについては、監査委員から非常に厳しい指摘があり、その課題要素を解決するには、医師を初めとする医療人材の確保、適切な事務処理に向けた事務職員の確保と養成、長期的な経営状況を踏まえた各種設備投資の実施など、幾つかの取り組むべき事項があるものと考えている。

なお、平成28年度に労働基準監督署から是正勧告を受け、平成29年度において、平成27年度及び平成28年度の医師の時間外勤務手当の支払いを行った結果、累積欠損金は拡大しているが、平成30年度決算における時間外勤務手当の影響は明らかではないが、今後の時間外勤務手当については、毎年度約8億6000万円が増加すると見込んでいる。

問) 県立病院の職員体制や施設等を含む現状と課題について聞きたい。また、平成31年4月に事

業に係る業務の改善と勤務縮減のためのプログラムが再提出されているが、どのような内容か。

答) 県立病院の現状と課題について、職員体制においては、医師に加えて、看護師、放射線科技師、臨床工学技士及び薬剤師等のコメディカルなどのさまざまな職種が不足している状態であり、診療制限にならないようにやりくりをしているが、一部の病院の外科などにおいては診療制限を行わざるを得ない状況である。施設においては、中部病院の南棟の老朽化と耐震化が問題であるが、耐震診断の後に改修の予定である。また、電子カルテの更新を行う予定の病院においては、新しい医療機器の購入、附属するシステムの入れ替えも必要である。

業務の改善においては、労働環境の改善として、変則2交代制を拡充する取り組みを行っており、全県立病院の約38%が変形労働時間制を活用し、働きやすい環境づくりに努めているところである。

勤務時間の縮減については、時間外勤務の事前命令の徹底、職場巡回の実施に加えて、医師及び看護師の事務的な負担軽減のために医師クランク、看護クランクを配置しているところである。

【教育委員会】

問) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業について、成果と効果を聞きたい。また、ニーズが高いと聞くが配置増について検討をしてきたか。

答) 当該配置事業の効果等については、スクールカウンセラーの相談実績が年々ふえており、教職員に対する校内等での研修会、保護者に対する研修会や講話、生徒指導部会等に参加しての指導助言等を行っており、児童生徒だけではなく、教職員や保護者への助言、援助研修会等で多くの実績を上げていると報告を受けている。

また、ソーシャルワーカーも学校の支援チームと関係機関との連携により、学校復帰や小学校から中学校へのスムーズな移行ができるよう支援を行っている。さらに家庭訪問等を通して保護者との信頼関係を築き、行政や医療機関等へ積極的につなげることで生活環境が好転するケースも見られるとの報告も受けている。

平成30年度におけるカウンセラーの学校への配置状況については、平成29年度と比較して小

学校で15校増、中学校は全校に配置しているところである。

ソーシャルワーカーについては、平成30年度においては20名と変わりはないが、対応した学校数は前年度と比較して小学校で37校と3校増加、中学校では30校と2校増加しているところである。

問) 2018年度における懲戒処分等の件数、内容と改善策等はどうなっているか。

答) 平成30年度の公立学校職員に対する懲戒処分件数は17件であり、その内訳は飲酒運転が7件、体罰が5件、交通事故が2件、窃盗が1件、情報漏えいが1件、飲酒後酩酊し住居侵入した事案が1件となっている。

県教育委員会としては、コンプライアンスリーダーによる職場研修、管理職を初めとする各階層別研修など、あらゆる機会に服務規律の確保と綱紀粛正を求めてきたところであり、また、懲戒処分を行った際には、各学校や関係機関に対して非違行為の通知を行っているが、その際に概要や処分内容等をできるだけ示し、改めて綱紀粛正について呼びかけているところである。

今後は、これまでの取り組みに加え、民間企業の取り組みを参考にするなど、さまざまな観点からより実効性のある再発防止策を検討していきたいと考えている。

問) 県外進学大学生支援事業について、内容と支給内訳について聞きたい。

答) 当該事業は、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で県外進学を諦めていた子供たちに対して、県から支援する事業である。平成28年度以降、毎年25名に支援しており、給付開始から3年目の平成30年度には75名に対し、決算額で4741万円を給付している。その内訳として、支度金として25名に対して30万円、50名に対して月額7万円を1年間奨学金として支給している。

問) 琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業について、歴代法案は非常に大事であり教育現場でこれを活用できないか。

答) 近年では県立総合教育センターでの教員対象の研修会において歴代法案を活用した授業を提案したり、公文書館や県立図書館、県庁1階の県民ホール等でパネル展を行うなどのさまざま

な方法で普及に努めているところである。

今後は限られた学校の授業の中で、歴史教育、社会的なものの中にどのように取り入れていけるのか、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

問) ことしの7月に新聞報道で高校吹奏楽部での県費の不正使用について掲載されていたが、全体的な調査の状況はどうなっているか。

答) 今回の件については、教育長から全ての学校を調査するよりのことで、県教育委員会ではことしの8月に県立学校を含めた全施設について書面調査を実施した。また、8月中旬ごろから部活動を含めた私事関係に関する学校現場での緊急実地調査を行っている。これについては吹奏楽部等の規模の大きい21校の訪問調査を終えており、残り39校についても書面調査を行ったところであり、必要に応じて実地調査を行いたいと考えている。

これについては、11月までに調査を完了する予定となっており、現段階において21校の調査を実施したが、同様の事案はないところである。

別紙2 (文教厚生委員会)

要 調 査 事 項

1 保健医療部の不適正な会計処理への対応について (知事)

(要調査事項の内容)

感染症対策関連2事業に係る不適正な会計処理への保健医療部としての対応について、有印公文書偽造、補助金適正化法違反及び背任行為という違法性を認識しながら、第三者機関での調査を行わず、部内調査で処理しようとする姿勢に関して納得できないことから、知事の出席を求め説明を聞きたい。

なお、この事項については、代表監査委員からも緊急的監査に該当せず定期監査で対応すべきという認識が示されていること、部内で事務処理の流れを再検討し対策も示されていること、会計処理上も法的違反はなく審査は尽くされていることから、要調査事項には当たらないとの反対意見があった。

特記事項

1 保健医療部の不適正な会計処理に対する第三者機関での調査について

(特記事項の内容)

感染症対策関連2事業に係る不適正な会計処理について、不正事件であるため、県単独の内部調査ではなく、第三者機関を設置して客観的に真相究明することを求めること。

なお、この事項については、第三者機関の設置による究明と県民に対する説明を行うべきであるとの賛成意見とともに、担当部局で調査中であり、定期監査での重点的な調査に委ねるべきであるとの反対意見があった。

○土木環境委員会

様式2	令和元年10月23日
決算特別委員長 玉城武光殿	土木環境委員長 新垣清涼
決算調査報告書	
10月3日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1 委員会における質疑・答弁の内容 別紙1のとおり	
2 要調査事項 特になし	
3 特記事項 特になし	

別紙1（土木環境委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【土木建築部】

問) 平成29年度と比較して土木費の決算額が191億円の大幅減となっているが、予算減額の影響によるものか。また、繰り越しの原因と予算減額との関係はどうなっているか。

答) 決算額は前年度からの繰越金も含めた額であり、平成29年度は執行率が上がったことや、沖縄都市モノレール延長事業の終了に伴ってハード交付金の予算が減ってきていることもあり、決算額の大幅な減となっている。今後、減額の影響を最小限にとどめられるよう、事業効果を早期に発現できる箇所への予算の張りつけや翌債等を活用した事業費の確保に努め、市町村への配分についても要望に沿えるようしっかりと協議しながら取り組んでいく。

また、繰り越しの主な要因は、計画変更によるものが約40%、関係機関との調整のおくれが約25%、用地取得難などで約9%となっている。また、繰り越しは、予定していた工事が用地交渉等の状況により次年度に持ち越さざるを得ない場合の手続きであり、基本的に予算の減額により繰り越しがふえることはない。

問) 本県における入札の不調・不落、応札ゼロの状況と他府県の状況、これらの原因及び対策はどうなっているか。

答) 土木建築部発注工事における入札の不調・不落は、過去5年間は20%から22%で推移しており、応札ゼロについては、過去3年間で平成28年度が56件、平成29年度が33件、平成30年度は68件となっている。他府県の状況は把握していないが、今後調査してみたいと考えている。

不調・不落等の原因としては、県内の建設工事の出来高が平成26年度と比較して3割以上増加している状況があること、少子高齢化等による技術者不足、積算単価や予定価格と現場での必要経費との乖離等、複合的な要素が考えられる。また、応札ゼロの主な傾向としては、小規模工事や離島関係工事である。

現在の対策としては、沖縄県建設産業ビジョンの中においても人材の確保・育成を柱に企業や業界団体と連携して総合的、計画的に取り組んでおり、技術者の兼任、実施設計単価の年2回から4回の見直し実施、離島における必要経費の計上や見積もり採用等を行っているところである。

問) 先の台風19号により県外で甚大な被害が発生しているが、同程度の台風が沖縄に来た場合の河川や下水道に係る被害の想定はどうなっているか。

答) 現在の河川事業については、30年から50年に1回の整備水準で改良を行っているが、先の台風19号の降雨量が過去最大の972ミリリットルで数千年に1回の規模であったことから、現状の河川ではオーバーフロー等があると考えられる。ただし、流域面積や護岸形態の違いも含め、県内のほとんどが地盤よりも下のほうに河川があり、決壊しても一部が浸水するだけで、県外河川のように1カ所の破堤で流域全部が浸水となるようなことは少ないと考えている。

また、下水道の排除方式は2種類あるが、県内の全市町村において雨水と汚水を区別した分流式を採用しており、汚水は全て終末処理場で処理をした上で海域へ放流している。一定以上の降雨時に汚水が未処理のまま河川に放流される可能性のある合流式ではないので、大雨においても公共用水域の水質環境に影響を与えるこ

とはない。

問) ハシゴ道路等のネットワークの構築について、現在の用地取得の進捗状況と取り組みについてどうなっているか。また、用地費も債務負担行為でしっかりと確保するような方法はないのか。

答) 代表的な南部東道路関係での用地取得の状況としては、事業を実施している4工区は100%、3工区は23%、5工区は32%となっており、令和8年度の暫定供用開始に向けて取り組んでいるところである。

事業を円滑に進めるため、都市計画決定の手続等において地元市町村への意見照会、住民説明会や公聴会を実施し、実施設計終了段階で、地権者に対し説明会を行い用地交渉に臨んでいるが、個別交渉に入ったときには、単価や補償内容の不満または相続関係人多数等により、交渉に時間を要することが多いのも事実である。

また、用地買収については、事業執行予定の前年度から土地開発公社と協議等を進めて早期に問題点を洗い出し、速やかに用地を取得できるように努めている。また、契約前の事業の説明業務等は民間コンサルタントへの委託も活用する等、しっかりと体制を整えた上で円滑にいくように取り組んでいくとともに、今後は、例えば大規模な補償物件が発生した場合等には、債務負担行為なども考慮しながら検討していきたい。

問) 中城湾港の整備の進捗状況はどうなっているか。また、新港地区における定期船就航の実証実験の今後の展開及び大型船の着港に対応したハード整備の計画の有無について聞きたい。

答) 中城湾港のうち泡瀬地区については、スポーツコンベンション拠点の形成を図るため、緑地道の港湾施設整備と人工島へのアクセス橋梁の整備を進め、平成30年度は人工ビーチの養浜、緑地護岸、橋梁下部工等の工事を実施しており、事業全体の進捗状況としては国の埋立面積ベースで約70%、県の事業費ベースで約52%となっている。新港地区については、産業支援港湾として東埠頭の荷さばき施設の整備及び自動車貨物を一時保管するモータープールの整備を行っており、引き続き物流機能強化のための港湾施設の整備に取り組んでいきたい。

また、新港地区における定期船就航に向けた

実証実験は、平成29年度から商工労働部と連携しながら実施しており、平成30年度の実績として31回の寄港、1航海当たり409トンの荷物が運ばれ、今年度は新たに稼働した民間の物流倉庫の貨物も利用されている。事業として当初は3年程度を見込んでいたが、背後地の企業や船社と調整しながら継続実施を検討しており、外貿も含めた航路展開等の可能性もあると考えている。また、RORO船の大型化への対応や航路の安全確保の観点から、岸壁の延長やしゅんせつによる航路の拡幅について、国、船社及び地域関係者等と連携しながら今後検討していきたいと考えている。

問) 無電柱化推進事業について、大きな台風を想定した防災対策も含めて推進することが急務ではないかと考えるが、県の計画と整備率等はどうなっているか。

答) 無電柱化推進事業は、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、現在令和3年度までの整備延長目標を173キロメートルとしており、具体的には、沖縄総合事務局、沖縄県、関係市町村及び電線管理者で構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会において、整備箇所と整備延長等を定めた無電柱化推進計画を策定し、それに基づき事業を進めている。平成30年度末で154キロメートルの整備が完了し、同協議会の計画ベースの整備率としては約75.3%、道路総延長ベースで全国における平均が1%であるのに対し沖縄県は1.6%で全国10位、九州では1位の整備率となっており、県としても必要な事業としてしっかりと進めていきたいと考えている。

【環境部】

問) 世界自然遺産登録推進事業の概要等と、最近行われたIUCNの調査の状況について聞きたい。また、世界自然遺産登録推薦地に含まれている北部訓練場の返還地から米軍のものと思われる空砲等が見つかったとの報道もあり、返還地の浄化に関する責任のあり方や基地の騒音被害の影響等はどうなっているか。

答) 当該事業では、世界自然遺産登録の実現を確実に図るために、地域部会における将来の保全管理体制の構築、西表島における適正利用と西表島エコツーリズムの推進、イリオモテヤマネ

コの交通事故防止対策の検討、生態系を守るために林内の野犬、野猫を排除する野犬・野猫対策事業、世界自然遺産の普及啓発の5つの取り組みを実施している。10月5日から12日まで実施されたIUCNの現地調査においては、自然環境や保護の取り組みの状況調査、地域の意見交換会などが行われ、ヤンバル地域と西表地域を視察しながら、県の取り組みについて、十分に説明できたと考えている。

また、返還地に関しては、国で使用等調査や必要な廃棄物探査等を実施しているが、返還に当たっては、引き渡し後に葉きょう等の有害廃棄物等が発見された場合は国が責任を持って対応する旨の知事意見を出しており、沖縄防衛局からは所有者または関係者と調整して適切に対応したいという旨の回答を得ている。騒音被害についても、推薦地の生態系へ影響を及ぼすことがあればこれを回避するよう、米軍や国へ要請を行う等適切に対応していきたい。

問) 赤土等の流出防止対策の実績等はどうなっているか。また、根本的な対策として農林水産部や土木建築部との連携が大事だと考えるがどのように取り組んでいるか。

答) 沖縄県赤土等流出防止対策基本計画においては、76の監視海域で、令和3年までに赤土等流出量を約9万3000トン削減することを目標としているが、平成28年に行った中間評価の調査結果では、推定量として約2万7000トン、29.4%の削減となっている。

また、関係部局との連携については、各部長を委員とする沖縄県赤土等流出防止対策協議会等を設置し、その下部組織として各課長を委員とする幹事会やワーキングチーム会議等を関係部局課と設置しており、関係各課から取り組み状況の報告を受けたり、環境部からは陸域調査で確認された流出源情報及び流域別に有効とされている対策等について情報を共有する等連携を図っている。

問) ギンネム対策についてどのように取り組んでいるか。また、外来種としてのギンネムについては国際自然保護連合や国、県における位置づけはどうなっているか。

答) ギンネムについては、県が平成23年度に策定した緑化に関する行動計画において、ギンネム

などにより原野となった約8000ヘクタールのうち約20%を本来の植生に回復させることを目指している。令和元年度に外来植物防除対策事業を立ち上げており、ギンネムを含む外来植物の拡散防止及び駆除技術を確立し、防除対策マニュアルを策定する予定である。

また、ギンネムについては、国際自然保護連合の種の保存委員会が2000年に発表した世界の侵略的外来種ワースト100に該当し、生物多様性に深刻な影響を与える種として認識されている。環境省では生態系被害防止外来種リストの中の総合対策外来種の重点対策外来種とされ、県においては、沖縄県外来種対策指針に基づき、生態系への影響が大きい外来種を指定した沖縄県対策外来種リストの中において、防除対策外来種の対策種とされている。

問) 沖縄県自然環境再生モデル事業の概要とボタンウキクサ等の把握状況について聞きたい。また、平成30年度で終わる本事業を今後どう活用していくのか。

答) 当該事業では、平成27年に策定した沖縄県自然環境再生指針を全県的に普及推進するに当たり、平成27年度から平成30年度に東村慶佐次川流域でモデル事業を実施しており、地域関係者や専門家による協議会を立ち上げて、慶佐次川流域における自然環境再生事業に係る全体構想や利活用計画を策定するとともに、良好な河川環境を回復するため、ヒルギ林内の承水路の掘削や、魚類、底生生物の生息域であるワンドと呼ばれるよどみを設置し、テナガエビ類などの生息数の増加を確認した。なお、全体構想を策定する前に現況調査を行い、ボタンウキグサの植生状況を確認した結果、河川のほうに走っている道路沿いにボタンウキグサなどの外来種の進入が見られたため、村で対応することで検討しているところである。

また、これまでの本事業のノウハウなどを全県的に展開するために、今年度から自然環境再生支援事業を実施し希望する市町村に対して、技術的及び財政的支援を行っているところである。

問) 地中熱を利用した省エネ促進事業について、過去2年間の実証試験の結果も含めて現状はどうなっているか。また、まずは県庁など公共施

設へ導入し民間に広げていくことは考えていないか。

答) 平成29年度から県立総合教育センターへ実証用地中熱利用システムを設置して実証試験を実施した結果、冬期の暖房使用時及び夏期、夏場の冷房使用時において、最大4割程度の省エネ効果を確認している。ただ、このシステムについては東日本の特に冬場によく利用されているが、沖縄のような温暖地でのシステム構築は調整が必要だということもあり、商品化という観点からはまだ普及の手前であり情報収集の段階である。普及に当たってのネックは、ボーリング実施等の初期投資が非常に高額であることであり、一般的な普及には製品販売における保証体制や設置業者の確保等が重要になるため、今後も事業組合等との意見交換や情報収集をしながら普及を進めていきたいと考えている。

また、現時点で県庁舎内への導入計画はないが、他府県では庁舎内に設置した事例もあることから、今後検討していくことができればと考えている。

【企業局】

問) 座間味浄水場建設候補地の再検討の状況はどうなっているか。また、今回の計画変更に伴って無駄な費用が生じているのではないか。

答) 建設候補地の再検討については、ことしの6月に詳細調査業務を発注し、各候補地の測量を実施したところであり、その測量結果をもとに施設配置計画の検討を進めているところである。各候補地については、国立公園第3種特別地域であることから、地質調査の許可を得るために環境省との調整を進めているが、その結果を踏まえて、村との協議や住民説明会を行い、年内に選定したいと考えている。

また、変更に伴う費用としては、従来の候補地に係る調査設計業務等の費用が約5100万円、再検討に係る新たな調査費用が約3100万円となっているが、建設場所が変更されても従来分の調査設計業務の成果等の多くは活用できると考えている。事業のおくれや一部活用できない部分が生じたが、重要なライフラインとしての水道事業であるため、地元住民の理解を得て進めていきたい。

問) 厚生労働省が昨年秋に水道施設を緊急点検をした結果、浸水想定区域内にある水道施設の8割が浸水被害の対策をしていないとの報道があったがどのような状況か。

答) 昨年7月の西日本豪雨の際に水道施設が被害に遭い断水したことなどを受け、厚生労働省が全国の重要度の高い3152の水道施設について緊急点検を実施したところ、そのうちの約8割に当たる2552施設が浸水対策をとっていなかったとの報告があった。その際に、企業局の施設を調査した結果、90カ所ほどある企業局施設の全てが、浸水想定区域に位置していなかった。

問) 工業用水及び水道用水の施設老朽化に関し今後大量に更新時期を迎えるとのことだが、どのような内容か。また、水道の民営化への考えや民間委託の状況について聞きたい。

答) 企業局が所有する管路の総延長は約767キロメートルであり、このうち法定耐用年数を超えている管路が約224キロメートル、割合として約29%となっている。これまでの実績である年間約5キロメートルのペースで更新していくと、管路全てを更新するには153年かかる試算となるが、将来にわたり安定的に水道水を供給するために、財源を確保し適切に更新していきたいと考えている。

また、水道の民営化に関し、企業局としては公営企業として中長期の20年計画をつくっており、経営基盤の強化を図りながら引き続き安全な水道水を安定的に供給していきたいと考えている。民間委託については、平成23年度の石川浄水場を初め名護、西原、久志の各浄水場において、夜間、休日の運転管理業務を民間に委託しており、これまでの委託の状況を踏まえながら、今後も総合的に検討していきたいと考えている。

決算特別委員会等記録

令和2年7月

編集 沖縄県議会事務局政務調査課
電話(098)866-2576

発行 沖縄県議会事務局
那覇市泉崎1丁目2番3号
